

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>止、又は閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止する。</p> <p>(4) 外部火災による有毒ガス発生時には、外気取入ダンパの閉操作、換気空調設備の停止、又は、閉回路循環運転により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止する。</p> <p>(5) 外部火災による中央制御室へのばい煙侵入阻止に係る教育を定期的に実施する。</p> <p>(6) 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯の設定に係る火災防護に関する教育を定期的に実施する。</p> <p>(7) 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することについて火災防護に関する教育を定期的に実施する。</p> <p>(8) 外部火災発生時の初期消火活動について火災防護に関する教育を定期的に実施する。また、消火活動要員による消防訓練、総合的な訓練、運転操作等の訓練を定期的に実施する。</p> <p>(9) モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯内側に設置する運用とし、手順を定め、訓練を定期的に実施する。</p> <p>(10) 油計量タンクは常時空運用とする。</p>	<p>又は事故時運転モードへの切替えにより、建屋内へのばい煙の侵入を阻止する。</p> <p>(4) 外部火災による有毒ガス発生時には、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は事故時運転モードへの切替えにより、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止する。</p> <p>(5) 外部火災による中央制御室へのばい煙等の侵入阻止に係る教育を定期的に実施する。</p> <p>(6) 森林火災から評価対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る火災防護に関する教育を定期的に実施する。</p> <p>(7) 近隣の産業施設の火災・爆発から評価対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の火災防護に関する教育を定期的に実施する。</p> <p>(8) 外部火災発生時の予防散水に必要な消火対応力を維持するため、自衛消防隊を対象とした教育・訓練を定期的に実施する。</p>	<p>止、又は、閉回路循環運転への切替えにより、建屋内へのばい煙の侵入を阻止する。</p> <p>(4) 外部火災による有毒ガス発生時には、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転への切替えにより、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止する。</p> <p>(5) 障壁の防護機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(6) 外部火災による中央制御室へのばい煙等の侵入阻止に係る教育を定期的に実施する。</p> <p>(7) 森林火災から評価対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る火災防護に関する教育を定期的に実施する。</p> <p>(8) 近隣の産業施設の火災・爆発から評価対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の火災防護に関する教育を定期的に実施する。</p> <p>(9) 外部火災発生時の予防散水に必要な消火対応力を維持するため、自衛消防隊を対象とした教育・訓練を定期的に実施する。</p> <p>(10) モニタリングポスト及びモニタリングステーションが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯内側に設置する運用とし、手順を定め、訓練を定期的に実施する。</p> <p>(11) 3号炉油計量タンクは常時空運用とし、3号炉補助ボイラー燃料タンクは貯蔵量の管理上限を定めるとともに、当該貯蔵量を上回らないよう管理する。</p>	<p>【女川】名称の相違 【女川】運転名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】名称の相違 【女川】運転名称の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・泊は防護措置としてディーゼル発電機建屋に障壁を設置しているため保守管理について記載</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実(大飯参照)</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・泊は熱影響が大きかった3号炉油計量タンク及び3号炉補助ボイラー燃料タンクについて、貯蔵量を低減することで建屋のコンクリート表面温度を制限値以下としている</p>																														
<p>第1.11.1表 外部火災にて想定する火災</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災種別</th> <th>考慮すべき火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>発電所敷地外10km以内に発火点を設定した発電所に迫る火災</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近隣の産業施設の火災・爆発</td> <td>発電所敷地外10km以内に存在する石油コンビナート等の施設の水災・爆発</td> </tr> <tr> <td>発電所敷地内に存在する危険物タンクの水災</td> </tr> <tr> <td>航空機墜落による火災</td> <td>発電所敷地内に入庫する船舶の水災</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発電所敷地内への航空機墜落時の火災</td> </tr> </tbody> </table>	火災種別	考慮すべき火災	森林火災	発電所敷地外10km以内に発火点を設定した発電所に迫る火災	近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内に存在する石油コンビナート等の施設の水災・爆発	発電所敷地内に存在する危険物タンクの水災	航空機墜落による火災	発電所敷地内に入庫する船舶の水災		発電所敷地内への航空機墜落時の火災	<p>第1.8.9-1表 外部火災にて想定する火災</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災種別</th> <th>考慮すべき火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>発電所敷地外10km以内に発火点を設定した女川原子力発電所に迫る森林火災</td> </tr> <tr> <td>近隣の産業施設の火災・爆発</td> <td>発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発</td> </tr> <tr> <td>航空機墜落による火災</td> <td>発電所敷地内の危険物貯蔵施設等の火災</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発電所敷地内への航空機墜落時の火災</td> </tr> </tbody> </table>	火災種別	考慮すべき火災	森林火災	発電所敷地外10km以内に発火点を設定した女川原子力発電所に迫る森林火災	近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発	航空機墜落による火災	発電所敷地内の危険物貯蔵施設等の火災		発電所敷地内への航空機墜落時の火災	<p>第1.8.10.1表 外部火災にて想定する火災</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災種別</th> <th>考慮すべき火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>発電所敷地外10km以内に発火点を設定した発電所に迫る火災</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近隣の産業施設の火災・爆発</td> <td>発電所敷地外10km以内に存在する石油コンビナート等の火災・爆発</td> </tr> <tr> <td>発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</td> </tr> <tr> <td>航空機墜落による火災</td> <td>発電所敷地内への航空機墜落時の火災</td> </tr> </tbody> </table>	火災種別	考慮すべき火災	森林火災	発電所敷地外10km以内に発火点を設定した発電所に迫る火災	近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内に存在する石油コンビナート等の火災・爆発	発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災	航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災	<p>【別添資料2(1~3)】</p> <p>【別添2(1~3)】</p> <p>【別添資料1(1~2)】</p> <p>【別添1(1~2)】</p>
火災種別	考慮すべき火災																																
森林火災	発電所敷地外10km以内に発火点を設定した発電所に迫る火災																																
近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内に存在する石油コンビナート等の施設の水災・爆発																																
	発電所敷地内に存在する危険物タンクの水災																																
航空機墜落による火災	発電所敷地内に入庫する船舶の水災																																
	発電所敷地内への航空機墜落時の火災																																
火災種別	考慮すべき火災																																
森林火災	発電所敷地外10km以内に発火点を設定した女川原子力発電所に迫る森林火災																																
近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発																																
航空機墜落による火災	発電所敷地内の危険物貯蔵施設等の火災																																
	発電所敷地内への航空機墜落時の火災																																
火災種別	考慮すべき火災																																
森林火災	発電所敷地外10km以内に発火点を設定した発電所に迫る火災																																
近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内に存在する石油コンビナート等の火災・爆発																																
	発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災																																
航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p style="text-align: center;">第1.11.2表 外部火災防護施設</p> <p>1. 火災に対する直接的な影響を受ける施設</p> <table border="1" data-bbox="174 175 600 686"> <thead> <tr> <th>防護対象</th> <th>外部火災防護施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全機能の重要度分類 クラス1及びクラス2に 属する施設を内包する建 屋</td> <td>・原子炉熱源容器 ・原子炉周辺建屋 ・制御建屋 ・廃棄物処理建屋 ※消火活動による防護手段を期待 しない条件のもと、火元からの燃 焼距離で防護</td> </tr> <tr> <td>安全機能の重要度分類 クラス1及びクラス2に 属する屋外施設</td> <td>・海水ポンプ ※消火活動による防護手段を期待 しない条件のもと、火元からの燃 焼距離で防護</td> </tr> <tr> <td>安全機能の重要度分類 クラス3に属する施設</td> <td>・タービン建屋 ・特高開閉所 ・固体廃棄物貯蔵庫 ・モニタリングポスト他 ※屋内に設置している施設につい ては、壁面により防護することよ り、屋外施設については、防火帯 の内側に設置すること又は消火 活動等により防護</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【別添資料(1.3)：2-6外-別添1-6】</p> <p>2. 火災に対する二次的な影響を受ける施設</p> <table border="1" data-bbox="174 750 600 941"> <thead> <tr> <th>防護対象</th> <th>外部火災防護施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全機能の重要度分類 クラス1及びクラス2に 属する施設</td> <td>・海水ポンプ ・主蒸気減圧弁、排気筒等 ・換気空調設備 ・ディーゼル発電機 ・安全保護系計装盤 ・制御用空気圧縮機</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【別添資料(2.5.2)：2-6外-別添1-18】</p>	防護対象	外部火災防護施設	安全機能の重要度分類 クラス1及びクラス2に 属する施設を内包する建 屋	・原子炉熱源容器 ・原子炉周辺建屋 ・制御建屋 ・廃棄物処理建屋 ※消火活動による防護手段を期待 しない条件のもと、火元からの燃 焼距離で防護	安全機能の重要度分類 クラス1及びクラス2に 属する屋外施設	・海水ポンプ ※消火活動による防護手段を期待 しない条件のもと、火元からの燃 焼距離で防護	安全機能の重要度分類 クラス3に属する施設	・タービン建屋 ・特高開閉所 ・固体廃棄物貯蔵庫 ・モニタリングポスト他 ※屋内に設置している施設につい ては、壁面により防護することよ り、屋外施設については、防火帯 の内側に設置すること又は消火 活動等により防護	防護対象	外部火災防護施設	安全機能の重要度分類 クラス1及びクラス2に 属する施設	・海水ポンプ ・主蒸気減圧弁、排気筒等 ・換気空調設備 ・ディーゼル発電機 ・安全保護系計装盤 ・制御用空気圧縮機	<p style="text-align: center;">第1.8.9-2表 評価対象施設</p> <table border="1" data-bbox="728 175 1310 686"> <thead> <tr> <th>防護対象</th> <th>評価対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部火災防護対象施設</td> <td>・原子炉建屋 ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系 ディーゼル発電機を含む。） ・排気筒 ・復水貯蔵タンク ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ</td> </tr> <tr> <td>外部火災防護対象施設を 内包する建屋 （外部事象防護対象施設 である建屋を除く。）</td> <td>・タービン建屋 ・制御建屋</td> </tr> <tr> <td>外部火災の二次的影響を 受ける構築物、系統及び機 器</td> <td>・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系 ディーゼル発電機を含む。） ・換気空調系 ・安全保護系 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【別添資料1(1~3)】</p>	防護対象	評価対象施設	外部火災防護対象施設	・原子炉建屋 ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系 ディーゼル発電機を含む。） ・排気筒 ・復水貯蔵タンク ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ	外部火災防護対象施設を 内包する建屋 （外部事象防護対象施設 である建屋を除く。）	・タービン建屋 ・制御建屋	外部火災の二次的影響を 受ける構築物、系統及び機 器	・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系 ディーゼル発電機を含む。） ・換気空調系 ・安全保護系 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	<p style="text-align: center;">第1.8.10.2表 評価対象施設</p> <table border="1" data-bbox="1355 167 1948 502"> <thead> <tr> <th>防護対象</th> <th>評価対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部事象防護対象施設等</td> <td>・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・ディーゼル発電機建屋 ・循環水ポンプ建屋※1 ・タービン建屋 ・排気筒</td> </tr> <tr> <td>外部火災の二次的影響を受ける構築物、 系統及び機器</td> <td>・ディーゼル発電機 ・換気空調設備 ・安全保護系 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・主蒸気減圧弁、排気筒、主蒸気安全弁及び タービン補助給水ポンプ排気管 ・制御用空気圧縮機</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについて は、循環水ポンプ建屋に収納されており、直接火災の影響を受けることはないが、 周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、原子炉補機 冷却海水ポンプが取り込む冷却空気及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ を評価対象とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添1(1~3)】</p>	防護対象	評価対象施設	外部事象防護対象施設等	・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・ディーゼル発電機建屋 ・循環水ポンプ建屋※1 ・タービン建屋 ・排気筒	外部火災の二次的影響を受ける構築物、 系統及び機器	・ディーゼル発電機 ・換気空調設備 ・安全保護系 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・主蒸気減圧弁、排気筒、主蒸気安全弁及び タービン補助給水ポンプ排気管 ・制御用空気圧縮機	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・プラント設計の違い による対象設備の相違</p>
防護対象	外部火災防護施設																												
安全機能の重要度分類 クラス1及びクラス2に 属する施設を内包する建 屋	・原子炉熱源容器 ・原子炉周辺建屋 ・制御建屋 ・廃棄物処理建屋 ※消火活動による防護手段を期待 しない条件のもと、火元からの燃 焼距離で防護																												
安全機能の重要度分類 クラス1及びクラス2に 属する屋外施設	・海水ポンプ ※消火活動による防護手段を期待 しない条件のもと、火元からの燃 焼距離で防護																												
安全機能の重要度分類 クラス3に属する施設	・タービン建屋 ・特高開閉所 ・固体廃棄物貯蔵庫 ・モニタリングポスト他 ※屋内に設置している施設につい ては、壁面により防護することよ り、屋外施設については、防火帯 の内側に設置すること又は消火 活動等により防護																												
防護対象	外部火災防護施設																												
安全機能の重要度分類 クラス1及びクラス2に 属する施設	・海水ポンプ ・主蒸気減圧弁、排気筒等 ・換気空調設備 ・ディーゼル発電機 ・安全保護系計装盤 ・制御用空気圧縮機																												
防護対象	評価対象施設																												
外部火災防護対象施設	・原子炉建屋 ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系 ディーゼル発電機を含む。） ・排気筒 ・復水貯蔵タンク ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ																												
外部火災防護対象施設を 内包する建屋 （外部事象防護対象施設 である建屋を除く。）	・タービン建屋 ・制御建屋																												
外部火災の二次的影響を 受ける構築物、系統及び機 器	・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系 ディーゼル発電機を含む。） ・換気空調系 ・安全保護系 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ																												
防護対象	評価対象施設																												
外部事象防護対象施設等	・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・ディーゼル発電機建屋 ・循環水ポンプ建屋※1 ・タービン建屋 ・排気筒																												
外部火災の二次的影響を受ける構築物、 系統及び機器	・ディーゼル発電機 ・換気空調設備 ・安全保護系 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・主蒸気減圧弁、排気筒、主蒸気安全弁及び タービン補助給水ポンプ排気管 ・制御用空気圧縮機																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1.8.9.3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (1/3)

号炉	危険物設備名	製造所の別	品名	最大数量	詳細評価可否
1号炉	補助ボイラー設備	一般取扱所	第四班 第三石油類 原油	67.08kL	×
1号炉	620 kL 軽油貯蔵タンク	屋外タンク貯蔵所	第四班 第二石油類 軽油	620 kL	○
1号炉	非常用ディーゼル発電設備	一般取扱所	第四班 第二石油類 原油	50.26 kL	×
1号炉	主油タンク、油清浄機、油冷却タンク	一般取扱所	第四班 第四石油類 潤滑油	35.7 kL	×
2号炉	880 kL 軽油貯蔵タンク(A)	地下タンク貯蔵所	第四班 第二石油類 軽油	880 kL	×
2号炉	880 kL 軽油貯蔵タンク(B)	地下タンク貯蔵所	第四班 第二石油類 軽油	880 kL	×
2号炉	170 kL 軽油貯蔵タンク(C)	地下タンク貯蔵所	第四班 第二石油類 軽油	170 kL	×
2号炉	非常用ディーゼル発電設備(9)	一般取扱所	第四班 第二石油類 原油	41.66 kL	×
2号炉	非常用ディーゼル発電設備(10)	一般取扱所	第四班 第四石油類 潤滑油	8.8 kL	×
2号炉	非常用ディーゼル発電設備(11)	一般取扱所	第四班 第二石油類 原油	41.66 kL	×
2号炉	高圧中心スプレイ系ディーゼル発電設備	一般取扱所	第四班 第四石油類 潤滑油	1.8 kL	×
2号炉	タービン潤滑設備	一般取扱所	第四班 第四石油類 潤滑油	127.88 kL	×
3号炉	880 kL 軽油貯蔵タンク(A)	屋外タンク貯蔵所	第四班 第二石油類 軽油	880 kL	○
3号炉	880 kL 軽油貯蔵タンク(B)	屋外タンク貯蔵所	第四班 第二石油類 軽油	880 kL	○
3号炉	非常用ディーゼル発電設備(9)	一般取扱所	第四班 第二石油類 原油	41.11 kL	×
3号炉	非常用ディーゼル発電設備(10)	一般取扱所	第四班 第四石油類 潤滑油	7.8 kL	×
3号炉	非常用ディーゼル発電設備(11)	一般取扱所	第四班 第二石油類 原油	41.11 kL	×
3号炉	高圧中心スプレイ系ディーゼル発電設備	一般取扱所	第四班 第四石油類 潤滑油	1.8 kL	×
3号炉	タービン潤滑設備	一般取扱所	第四班 第四石油類 潤滑油	120.5 kL	×

補注付箇所：評価対象となる設備

第1.8.10.3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (1/4)

号炉	施設名	製造所の別	危険物		数量	詳細評価可否
			品名	類		
1号炉	ディーゼル発電機 燃料油貯蔵槽	地下タンク貯蔵所	第2石油類 軽油	4	461.6 kL	×
2号炉	ディーゼル発電機 燃料油貯蔵槽	地下タンク貯蔵所	第2石油類 軽油	4	461.6 kL	×
3号炉	ディーゼル発電機 燃料油貯蔵槽(A側)	地下タンク貯蔵所	第2石油類 軽油	4	285.93 kL	×
3号炉	ディーゼル発電機 燃料油貯蔵槽(B側)	地下タンク貯蔵所	第2石油類 軽油	4	285.9 kL	×
3号炉	燃料タンク(SA)【設置予定】	地下タンク貯蔵所	第2石油類 軽油	4	60 kL	×
1,2号炉	補助ボイラー燃料タンク	屋外タンク貯蔵所	第3石油類 A重油	4	600 kL	×
3号炉	補助ボイラー燃料タンク	屋外タンク貯蔵所	第3石油類 A重油	4	720 kL	○
1号炉	油計量タンク	屋外タンク貯蔵所	第4石油類 潤滑油	4	79 kL	×
3号炉	油計量タンク	屋外タンク貯蔵所	第4石油類 潤滑油	4	110 kL	×
1号炉	ディーゼル発電設備 燃料油・潤滑油装置	一般取扱所	第2石油類 軽油	4	59.9 kL	×
2号炉	ディーゼル発電設備 燃料油・潤滑油装置	一般取扱所	第2石油類 軽油	4	59.9 kL	×
3号炉	ディーゼル発電設備 燃料油・潤滑油装置	一般取扱所	第2石油類 軽油	4	75.3 kL	×
1号炉	タービン潤滑油装置	一般取扱所	第4石油類 潤滑油	4	73 kL	×
2号炉	タービン潤滑油装置	一般取扱所	第4石油類 潤滑油	4	73 kL	×
3号炉	タービン潤滑油装置	一般取扱所	第4石油類 潤滑油	4	110 kL	×
1,2号炉	補助ボイラー燃料油装置	一般取扱所	第3石油類 A重油	4	98 kL	×
3号炉	補助ボイラー燃料油装置	一般取扱所	第3石油類 A重油	4	114.6 kL	×
1,2号炉	油倉庫	屋内貯蔵所	第2石油類 軽油	4	4 kL	×
3号炉	油倉庫	屋内貯蔵所	第2石油類 軽油	4	24 kL	×
3号炉	油庫	屋内貯蔵所	第2石油類 軽油	4	4 kL	×
1号炉	代替非常用発電機	一般取扱所	第2石油類 軽油	4	7,392 kL	×
1号炉	代替非常用発電機	一般取扱所	第4石油類 潤滑油	4	0,144 kL	×
2号炉	代替非常用発電機	一般取扱所	第2石油類 軽油	4	7,392 kL	×
2号炉	代替非常用発電機	一般取扱所	第4石油類 潤滑油	4	0,144 kL	×
2号炉	代替非常用発電機	一般取扱所	第2石油類 軽油	4	7,392 kL	×
2号炉	代替非常用発電機	一般取扱所	第4石油類 潤滑油	4	0,144 kL	×
3号炉	代替非常用発電機	一般取扱所	第2石油類 軽油	4	7,392 kL	×
3号炉	代替非常用発電機	一般取扱所	第4石油類 潤滑油	4	0,144 kL	×

緑字付箇所：評価対象となる設備

第1.8.10.3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (2/4)

号炉	施設名	製造所の別	危険物		数量	詳細評価可否
			品名	類		
3号炉	可搬型代替電源車	一般取扱所	第2石油類 軽油	4	3.88 kL	×
3号炉	可搬型代替電源車	一般取扱所	第4石油類 潤滑油	4	0.1 kL	×
3号炉	可搬型代替電源車	一般取扱所	第2石油類 軽油	4	3.88 kL	×
3号炉	可搬型代替電源車	一般取扱所	第4石油類 潤滑油	4	0.1 kL	×
3号炉	可搬型代替電源車	一般取扱所	第2石油類 軽油	4	3.88 kL	×
3号炉	可搬型代替電源車	一般取扱所	第4石油類 潤滑油	4	0.1 kL	×
その他	可搬型代替電源車	一般取扱所	第2石油類 軽油	4	3.88 kL	×
その他	可搬型代替電源車	一般取扱所	第4石油類 潤滑油	4	0.1 kL	×
その他	可搬型代替電源車	一般取扱所	第2石油類 軽油	4	3.88 kL	×
その他	可搬型代替電源車	一般取扱所	第4石油類 潤滑油	4	0.1 kL	×
3号炉	可搬型タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第2石油類 軽油	4	3.88 kL	×
3号炉	可搬型タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第2石油類 軽油	4	3.88 kL	×
3号炉	可搬型タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第2石油類 軽油	4	3.88 kL	×
3号炉	可搬型タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第2石油類 軽油	4	3.88 kL	×

【女川】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違
 【大飯】記載内容の相違
 (女川実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1.8.9-3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (2/3)

号炉	危険物種類	製造年等の別	危険物品名	性状	最大容量	詳細評価書
その他	大容量発電機油	一新取品所	第四期 第二石油類	潤滑油	74,025ℓ	○ (参照(空))
その他	大容量発電機油	地下タンク貯蔵所	第四期 第二石油類	潤滑油	10,541	○
その他	タンクローリ	移動式タンク貯蔵所	第四期 第二石油類	引油	4,541	×
その他	タンクローリ	移動式タンク貯蔵所	第四期 第二石油類	潤滑油	4,541	× (参照(空))
その他	タンクローリ	移動式タンク貯蔵所	第四期 第二石油類	潤滑油	3,864ℓ	×
その他	タンクローリ	移動式タンク貯蔵所	第四期 第二石油類	引油	4,541	×
その他	タンクローリ (第2停置エリア)	移動式タンク貯蔵所	第四期 第二石油類	潤滑油	100ℓ	○ (貯留容量、容量)
その他	タンクローリ (第3停置エリア)	移動式タンク貯蔵所	第四期 第二石油類	潤滑油	100ℓ	○ (貯留容量、容量)
その他	タンクローリ (第4停置エリア)	移動式タンク貯蔵所	第四期 第二石油類	潤滑油	100ℓ	○ (貯留容量、容量)
その他	ガスステーション発電機用 軽油タンク	地下タンク貯蔵所	第四期 第二石油類	潤滑油	330ℓ	× (積下装置)

緑字：箇所：評価対象となる設備

第1.8.9-3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (3/3)

号炉	設備名	危険物の種類	数量	詳細評価書
共用	予備変圧器	絶縁油 (重油相当)	10,000ℓ	× (他評価に包絡)
1号炉	主変圧器	絶縁油 (重油相当)	100,000ℓ	× (他評価に包絡)
1号炉	起動変圧器	絶縁油 (重油相当)	40,000ℓ	× (他評価に包絡)
1号炉	所内変圧器	絶縁油 (重油相当)	14,000ℓ	× (他評価に包絡)
2号炉	主変圧器	絶縁油 (重油相当)	130,000ℓ	× (他評価に包絡)
2号炉	起動変圧器	絶縁油 (重油相当)	60,000ℓ	○
2号炉	所内変圧器	絶縁油 (重油相当)	15,000ℓ	○
2号炉	貯留変圧器	絶縁油 (重油相当)	7,400ℓ	× (他評価に包絡)
2号炉	補助ボイラー用変圧器	絶縁油 (重油相当)	34,800ℓ	○
2号炉	停止型原子炉減速機ポンプ 用電機駆動入力変圧器	絶縁油 (重油相当)	6,200ℓ	○
3号炉	主変圧器	絶縁油 (重油相当)	130,000ℓ	○
3号炉	起動変圧器	絶縁油 (重油相当)	40,000ℓ	○
3号炉	所内変圧器	絶縁油 (重油相当)	14,000ℓ	× (他評価に包絡)
3号炉	貯留変圧器	絶縁油 (重油相当)	7,400ℓ	○
3号炉	補助ボイラー用変圧器	絶縁油 (重油相当)	60,000ℓ	× (他評価に包絡)
3号炉	停止型原子炉減速機ポンプ 用電機駆動入力変圧器	絶縁油 (重油相当)	6,200ℓ	× (他評価に包絡)
共用	格納期間 プロパンガスボンベ	LPガス	1,900kg	× (屋内設置)
1号炉	補助ボイラー用 プロパンガスボンベ	LPガス	40kg	× (屋内設置)
1号炉	水素ガスボンベ	水素ガス	50,100kg	× (屋内設置)
2号炉	水素ガスボンベ	水素ガス	37,254kg	× (屋内設置)
2号炉	水素ガスボンベ	水素ガス	36,073kg	× (屋内設置)

緑字：箇所：評価対象となる設備

【別添資料(1)(2.2.2.5)】

第1.8.10.3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (3/4)

号炉	施設名	危険物の種類		数量	詳細評価書
		類	品名		
1,2号炉	エンジン排気ポンプ用 燃料タンク	4	第2石油類 軽油	400ℓ	× (屋内設置)
3号炉	ディーゼル補助排気ポンプ用 燃料タンク	4	第2石油類 軽油	400ℓ	× (屋内設置)
1,2号炉	循環水ポンプ油圧ユニット 油タンク	4	第4石油類 潤滑油	1,600ℓ	× (屋内設置)
3号炉	循環水ポンプ油圧ユニット 油タンク	4	第4石油類 潤滑油	1,910ℓ	× (屋内設置)
1号炉	3次冷却ポンプ電動機 油回収タンク	4	第4石油類 潤滑油	1,500ℓ	× (屋内設置)
2号炉	3次冷却ポンプ電動機 油回収タンク	4	第4石油類 潤滑油	1,500ℓ	× (屋内設置)
3号炉	3次冷却ポンプ電動機 油回収タンク	4	第4石油類 潤滑油	1,500ℓ	× (屋内設置)
3号炉	緊急時対策用発電機	4	第2石油類 軽油	450ℓ	× (他評価に包絡)
3号炉	緊急時対策用発電機	4	第2石油類 軽油	450ℓ	× (他評価に包絡)
3号炉	緊急時対策用発電機 【設置予定】	4	第2石油類 軽油	450ℓ	× (他評価に包絡)
3号炉	緊急時対策用発電機 【設置予定】	4	第2石油類 軽油	450ℓ	× (他評価に包絡)
3号炉	緊急時対策用発電機 【設置予定】	4	第2石油類 軽油	450ℓ	× (他評価に包絡)
3号炉	緊急時対策用発電機 【設置予定】	4	第2石油類 軽油	450ℓ	× (他評価に包絡)
3号炉	緊急時対策用発電機 【設置予定】	4	第2石油類 軽油	450ℓ	× (他評価に包絡)
3号炉	緊急時対策用発電機 【設置予定】	4	第2石油類 軽油	450ℓ	× (他評価に包絡)
3号炉	緊急時対策用発電機 【設置予定】	4	第2石油類 軽油	450ℓ	× (他評価に包絡)
3号炉	可搬型大容量海水送水ポンプ車	4	第2石油類 軽油	990ℓ	× (他評価に包絡)
3号炉	可搬型大容量海水送水ポンプ車	4	第2石油類 軽油	990ℓ	× (他評価に包絡)
その他	可搬型大容量海水送水ポンプ車	4	第2石油類 軽油	990ℓ	× (他評価に包絡)
3号炉	可搬型直流電源用発電機	4	第2石油類 軽油	250ℓ	× (他評価に包絡)
3号炉	可搬型直流電源用発電機	4	第2石油類 軽油	250ℓ	× (他評価に包絡)
3号炉	可搬型直流電源用発電機	4	第2石油類 軽油	250ℓ	× (他評価に包絡)
3号炉	可搬型直流電源用発電機	4	第2石油類 軽油	250ℓ	× (他評価に包絡)
3号炉	可搬型直流電源用発電機	4	第2石油類 軽油	250ℓ	× (他評価に包絡)
その他	可搬型直流電源用発電機	4	第2石油類 軽油	250ℓ	× (他評価に包絡)
その他	可搬型直流電源用発電機	4	第2石油類 軽油	250ℓ	× (他評価に包絡)
その他	可搬型直流電源用発電機	4	第2石油類 軽油	250ℓ	× (他評価に包絡)
その他	可搬型直流電源用発電機	4	第2石油類 軽油	250ℓ	× (他評価に包絡)

第1.8.10.3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (4/4)

号炉	施設名	危険物の種類	数量	詳細評価書
1号炉	主変圧器	1種4号 軽油 (重油相当)	90.0 kL	× (他評価に包絡)
1号炉	起動変圧器	1種4号 軽油 (重油相当)	41.0 kL	× (他評価に包絡)
1号炉	所内変圧器	1種4号 軽油 (重油相当)	22.0 kL	× (他評価に包絡)
2号炉	主変圧器	1種4号 軽油 (重油相当)	77.0 kL	× (他評価に包絡)
2号炉	起動変圧器	1種4号 軽油 (重油相当)	41.0 kL	× (他評価に包絡)
2号炉	所内変圧器	1種4号 軽油 (重油相当)	22.0 kL	× (他評価に包絡)
1,2号炉	予備変圧器	1種4号 軽油 (重油相当)	15.0 kL	× (他評価に包絡)
3号炉	主変圧器	1種4号 軽油 (重油相当)	107.0 kL	○
3号炉	予備変圧器	1種4号 軽油 (重油相当)	31.8 kL	× (他評価に包絡)
3号炉	起動変圧器 【設置予定】	1種4号 軽油 (重油相当)	15.0 kL	× (他評価に包絡)
1号炉	発電機ガスボンベ貯蔵庫	水素ガス (ボンベ)	945 m³	× (屋内設置)
2号炉	発電機ガスボンベ貯蔵庫	水素ガス (ボンベ)	945 m³	× (屋内設置)
3号炉	発電機ガスボンベ貯蔵庫	水素ガス (ボンベ)	1,120 m³	× (屋内設置)
1,2号炉	1次冷水素ボンベ室	水素ガス (ボンベ)	410 m³	× (屋内設置)
3号炉	1次冷水素ボンベ室	水素ガス (ボンベ)	230 m³	× (屋内設置)
共用	放射性廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫	プロパンガス	2,000 kg	× (屋内設置)
1,2号炉	補助ボイラー建屋	プロパンガス	180 kg	× (屋内設置)
3号炉	補助ボイラー建屋	プロパンガス	120 kg	× (屋内設置)

緑字：箇所：評価対象となる設備

【別添(1)(2.2.2.5)】

【女川】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違い
 による対象設備の相違
 【大飯】記載内容の相違
 (女川実績の反映)

【女川】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違い
 による対象設備の相違
 【大飯】記載内容の相違
 (女川実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
<p>第1.11.4表 落下事故のカテゴリと対象航空機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>落下事故のカテゴリ</th> <th>対象航空機</th> <th>離隔距離*2</th> <th>照射強度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計器飛行の民間航空機</td> <td>B747</td> <td>206m</td> <td>550 W/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有視界飛行の民間航空機</td> <td>大型航空機</td> <td>400</td> <td rowspan="2">（評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に含まれる）*1</td> </tr> <tr> <td>小型航空機</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自衛隊機又は米軍機</td> <td>空中空輸機等高高度での巡航が想定される大型固定翼機</td> <td>KC</td> <td>216m</td> </tr> <tr> <td>訓練空域内で飛行中及び訓練空域外を飛行中の他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</td> <td>F-15</td> <td>44m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 落下事故評価において考慮している航空機は、小型固定翼機及び小型回転翼機である。評価条件は、原子炉施設から距離が86m、燃料積載量が小型固定翼機の2m²程度であることから、自衛隊機又は米軍機において原子炉施設からの距離が44m、燃料積載量が15m²程度で評価していることを踏まえると、本評価は自衛隊機又は米軍機の落下による火災影響評価に含まれる。</p> <p>※2 離隔距離の設定に当たり、落下事故がない場合は、保守的に0.5回を用いた。</p> <p>【説明資料(2.3.2.2：2-6外・別添1-15)】</p>	落下事故のカテゴリ	対象航空機	離隔距離*2	照射強度	計器飛行の民間航空機	B747	206m	550 W/m ²	有視界飛行の民間航空機	大型航空機	400	（評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に含まれる）*1	小型航空機		自衛隊機又は米軍機	空中空輸機等高高度での巡航が想定される大型固定翼機	KC	216m	訓練空域内で飛行中及び訓練空域外を飛行中の他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	44m				<p>第1.8.9-4表 落下事故のカテゴリと対象航空機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">落下事故のカテゴリ</th> <th>対象航空機</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>照射強度 [W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計器飛行方式民間航空機</td> <td rowspan="2">航空機を巡航中</td> <td>大型民間航空機</td> <td>B747-400</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>小型民間航空機</td> <td>Do228-200</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">有視界飛行方式民間航空機</td> <td rowspan="3">訓練空域外を飛行中</td> <td>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機</td> <td>EC-767</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</td> <td>F-15</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>基地→訓練空域間往復時</td> <td>F-2</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「有視界飛行方式民間航空機の小型民間航空機」の落下事故の対象航空機のうち、燃料積載量が最大となるDo228-200であっても約2m²と少量であることから、Do228-200よりも燃料積載量が多く、かつ離隔距離が短い「自衛隊機又は米軍機」その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機の落下事故の評価に包摂されるため評価対象外とした。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p>	落下事故のカテゴリ		対象航空機	離隔距離 [m]	照射強度 [W/m ²]	計器飛行方式民間航空機	航空機を巡航中	大型民間航空機	B747-400	85	小型民間航空機	Do228-200	44	有視界飛行方式民間航空機	訓練空域外を飛行中	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	EC-767	111	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	21	基地→訓練空域間往復時	F-2	25	<p>第1.8.10.4表 落下事故のカテゴリと対象航空機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">落下事故のカテゴリ</th> <th>対象航空機</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>照射強度 [W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有視界飛行方式民間航空機</td> <td rowspan="2">大型固定翼機（固定翼機、回転翼機）</td> <td></td> <td>B747-400</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>小型固定翼機（固定翼機、回転翼機）</td> <td>Do228-200</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自衛隊機又は米軍機</td> <td rowspan="3">訓練空域内で訓練中</td> <td>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</td> <td>F-15</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機</td> <td>EC-767</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>訓練空域外を飛行中の他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</td> <td>F-15</td> <td>140</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料積載量が多く、離隔距離が短い「自衛隊機又は米軍機 訓練空域内で訓練中」その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機の落下事故の評価に包摂されるため評価対象外とした。</p> <p>※2：燃料積載量が多く、離隔距離が短い「有視界飛行方式民間航空機 大型固定翼機」の落下事故の評価に包摂されるため評価対象外とした。</p> <p>※3：対象航空機が同一で、離隔距離が短い「自衛隊機又は米軍機 訓練空域内で訓練中」その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機の落下事故の評価に包摂されるため評価対象外とした。</p> <p>【別添1(2.3)】</p>	落下事故のカテゴリ		対象航空機	離隔距離 [m]	照射強度 [W/m ²]	有視界飛行方式民間航空機	大型固定翼機（固定翼機、回転翼機）		B747-400	220	小型固定翼機（固定翼機、回転翼機）	Do228-200	40	自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	100	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	EC-767	230	訓練空域外を飛行中の他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	140	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による落下事故カテゴリの相違</p>
落下事故のカテゴリ	対象航空機	離隔距離*2	照射強度																																																																								
計器飛行の民間航空機	B747	206m	550 W/m ²																																																																								
有視界飛行の民間航空機	大型航空機	400	（評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に含まれる）*1																																																																								
	小型航空機																																																																										
自衛隊機又は米軍機	空中空輸機等高高度での巡航が想定される大型固定翼機	KC	216m																																																																								
	訓練空域内で飛行中及び訓練空域外を飛行中の他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	44m																																																																								
落下事故のカテゴリ		対象航空機	離隔距離 [m]	照射強度 [W/m ²]																																																																							
計器飛行方式民間航空機	航空機を巡航中	大型民間航空機	B747-400	85																																																																							
		小型民間航空機	Do228-200	44																																																																							
有視界飛行方式民間航空機	訓練空域外を飛行中	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	EC-767	111																																																																							
		その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	21																																																																							
		基地→訓練空域間往復時	F-2	25																																																																							
落下事故のカテゴリ		対象航空機	離隔距離 [m]	照射強度 [W/m ²]																																																																							
有視界飛行方式民間航空機	大型固定翼機（固定翼機、回転翼機）		B747-400	220																																																																							
		小型固定翼機（固定翼機、回転翼機）	Do228-200	40																																																																							
自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	100																																																																							
		空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	EC-767	230																																																																							
		訓練空域外を飛行中の他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	140																																																																							
<p>第1.11.6表 ばい煙による影響評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>影響評価設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器への影響</td> <td>換気空調設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機器への影響</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁、排気筒等</td> </tr> <tr> <td>室内の空気を取り込む機器</td> <td>安全保護系計装盤</td> </tr> <tr> <td></td> <td>制御用空気圧縮機</td> </tr> </tbody> </table> <p>【説明資料(2.5：2-6外・別添1-18)】</p>	分類	影響評価設備	機器への影響	換気空調設備	機器への影響	ディーゼル発電機	海水ポンプ	主蒸気逃がし弁、排気筒等	室内の空気を取り込む機器	安全保護系計装盤		制御用空気圧縮機	<p>第1.8.9-5表 ばい煙等による影響評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>評価対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">機器への影響</td> <td>外気を取り込む屋外施設</td> </tr> <tr> <td>換気空調系で給気されるエリアの設置機器</td> </tr> <tr> <td>外気を取り込む屋外設置機器</td> </tr> <tr> <td>居住性への影響</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別添資料1(2.4)】</p>	分類	評価対象施設	機器への影響	外気を取り込む屋外施設	換気空調系で給気されるエリアの設置機器	外気を取り込む屋外設置機器	居住性への影響	中央制御室	<p>第1.8.10.5表 ばい煙等による影響評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>影響評価設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">機器への影響</td> <td>外気を取り込む設備</td> </tr> <tr> <td>換気空調設備で給気されるエリアの設置機器</td> </tr> <tr> <td>建屋外部に開口部を有する設備</td> </tr> <tr> <td>居住性への影響</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別添1(2.4)】</p>	分類	影響評価設備	機器への影響	外気を取り込む設備	換気空調設備で給気されるエリアの設置機器	建屋外部に開口部を有する設備	居住性への影響	中央制御室	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p>																																												
分類	影響評価設備																																																																										
機器への影響	換気空調設備																																																																										
機器への影響	ディーゼル発電機																																																																										
	海水ポンプ																																																																										
	主蒸気逃がし弁、排気筒等																																																																										
室内の空気を取り込む機器	安全保護系計装盤																																																																										
	制御用空気圧縮機																																																																										
分類	評価対象施設																																																																										
機器への影響	外気を取り込む屋外施設																																																																										
	換気空調系で給気されるエリアの設置機器																																																																										
	外気を取り込む屋外設置機器																																																																										
居住性への影響	中央制御室																																																																										
分類	影響評価設備																																																																										
機器への影響	外気を取り込む設備																																																																										
	換気空調設備で給気されるエリアの設置機器																																																																										
	建屋外部に開口部を有する設備																																																																										
居住性への影響	中央制御室																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉



第 1.11.4 図 自衛消防隊体制図

女川原子力発電所2号炉

第 1.8.9-8 表 自衛消防隊編成

機成	所属等	役割
自衛消防隊長	発電所長(1)	a. 自衛消防隊の全体指揮 b. 現場責任者及び現場指揮者の選任
自衛消防隊長代行者 副隊長	指名者(1)	a. 自衛消防隊長不在時の代行
統括管理者	保安部長(1)	a. 自衛消防隊の統括管理 b. 火災発生時の発電所本部での情報 提供及び統括管理
火災防衛対策管理者	防災課長(1)	a. 統括管理者の補佐 b. 消火方針の立案 c. 原子力安全のための火災防衛に関する 指導
通報連絡責任者	通報連絡責任者：発電課長(1)	a. 消防機関及び関係箇所への通報連絡 b. 初期消火要員への出動要請
現場責任者	現場責任者：特別管理班(1)	a. 消防機関への情報提供 b. 平日昼間：現場指揮本部までの誘導 平日夜間・休祭日：火災現場への誘導
現場指揮者	現場指揮者：特別管理班(1)	a. 火災現場確認 b. 火災現場での消火指揮 c. 消火器又は屋内消火栓による消火活動
消火担当	・ 平日昼間(常設防滅区域内) ・ 平日昼間(常設防滅区域外) ・ 平日夜間・休祭日 委託員(1)	a. 火災現場確認 b. 消火器又は屋内消火栓による消火活動
消防車隊	委託員(6)	a. 消防車隊の消防指揮 b. 消防自動車のアクセスルート及び配 信場所の指示等 c. 化学消防自動車の操縦員 d. 化学消防自動車の連結作業 e. 消防自動車による消火活動(筒先) f. 泡消火薬剤の補充 g. 消防ホースの延長等
消火班	班長：特別管理班(1) 副班長：特別管理班(1) 班員：各グループ員	a. 消火器、消火栓等により消火活動
避難誘導班	班長：特別管理班(1) 副班長：特別管理班(1) 班員：各グループ員	a. 消防機関の火災現場への誘導
情報連絡班	班長：特別管理班(1) 副班長：特別管理班(1) 班員：各グループ員	a. 社内関係箇所への連絡、本店対策室と の連絡調整 b. 火災情報の収集
総務班	班長：特別管理班(1) 副班長：特別管理班(1) 班員：各グループ員	a. 救護、警備
放射線管理班	班長：特別管理班(1) 副班長：特別管理班(1) 班員：各グループ員	a. プラント内の放射線の状況調査

()内は人数

泊発電所3号炉

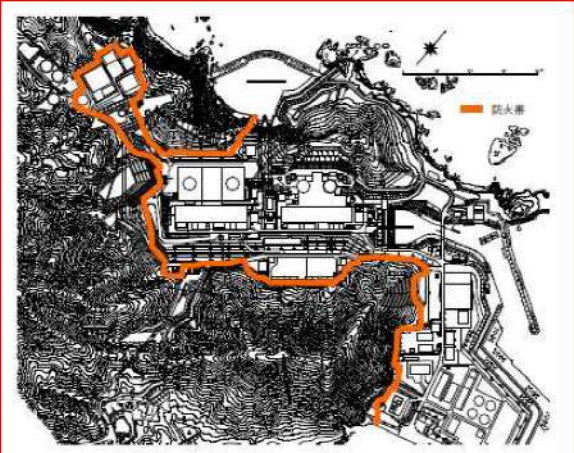
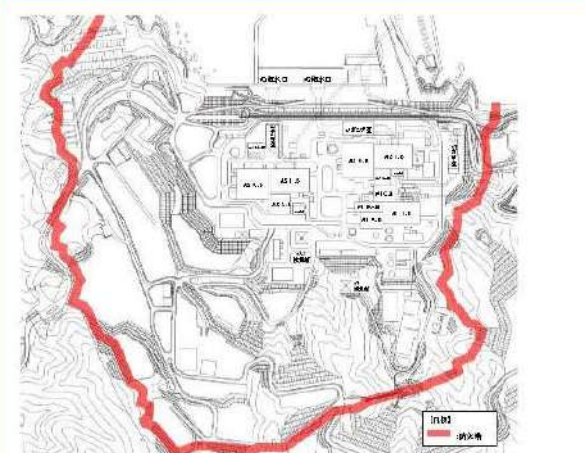
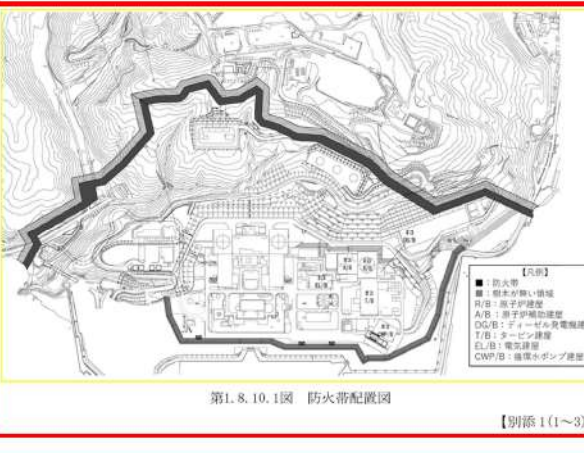


第 1.8.10.6 表 自衛消防隊編成

機成	所属等	役割
自衛消防隊長 (統括管理者)	発電所次長(1)	a. 自衛消防隊全体を指揮・統括 b. 公設消防との活動方針を統括
自衛消防隊長代行者	運営課長(1)	a. 自衛消防隊長不在時の任務を代行
連絡者	発電課長(当直)(1)	a. 連絡者及び関係箇所への通報連絡 b. 初期消火要員への出動要請 (平日夜間・休祭日)
通報者	・ 平日昼間 運営課長(1) ・ 平日夜間・休祭日 事務系当番者(1)	a. 公設消防及び関係箇所への通報連絡 b. 初期消火要員への出動要請(平日昼間)
現場指揮者	・ 平日昼間 机上社員(1) ・ 平日夜間・休祭日 当直員(1)	a. 初期消火活動の統括指揮 b. 火災状況等を公設消防先着隊へ情報伝達
消火担当	委託員(3)	a. 消火器又は消火栓による消火活動 b. 消防自動車による消火活動(筒先) c. 消防用ホースの延長 d. 泡消火薬剤の化学消防自動車への補給
消防車操作担当	委託員(2)	a. 消防自動車の運転 b. 化学消防自動車、水筒付消防ポンプ自動車の 操縦員
消火補助担当	委託員(2)	a. 泡消火薬剤の運搬及び補給補助 b. 消火補助 c. 伝令及び伝令補助
案内誘導担当	委託員(1)	a. 公設消防を火災発生現場近傍へ誘導
本部指揮班	班長：運営課長(1) 副班長：運営課副長(1) 班員：各グループ員	a. 隊長の指示を受け、自衛消防隊各班を 指揮 b. 各班からの連絡・連絡を受けると共に、情 報を収集し隊長の判断を補佐
消火班	班長：運営課副長(1) 副班長：教育センター副長(1) 班員：各グループ員 初期消火要員 (連絡者、通報者を除く)	a. 消火器又は消火栓による消火活動 b. 火災状況等の情報収集
業務支援班 (避難誘導担当)	班長：総務課副長(1) 副班長：総務課副長(1) 班員：各グループ員	a. 避難場所への避難誘導
業務支援班 (救護担当)	班長：労務安全課副長(1) 副班長：労務安全課主任(1) 班員：各グループ員	a. 被災者への応急処置 b. 公設消防隊と連携 c. 被災者発生状況報告
放射線管理班	班長：安全管理課副長(1) 副班長：安全管理課員(1) 班員：各グループ員	a. 線量当量率、汚染レベルの測定 b. 公設消防隊員の誘導(管理区域域内) c. 自衛消防隊員及び公設消防隊員の除染 措置

()内は人数


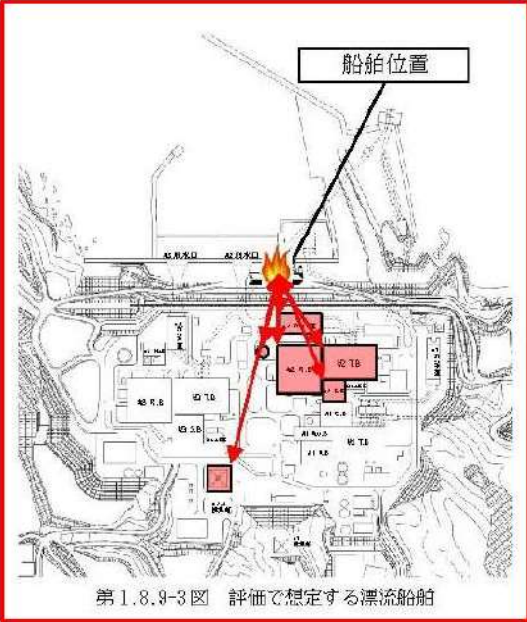
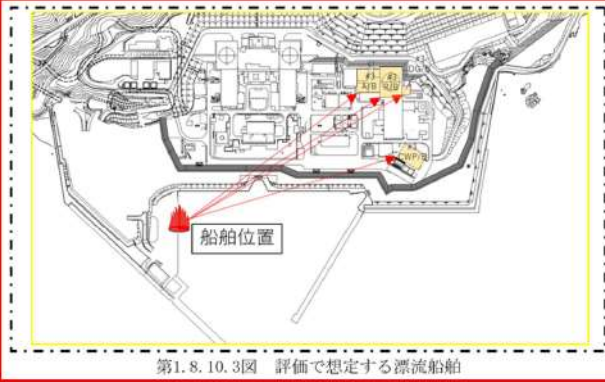
【女川・大飯】
体制の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1.11.1図 防火帯設置図 【説明資料(3.1:2-6外-別添1-20)】</p>	 <p>第1.8.9-1図 防火帯配置図 【別添資料1(1~3)】</p>	 <p>第1.8.10.1図 防火帯配置図 【別添1(1~3)】</p>	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による防火帯配置の相違</p>
	 <p>第1.8.9-2図 発電所周辺に位置する危険物貯蔵施設等 【別添資料1(2.2.2.2)】</p>	 <p>第1.8.10.2図 発電所周辺に位置する危険物貯蔵施設等 【別添1(2.2.2.2)】</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による危険物貯蔵施設等の相違 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>第1.11.5表 物揚岸壁に停泊する船舶</p> <table border="1" data-bbox="94 178 674 352"> <thead> <tr> <th>船舶</th> <th>燃料</th> <th>容量</th> <th>影響先</th> <th>距離 距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3号炉原子炉周辺棟屋</td> <td>751m</td> </tr> <tr> <td>燃料等輸送船</td> <td>重油</td> <td>560kt</td> <td>3号炉及び4号炉 海水ポンプ</td> <td>626m</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第1.11.3図 船舶配置図</p>	船舶	燃料	容量	影響先	距離 距離				3号炉原子炉周辺棟屋	751m	燃料等輸送船	重油	560kt	3号炉及び4号炉 海水ポンプ	626m	 <p>第1.8.9-3図 評価で想定する漂流船舶</p>	 <p>第1.8.10.3図 評価で想定する漂流船舶</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>追而【基準津波審査の反映】 (上記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため)</p> </div>	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による船舶 位置の相違</p>
船舶	燃料	容量	影響先	距離 距離														
			3号炉原子炉周辺棟屋	751m														
燃料等輸送船	重油	560kt	3号炉及び4号炉 海水ポンプ	626m														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

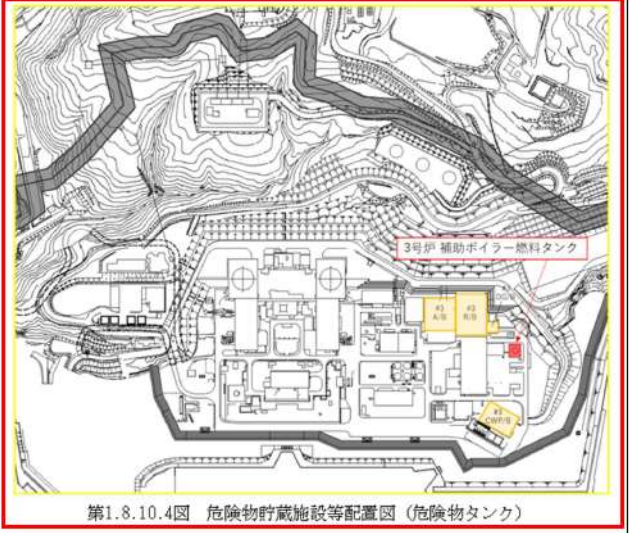
相違理由

第1.11.3表 発電所敷地内に設置している屋外の評価対象危険物タンク

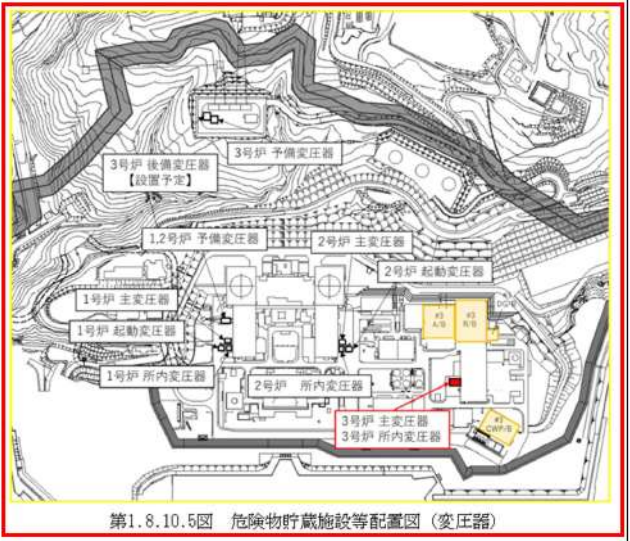
タンク名	燃料	燃料量	影響先	離隔距離
補助ボイラ燃料タンク	重油	500kl	3号炉原子炉周辺建屋	90m
1号炉及び2号炉油計量タンク	タービン油	100kl [※]	3号炉及び4号炉海水ポンプ	320m

※ 空運用とする

第1.11.2図 危険物タンク配置図
 【説明資料(2.2.2.2:2-6外-別添1-11)】



【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・地域特性による配置の相違



【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による配置の相違
 【大飯】記載内容の相違
 （女川実績の反映）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 適合性説明 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>1 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について</p> <p>(11) 森林火災 森林火災については、過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に発火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(2.1.2：2-6外-別添1-7)(2.1.3：2-6外-別添1-8)】</p>	<p>(3) 適合性説明 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定し、設計基準を設定するに当たっては、発電所の立地地域である女川町に対する規格・基準類による設定値及び発電所の最寄りの気象官署である「石巻特別地域気象観測所」で観測された過去の記録並びに「大船渡特別地域気象観測所」で観測された過去の記録をもとに設定する。また、これらの自然現象ごとに関連して発生する可能性がある自然現象も含める。</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。</p> <p>発電用原子炉施設のうち安全施設は、以下のとおり条件を設定し、自然現象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(11) 森林火災 敷地外の森林から出火し、敷地内の植生へ延焼するおそれがある場合は、自衛消防隊が出動し、予防散水等の延焼防止措置を行う。また、敷地内の植生へ延焼した場合であっても、森林火災シミュレーション（FARSITE）による影響評価に基づいた防火帯幅を確保すること等により、安全機能が損なわれることはない。</p>	<p>(3) 適合性説明 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定し、設計基準を設定するに当たっては、発電所の立地地域である泊村に対する規格・基準類による設定値及び発電所の最寄りの気象官署である「寿都特別地域気象観測所」で観測された過去の記録並びに「小樽特別地域気象観測所」で観測された過去の記録をもとに設定する。また、これらの自然現象ごとに関連して発生する可能性がある自然現象も含める。</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。</p> <p>発電用原子炉施設のうち安全施設は、以下のとおり条件を設定し、自然現象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(11) 森林火災 敷地外の森林から出火し、敷地内の植生へ延焼するおそれがある場合は、自衛消防隊が出動し、予防散水等の延焼防止措置を行う。また、敷地内の植生へ延焼した場合であっても、森林火災シミュレーション（FARSITE）による影響評価に基づいた防火帯幅を確保すること等により、安全施設が安全機能を損なわれることはない。</p>	<p>【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】地域名の相違 【女川】観測所名の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、ばい煙発生時の二次的影響に対して、外気を取り入れる空調系、外気を設備内に取り込む機器及び室内の空気を取り込む機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで安全施設が安全機能を損なわない設計とする。 【説明資料(2.5.2：2-6 外-別添1-18)】</p> <p>第3項について</p> <p>(3) 爆発 発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。 また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から外部火災防護施設までの離隔距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。 【説明資料(2.2.2.1：2-6 外-別添1-10)】</p>	<p>また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.1)】</p> <p>森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調系統、屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.4)】</p> <p>第3項について 発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）は、発電所及びその周辺での発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。 安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。 ここで、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>(3) 爆発 発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。 発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、安全機能を損なわない設計とする。 発電所前面の海域には主要航路がなく、発電所から主要航路まで20km以上離れていることから、発電所内の港湾施設には液化石油ガス輸送船舶の入港は想定されないため、発電所周辺の海域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。</p>	<p>また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。 【別添1(2.1)】</p> <p>森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調設備及び屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。 【別添1(2.4)】</p> <p>第3項について 発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）は、発電所及びその周辺での発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。 安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。 ここで、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>(3)爆発 発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。 発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、安全機能を損なわない設計とする。 発電所前面の海域には主要航路がなく、発電所から主要航路まで30km以上離れていることから、発電所内の港湾施設には液化石油ガス輸送船舶の入港は想定されないため、発電所周辺の海域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。</p>	<p>【大飯】記載内容の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】名称の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート等の施設の火災</p> <p>発電所の近くには、火災により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から外部火災防護施設までの離隔距離を確保していることから、火災時の輻射熱の影響を受けるおそれはない。</p> <p>【説明資料(2.2.2.1: 2-6外-別添1-10)】</p> <p>d. 発電所港湾内に入港する船舶の火災</p> <p>発電所港湾内に入港する船舶の火災発生時の輻射熱による外部火災防護施設の建屋表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.2.3: 2-6外-別添1-12)】</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災</p> <p>発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時の輻射熱による外部火災防護施設の建屋表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.2.2: 2-6外-別添1-11)】</p> <p>c. 航空機墜落による火災</p> <p>発電所敷地内への航空機墜落に伴う火災発生時の輻射熱による外部火災防護施設の建屋表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.3.2.3: 2-6外-別添1-17)】</p> <p>e. 二次的影響（ばい煙等）</p> <p>発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災及び発電所港湾内に入港する船舶の火災に伴うばい煙等発生時の</p>	<p>また、上記以外の安全施設については、離隔距離の確保、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2)】</p> <p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の火災</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により評価対象施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、火災による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所港湾内の船舶で火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2)】</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による評価対象施設の建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.5)】</p> <p>c. 航空機墜落による火災</p> <p>原子炉建屋周辺に航空機が墜落し、燃料火災が発生した場合、直ちに公設消防へ通報するとともに、自衛消防隊が出動し、速やかに初期消火活動を行う。</p> <p>航空機が外部事象防護対象施設等である原子炉建屋等の周辺で墜落確率が10^{-7}回/炉・年以上になる地点へ墜落することを想定しても、火災の影響により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等）</p> <p>石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時の</p>	<p>また、上記以外の安全施設については、離隔距離の確保、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添1(2.2)】</p> <p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の火災</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により評価対象施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、火災による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所港湾内の船舶で火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添1(2.2)】</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による評価対象施設の建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添1(2.2.2.5)】</p> <p>c. 航空機墜落による火災</p> <p>原子炉建屋周辺に航空機が墜落し、燃料火災が発生した場合、直ちに公設消防へ通報するとともに、自衛消防隊が出動し、速やかに初期消火活動を行う。</p> <p>航空機が外部事象防護対象施設等である原子炉建屋等の周辺で墜落確率が10^{-7}回/炉・年以上になる地点へ墜落することを想定しても、火災の影響により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添1(2.3)】</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等）</p> <p>石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時の</p>	<p>【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>の二次的影響に対して、外気を取り入れる空調系、外気を設備内に取り込む機器及び室内の空気を取り込む機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.5.2：2-6外-別添1-18)】</p> <p>(5) 有毒ガス 発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように外気取入ダンパを閉操作等する。又は、閉回路循環運転により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から離隔距離を確保することで、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.5：2-6外-別添1-18)】</p> <p>1.3 気象等</p> <p>2.2.4 その他の資料による一般気象</p> <p>(1) 森林火災 森林火災検討に係る大飯発電所の最寄りの気象観測所（舞鶴特別地域気象観測所、小浜地域気象観測システム）の気象データ（気温、湿度、風速）（2003年～2012年）及び大飯発電所の位置する福井県の森林火災発生状況（2002年～2011年）⁶⁾について、第2.2.18表に示す。</p> <p>また、森林火災発生件数の多い3月～6月における最寄りの気象観測所（小浜地域気象観測システム）の気象データ（卓越風向）について、第2.2.19表に示す。</p>	<p>二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調系統及び屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p> <p>2. 気象</p> <p>2.2 最寄りの気象官署の資料による一般気象</p> <p>2.2.5 その他の資料による一般気象</p> <p>2.2.5.2 森林火災 森林火災検討に係る女川原子力発電所の最寄りの気象観測所（「石巻特別地域気象観測所」及び「江ノ島気象観測所」）の気象データ（最高気温、最大風速、最大風速記録時の風向、最小湿度）（2008年～2017年）及び発電所の位置する宮城県「消防防災年報」（2006年～2015年）について、第2.2-32表、第2.2-33表に示す。</p> <p>また、森林火災発生件数の多い3月～5月における最寄りの気象観測所（「江ノ島気象観測所」）の気象データ（卓越風向）について、第2.2-34表に示す。</p>	<p>二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調設備及び屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添1(2.4)】</p> <p>1.3 気象等</p> <p>2. 気象</p> <p>2.2 最寄りの気象官署の資料による一般気象</p> <p>2.2.4 その他の資料による一般気象</p> <p>(1) 森林火災 森林火災検討に係る泊発電所の気象観測設備の気象データ（最高気温、最大風速、最大風速記録時の風向、最多風向及び最小湿度）（2003～2012年）及び発電所の位置する北海道の「林野火災被害統計書」（1993～2012年）について、第2.2.20表に示す。</p> <p>また、森林火災発生件数の多い4月～6月における泊発電所の気象観測設備の気象データ（卓越風向）について、第2.2.21表に示す。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【女川】名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） ・泊・女川は外部火災に伴う有毒ガスの影響は、d.二次的影響（ばい煙等）に含んでいる。</p> <p>【女川】記載方針の相違 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・泊は気象データの精度を上げるため、森林火災の発火点に最も近い発電所構内の気象データを使用していることによる相違及び地域特性による評価データの相違（最新データの確認は添付資料2_別紙2-10にて記載） 【女川】記載方針の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

第2.2.18表 気象データ（気温、湿度、風速）及び森林火災発生件数

月	福井県 月別森林火災 発生頻度 ^{※1}	気象条件		
		最高気温 ^{※2} [℃]	最小湿度 ^{※3} [%]	最大風速 ^{※2} [m/s]
1月	1	16.0	23	20.0
2月	1	21.3	19	20.0
3月	10	23.4	10	20.0
4月	25	30.9	11	19.7
5月	9	31.0	16	21.0
6月	12	35.9	19	15.0
7月	2	37.8	20	15.5
8月	11	38.1	29	15.0
9月	6	37.4	29	18.0
10月	1	29.4	29	21.0
11月	1	25.5	24	15.1
12月	1	19.8	23	22.0

※1：福井県統計年報（2002年～2011年版）
 ※2：小浜 地域気象観測システム（アメダス）観測記録（2003年～2012年）
 ※3：舞鶴特別地域気象観測所 観測記録（2003年～2012年）

第2.2.19表 気象データ（卓越風向）

風向	最大風速（日単位） における風向の 出現回数 ^{※4}	
	最大風速 （日単位） の 出現回数 ^{※4}	最多風向 （日単位）の 出現回数 ^{※4}
北	164	196
北北東	0	0
北東	0	0
東北東	3	1
東	157	44
東南東	213	326
南東	71	115
南南東	5	83
南	10	71
南南西	3	3
南西	3	2
西南西	6	15
西	22	10
西北西	219	95
北西	195	78
北北西	239	181

※4：小浜 地域気象観測システム（アメダス）観測記録（2003年～2012年）

女川原子力発電所2号炉

第2.2-32表 月別の森林火災発生件数^{※1}

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
件数	25	30	93	139	70	33	8	16	8	5	8	9

注1：「福井県年報」（宮城県 2008年～2015年）より

第2.2-33表 気象データ（気温、風速、風向及び湿度）^{※2}

年月	江ノ島			石巻			
	最多風向	最高気温 [℃]	最大風速 [m/s]	風向	最高気温 [℃]	最小湿度 [%]	
2008年3月	西北西	13.7	17.0	北北東	16.2	23	14.1
2009年3月	西北西	16.2	14.3	北西	16.9	22	16.7
2010年3月	西北西	13.5	20.3	北北東	15.9	27	18.2
2011年3月	西北西	10.6	13.8	西北西	18.6	29	13.6
2012年3月	西北西	13.1	16.4	北北東	13.4	34	16.6
2013年3月	西北西	17.2	20.5	西北西	17.5	24	19.5
2014年3月	西北西	18.9	19.6	北北西	19.3	26	18.9
2015年3月	西北西	16.6	16.8	西北西	19.1	38	20.4
2016年3月	西北西	16.4	14.9	北西	16.7	21	14.1
2017年3月	西北西	14.2	16.4	北北東	13.3	28	17.3
2008年4月	北北東	19.9	20.5	北北東	20.5	35	21.3
2009年4月	西北西	21.5	18.4	北北東	22.4	39	15.6
2010年4月	西北西	18.2	14.8	西北西	16.1	28	14.0
2011年4月	欠測（震災による観測データ欠測）				21.0	39	15.6
2012年4月	西北西	18.7	17.1	南	21.1	24	16.5
2013年4月	西北西	19.7	18.7	西北西	22.5	38	17.9
2014年4月	西北西	19.9	16.9	西北西	21.6	35	14.9
2015年4月	北南南西	26.0	13.2	北西	24.0	38	13.6
2016年4月	南南西	18.6	17.2	西北西	20.9	38	16.8
2017年4月	西北西	21.3	19.8	西北西	25.2	20	18.3
2008年5月	北東	22.0	14.8	南東	24.4	38	16.3
2009年5月	南南西	23.2	13.5	西	24.9	37	16.5
2010年5月	北南南西 西北西	25.2	11.7	北西	27.1	26	13.4
2011年5月	欠測（震災による観測データ欠測）				22.7	26	23.8
2012年5月	西北西	21.7	12.9	西北西	24.2	33	16.4
2013年5月	南	22.3	14.2	北北東	25.5	27	13.6
2014年5月	南南西	24.6	16.3	西北西	30.0	21	14.8
2015年5月	南南西	25.9	11.9	西北西	28.2	23	14.6
2016年5月	北	27.6	11.1	西北西	30.7	38	14.7
2017年5月	南南西	28.9	12.9	西北西	28.0	26	12.8

注1：若狭特別地域気象観測所、江ノ島気象観測所 観測記録（2008年～2017年）

第2.2-34表 気象データ（卓越風向）^{※1}

風向	最多風向出現回数（日単位）			計
	3月	4月	5月	
北	3	18	25	46
北北東	35	27	28	90
北東	14	18	24	57
東北東	3	3	1	7
東	2	0	2	4
東南東	4	1	2	7
南東	3	3	4	10
南南東	8	9	7	24
南	11	24	42	77
南南西	27	41	56	123
南西	6	4	3	13
西南西	0	3	0	3
西	9	8	5	22
西北西	104	68	47	219
北西	30	18	16	64
北北西	20	17	8	45

注1：江ノ島気象観測所 観測記録（2008年～2017年）

泊発電所3号炉

第2.2.20表 気象データ（気温、風速、風向及び湿度）（2003～2012年）
及び北海道の森林火災発生状況（1993～2012年）

月	泊発電所（観測期間：2003～2012年）					北海道 1993-2012年 月別 火災発生 頻度 ^{※1}
	気温 [℃]	風速(m/s)		最多 風向	湿度 [%]	
	最高 気温	最大 風速	最大風速 記録時の 風向		最小 湿度	
4月	22.8	28.7	西	東	13	227
5月	24.7	28.2	東	東	14	231
6月	30.0	24.4	東南東	東	18	57

注1：「林野火災被害統計書（平成24年度版）北海道水産林務部」

【女川・大飯】

設計方針の相違
 ・地域特性による評価
 結果の相違（最新データ
 の確認は添付資料2-
 別紙2-10にて記載）

第2.2.21表 気象データ（卓越風向）^{※1}

風向	風向出現回数（時間単位）			計
	4月	5月	8月	
北	401	536	524	1461
北北東	371	443	299	1113
北東	699	753	591	2043
東北東	1753	1512	1431	4696
東	4058	4392	4389	12839
東南東	2251	2580	2174	7005
南東	1063	1072	787	2902
南南東	539	566	384	1489
南	375	361	256	892
南南西	203	156	136	495
南西	274	267	246	787
西南西	1003	777	560	2340
西	2775	2039	1688	6500
西北西	2866	2733	2890	8589
北西	2134	2743	3448	8323
北北西	781	1319	1660	3760

注1：泊発電所 観測記録（2003～2012年）

【女川・大飯】

設計方針の相違
 ・地域特性による評価
 結果の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 生物 10.2 植生</p> <p>発電所周辺の植生は、地方自治体の森林簿データ及び現地植生調査結果によると、内陸側の大部分に広葉樹が広がり、その中にスギ、ヒノキ及びマツが点在して分布している。また、国土交通省の国土数値情報によると、発電所の南側には、水田等の農用地が点在している。</p>	<p>9. 生物 9.2 植生</p> <p>女川原子力発電所3号炉増設に伴う環境影響調査において、植生に関する調査を実施している。その結果は以下のとおりである。</p> <p>発電所周辺地域における主な現存植生は、海岸部では、自然植生としてアカマツ林、砂浜植物群落、海崖植物群落等が、金華山にはブナ林、椿島及び八景島にはタブノキ林、アカマツ林、海崖植物群落等がみられる。代償植生としては、クロマツ植林、アカマツ植林及び二次林等がみられる。また、内陸部では、自然植生として丘陵地にわずかにモミ・イヌブナ林が、河川敷や沼には河辺植物群落及び池沼植物群落がみられる。代償植生としては、丘陵地を中心にコナラ・クリ林、アカマツ植林及び二次林、スギ植林等が多くみられ、平野部には水田が多くみられる。</p> <p>敷地を含む東西約6km、南北約4kmの範囲内地域における主な現存植生は、自然植生として海岸付近にタブノキ林、アカマツ林、砂浜植物群落、海崖植物群落がわずかにみられる。代償植生としては、集落付近に水田、畑地等が部分的にみられ、丘陵地にアカマツ二次林、コナラ・クリ林、スギ及びヒノキ植林、アカマツ植林等が広範囲にみられる。敷地内は、アカマツ二次林、アカマツ植林の中にコナラ・クリ林、スギ及びヒノキ植林等が錯綜して分布している。</p> <p>なお、女川原子力発電所において、周辺の森林火災により安全施設の安全機能が損なわれた記録はない。</p>	<p>10. 生物 10.2 植生</p> <p>泊発電所3号炉増設に伴う環境影響調査において、植生に関する調査を実施している。その結果は以下のとおりである。</p> <p>発電所周辺地域は、ほとんどが落葉広葉樹を主体とするミズナラープナクラス域に属しており、雷電山山腹、ニセコ山象尾根等は亜寒帯・亜高山帯に、雷電山、ニセコアンヌブリ及びイワオヌブリ山頂部は寒帯・高山帯に属している。</p> <p>自然植生として、ミズナラープナクラス域では下部針広混交林、エゾイタヤーシナノキ群落、ヤナギ低木群落、自然草原、風衝草原が、亜寒帯・亜高山帯ではアカエゾマツ群集、エゾマツ・ダケカンバ群落、ササ・ダケカンバ群落、ササ自然草原が、寒帯・高山帯ではコケモモ・ハイマツ群集、高山ハイデ及び風衝草原がみられる。また、海岸部の砂丘地、断崖部に砂丘植生、海岸断崖植生がみられる。</p> <p>代償植生として、ミズナラープナクラス域ではササ草原、ススキ草原、伐跡群落がみられる。また、植林地・耕作地植生として常緑針葉樹植林、トドマツ植林、アカエゾマツ植林、落葉針葉樹植林、落葉広葉樹植林、落葉果樹園、畑地、耕作放棄地雑草群落、牧草地、ゴルフ場、水田がみられる。</p>	<p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は後段に記載①(比較のため再掲) 【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による相違</p>
<p>6. 社会環境</p>	<p>10. 社会環境 10.3 産業活動</p> <p>女川町及び牡鹿町の総面積は、約139km²で、そのうち約82%は森林であり、約1.6%が農用地である。</p> <p>平成2年の国勢調査によると両町の就業者数は約10,900人であって、そのうち第一次産業が約30%、第二次産業約29%、第三次産業約41%であり、第三次産業の割合が若干高くなっている。</p> <p>各町の作業別就業者数を第10.3-1表に示す。</p> <p>主たる農産物は飼料作物であり、次いで稲、野菜等となっている。</p> <p>海産物としては、びんなが、めばち、かつお等、遠洋及び近海漁業の対象魚種のほか、沖合及び沿岸漁業では、いわし、さば、さんま、ひらめ・かれい類、すけとうだら、いかなご、いか類、いさだ、あわび類等が女川港等に水揚げされている。</p> <p>また、養殖業として、ほや、かき、わかめ、銀ざけ等の養殖が行われている。なお、発電所敷地周辺海域は女川町、牡鹿町寄磯、前網及び鮫浦の4漁協の漁場となっている。</p> <p>工業としては、漁港機能と共に発展してきた水産食品工業を中心に、船舶機械修理工業、製材業がある。</p> <p>両町と宮城県全体の主要農作物の収穫高（平成3年、4年）及び飼育家畜頭数、戸数（平成4年、5年）並びに漁業地区別の漁獲量</p>	<p>6. 社会環境 6.3 産業活動</p> <p>泊村とその周辺の神恵内村、共和町及び岩内町（以下泊村を含め「周辺町村」という。）の総面積⁽³⁾は、約606km²で、そのうち70%程度が山林であり、8%程度が原野である。</p> <p>平成7年の国勢調査⁽⁴⁾によると、周辺町村の就業者数は約14,600人であってそのうち農林水産業就業者が約15%、鉱業、建築業及び製造業就業者が約32%、残り約53%が卸売・小売業、飲食店、サービス業等に従事している。</p> <p>各町村の産業別就業者数を第6.3.1表に示す。</p> <p>主たる農作物⁽⁶⁾は牧草であり、次いで春植えばれいしょ、米となっている。</p> <p>海産物⁽⁸⁾としては、ほっけ、するめいか、さけが最も多く水揚げされている。なお、発電所周辺の海域は、泊村、盃、神恵内村及び岩内郡漁業協同組合の漁場となっている。</p> <p>主な工業⁽⁴⁾は、食料品製造業、窯業、出版等である。</p> <p>周辺町村の主要農作物の収穫量（平成8、9年）⁽⁵⁾⁽⁶⁾及び飼育家畜頭数、戸数（平成8、9年）⁽⁵⁾⁽⁶⁾並びに漁業地区別の漁獲量（平成7、8年）⁽⁷⁾⁽⁸⁾を第6.3.2表、第6.3.3表及び第6.3.4表に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p>


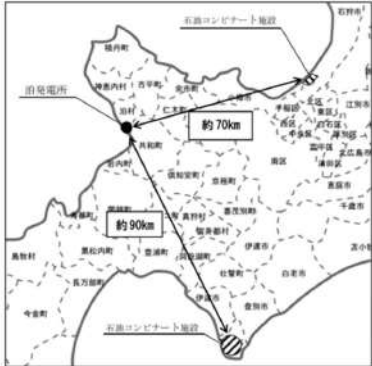
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(平成3年、4年)、養殖収穫量(平成3年、4年)を第10.3-2表から第10.3-5表に示す。</p> <p>また、本発電所敷地周辺の土地利用状況を第10.3-1図に示す。</p> <p>発電所の近くには、爆発、火災及び有毒ガスにより発電用原子炉施設の安全性を損なうような石油コンビナート等の施設はない。したがって、産業活動に伴う爆発、火災及び有毒ガスによって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>第10.3-1表 産業別就業者数 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-1表産業別就業者数」の記載内容に同じ。</p> <p>第10.3-2表 主要農産物種類別統計 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-2表主要農産物種類別統計」の記載内容に同じ。</p> <p>第10.3-3表 主要飼育家畜種類別統計 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-3表主要飼育家畜種類別統計」の記載内容に同じ。</p> <p>第10.3-4表 漁業地区別・魚種別漁獲量統計（属人） 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-4表漁業地区別・魚種別漁獲量統計（属人）」の記載内容に同じ。</p> <p>第10.3-5表 漁業地区別・種類別海面養殖業の収穫量（属人） 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-5表漁業地区別・種類別海面養殖業の収穫量（属人）」の記載内容に同じ。</p> <p>第10.3-1図 発電所敷地周辺の土地利用状況図 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-1図発電所敷地周辺の土地利用状況図」の記載内容に同じ。</p>	<p>また、発電所周辺の土地利用状況を第6.3.1図に示す。</p> <p>発電所の近くには、爆発、火災及び有毒ガスにより発電用原子炉施設の安全性を損なうような石油コンビナート等の施設はない。したがって、産業活動に伴う爆発、火災及び有毒ガスによって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>第6.3.1表 産業別就業者数 泊発電所原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉の増設）（平成15年7月2日付け、平成14・07・31原第2号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3.1表産業別就業者数」の記載内容に同じ。</p> <p>第6.3.2表 主要農作物種類別統計 泊発電所原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉の増設）（平成15年7月2日付け、平成14・07・31原第2号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3.2表主要農産物種類別統計」の記載内容に同じ。</p> <p>第6.3.3表 主要飼育家畜種類別統計 泊発電所原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉の増設）（平成15年7月2日付け、平成14・07・31原第2号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3.3表主要飼育家畜種類別統計」の記載内容に同じ。</p> <p>第6.3.4表 魚種別漁獲量統計 泊発電所原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉の増設）（平成15年7月2日付け、平成14・07・31原第2号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3.4表魚種別漁獲量統計」の記載内容に同じ。</p> <p>第6.3.1図 発電所敷地周辺の土地利用状況図 泊発電所原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉の増設）（平成15年7月2日付け、平成14・07・31原第2号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3.1図発電所敷地周辺の土地利用状況図」の記載内容に同じ。</p>	<p>【女川】記載表現の相違・発電所名及び申請内容の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違・発電所名及び申請内容の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違・発電所名及び申請内容の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違・発電所名及び申請内容の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の周辺町村では海面養殖業はない</p> <p>【女川】記載表現の相違・発電所名及び申請内容の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6.5 外部火災影響施設</p> <p>発電所から約78km離れた所に福井臨海地区の石油コンビナート施設がある。また、発電所周辺の石油コンビナート施設以外の主な産業施設として、おおい町にガソリンスタンド及び高浜町に日立造船株式会社若狭事業所（機械製造）がある（平成29年1月現在）。発電所周辺の石油コンビナート施設の位置を第6.5.1図に示す。</p>  <p>第6.5.1図 発電所周辺の石油コンビナート施設の位置</p> <p>1.4 設備等 該当なし</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>6.5 外部火災影響施設</p> <p>発電所から約70km離れた所に石狩地区の石油コンビナート施設、約90km離れた所に苫小牧地区の石油コンビナート施設がある。また、発電所周辺の石油コンビナート施設以外の主な産業施設として、共和町にガソリンスタンドがある。発電所周辺の石油コンビナート施設の位置を第6.5.1図に示す。</p>  <p>第6.5.1図 石油コンビナート等特別防災区域の位置</p> <p>10. 生物</p> <p>10.2 植生</p> <p>泊発電所3号炉増設に伴う環境影響調査において、植生に関する調査を実施している。その結果は以下のとおりである。</p> <p>発電所周辺地域は、ほとんどが落葉広葉樹を主体とするミズナラープナクラス域に属しており、雷電山山腹、ニセコ山彙尾根等は亜寒帯・亜高山帯に、雷電山、ニセコアンヌブリ及びびワオヌブリ山頂部は寒帯・高山帯に属している。</p> <p>自然植生として、ミズナラープナクラス域では下部針広混交林、エゾイタヤシナノキ群落、ヤナギ低木群落、自然草原、風衝草原が、亜寒帯・亜高山帯ではアカエゾマツ群落、エゾマツ-ダケカンバ群落、ササ-ダケカンバ群落、ササ自然草原が、寒帯・高山帯ではコケモモ-ハイマツ群落、高山ハイデ及び風衝草原がみられる。また、海岸部の砂丘地、断崖部に砂丘植生、海岸断崖植生がみられる。</p> <p>代償植生として、ミズナラープナクラス域ではササ草原、ススキ草原、伐跡群落がみられる。また、植林地・耕作地植生として常緑針葉樹植林、トドマツ植林、アカエゾマツ植林、落葉針葉樹植林、落葉広葉樹植林、落葉果樹園、畑地、耕作放棄地雑草群落、牧草地、ゴルフ場、水田がみられる。</p> <p>1.4 設備等 該当なし</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯参照）</p> <p>【大飯】 地域特性による石油コンビナート等特別防災区域及び産業施設の相違</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・女川は前段に記載① (比較は前段で実施)</p> <p>【女川】記載の充実 (大飯参照)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添1</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">設置許可基準規則等への適合状況説明資料 (外部火災)</p> <p style="text-align: center;">第6条：外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 基本事項</p> <p>1.2 想定する外部火災</p> <p>1.3 防護対象設備</p> <p>2. 火災の影響評価</p> <p>2.1 森林火災</p> <p>2.2 近隣の産業施設の火災・爆発</p> <p>2.3 航空機墜落による火災</p> <p>2.4 二次的影響の評価</p> <p>3. 安全機能を維持するための運用対策</p> <p>3.1 防火帯の確保</p> <p>3.2 消火活動に係る体制</p> <p>添付資料</p> <p>1. 外部火災の防護対象設備の考え方について</p> <p>2. FARSITE 解析に必要な入力データ（土地データ・気象データ）について</p> <p>3. FARSITE の解析結果について</p> <p>4. 防火帯の設定について</p> <p>6. 森林火災の到達時間（自衛消防隊の消火活動の成立性）について</p> <p>16. 外部火災時の屋外モニタリングポストの対応について</p> <p>5. 森林火災における温度影響評価について</p> <p>19. コンクリート耐熱200℃の根拠について</p> <p>17. 建屋外壁表面温度の評価式について</p> <p>15. 海水ポンプ附属設備の温度影響評価について</p> <p>18. 建屋外壁表面温度初期値の考え方について</p> <p>20. 石油コンビナート等の調査結果について</p> <p>8. 石油コンビナート等の火災・爆発による原子力発電所への影響評価について</p> <p>21. 輸送車両、有毒ガス、漂流船舶の衝突による影響について</p> <p>9. 敷地内におけるタンク火災による影響評価について</p>	<p style="text-align: right;">別添1</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">外部火災影響評価について</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 基本事項</p> <p>1.2 想定する外部火災</p> <p>1.3 防護対象設備</p> <p>2. 火災の影響評価</p> <p>2.1 森林火災</p> <p>2.2 近隣の産業施設の火災・爆発及び二次的影響（飛来物）</p> <p>2.3 航空機墜落による火災</p> <p>2.4 二次的影響（ばい煙、有毒ガス）の評価</p> <p>添付資料</p> <p>1. 外部火災影響評価対象の考え方について</p> <p>2. 森林火災による影響評価について</p> <p>3. 石油コンビナート等の火災・爆発について</p> <p>4. 燃料輸送車両の火災・爆発について</p> <p>5. 漂流船舶の火災・爆発について</p> <p>6. 敷地内における危険物施設の火災について</p>	<p style="text-align: right;">別添1</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">外部火災影響評価について</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 基本事項</p> <p>1.2 想定する外部火災</p> <p>1.3 防護対象設備</p> <p>2. 火災の影響評価</p> <p>2.1 森林火災</p> <p>2.2 近隣の産業施設の火災・爆発及び二次的影響（飛来物）</p> <p>2.3 航空機墜落による火災</p> <p>2.4 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）の評価</p> <p>添付資料</p> <p>1. 外部火災影響評価対象の考え方について</p> <p>2. 森林火災による影響評価について</p> <p>3. 石油コンビナート等の火災・爆発について</p> <p>4. 燃料輸送車両の火災・爆発について</p> <p>5. 漂流船舶の火災・爆発について</p> <p>6. 敷地内における危険物施設の火災について</p>	<p>【女川・大飯】 発電所名の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊、女川は2.1に記載</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 発電所敷地内への航空機落下による火災の影響評価について</p> <p>14. 航空機落下に起因する敷地内危険物タンクの火災による原子炉施設への影響について</p> <p>12. 火災影響評価のカテゴリ分けを考慮した航空機落下確率評価について</p> <p>11. 自衛隊機または米軍機の用途による分類について</p> <p>13. 航空機の落下による火災の影響評価に用いたデータについて</p> <p>7. ばい煙および有毒ガスの影響評価について</p> <p><概要></p> <p>1. において、想定する外部火災及び評価内容を整理するとともに、外部火災からの防護対象設備を整理する。</p> <p>2. において、想定する外部火災の影響評価結果について説明する。</p> <p>3. において、外部火災における原子炉施設の安全機能を維持するための運用対策を整理する。</p>	<p>7. 女川原子力発電所の敷地内への航空機墜落による火災について</p> <p>8. ばい煙及び有毒ガスの影響評価について</p> <p><概要></p> <p>1. において、想定する外部火災及び評価内容を整理するとともに、外部火災からの防護対象設備を整理する。</p> <p>2. において、想定する外部火災の影響評価結果及び原子炉施設の安全機能を維持するための運用対策を整理する。</p>	<p>7. 泊発電所の敷地内への航空機墜落による火災について</p> <p>8. ばい煙及び有毒ガスの影響評価について</p> <p><概要></p> <p>1. において、想定する外部火災及び評価内容を整理するとともに、外部火災からの防護対象設備を整理する。</p> <p>2. において、想定する外部火災の影響評価結果及び発電用原子炉施設の安全機能を維持するための運用対策を整理する。</p>	<p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川・大阪】記載表現の相違 【大阪】記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 基本事項</p> <p>原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、設置許可基準規則という。）」第6条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならないとされている。</p> <p>このため、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づき、外部火災影響評価を行い、外部火災により、安全施設へ影響を与えないこと及び発電所敷地外で発生する火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを評価する。</p> <p>1.2 想定する外部火災</p> <p>設置許可基準規則第6条において、敷地及び敷地周辺から想定される自然現象又は人為事象として森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発、飛来物（航空機墜落）を挙げている。</p> <p>このことから、想定する外部火災は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 森林火災 (2) 近隣の産業施設の火災・爆発 (3) 航空機墜落による火災</p> <p>また、具体的な評価内容等については、以下のとおりである。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 基本事項</p> <p>原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）」第6条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならないとされている。</p> <p>このため、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（以下、「外部火災影響評価ガイド」という。）に基づき、外部火災影響評価を行い、外部火災により、安全施設へ影響を与えないこと及び発電所敷地外で発生する火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを評価する。</p> <p>1.2 想定する外部火災</p> <p>設置許可基準規則第6条において、敷地及び敷地周辺から想定される自然現象又は人為事象として森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発、航空機墜落による火災を挙げている。</p> <p>このことから、想定する外部火災は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 森林火災 (2) 近隣の産業施設の火災・爆発 (3) 航空機墜落による火災</p> <p>また、具体的な評価内容等については、次のとおりである。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 基本事項</p> <p>原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）」第6条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならないとされている。</p> <p>このため、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（以下、「外部火災影響評価ガイド」という。）に基づき、外部火災影響評価を行い、外部火災により、安全施設へ影響を与えないこと及び発電所敷地外で発生する火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを評価する。</p> <p>1.2 想定する外部火災</p> <p>設置許可基準規則第6条において、敷地及び敷地周辺から想定される自然現象又は人為事象として森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発、航空機墜落による火災を挙げている。</p> <p>このことから、想定する外部火災は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 森林火災 (2) 近隣の産業施設の火災・爆発 (3) 航空機墜落による火災</p> <p>また、具体的な評価内容等については、次のとおりである。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p>																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>火災種別</th> <th>考慮すべき火災</th> <th>評価内容</th> <th>評価項目</th> <th>評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>発電所敷地外10km以内を発生点とした発電所に迫る森林火災</td> <td>・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく防護対象設備の熱影響評価</td> <td>・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価</td> <td>二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価</td> </tr> <tr> <td>近隣の産業施設の火災・爆発</td> <td>発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発</td> <td>・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離評価</td> <td>・危険距離評価</td> <td rowspan="3">二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">航空機墜落による火災</td> <td>発電所敷地内の危険物貯蔵設備の火災</td> <td>・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価</td> <td>・熱影響評価</td> </tr> <tr> <td>発電所港湾内に入港する船舶の火災</td> <td>・発電所港湾内に入港する船舶火災による熱影響評価</td> <td>・熱影響評価</td> </tr> </tbody> </table>	火災種別	考慮すべき火災	評価内容	評価項目	評価項目	森林火災	発電所敷地外10km以内を発生点とした発電所に迫る森林火災	・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく防護対象設備の熱影響評価	・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価	近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発	・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離評価	・危険距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価	航空機墜落による火災	発電所敷地内の危険物貯蔵設備の火災	・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価	・熱影響評価	発電所港湾内に入港する船舶の火災	・発電所港湾内に入港する船舶火災による熱影響評価	・熱影響評価	<p>第1.2-1表 外部火災評価内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災種別</th> <th>考慮すべき火災</th> <th>評価内容</th> <th>評価項目</th> <th>評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>発電所敷地外10km以内を発生点とした発電所に迫る森林火災</td> <td>・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく原子炉施設の熱影響評価</td> <td>・火災到達時間評価 ・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価</td> <td>二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価</td> </tr> <tr> <td>近隣の産業施設の火災・爆発</td> <td>発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発</td> <td>・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離及び危険限界距離評価</td> <td>・危険距離評価 ・危険限界距離評価</td> <td rowspan="3">二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">航空機墜落による火災</td> <td>発電所敷地内の危険物貯蔵設備の火災</td> <td>・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価</td> <td>・熱影響評価</td> </tr> <tr> <td>発電所敷地内への航空機墜落時の火災</td> <td>・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価</td> <td>・熱影響評価</td> </tr> </tbody> </table>	火災種別	考慮すべき火災	評価内容	評価項目	評価項目	森林火災	発電所敷地外10km以内を発生点とした発電所に迫る森林火災	・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく原子炉施設の熱影響評価	・火災到達時間評価 ・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価	近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発	・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離及び危険限界距離評価	・危険距離評価 ・危険限界距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価	航空機墜落による火災	発電所敷地内の危険物貯蔵設備の火災	・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価	・熱影響評価	発電所敷地内への航空機墜落時の火災	・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価	・熱影響評価	<p>第1.2-1表 外部火災評価内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災種別</th> <th>考慮すべき火災</th> <th>評価内容</th> <th>評価項目</th> <th>評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>発電所敷地外10km以内を発生点とした発電所に迫る森林火災</td> <td>・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく発電用原子炉施設の熱影響評価</td> <td>・火災到達時間評価 ・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価</td> <td rowspan="3">二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価</td> </tr> <tr> <td>近隣の産業施設の火災・爆発</td> <td>発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発</td> <td>・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離及び危険限界距離評価</td> <td>・危険距離評価 ・危険限界距離評価</td> </tr> <tr> <td>航空機墜落による火災</td> <td>発電所敷地内への航空機墜落時の火災</td> <td>・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価 ・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価</td> <td>・熱影響評価</td> </tr> </tbody> </table>	火災種別	考慮すべき火災	評価内容	評価項目	評価項目	森林火災	発電所敷地外10km以内を発生点とした発電所に迫る森林火災	・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく発電用原子炉施設の熱影響評価	・火災到達時間評価 ・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価	近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発	・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離及び危険限界距離評価	・危険距離評価 ・危険限界距離評価	航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災	・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価 ・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価	・熱影響評価
火災種別	考慮すべき火災	評価内容	評価項目	評価項目																																																												
森林火災	発電所敷地外10km以内を発生点とした発電所に迫る森林火災	・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく防護対象設備の熱影響評価	・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価																																																												
近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発	・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離評価	・危険距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価																																																												
航空機墜落による火災	発電所敷地内の危険物貯蔵設備の火災	・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価	・熱影響評価																																																													
	発電所港湾内に入港する船舶の火災	・発電所港湾内に入港する船舶火災による熱影響評価	・熱影響評価																																																													
火災種別	考慮すべき火災	評価内容	評価項目	評価項目																																																												
森林火災	発電所敷地外10km以内を発生点とした発電所に迫る森林火災	・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく原子炉施設の熱影響評価	・火災到達時間評価 ・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価																																																												
近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発	・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離及び危険限界距離評価	・危険距離評価 ・危険限界距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価																																																												
航空機墜落による火災	発電所敷地内の危険物貯蔵設備の火災	・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価	・熱影響評価																																																													
	発電所敷地内への航空機墜落時の火災	・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価	・熱影響評価																																																													
火災種別	考慮すべき火災	評価内容	評価項目	評価項目																																																												
森林火災	発電所敷地外10km以内を発生点とした発電所に迫る森林火災	・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく発電用原子炉施設の熱影響評価	・火災到達時間評価 ・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価																																																												
近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発	・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離及び危険限界距離評価	・危険距離評価 ・危険限界距離評価																																																													
航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災	・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価 ・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価	・熱影響評価																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.3 防護対象設備</p> <p>安全施設に対して、外部火災の影響を受けた場合、原子炉の安全性を確保するために必要な設計上の要求機能を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、安全機能を有する設備について外部火災に係る防護対象とする。</p> <p>安全機能を有する設備としては、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類審査指針」という。）において、安全機能を有する設備とされるクラス1、2、3に該当する構築物、系統及び機器が該当する。また、ガイドにおいても発電所敷地外で発生する火災が原子炉施設（ガイドにおける「原子炉施設」は、安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包するものに限る。）へ影響を与えないこと等評価することとされていることから、今回設定した防護対象と同様である。</p> <p>重大事故等対処設備については、上記設備を防護することにより、外部火災による重大事故の発生に至ることはないが、炉心損傷防止等の原子炉の安全性にかかる対策に大きな影響を与えるおそれがあることから、外部火災による影響が及ぶおそれがある場合には、保管位置から影響の及ばない位置に移動または防火帯幅の確保、外部火災に対する消火活動の実施により外部火災の熱影響を回避する。 （添付資料1）</p>	<p>1.3 防護対象設備（添付資料-1参照）</p> <p>安全施設に対して、外部火災の影響を受けた場合、原子炉の安全性を確保するために必要な設計上の要求機能を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、安全機能を有する設備について外部火災に係る防護対象とする。</p> <p>設置許可基準規則第6条における安全施設とは、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器（以下「安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器」という。）とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器（発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器、並びに、使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器。）に加え、それらを内包する建屋とする。</p> <p>安全施設に対して、外部火災の影響を受けた場合、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な設計上の要求機能を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、安全機能を有する設備について外部火災に対し安全機能を損なわない設計とする。</p>  <p>第1.3-1図 発電所構内全体図</p>	<p>1.3 防護対象設備（添付資料-1参照）</p> <p>安全施設に対して、外部火災の影響を受けた場合、発電用原子炉の安全性を確保するために必要な設計上の要求機能を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、安全機能を有する設備について外部火災に係る防護対象とする。</p> <p>設置許可基準規則第6条における安全施設とは、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器（以下「安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器」という。）とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設等は、外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器（発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器、並びに、使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器。）に加え、それらを内包する建屋とする。</p> <p>安全施設に対して、外部火災の影響を受けた場合、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な設計上の要求機能を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、安全機能を有する設備について外部火災に対し安全機能を損なわない設計とする。</p>  <p>第1.3-1図 発電所構内全体図</p>	<p>【女川・大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず）</p> <p>【女川】記載方針の相違・泊は外部事象防護対象施設を内包する建屋も含んだ表現としている 【女川】名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違・重大事故等対処設備に対する方針は女川、泊も添付資料1に大飯と同様の内容で記載）</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる対象設備の相違 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p>

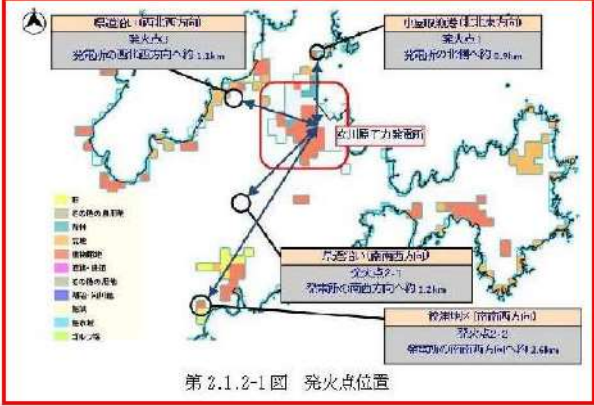
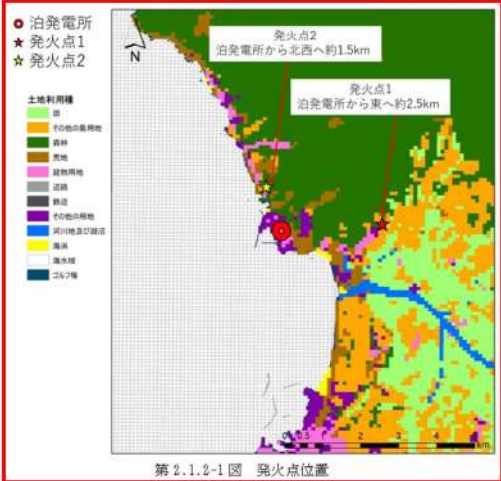
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

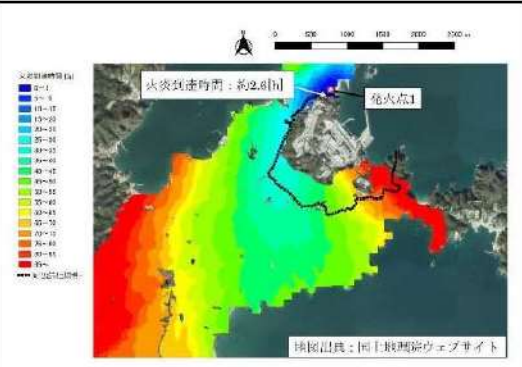
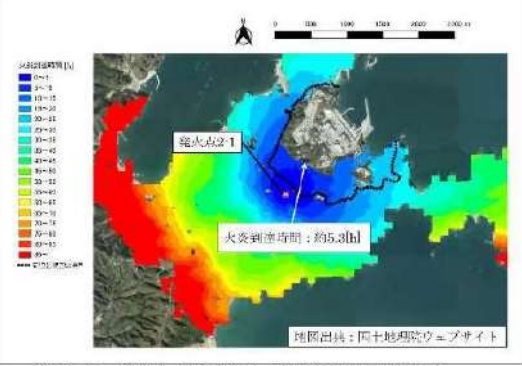
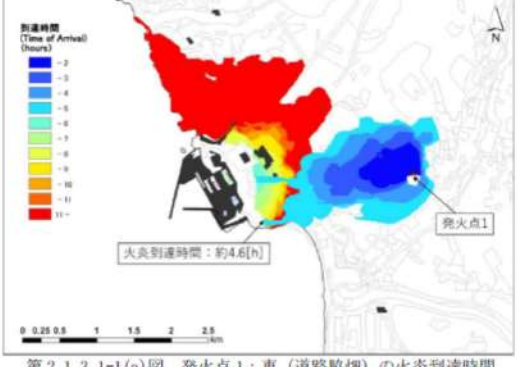
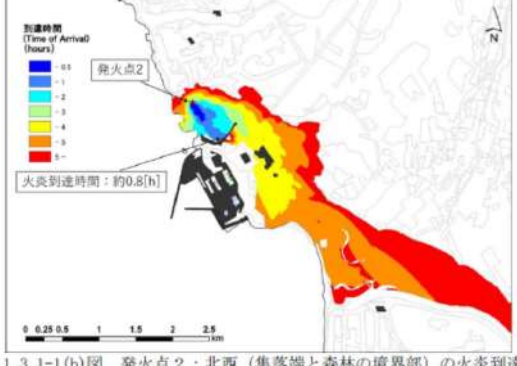
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>2. 火災の影響評価</p> <p>2.1 森林火災（添付資料2～6）</p> <p>2.1.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外で発生する森林火災が、発電所へ迫った場合でも原子炉施設に影響を及ぼさないことを以下の項目により評価している。</p> <p>(1) 火災の到達時間の評価</p> <p>(2) 防火帯幅の評価</p> <p>(3) 原子炉施設の熱影響</p> <p>(4) 危険距離の評価</p> <p>2.1.2 評価要領</p> <p>森林火災の解析にあたっては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」において推奨されている森林火災シミュレーション解析コードFARSITEを使用し、以下の設定により解析している。</p> <p>(1) 森林の現状を把握するため、職種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを入手し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。</p> <p>(2) 気象条件は、過去10年間を調査し、森林火災の発生件数が比較的多い月（3～6月）を考慮して、森林火災の延焼を拡大させる観点から、FARSITEの条件として適切と判断される最小湿度、最高気温及び最大風速を設定する。</p> <p>(3) 風向においても他の気象条件と同様、過去10年間を調査し、森林火災の発生件数が比較的多い月（3～6月）を考慮して、卓越風向を選定すべく、最大風速における風向および最多風向の出現回数を調査し、出現回数が多いものを設定する。なお、風向の選定にあたり、発火点と考えられない地点（人が立ち入る地点がない）の方向は対象から除外する。</p> <p>(4) 発火点は福井県における森林火災の最多発生原因である「野焼き」と「焚き火」を考慮し、火災が広がりやすい植生である田の領域を発火点として設定する。また、卓越風向（南東、南南東、南）がおおよそ発電所の風上方向となる様、発火点を3箇所設定する。</p>	<p>2. 火災の影響評価</p> <p>2.1 森林火災（添付資料-2参照）</p> <p>2.1.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外で発生する森林火災が、発電所へ迫った場合でも原子炉施設に影響を及ぼさないことを以下の項目により評価した。</p> <p>(1) 火災到達時間の評価</p> <p>(2) 防火帯幅の評価</p> <p>(3) 熱影響の評価</p> <p>(4) 危険距離の評価</p> <p>2.1.2 評価要領</p> <p>森林火災の解析にあたっては、外部火災影響評価ガイドにおいて推奨されている森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を使用し、以下の設定により解析した。</p> <div data-bbox="779 608 1256 1034" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第2.1.2-1表 森林火災評価のための入力データ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>データ種類</th> <th>発電所での評価で用いたデータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用データ</td> <td>国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。</td> </tr> <tr> <td>植生データ</td> <td>宮城県及び東北森林管理局より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に防火帯周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種、林齢により細分化した。</td> </tr> <tr> <td>地形データ</td> <td>基礎地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。 敷地内は、当社敷地図面図及び航空レーザ測量標高データを使用した。</td> </tr> <tr> <td>気象データ</td> <td>宮城県において森林火災の発生件数が多い3月から5月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。 なお、風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>10年間の気象観測データで確認された森林火災発生件数の多い3月から5月の卓越風向は北北東、南南西及び西北西の3つのグループに分けられる。よって、卓越風向グループの3方向ごとに人為的行為を想定した発火点を設定した。</p> <p>発火点は以下の4地点を設定した。</p>	データ種類	発電所での評価で用いたデータ	土地利用データ	国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。	植生データ	宮城県及び東北森林管理局より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に防火帯周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種、林齢により細分化した。	地形データ	基礎地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。 敷地内は、当社敷地図面図及び航空レーザ測量標高データを使用した。	気象データ	宮城県において森林火災の発生件数が多い3月から5月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。 なお、風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。	<p>2. 火災の影響評価</p> <p>2.1 森林火災（添付資料-2参照）</p> <p>2.1.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外で発生する森林火災が、発電所へ迫った場合でも発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを以下の項目により評価した。</p> <p>(1) 火災到達時間の評価</p> <p>(2) 防火帯幅の評価</p> <p>(3) 熱影響の評価</p> <p>(4) 危険距離の評価</p> <p>2.1.2 評価要領</p> <p>森林火災の解析にあたっては、外部火災影響評価ガイドにおいて推奨されている森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を使用し、以下の設定により解析した。</p> <div data-bbox="1346 639 1955 938" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第2.1.2-1表 森林火災評価のための入力データ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>データ種類</th> <th>発電所での評価で用いたデータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用データ</td> <td>国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。</td> </tr> <tr> <td>植生データ</td> <td>北海道より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に発電所周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢により細分化した。</td> </tr> <tr> <td>地形データ</td> <td>基礎地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。</td> </tr> <tr> <td>気象データ</td> <td>北海道において森林火災の発生件数が多い4月から6月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。 なお、風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>10年間の気象観測データで確認された森林火災発生件数の多い4月から6月の卓越風向は東及び北西の2つのグループに分けられる。よって、卓越風向グループの2方向ごとに人為的行為を想定した発火点を設定した。</p> <p>発火点は以下の2地点を設定した。</p>	データ種類	発電所での評価で用いたデータ	土地利用データ	国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。	植生データ	北海道より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に発電所周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢により細分化した。	地形データ	基礎地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。	気象データ	北海道において森林火災の発生件数が多い4月から6月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。 なお、風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。	<p>【女川・大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川に 記載統一：着色せず(1) ～(5)の範囲)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p>
データ種類	発電所での評価で用いたデータ																						
土地利用データ	国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。																						
植生データ	宮城県及び東北森林管理局より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に防火帯周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種、林齢により細分化した。																						
地形データ	基礎地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。 敷地内は、当社敷地図面図及び航空レーザ測量標高データを使用した。																						
気象データ	宮城県において森林火災の発生件数が多い3月から5月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。 なお、風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。																						
データ種類	発電所での評価で用いたデータ																						
土地利用データ	国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。																						
植生データ	北海道より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に発電所周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢により細分化した。																						
地形データ	基礎地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。																						
気象データ	北海道において森林火災の発生件数が多い4月から6月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。 なお、風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

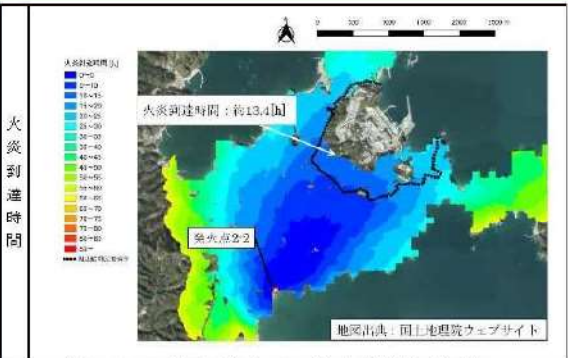
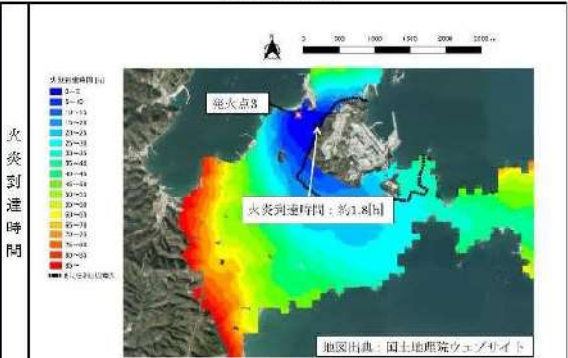
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 発火点1：発電所の南東約0.9kmの田の領域</p> <p>b. 発火点2：発電所の南南東約0.9kmの田の領域</p> <p>c. 発火点3：発電所の南西約1.5kmの田の領域</p> <p>(5) 発電所を含む南北13km、東西13kmの範囲を評価対象範囲として設定する。</p>	<p>(発火点1) 卓越風向の北北東方向において、民宿、社員寮等の居住区が存在する小屋取地区の漁港沿いに発火点を選定する（2号炉原子炉炉心の中心から約0.9km）。</p> <p>(発火点2-1) 卓越風向の南南西方向において、発電所に近い県道沿いに発火点を選定する（2号炉原子炉炉心の中心から約1.2km）。</p> <p>(発火点2-2) 卓越風向の南南西方向において、居住地区及び田が存在する鮫浦地区に発火点を選定する（2号炉原子炉炉心の中心から約2.6km）。</p> <p>(発火点3) 卓越風向の西北西方向において、発電所周辺の道路沿いから、発電所に近い地点に発火点を選定する（2号炉原子炉炉心の中心から約1.1km）。</p> <p>発電所を含む南、北及び西側へ12kmとし、東西16km、南北24kmの範囲を評価対象範囲として設定した。</p>	<p>(発火点1) 卓越風向の東方向において、社員寮等の居住区が存在する道路脇畑に発火点を選定する（3号炉原子炉炉心の中心から約2.5km）。</p> <p>(発火点2) 卓越風向の北西方向において、民家等の居住区が存在する集落端と森林の境界部に発火点を選定する（3号炉原子炉炉心の中心から約1.5kmの距離）。</p> <p>発電所を含む南、北、東及び西側へ13kmとし、東西26km、南北26kmの範囲を評価対象範囲として設定した。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 （泊も西側の海域にあたる範囲は評価対象外である）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p>
<p>2.1.3 評価結果</p> <p>2.1.3.1 火災の到達時間の評価</p> <p>想定される森林火災による防火帯境界までの到達時間は、評価上最も厳しいケースで2.7時間程度である。</p>	<p>第2.1.2-1図 発火点位置</p>  <p>第2.1.3 評価結果</p> <p>2.1.3.1 火災到達時間の評価</p> <p>(1) 火災到達時間</p> <p>想定した森林火災による防火帯境界までの火災到達時間は、最も到達時間が短い発火点3のケースで約1.8時間であることを確認した。</p>	<p>第2.1.2-1図 発火点位置</p>  <p>第2.1.3 評価結果</p> <p>2.1.3.1 火災到達時間の評価</p> <p>(1) 火災到達時間</p> <p>想定した森林火災による防火帯境界までの火災到達時間は、最も到達時間が短い発火点2のケースで約0.8時間であることを確認した。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p data-bbox="734 156 1303 178">第2.1.3.1-1表 火災到達時間</p> <table border="1" data-bbox="734 178 1285 316"> <thead> <tr> <th>発火点位置</th> <th>火災到達時間[h]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発火点1</td> <td>約2.8</td> </tr> <tr> <td>発火点2-1</td> <td>約5.3</td> </tr> <tr> <td>発火点2-2</td> <td>約13.4</td> </tr> <tr> <td>発火点3</td> <td>約1.8</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="734 379 1285 762"> <p data-bbox="734 513 766 651" style="writing-mode: vertical-rl;">火災到達時間</p>  <p data-bbox="792 769 1205 810">第2.1.3.1-1(a)図 発火点1：北 (小屋取漁港道路沿い)の火災到達時間</p> </div> <div data-bbox="734 833 1285 1216"> <p data-bbox="734 967 766 1104" style="writing-mode: vertical-rl;">火災到達時間</p>  <p data-bbox="792 1222 1205 1264">第2.1.3.1-1(b)図 発火点2-1：南西 (県道41号線沿い)の火災到達時間</p> </div>	発火点位置	火災到達時間[h]	発火点1	約2.8	発火点2-1	約5.3	発火点2-2	約13.4	発火点3	約1.8	<p data-bbox="1411 156 1890 178">第2.1.3.1-1表 火災到達時間</p> <table border="1" data-bbox="1411 178 1890 268"> <thead> <tr> <th>発火点位置</th> <th>火災到達時間[h]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発火点1</td> <td>約4.6</td> </tr> <tr> <td>発火点2</td> <td>約0.8</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1344 379 1912 762">  <p data-bbox="1420 753 1890 775">第2.1.3.1-1(a)図 発火点1：東 (道路脇)の火災到達時間</p> </div> <div data-bbox="1344 810 1912 1193">  <p data-bbox="1352 1184 1957 1206">第2.1.3.1-1(b)図 発火点2：北西 (集落端と森林の境界部)の火災到達時間</p> </div>	発火点位置	火災到達時間[h]	発火点1	約4.6	発火点2	約0.8	<p data-bbox="1980 146 2168 284">【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違 【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p data-bbox="1980 379 2168 517">【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違 【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
発火点位置	火災到達時間[h]																		
発火点1	約2.8																		
発火点2-1	約5.3																		
発火点2-2	約13.4																		
発火点3	約1.8																		
発火点位置	火災到達時間[h]																		
発火点1	約4.6																		
発火点2	約0.8																		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>これに対して、発電所の自衛消防隊は24時間常駐しており、早期に消火体制を確立することができることから、防火帯の外縁(火災側)での消火活動について、発電所の自衛消防隊による対応は十分可能である。</p> <p>また、自衛消防隊による消火活動は、外部電源喪失時においても、ディーゼル駆動消火ポンプが運転可能であることから、屋外消火栓及び消防自動車を用いて消火活動が可能である。</p> <p>3.2 消火活動に係る体制</p> <p>森林火災等が防護対象に延焼してきた場合を想定し、延焼してきた周辺の施設を防護するため、屋外消火栓及び消防自動車を用いた消火活動を行うこととしている。</p> <p>これらの消火活動については、発電所に24時間常駐している消火活動要員で対応する。</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p>第2.1.3.1-1(c)図 発火点2-2：南南西(鮫浦地区(田))の火災到達時間</p>  <p>第2.1.3.1-1(d)図 発火点3：西北西(塚浜地区道路沿い)の火災到達時間</p> </div> <p>(2) 予防散水活動及び体制</p> <p>自衛消防隊の初期消火要員(10名)が24時間常駐しており、早期に予防散水活動の実施体制を確立することが可能であることから、火災到達時間内での予防散水(周辺の樹木や防火帯等)が可能である。</p> <p>なお、防火帯の外側に設置されているモニタリングポスト(クラス3)については、森林火災の進展により可搬型モニタリングポスト(防火帯の内側に保管)による代替測定を実施する。</p>	<p>(2) 予防散水活動及び体制</p> <p>自衛消防隊の初期消火要員(11名)が24時間常駐しており、早期に予防散水活動の実施体制を確立することが可能であることから、火災到達時間内での予防散水(周辺の樹木や防火帯等)が可能である。</p> <p>なお、防火帯の外側に設置されているモニタリングポスト及びモニタリングステーション(クラス3)については、森林火災の進展により可搬型モニタリングポスト(防火帯の内側に保管)による代替測定を実施する。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違 【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川に記載統一：着色せず)</p> <p>【女川】体制の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊はモニタリングポストに加えてモニタリングステーションも設置している</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

2.1.3.2 防火帯幅の評価

女川原子力発電所2号炉

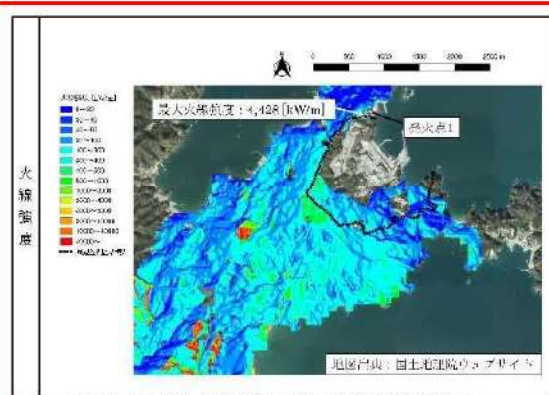
2.1.3.2 防火帯幅の評価

(1)最大火線強度

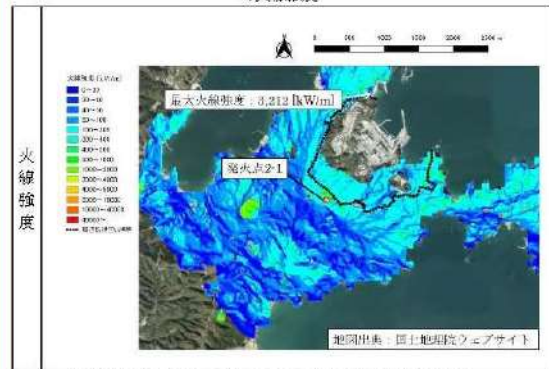
防火帯外縁より約100mの範囲における最大火線強度、火炎が防火帯外縁に最も早く到達する火炎到達時間は以下のとおりとなり、最も火線強度が高かった発火点1の結果から防火帯幅を決定する。火炎到達時間については、発火点3が最も早く到達する結果となった。

第2.1.3.2-1表 各発火点の最大火線強度

発火点位置	最大火線強度 [kW/m]
発火点1	4,428
発火点2-1	3,212
発火点2-2	2,801
発火点3	3,260



第2.1.3.2-1(a)図 発火点1：北（小屋取瀬港道路沿い）の火線強度



第2.1.3.2-1(b)図 発火点2-1：南西（県道41号線沿い）の火線強度

泊発電所3号炉

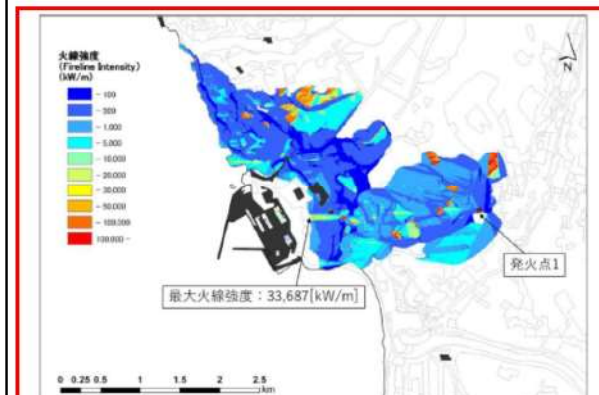
2.1.3.2 防火帯幅の評価

(1)最大火線強度

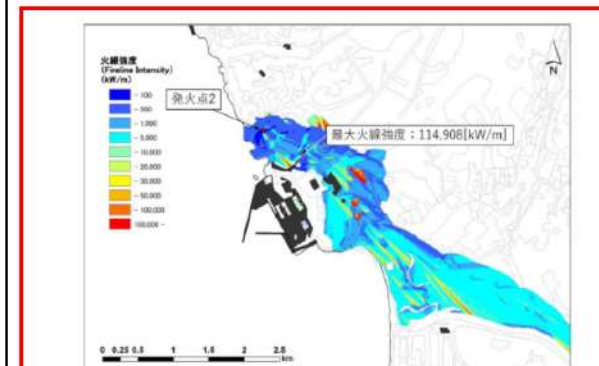
防火帯外縁より約100mの範囲における最大火線強度は以下のとおりとなり、最も火線強度が高かった発火点2の結果から最大の防火帯幅を決定する。

第2.1.3.2-1表 各発火点の最大火線強度

発火点位置	最大火線強度 [kW/m]
発火点1	33,687
発火点2	114,908



第2.1.3.2-1(a)図 発火点1：東（道路脇畑）の火線強度



第2.1.3.2-1(b)図 発火点2：北西（集落端と森林の境界部）の火線強度

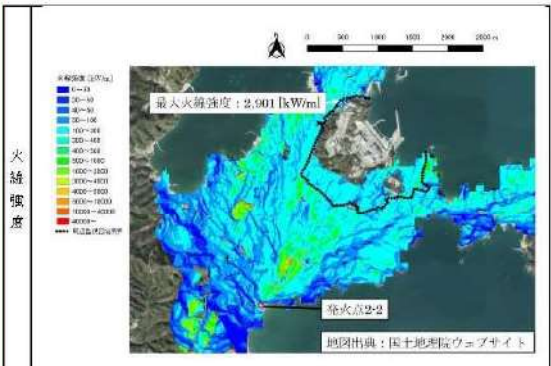
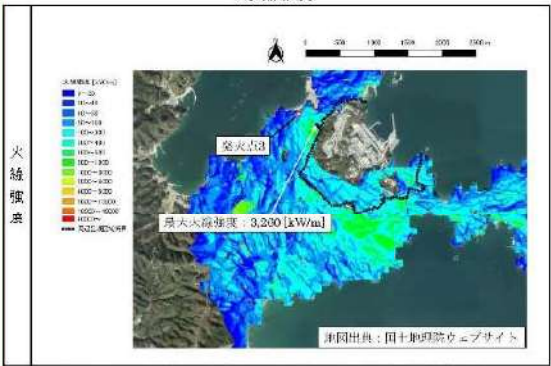
【大飯】記載方針の相違
 （女川実績の反映）

【女川】記載方針の相違
 ・泊も女川も火炎到達時間を2.1.3.1に記載している（女川の2.1.3.2には火炎到達時間の記載はない）

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による評価結果の相違（泊の防火帯幅は地形等を考慮して地点ごとに設定している。）

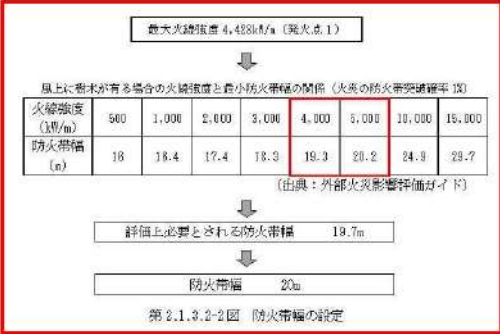

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による評価結果の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>火線強度より、発電所に必要な最小防火帯幅を算出した結果、森林部と防護対象設備間に必要な防火帯幅は16.2mとなった。</p> <p>これに対して、森林火災の延焼を防止するために、森林伐採を実施し、18mの防火帯幅を確保しており、延焼による防護対象設備への影響がないことを確認した。</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p>第2.1.3.2-1(c)図 発火点2-2: 南南西 (鮫浜地区(田))の火線強度</p>  <p>第2.1.3.2-1(d)図 発火点3: 西北西 (塚浜地区道路沿い)の火線強度</p> </div> <p>(2)防火帯幅の算出</p> <p>外部火災影響評価ガイドに基づき、防火帯外縁より約100mの範囲における最大火線強度から「Alexander and Fogartyの手法(風上に樹木が有る場合)」を用いて、防火帯幅(火災の防火帯突破確率1%の値)を算出した結果、評価上必要とされる防火帯幅が19.7mであるため、20mの防火帯幅を確保することにより延焼による防護対象設備への影響がないことを確認した。</p>	<p>(2)防火帯幅の算出</p> <p>外部火災影響評価ガイドに基づき、防火帯外縁より約100mの範囲における最大火線強度から「Alexander and Fogartyの手法(風上に樹木が無い場合)」を用いて、防火帯幅(火災の防火帯突破確率1%の値)を算出した結果、評価上必要とされる防火帯幅が17.8m(発火点1)であるため、20mの防火帯幅、45.3m(発火点2)であるため、46mの防火帯幅を確保することにより延焼による防護対象設備への影響がないことを確認した。</p> <p>ただし、20mの防火帯幅とする敷地東部の防火帯の一部は、植生等による影響を考慮し、自主的に25mの防火帯幅を確保する(第2.1.3.2-2図の地点B)。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・泊は地形等の影響により火線強度が高くなる傾向があることから、防火帯の外側に樹木が無い領域20mを設けている。また、防火帯幅は地形等を考慮して地点ごとに設定している。(2013/10の審査会合にて説明済)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

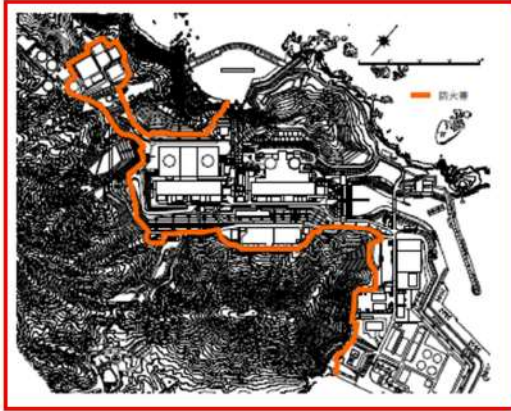
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 安全機能を維持するための運用対策</p> <p>3.1 防火帯の確保</p> <p>森林火災評価結果に基づき、森林火災による防護対象への延焼防止対策として、防火帯（18m 以上）を設定する。防火帯の設定に当たっては、発電所内建物、駐車場についても配置を考慮し、これらと干渉しないように防火帯を設定する。</p> <p>また防火帯の管理として、可燃物及び消火活動に支障となる物品が存在しないことを確認するとともに、必要に応じて除草等の管理を行う。</p>	 <p>第2.1.3.2-2図 防火帯幅の設定</p> <p>(3) 防火帯設定の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 森林火災の延焼を防止するために、防火帯を設定する。 防火帯は防護対象設備（クラス1、クラス2、クラス3のうち防火帯の確保により防護する設備）及び重大事故等対処設備を囲うように設定する。 防火帯は発電所設備及び駐車場の配置状況を考慮し、干渉しないように設定する。 防火帯の設定に当たっては、草木を伐採する等、可燃物を排除する。その後、モルタル吹付けを行い、草木の育成を抑制し、可燃物がない状態を維持する。また、防火帯の管理（定期的な点検等）の方法を火災防護計画に定める。 	 <p>第2.1.3.2-2図 防火帯幅の設定</p> <p>(3) 防火帯設定の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 森林火災の延焼を防止するために、森林側から樹木が無い領域及び防火帯を設定する。 防火帯は防護対象設備（クラス1、クラス2及びクラス3のうち防火帯の確保により防護する設備）及び重大事故等対処設備を囲うように設定する。 防火帯は発電所設備及び駐車場の配置状況を考慮し、干渉しないように設定する。 防火帯及び樹木が無い領域の設定に当たっては、草木を伐採する等、可燃物を排除する。その後、防火帯及び一部の樹木が無い領域についてはモルタル吹付けを行い、草木の育成を抑制し、可燃物がない状態を維持する。また、防火帯及び樹木が無い領域の管理（定期的な点検等）の方法を火災防護計画に定める。 	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は地域特性上、一部で火線強度が高くなることから、防火帯の外側に樹木が無い領域20mを設けている。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は樹木が無い領域の一部もモルタル吹付けを実施</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

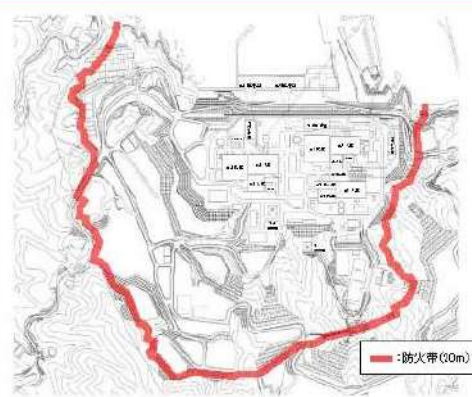
大飯発電所3/4号炉



2.1.3.3 原子炉施設の熱影響評価

受熱側の輻射強度を用いて、森林部と最も近接している4号炉原子炉周辺建屋外壁における熱影響評価を実施した結果、外壁の表面温度は約92℃であり、許容温度200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）に対して十分に下回っていることを確認した。

女川原子力発電所2号炉



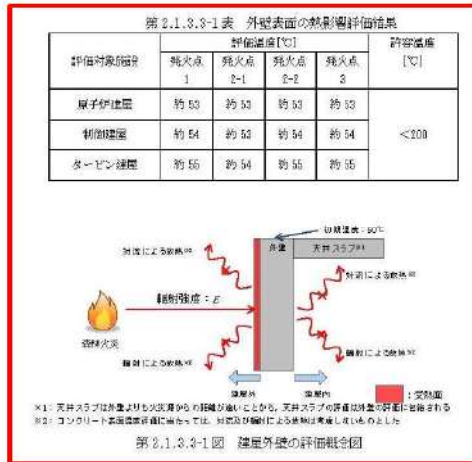
第2.1.3.2-3図 防火帯設定図

2.1.3.3 熱影響の評価

FARSITE 解析結果である火災到達時間、反応強度及び火炎長から、温度評価に必要なデータを算出し、熱影響評価を行った結果、対象施設に影響がないことを確認した。

(1) 評価対象施設外壁

森林火災によって上昇するコンクリート外壁表面温度が、許容温度である200℃以下であることを確認した。評価結果を第2.1.3.3-1表に、建屋外壁の評価概念図を第2.1.3.3-1図に示す。



泊発電所3号炉



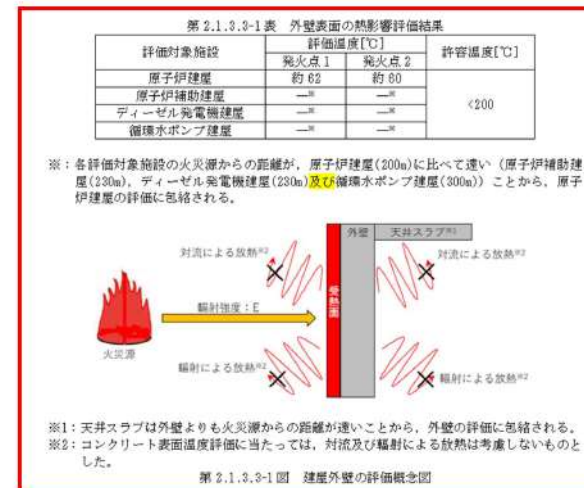
第2.1.3.2-3図 防火帯設定図

2.1.3.3 熱影響の評価

FARSITE 解析結果である火災到達時間、反応強度及び火炎長から、温度評価に必要なデータを算出し、熱影響評価を行った結果、対象施設に影響がないことを確認した。

(1) 評価対象施設外壁

森林火災によって上昇するコンクリート外壁表面温度が、許容温度である200℃以下であることを確認した。評価結果を第2.1.3.3-1表に、建屋外壁の評価概念図を第2.1.3.3-1図に示す。



【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・評価の結果、泊では地域特性上、一部で火線強度が高くなることから、地点に応じて防火帯幅を設定し、防火帯の外側に樹木が無い領域を設定している。

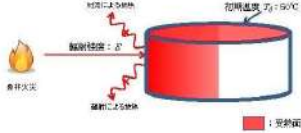
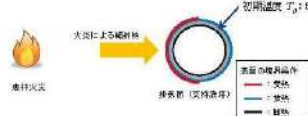
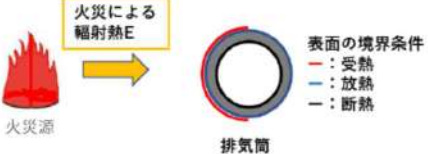
【大飯】記載表現の相違
 【女川】記載表現の相違

【大飯】
 記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず）

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による評価結果の相違
 ・泊は火災源に対して最短距離の建屋のみを評価している。（輻射強度は離隔距離と比例関係であることから距離が短いものが最も厳しい評価となる。）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>また、海水ポンプへの熱影響評価を実施した結果、冷却空気を取込温度は39℃であり、許容温度 ℃（モータ下部軸受許容温度以下となるために必要な冷却空気を取込温度）に対して下回っていることを確認した。</p>	<p>(2) 復水貯蔵タンク 森林火災によって上昇する復水貯蔵タンク温度が、許容温度66℃以下であることを確認した。評価結果を第2.1.3.3-2表に、復水貯蔵タンクの評価概念図を第2.1.3.3-2図に示す。</p> <p>第2.1.3.3-2表 復水貯蔵タンクの熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="835 288 1189 363"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="4">評価温度[℃]</th> <th rowspan="2">許容温度[℃]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2-1</th> <th>発火点 2-2</th> <th>発火点 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>約 51</td> <td>約 51</td> <td>約 51</td> <td>約 51</td> <td><66</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.1.3.3-2図 復水貯蔵タンクの評価概念図</p>  <p>(3) 排気筒 森林火災によって上昇する排気筒鉄塔表面温度が、許容温度325℃以下であることを確認した。評価結果を第2.1.3.3-3表に、排気筒の評価概念図を第2.1.3.3-3図に示す。</p> <p>第2.1.3.3-3表 排気筒の熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="815 820 1218 906"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="4">評価温度[℃]</th> <th rowspan="2">許容温度[℃]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2-1</th> <th>発火点 2-2</th> <th>発火点 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>約 51</td> <td>約 51</td> <td>約 51</td> <td>約 51</td> <td><325</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.1.3.3-3図 排気筒の評価概念図</p>  <p>(4) 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機及び高压炉心スプレー補機冷却海水ポンプ用電動機） 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高压炉心スプレー補機冷却海水ポンプの冷却空気温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：上部軸受 40℃、下部軸受 55℃、高压炉心スプレー補機冷却海水ポンプ：上部軸受 55℃、下部軸受 55℃）であることを確認した。</p>	評価対象施設	評価温度[℃]				許容温度[℃]	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3	復水貯蔵タンク	約 51	約 51	約 51	約 51	<66	評価対象施設	評価温度[℃]				許容温度[℃]	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3	排気筒	約 51	約 51	約 51	約 51	<325	<p>(2) 排気筒 森林火災によって上昇する排気筒表面温度が、許容温度 325℃以下であることを確認した。評価結果を第2.1.3.3-2表に、排気筒の評価概念図を第2.1.3.3-2図に示す。</p> <p>第2.1.3.3-2表 排気筒の熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1352 799 1951 906"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="2">評価温度[℃]</th> <th rowspan="2">許容温度[℃]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>約 60</td> <td>約 71</td> <td><325</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.1.3.3-2図 排気筒の評価概念図</p>  <p>(3) 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：下部軸受 80℃）であることを確認した。</p>	評価対象施設	評価温度[℃]		許容温度[℃]	発火点 1	発火点 2	排気筒	約 60	約 71	<325	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の施設は無い）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【女川】設計方針の相違 ・泊の排気筒は鉄塔構造ではないため。 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 ・ポンプ仕様の相違（泊のポンプの上部軸受が水冷式、下部軸受が空冷式であるため下部軸受を評価）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>
評価対象施設	評価温度[℃]				許容温度[℃]																																								
	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3																																									
復水貯蔵タンク	約 51	約 51	約 51	約 51	<66																																								
評価対象施設	評価温度[℃]				許容温度[℃]																																								
	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3																																									
排気筒	約 51	約 51	約 51	約 51	<325																																								
評価対象施設	評価温度[℃]		許容温度[℃]																																										
	発火点 1	発火点 2																																											
排気筒	約 60	約 71	<325																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

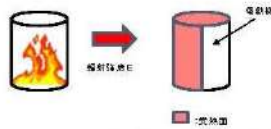
泊発電所3号炉

相違理由

評価結果を第2.1.3.3-4表に、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプの評価概念図を第2.1.3.3-4図に示す。

第2.1.3.3-4表 海水ポンプの熱影響評価結果

評価対象施設	評価温度[℃]	発火点				許容温度[℃]
		1	2-1	2-2	3	
原子炉補機冷却海水ポンプ	上部軸受温度[℃]	約28	約28	約28	約28	<40
	下部軸受温度[℃]	約19	約19	約19	約19	
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	上部軸受温度[℃]	約33	約33	約33	約33	<55
	下部軸受温度[℃]	約42	約42	約42	約42	



第2.1.3.3-4図 海水ポンプの評価概念図

2.1.3.4 危険距離の評価

熱影響が最大となる発火点に対し、評価対象施設が許容温度を超えない危険距離を算出し、離隔距離が確保されていることを確認した。

(1) 評価対象施設外壁

熱影響が最大となる発火点1及び発火点3に対し、各評価対象施設までの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第2.1.3.4-1表に示す。

第2.1.3.4-1表 評価対象施設に対する危険距離

評価対象施設	危険距離[m]				離隔距離[m]
	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3	
原子炉建屋	16	14	15	16	229
制御建屋	16	14	15	16	130
タービン建屋	16	14	15	16	160

(2) 復水貯蔵タンク

熱影響が最大となる発火点1に対し、復水貯蔵タンクまでの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第2.1.3.4-2表に示す。

第2.1.3.4-2表 復水貯蔵タンクに対する危険距離

評価対象施設	危険距離[m]				離隔距離[m]
	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3	
復水貯蔵タンク	8	4	8	5	540

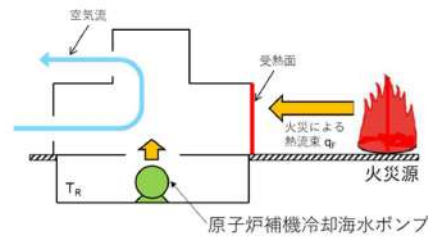
2.1.3.4 危険距離の評価

想定される森林火災に対して、原子炉補助建屋外壁の表面温度が許容温度 200℃を超えない距離（危険距離）を算出した結果、16mであり、評価上必要とされる危険距離以上の離隔距離（防火帯外縁（火災側）からの最短距離：約38m）が確保されていることを確認した。

評価結果を第2.1.3.3-3表に、原子炉補機冷却海水ポンプの評価概念図を第2.1.3.3-3図に示す。

第2.1.3.3-3表 原子炉補機冷却海水ポンプの熱影響評価結果

評価対象施設	評価温度[℃]		許容温度[℃]
	発火点1	発火点2	
原子炉補機冷却海水ポンプ	約44	約46	<80



第2.1.3.3-3図 原子炉補機冷却海水ポンプの評価概念図

2.1.3.4 危険距離の評価

熱影響が最大となる発火点に対し、評価対象施設が許容温度を超えない危険距離を算出し、離隔距離が確保されていることを確認した。

(1) 評価対象施設外壁

熱影響が最大となる発火点1に対し、各評価対象施設までの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第2.1.3.4-1表に示す。

第2.1.3.4-1表 評価対象施設に対する危険距離

評価対象施設	危険距離[m]		離隔距離[m]
	発火点1	発火点2	
原子炉建屋	34.0	24.7	200
原子炉補助建屋			230
ディーゼル発電機建屋			230
循環水ポンプ建屋			300

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による評価結果の相違

【大飯】記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず）
 【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による評価結果の相違

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の施設は無い）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
<p>また、海水ポンプの冷却空気の取込温度が許容温度 <input type="text"/> °C を超えない距離（危険距離）を算出した結果、<input type="text"/> m であり、評価上必要とされる危険距離以上の離隔距離（防火帯外縁（火災側）からの最短距離：約 203m）が確保されていることを確認した。</p> <p>2.2 近隣の産業施設の火災・爆発（添付資料 8,9）</p> <p>2.2.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外 10km 内に設置されている石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の火災やガス爆発が発電所に隣接する地域で起こったとしても原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価している。</p> <p>また、大飯発電所3号及び4号の発電所敷地内における危険物タンクの火災が、安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包する原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価している。</p> <p>2.2.2 評価結果</p> <p>2.2.2.1 石油コンビナート等の施設の影響評価</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域として指定されている石油コンビナート等施設として、大飯発電所から北東約 78km に位置する福井臨海地区石油コンビナートがあるが、十分な離隔距離が確保されており、発電所への影響を考慮する必要はない。</p>	<p>(3) 排気筒</p> <p>熱影響が最大となる発火点 2-1 に対し、排気筒までの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第 2.1.3.4-3 表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="770 300 1267 443"> <caption>第 2.1.3.4-3 表 排気筒に対する危険距離</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="4">危険距離 [m]</th> <th rowspan="2">離隔距離 [m]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2-1</th> <th>発火点 2-2</th> <th>発火点 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>339</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</p> <p>熱影響が最大となる発火点 2-1 に対し、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプまでの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第 2.1.3.4-4 表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="792 683 1245 874"> <caption>第 2.1.3.4-4 表 海水ポンプに対する危険距離</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="4">危険距離 [m]</th> <th rowspan="2">離隔距離 [m]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2-1</th> <th>発火点 2-2</th> <th>発火点 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>18</td> <td>21</td> <td>25</td> <td>29</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</td> <td>10</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>23</td> <td>302</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2 近隣の産業施設の火災・爆発及び二次的影響（飛来物）（添付資料-3, 4, 5, 6）</p> <p>2.2.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外 10km 以内に設置されている石油コンビナート及び危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び漂流船舶の火災、ガス爆発が女川原子力発電所に隣接する地域で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価する。</p> <p>また、発電所敷地内における危険物施設の火災が、発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価する。</p> <p>2.2.2 評価結果</p> <p>2.2.2.1 石油コンビナート等の影響評価</p> <p>石油コンビナート等災害防止法で規制される宮城県内の特別防災区域は、塩釜地区及び仙台地区の二箇所存在するが、これらは、それぞれ女川原子力発電所から約 40km 離れており、いずれも女川原子力発電所から 10km 以内である（第 2.2.2.1-1 図）。</p>	評価対象施設	危険距離 [m]				離隔距離 [m]	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3	排気筒	8	15	11	15	339	評価対象施設	危険距離 [m]				離隔距離 [m]	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3	原子炉補機冷却海水ポンプ	18	21	25	29	302	高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	10	21	18	23	302	<p>(2) 排気筒</p> <p>熱影響が最大となる発火点 2 に対し、排気筒までの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第 2.1.3.4-2 表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1352 293 1957 395"> <caption>第 2.1.3.4-2 表 排気筒に対する危険距離</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="2">危険距離 [m]</th> <th rowspan="2">離隔距離 [m]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>35.4</td> <td>54.0</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>熱影響が最大となる発火点 2 に対し、原子炉補機冷却海水ポンプまでの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第 2.1.3.4-3 表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1352 699 1957 801"> <caption>第 2.1.3.4-3 表 原子炉補機冷却海水ポンプに対する危険距離</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="2">危険距離 [m]</th> <th rowspan="2">離隔距離 [m]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>62.0</td> <td>75.3</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2 近隣の産業施設の火災・爆発及び二次的影響（飛来物）（添付資料-3, 4, 5, 6）</p> <p>2.2.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外 10km 以内に設置されている石油コンビナート及び危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び漂流船舶の火災、ガス爆発が泊発電所に隣接する地域で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価する。</p> <p>また、発電所敷地内における危険物施設の火災が、発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価する。</p> <p>2.2.2 評価結果</p> <p>2.2.2.1 石油コンビナート等の影響評価</p> <p>石油コンビナート等災害防止法で規制される北海道内の特別防災区域は、釧路地区、苫小牧地区、石狩地区、室蘭地区、北斗地区及び知内地区の六箇所存在するが、これらは、それぞれ泊発電所から約 70km 以上離れており、いずれも泊発電所から 10km 以内である（第 2.2.2.1-1 図）。</p>	評価対象施設	危険距離 [m]		離隔距離 [m]	発火点 1	発火点 2	排気筒	35.4	54.0	200	評価対象施設	危険距離 [m]		離隔距離 [m]	発火点 1	発火点 2	原子炉補機冷却海水ポンプ	62.0	75.3	300	<p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【女川】設計方針の相違・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる対象設備の相違及び地域特性による評価結果の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】発電所名の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず） 【女川】設計方針の相違・地域特性による相違 【女川】発電所名の相違</p>
評価対象施設	危険距離 [m]				離隔距離 [m]																																																								
	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3																																																									
排気筒	8	15	11	15	339																																																								
評価対象施設	危険距離 [m]				離隔距離 [m]																																																								
	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3																																																									
原子炉補機冷却海水ポンプ	18	21	25	29	302																																																								
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	10	21	18	23	302																																																								
評価対象施設	危険距離 [m]		離隔距離 [m]																																																										
	発火点 1	発火点 2																																																											
排気筒	35.4	54.0	200																																																										
評価対象施設	危険距離 [m]		離隔距離 [m]																																																										
	発火点 1	発火点 2																																																											
原子炉補機冷却海水ポンプ	62.0	75.3	300																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、発電所敷地外 10km 以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主な産業施設として、高浜町に日立造船機若狭事業所及びおおい町にガソリンスタンドがあるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。</p> <p>高浜町の日立造船機若狭事業所は、発電所から約 7km の離隔距離があり、発電所周辺には 100m 以上の山が存在するため、火災・爆発の観点から、発電所に影響を及ぼす事はないと考えられる。</p> <p>おおい町のガソリンスタンドは、発電所から約 1.5km の離隔距離があり、発電所周辺には 100m 以上の山が存在するため、発電所に影響を及ぼす事はないと考えられるが、火災・爆発の観点から、以下のとおり危険距離・危険限界距離を算出し、離隔距離が危険距離・危険限界距離以上ある事を確認した。</p>	<p>また、女川原子力発電所から 10km 圏内に LPG 基地がないことを確認している。なお、女川原子力発電所から最短距離にあるガスパイプラインは仙台地区であり、女川原子力発電所から約 40km 離れていることを確認した。以上より、評価対象範囲内に石油コンビナート等は存在せず、発電用原子炉施設に影響を及ぼすことはない。</p>	<p>また、泊発電所から 10km 圏内に LPG 基地がないことを確認している。なお、泊発電所から最短距離にあるガスパイプラインは小樽地区であり、泊発電所から約 40km 離れていることを確認した。以上より、評価対象範囲内に石油コンビナート等は存在せず、発電用原子炉施設に影響を及ぼすことはない。</p>	<p>【女川】発電所名の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p>
 <p>図1 石油コンビナート等特別防災区域の位置</p>	 <p>第2.2.2.1-1図 石油コンビナート等特別防災区域と発電所との位置関係</p>	 <p>第2.2.2.1-1図 石油コンビナート等特別防災区域と発電所との位置関係</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による特別 防災区域の相違</p>
	<p>2.2.2.2 敷地外危険物貯蔵施設等の影響評価 (1) 危険物施設の影響評価 女川原子力発電所から半径 10km 圏内に位置する危険物貯蔵施設を消防法に基づき抽出し、発電所から最も近い危険物貯蔵施設及び発電所から 10km 圏内の施設における最大貯蔵量をそれぞれ抽出した。</p> <p>仮に最短距離の危険物貯蔵施設に発電所から半径 10km 圏内の最大貯蔵量が存在したと仮定して、熱影響評価を実施する。</p>	<p>2.2.2.2 敷地外危険物貯蔵施設等の影響評価 (1) 危険物施設の影響評価 泊発電所から半径 10km 圏内に位置する危険物貯蔵施設を消防法に基づき抽出した。</p> <p>泊発電所から 10km 圏内（敷地内を除く）に仮想危険物貯蔵施設（n-ヘキサンを 10 万 kL 貯蔵）を設定し熱影響評価を実施した結果より、発電所から 1,500m 圏内に存在する危険物貯蔵施設に対して、熱影響評価を実施する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映） 【女川】発電所名の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊は発電所半径10km圏内の危険物貯蔵施設を調査した結果、第四類危険物貯蔵施設のみが存在し、品名、指定数量についての情報は得られたが、具体的な物質名については情報が得られなかったことから、第四類危険物のうち最も輻射発散度が高いn-ヘキサンを石油コンビナート相当の貯蔵量を有している仮想の</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



(1) 火災の影響評価

発電所最寄りのガソリンスタンドにおける火災時の評価を行ったところ、評価上必要とされる危険距離に対し、原子炉施設までの離隔距離が危険距離以上あることを確認した。

a. 火災の影響評価

発電所敷地外で燃料保有量が最も多い施設において評価を行ったところ、評価上必要とされる危険距離に対し、最短距離の危険物貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離以上であることを確認した。

a. 火災の影響評価

発電所敷地外 1,500m圏内の危険物施設において評価を行ったところ、評価上必要とされる危険距離に対し、最短距離の危険物貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離以上であることを確認した。

事業所名	貯蔵数量 [KL]	危険距離 [m]	離隔距離 [m]
		50	約1,500

第2.2.2.2-1表 危険物貯蔵施設における危険距離の評価結果

燃料油種	最大貯蔵量	危険距離	離隔距離
ガソリン	建屋：43m 復水貯蔵タンク：10m 海水ポンプ室捕獲ポンプエリア：9m 排気筒：47m		2,500m

特図みの内容は商業秘密のため公開できません

第2.2.2.2-1表 危険物貯蔵施設における危険距離の評価結果

評価対象施設	燃料油種	貯蔵数量 [KL]	離隔距離 [m]	危険距離 [m]
原子炉建屋	灯油		1,450	74
原子炉補助建屋			1,500	
ディーゼル発電機建屋			1,500	
循環水ポンプ建屋			1,800	
排気筒	ガソリン		1,450	53
原子炉捕獲冷却海水ポンプ			1,800	109

(2) ガス爆発の影響評価

発電所最寄りのガソリンスタンドにおける爆発時の評価を行ったところ、評価上必要とされる危険限界距離に対し、原子炉施設までの離隔距離が危険限界距離以上あることを確認した。

(2) 高圧ガス貯蔵施設の影響評価

女川原子力発電所から半径 10km 圏内における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量は [] であり、女川原子力発電所から最も近い高圧ガス貯蔵施設までの離隔距離は約 700m であった。

仮に最短離隔距離の高圧ガス貯蔵施設に最大貯蔵量 [] があつたと仮定しても、2号炉原子炉建屋に到達する放射熱は1号炉軽油貯蔵タンク火災の放射強度より十分小さいことから、1号炉軽油貯蔵タンクによる火災の評価結果に包絡される。

(2) 高圧ガス貯蔵施設の影響評価

泊発電所から半径 10km 圏内における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量は [] であり、泊発電所から最も近い高圧ガス貯蔵施設までの離隔距離は約 5,700[m] であった。

最短離隔距離の高圧ガス貯蔵施設に最大貯蔵量 [] があつたとして、評価を行ったところ、評価上必要とされる危険距離に対し、最短距離の高圧ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離以上であることを確認した。

事業所名	貯蔵数量 [KL]	危険限界距離 [※] [m]	離隔距離 [m]
		100	約1,500

※：貯蔵燃料を全てプロパンとして評価を実施

危険物貯蔵施設を想定し、危険距離評価を踏まえて評価対象施設を絞り込み、危険物貯蔵施設を決定している
 (東海第二と同一)

【女川】設計方針の相違・地域特性による危険物施設抽出結果の相違

【女川・大飯】設計方針の相違

・地域特性による評価条件の相違

【大飯】記載表現の相違

【女川・大飯】設計方針の相違

・地域特性による評価結果の相違

【大飯】

記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず）

【女川】発電所名の相違

【女川】設計方針の相違・地域特性による評価条件及び結果の相違



【女川】設計方針の相違・女川は1号炉軽油貯蔵タンクの評価に包絡されらるるとしているが、泊は高圧ガス貯蔵施設にて計算を行い、離隔距離が危険距離以上であることを確認した

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
	<p>第2.2.2.2-2表 敷地外高圧ガス貯蔵施設と1号炉軽油貯蔵タンクの比較</p> <table border="1" data-bbox="770 172 1240 395"> <thead> <tr> <th></th> <th>敷地外危険物貯蔵施設</th> <th>1号炉軽油貯蔵タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大貯蔵量[m³=kl]</td> <td></td> <td>620</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>700</td> <td>179</td> </tr> <tr> <td>貯蔵油種</td> <td>プロパン</td> <td>軽油</td> </tr> <tr> <td>貯蔵油種の輻射発散度[W/ m²]</td> <td>74×10³</td> <td>42×10³</td> </tr> <tr> <td>形態係数</td> <td>4.27×10⁻³</td> <td>6.62×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>輻射強度[W/m²]</td> <td>31.6[※]</td> <td>278</td> </tr> </tbody> </table> <p>※燃焼半径を保守的に1号炉軽油貯蔵タンクと同じ値だったとして算出している</p> <p>(3) 二次的影響 (飛来物) の影響評価 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」(平成25年3月消防庁特殊災害室)に基づき、高圧ガス貯蔵施設における飛来物飛散範囲を確認する。 発電所から最も近い施設では、指針が適用されるコンビナート等の大規模な高圧ガスタンク等の形状ではなく、液化石油ガスが封入された複数の50kgガスボンベが設置されている。 当該容器単体の破損による破片の飛散範囲について評価を行ったところ、原子炉施設(2号炉原子炉建屋)までの離隔距離が飛来物到達距離以上あり、原子炉施設への影響がないことを確認した。 よって、発電所敷地外の高圧ガス貯蔵施設において火災・爆発が発生した場合においても発電所への影響はないことを確認した。</p> <table border="1" data-bbox="748 877 1285 995"> <caption>第2.2.2.2-3表 高圧ガス貯蔵施設からの飛来物到達距離と離隔距離</caption> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>ガス種類</th> <th>貯蔵量</th> <th>飛来物到達距離</th> <th>離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社社員寮</td> <td>液化石油ガス</td> <td></td> <td></td> <td>約700m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2.2.3 燃料輸送車両の影響評価 燃料を搭載した燃料輸送車両が発電所敷地外の公道において発電用原子炉施設に最も近い場所(牡鹿ゲート)で火災・爆発を起こした場合を想定して、発電用原子炉施設への熱影響を評価する。</p> <p>(1) 燃料輸送車両の火災影響評価 燃料積載量は消防法(危険物の規制に関する政令第15条第1項三号)において定められている移動タンク貯蔵所の上限量(=30kl)のガソリンが満載されているものとする。 熱影響評価の結果、評価上必要とされる危険距離に対し、火災源から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離を上回っており、原子炉施設への影響はない。</p>		敷地外危険物貯蔵施設	1号炉軽油貯蔵タンク	最大貯蔵量[m ³ =kl]		620	離隔距離[m]	700	179	貯蔵油種	プロパン	軽油	貯蔵油種の輻射発散度[W/ m ²]	74×10 ³	42×10 ³	形態係数	4.27×10 ⁻³	6.62×10 ⁻³	輻射強度[W/m ²]	31.6 [※]	278	施設名称	ガス種類	貯蔵量	飛来物到達距離	離隔距離	当社社員寮	液化石油ガス			約700m	<p>第2.2.2.2-2表 高圧ガス貯蔵施設における危険距離の評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1352 165 1948 331"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>燃料油種</th> <th>貯蔵数量 [t]</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="6">プロパン</td> <td rowspan="6">[]</td> <td>5,850</td> <td rowspan="6">22</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>5,900</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>5,800</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>5,700</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>5,850</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>5,700</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 二次的影響 (飛来物) の影響評価 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」(平成25年3月消防庁特殊災害室)に基づき、高圧ガス貯蔵施設における飛来物飛散範囲を確認する。</p> <p>当該容器単体の破損による破片の飛散範囲について評価を行ったところ、発電用原子炉施設(循環水ポンプ建屋)までの離隔距離が飛来物到達距離以上あり、発電用原子炉施設への影響がないことを確認した。 よって、発電所敷地外の高圧ガス貯蔵施設において火災・爆発が発生した場合においても発電所への影響はないことを確認した。</p> <table border="1" data-bbox="1352 877 1948 970"> <caption>第2.2.2.2-3表 高圧ガス貯蔵施設からの飛来物到達距離と離隔距離</caption> <thead> <tr> <th>ガス種類</th> <th>貯蔵数量[t]</th> <th>飛来物到達距離[m]</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液化石油ガス</td> <td>[]</td> <td>1,217</td> <td>5,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2.2.3 燃料輸送車両の影響評価 燃料を搭載した燃料輸送車両が発電所敷地外の公道において発電用原子炉施設に最も近い場所(想定される輸送ルート上)で火災・爆発を起こした場合を想定して、発電用原子炉施設への熱影響を評価する。</p> <p>(1) 燃料輸送車両の火災影響評価 燃料積載量は消防法(危険物の規制に関する政令第15条第1項三号)において定められている移動タンク貯蔵所の上限量(=30kl)のガソリンが満載されているものとする。 熱影響評価の結果、評価上必要とされる危険距離に対し、火災源から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離を上回っており、発電用原子炉施設への影響はない。</p>	評価対象施設	燃料油種	貯蔵数量 [t]	離隔距離 [m]	危険距離 [m]	原子炉建屋	プロパン	[]	5,850	22	原子炉補助建屋	5,900	ディーゼル発電機建屋	5,800	循環水ポンプ建屋	5,700	排気筒	5,850	18	原子炉補機冷却海水ポンプ	5,700	90	ガス種類	貯蔵数量[t]	飛来物到達距離[m]	離隔距離[m]	液化石油ガス	[]	1,217	5,700	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価条件の相違 (泊は高圧ガスタンクを選定) 【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象施設の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊のゲート方向は輸送ルートではなく、重き指定道路でないことから、輸送ルート上で最も発電所に近い場所での火災を想定</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>
	敷地外危険物貯蔵施設	1号炉軽油貯蔵タンク																																																														
最大貯蔵量[m ³ =kl]		620																																																														
離隔距離[m]	700	179																																																														
貯蔵油種	プロパン	軽油																																																														
貯蔵油種の輻射発散度[W/ m ²]	74×10 ³	42×10 ³																																																														
形態係数	4.27×10 ⁻³	6.62×10 ⁻³																																																														
輻射強度[W/m ²]	31.6 [※]	278																																																														
施設名称	ガス種類	貯蔵量	飛来物到達距離	離隔距離																																																												
当社社員寮	液化石油ガス			約700m																																																												
評価対象施設	燃料油種	貯蔵数量 [t]	離隔距離 [m]	危険距離 [m]																																																												
原子炉建屋	プロパン	[]	5,850	22																																																												
原子炉補助建屋			5,900																																																													
ディーゼル発電機建屋			5,800																																																													
循環水ポンプ建屋			5,700																																																													
排気筒			5,850		18																																																											
原子炉補機冷却海水ポンプ			5,700		90																																																											
ガス種類	貯蔵数量[t]	飛来物到達距離[m]	離隔距離[m]																																																													
液化石油ガス	[]	1,217	5,700																																																													



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
	<p>第2.2.2.3-1表 燃料輸送車両による火災の危険距離と離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="779 151 1256 411"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉建屋</td><td>727</td><td>21</td></tr> <tr><td>制御建屋</td><td>679</td><td>21</td></tr> <tr><td>タービン建屋</td><td>639</td><td>21</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td><td>780</td><td>16</td></tr> <tr><td>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</td><td>780</td><td>11</td></tr> <tr><td>排気筒</td><td>826</td><td>8</td></tr> <tr><td>復水貯蔵タンク</td><td>834</td><td>15</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 燃料輸送車両のガス爆発影響評価</p> <p>また、高圧ガスを輸送する車両による影響として、発電所から10km圏内における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量である [] のプロパンを積載した車両による影響評価を実施したところ、評価上必要とされる危険限界距離に対し、火災源から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険限界距離を上回っており、原子炉施設への影響はない。</p> <p>第2.2.2.3-2表 高圧ガス輸送車両の爆発の危険距離と離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="840 885 1205 1098"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険限界距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉建屋</td><td>787</td><td rowspan="7">70</td></tr> <tr><td>制御建屋</td><td>679</td></tr> <tr><td>タービン建屋</td><td>639</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td><td>780</td></tr> <tr><td>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</td><td>780</td></tr> <tr><td>排気筒</td><td>886</td></tr> <tr><td>復水貯蔵タンク</td><td>934</td></tr> </tbody> </table> <p>第2.2.2.3-1図 タンクローリ火災想定位置と原子炉施設との位置関係</p> 	評価対象	離隔距離 [m]	危険距離 [m]	原子炉建屋	727	21	制御建屋	679	21	タービン建屋	639	21	原子炉補機冷却海水ポンプ	780	16	高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	780	11	排気筒	826	8	復水貯蔵タンク	834	15	評価対象	離隔距離 [m]	危険限界距離 [m]	原子炉建屋	787	70	制御建屋	679	タービン建屋	639	原子炉補機冷却海水ポンプ	780	高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	780	排気筒	886	復水貯蔵タンク	934	<p>第2.2.2.3-1表 燃料輸送車両による火災の危険距離と離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1393 151 1921 338"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉建屋</td><td>750</td><td rowspan="4">23</td></tr> <tr><td>原子炉補助建屋</td><td>700</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機建屋</td><td>800</td></tr> <tr><td>循環水ポンプ建屋</td><td>850</td></tr> <tr><td>排気筒</td><td>750</td><td>10</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td><td>850</td><td>21</td></tr> </tbody> </table> <p>第2.2.2.3-1図 燃料輸送車両火災想定位置と発電用原子炉施設との位置関係</p>  <p>(2) 燃料輸送車両のガス爆発影響評価</p> <p>また、高圧ガスを輸送する車両による影響として、発電所から10km圏内における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量である [] のプロパンを積載した車両による影響評価を実施したところ、評価上必要とされる危険限界距離に対し、火災源から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険限界距離を上回っており、発電用原子炉施設への影響はない。</p> <p>第2.2.2.3-2表 高圧ガス輸送車両の爆発の危険距離と離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1361 901 1953 1114"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険限界距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉建屋</td><td>4,400</td><td rowspan="7">87</td></tr> <tr><td>原子炉補助建屋</td><td>4,450</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機建屋</td><td>4,350</td></tr> <tr><td>循環水ポンプ建屋</td><td>4,300</td></tr> <tr><td>排気筒</td><td>4,400</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td><td>4,300</td></tr> </tbody> </table> <p>第2.2.2.3-2図 高圧ガス輸送車両火災想定位置と発電用原子炉施設との位置関係</p> 	評価対象施設	離隔距離 [m]	危険距離 [m]	原子炉建屋	750	23	原子炉補助建屋	700	ディーゼル発電機建屋	800	循環水ポンプ建屋	850	排気筒	750	10	原子炉補機冷却海水ポンプ	850	21	評価対象施設	離隔距離 [m]	危険限界距離 [m]	原子炉建屋	4,400	87	原子炉補助建屋	4,450	ディーゼル発電機建屋	4,350	循環水ポンプ建屋	4,300	排気筒	4,400	原子炉補機冷却海水ポンプ	4,300	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による車両位置の相違（女川は火災影響と爆発影響にて同一地点での評価だが、泊は異なるため各々で図を記載）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価条件の相違。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による車両位置の相違</p>
評価対象	離隔距離 [m]	危険距離 [m]																																																																													
原子炉建屋	727	21																																																																													
制御建屋	679	21																																																																													
タービン建屋	639	21																																																																													
原子炉補機冷却海水ポンプ	780	16																																																																													
高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	780	11																																																																													
排気筒	826	8																																																																													
復水貯蔵タンク	834	15																																																																													
評価対象	離隔距離 [m]	危険限界距離 [m]																																																																													
原子炉建屋	787	70																																																																													
制御建屋	679																																																																														
タービン建屋	639																																																																														
原子炉補機冷却海水ポンプ	780																																																																														
高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	780																																																																														
排気筒	886																																																																														
復水貯蔵タンク	934																																																																														
評価対象施設	離隔距離 [m]	危険距離 [m]																																																																													
原子炉建屋	750	23																																																																													
原子炉補助建屋	700																																																																														
ディーゼル発電機建屋	800																																																																														
循環水ポンプ建屋	850																																																																														
排気筒	750	10																																																																													
原子炉補機冷却海水ポンプ	850	21																																																																													
評価対象施設	離隔距離 [m]	危険限界距離 [m]																																																																													
原子炉建屋	4,400	87																																																																													
原子炉補助建屋	4,450																																																																														
ディーゼル発電機建屋	4,350																																																																														
循環水ポンプ建屋	4,300																																																																														
排気筒	4,400																																																																														
原子炉補機冷却海水ポンプ	4,300																																																																														



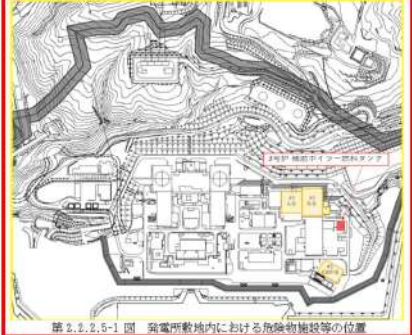
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p>2.2.2.3 発電所港湾内に入港する船舶の火災（添付資料21）</p> <p>(1) 原子炉施設建屋外壁の熱影響評価</p> <p>発電所の物揚岸壁には燃料等輸送船が接岸するため、この船舶が積載している燃料が接岸中に発火したことを想定し、コンクリート表面温度の温度上昇を評価した結果、建屋外壁の表面温度は約53℃となり、許容温度200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）を下回る結果となった。</p> <table border="1" data-bbox="129 391 586 470"> <tr> <th>想定火災源</th> <th>建屋までの距離</th> <th>評価結果 (建屋外壁表面温度)</th> </tr> <tr> <td>燃料等輸送船</td> <td>751m</td> <td>53℃</td> </tr> </table> <p>(2) 海水ポンプの熱影響評価</p> <p>同様に海水ポンプに対する熱影響評価を実施したところ、冷却用空気を取込温度は39℃となり、許容温度 ℃を超えないことを確認した。</p> <table border="1" data-bbox="129 646 645 734"> <tr> <th>想定火災源</th> <th>海水ポンプまでの距離</th> <th>評価結果 (冷却空気を取込温度)</th> </tr> <tr> <td>燃料等輸送船</td> <td>626m</td> <td>39℃</td> </tr> </table>	想定火災源	建屋までの距離	評価結果 (建屋外壁表面温度)	燃料等輸送船	751m	53℃	想定火災源	海水ポンプまでの距離	評価結果 (冷却空気を取込温度)	燃料等輸送船	626m	39℃	<p>2.2.2.4 漂流船舶の影響評価</p> <p>女川原子力発電所周辺には石油コンビナートが無く、大型タンカー等の主要航路が発電所から20km以上離れていることから、発電所港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大の船舶である重油運搬船の火災を想定する。</p> <p>火災発生時の重油運搬船の位置は、カーテンウォールに接触して停止すると考えられるが、津波によりカーテンウォール上部を通過して発電所へ近づき港湾道路まで乗り上げた場合において、火災が発生したものと想定する。</p> <p>熱影響評価の結果、評価上必要とされる危険距離に対し、港湾から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離を上回っており、原子炉施設への影響はない。</p> <p>なお、熱影響評価に当たっては防潮堤がないものとして評価している。</p> <table border="1" data-bbox="772 670 1265 933"> <caption>第2.2.2.4-1表 船舶による火災の危険距離と離隔距離</caption> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>114</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>制御棟</td> <td>120</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>137</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>71</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイン補機冷却海水ポンプ</td> <td>71</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>340</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>122</td> <td>109</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2.2.2.4-1図 船舶火災想定位置と原子炉施設との位置関係</p>	評価対象	離隔距離 [m]	危険距離 [m]	原子炉建屋	114	110	制御棟	120	110	タービン建屋	137	110	原子炉補機冷却海水ポンプ	71	55	高圧炉心スプレイン補機冷却海水ポンプ	71	31	排気筒	340	20	復水貯蔵タンク	122	109	<p>2.2.2.4 漂流船舶の影響評価</p> <p>泊発電所周辺には石油コンビナートが無く、大型タンカー等の主要航路が発電所から30km以上離れていることから、発電所港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大の船舶である燃料等輸送船の火災を想定する。</p> <p>熱影響評価の結果、評価上必要とされる危険距離に対し、港湾から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離を上回っており、発電用原子炉施設への影響はない。</p> <p>なお、熱影響評価に当たっては防潮堤がないものとして評価している。</p> <table border="1" data-bbox="1355 726 1948 949"> <caption>第2.2.2.4-1表 船舶による火災の危険距離と離隔距離</caption> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>624</td> <td rowspan="3">90</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>587</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>873</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>587</td> <td rowspan="2">29</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>624</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>587</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2.2.2.4-1図 船舶火災想定位置と発電用原子炉施設との位置関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>追而【基準津波審査の反映】 (上記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため)</p> </div>	評価対象施設	離隔距離 [m]	危険距離 [m]	原子炉建屋	624	90	原子炉補助建屋	587	ディーゼル発電機建屋	873	循環水ポンプ建屋	587	29	排気筒	624	原子炉補機冷却海水ポンプ	587	80	<p>【大飯】設計方針の相違 ・泊、女川はガイドに基づき危険距離による評価を実施</p> <p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性及びプラント設計による評価条件の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は取水方式の違いからカーテンウォールが存在しない</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる想定船舶位置の相違</p>
想定火災源	建屋までの距離	評価結果 (建屋外壁表面温度)																																																							
燃料等輸送船	751m	53℃																																																							
想定火災源	海水ポンプまでの距離	評価結果 (冷却空気を取込温度)																																																							
燃料等輸送船	626m	39℃																																																							
評価対象	離隔距離 [m]	危険距離 [m]																																																							
原子炉建屋	114	110																																																							
制御棟	120	110																																																							
タービン建屋	137	110																																																							
原子炉補機冷却海水ポンプ	71	55																																																							
高圧炉心スプレイン補機冷却海水ポンプ	71	31																																																							
排気筒	340	20																																																							
復水貯蔵タンク	122	109																																																							
評価対象施設	離隔距離 [m]	危険距離 [m]																																																							
原子炉建屋	624	90																																																							
原子炉補助建屋	587																																																								
ディーゼル発電機建屋	873																																																								
循環水ポンプ建屋	587	29																																																							
排気筒	624																																																								
原子炉補機冷却海水ポンプ	587	80																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

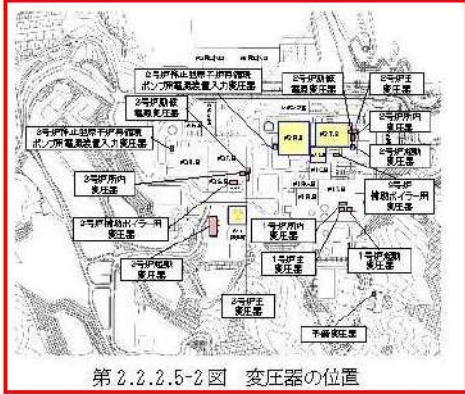
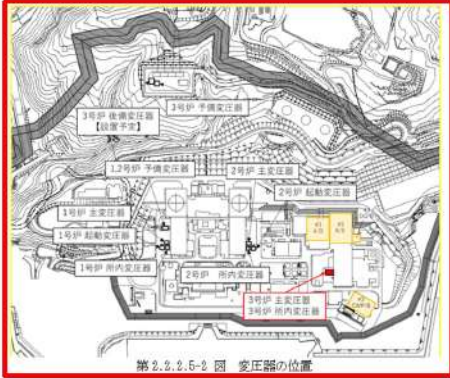
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2.2.2 敷地内危険物タンクの影響評価</p> <p>発電所敷地内に位置している屋外危険物タンクの火災を想定し、原子炉施設建屋外壁の熱影響評価等を実施した。</p> <p>なお、評価に際しては、燃料の保有量が多く、直接原子炉施設を臨むことができる補助ボイラ燃料タンク、1号炉及び2号炉油計量タンクの火災を想定し、評価を実施した。</p>  <p>図2 敷地内危険物タンクと防護対象設備位置図</p> <p>(1) 原子炉施設建屋外壁の熱影響評価</p> <p>補助ボイラ燃料タンクについて、火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で3号炉原子炉周辺建屋外壁が昇温されるものとして、コンクリート表面の温度上昇を評価した結果、建屋外壁の表面温度は約116℃となり、許容温度200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）を下回る結果となった。</p>	<p>2.2.2.5 敷地内危険物施設等の影響評価</p> <p>(1) 敷地内危険物施設の火災影響評価</p> <p>発電所敷地内に位置している屋外の危険物施設の火災を想定し、原子炉施設の熱影響評価を実施する。</p> <p>熱影響評価を実施する危険物施設は、1号炉軽油貯蔵タンク、3号炉軽油タンク及び大容量電源装置とする。</p> <p>なお、敷地内危険物施設の内、直接輻射熱を受けない建屋内に設置している設備及び地下貯蔵タンク等については、評価対象外とする。</p>  <p>図2.2.2.5-1 発電所敷地内における危険物施設等の位置</p> <p>a. 外壁に対する熱影響評価</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で評価対象施設外壁が昇温されるものとして、コンクリート表面温度を評価した結果、評価対象施設外壁のコンクリート表面温度が許容温度200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-1表に示す。</p>	<p>2.2.2.5 敷地内危険物施設等の影響評価</p> <p>(1) 敷地内危険物施設の火災影響評価</p> <p>発電所敷地内に位置している屋外の危険物施設の火災を想定し、発電用原子炉施設の熱影響評価を実施する。</p> <p>熱影響評価を実施する危険物施設は、3号炉補助ボイラ燃料タンクとする。</p> <p>なお、敷地内危険物施設の内、直接輻射熱を受けない建屋内に設置している設備、地下貯蔵タンク等については、評価対象外とする。</p>  <p>図2.2.2.5-1 発電所敷地内における危険物施設等の位置</p> <p>a. 外壁に対する熱影響評価</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で評価対象施設外壁が昇温されるものとして、コンクリート表面温度を評価した結果、評価対象施設外壁のコンクリート表面温度が許容温度200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-1表に示す。ただし、ディーゼル発電機建屋外壁のコンクリート表面温度の評価にあたっては外壁に設置した障壁（断熱材）の効果を加味した。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・泊は、プラント配置の相違によりすべての発電用原子炉施設に対して共通の危険物施設が選定される。（女川、大飯は発電用原子炉施設ごとに選定される危険物施設が異なる）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる危険物施設の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・泊のディーゼル発電機建屋は危険物施設との離隔距離が短く、防護措置として障壁（断熱材）を設置していることから、その効果を加味したコンクリート表面温度で評価する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <table border="1" data-bbox="78 167 694 295"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料量</th> <th>建屋までの距離</th> <th>評価結果 (建屋外壁表面温度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助ボイラ燃料タンク</td> <td>500m³</td> <td>90m</td> <td>116℃</td> </tr> </tbody> </table> <p>コンクリート許容温度：200℃</p>	想定火災源	燃料量	建屋までの距離	評価結果 (建屋外壁表面温度)	補助ボイラ燃料タンク	500m ³	90m	116℃	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>第2.2.2.5-1表 外壁に対する熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="750 167 1288 311"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">1号炉軽油貯蔵タンク</th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> <th rowspan="2">大容量電源設置</th> <th rowspan="2">許容温度</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋外壁温度[℃]</td> <td>約74</td> <td>約83</td> <td>約84</td> <td>約78</td> <td>約51</td> <td><200</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機建屋外壁温度[℃]</td> <td>約80</td> <td>約88</td> <td>約87</td> <td>約88</td> <td>約51</td> <td><200</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋外壁温度[℃]</td> <td>約136</td> <td>約56</td> <td>約57</td> <td>約53</td> <td>約51</td> <td><200</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価</p> <p>復水貯蔵タンクについて温度上昇を評価した結果、復水貯蔵タンクの温度は約53℃となり、許容温度66℃以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-2表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="772 598 1265 678"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">1号炉軽油貯蔵タンク</th> <th colspan="3">3号炉貯蔵タンク</th> <th rowspan="2">大容量電源設置</th> <th rowspan="2">許容温度</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンク温度[℃]</td> <td>約51</td> <td>約52</td> <td>約52</td> <td>約53</td> <td>約51</td> <td><66</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 排気筒に対する熱影響評価</p> <p>排気筒について温度上昇を評価した結果、排気筒の温度は約57℃となり、許容温度325℃以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-3表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="716 853 1265 949"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">1号炉軽油貯蔵タンク</th> <th colspan="3">3号炉貯蔵タンク</th> <th rowspan="2">大容量電源設置</th> <th rowspan="2">許容温度</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒温度[℃]</td> <td>約52</td> <td>約53</td> <td>約53</td> <td>約57</td> <td>約51</td> <td><325</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプについて温度上昇を評価した結果、冷却空気温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：上部軸受40℃、下部軸受55℃、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ：上部軸受55℃、下部軸受55℃）であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-4表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="795 1236 1243 1460"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">1号炉軽油貯蔵タンク</th> <th colspan="3">3号炉貯蔵タンク</th> <th rowspan="2">大容量電源設置</th> <th rowspan="2">許容温度[℃]</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>上部軸受温度[℃]</td> <td>約28</td> <td>約28</td> <td>約28</td> <td>約28</td> <td>約28</td> <td><40</td> </tr> <tr> <td>下部軸受温度[℃]</td> <td>約30</td> <td>約30</td> <td>約30</td> <td>約30</td> <td>約30</td> <td><55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</td> <td>上部軸受温度[℃]</td> <td>約33</td> <td>約33</td> <td>約33</td> <td>約33</td> <td>約33</td> <td><55</td> </tr> <tr> <td>下部軸受温度[℃]</td> <td>約42</td> <td>約42</td> <td>約42</td> <td>約42</td> <td>約42</td> <td><55</td> </tr> </tbody> </table>		1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源設置	許容温度	A	B	A+B	原子炉建屋外壁温度[℃]	約74	約83	約84	約78	約51	<200	原子炉補機建屋外壁温度[℃]	約80	約88	約87	約88	約51	<200	タービン建屋外壁温度[℃]	約136	約56	約57	約53	約51	<200		1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉貯蔵タンク			大容量電源設置	許容温度	A	B	A+B	復水貯蔵タンク温度[℃]	約51	約52	約52	約53	約51	<66		1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉貯蔵タンク			大容量電源設置	許容温度	A	B	A+B	排気筒温度[℃]	約52	約53	約53	約57	約51	<325			1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉貯蔵タンク			大容量電源設置	許容温度[℃]	A	B	A+B	原子炉補機冷却海水ポンプ	上部軸受温度[℃]	約28	約28	約28	約28	約28	<40	下部軸受温度[℃]	約30	約30	約30	約30	約30	<55	高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	上部軸受温度[℃]	約33	約33	約33	約33	約33	<55	下部軸受温度[℃]	約42	約42	約42	約42	約42	<55	<p>泊発電所3号炉</p> <p>第2.2.2.5-1表 外壁に対する熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1355 167 1948 319"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="2">3号炉補助ボイラー燃料タンク</th> </tr> <tr> <th>評価温度[℃]</th> <th>許容温度[℃]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>約157</td> <td rowspan="4"><200</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>—※1</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>約140</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>—※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉補助建屋及び循環水ポンプ建屋の評価は原子炉建屋の評価に包絡される。</p> <p>b. 排気筒に対する熱影響評価</p> <p>排気筒について温度上昇を評価した結果、排気筒の温度は約105℃となり、許容温度325℃以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-2表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1355 853 1948 949"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="2">3号炉補助ボイラー燃料タンク</th> </tr> <tr> <th>評価温度[℃]</th> <th>許容温度[℃]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>約105</td> <td><325</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプについて温度上昇を評価した結果、冷却空気温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：下部軸受80℃）であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-3表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1355 1316 1948 1412"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="2">3号炉補助ボイラー燃料タンク</th> </tr> <tr> <th>評価温度[℃]</th> <th>許容温度[℃]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>約53</td> <td><80</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象施設	3号炉補助ボイラー燃料タンク		評価温度[℃]	許容温度[℃]	原子炉建屋	約157	<200	原子炉補助建屋	—※1	ディーゼル発電機建屋	約140	循環水ポンプ建屋	—※1	評価対象施設	3号炉補助ボイラー燃料タンク		評価温度[℃]	許容温度[℃]	排気筒	約105	<325	評価対象施設	3号炉補助ボイラー燃料タンク		評価温度[℃]	許容温度[℃]	原子炉補機冷却海水ポンプ	約53	<80	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・泊の評価は火災源に対して最短距離の施設を代表として実施しており、ここでは障壁を設置するディーゼル発電機建屋と障壁を設置しない建屋で最短距離の原子炉建屋を評価している。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の施設は無い）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p> <p>設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず） 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 ・ポンプ仕様の相違（泊のポンプの軸受は上部が水冷式、下部が空冷式であるため下部軸受を評価）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p>
想定火災源	燃料量	建屋までの距離	評価結果 (建屋外壁表面温度)																																																																																																																																																
補助ボイラ燃料タンク	500m ³	90m	116℃																																																																																																																																																
	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源設置	許容温度																																																																																																																																													
		A	B	A+B																																																																																																																																															
原子炉建屋外壁温度[℃]	約74	約83	約84	約78	約51	<200																																																																																																																																													
原子炉補機建屋外壁温度[℃]	約80	約88	約87	約88	約51	<200																																																																																																																																													
タービン建屋外壁温度[℃]	約136	約56	約57	約53	約51	<200																																																																																																																																													
	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉貯蔵タンク			大容量電源設置	許容温度																																																																																																																																													
		A	B	A+B																																																																																																																																															
復水貯蔵タンク温度[℃]	約51	約52	約52	約53	約51	<66																																																																																																																																													
	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉貯蔵タンク			大容量電源設置	許容温度																																																																																																																																													
		A	B	A+B																																																																																																																																															
排気筒温度[℃]	約52	約53	約53	約57	約51	<325																																																																																																																																													
		1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉貯蔵タンク			大容量電源設置	許容温度[℃]																																																																																																																																												
			A	B	A+B																																																																																																																																														
原子炉補機冷却海水ポンプ	上部軸受温度[℃]	約28	約28	約28	約28	約28	<40																																																																																																																																												
	下部軸受温度[℃]	約30	約30	約30	約30	約30	<55																																																																																																																																												
高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	上部軸受温度[℃]	約33	約33	約33	約33	約33	<55																																																																																																																																												
	下部軸受温度[℃]	約42	約42	約42	約42	約42	<55																																																																																																																																												
評価対象施設	3号炉補助ボイラー燃料タンク																																																																																																																																																		
	評価温度[℃]	許容温度[℃]																																																																																																																																																	
原子炉建屋	約157	<200																																																																																																																																																	
原子炉補助建屋	—※1																																																																																																																																																		
ディーゼル発電機建屋	約140																																																																																																																																																		
循環水ポンプ建屋	—※1																																																																																																																																																		
評価対象施設	3号炉補助ボイラー燃料タンク																																																																																																																																																		
	評価温度[℃]	許容温度[℃]																																																																																																																																																	
排気筒	約105	<325																																																																																																																																																	
評価対象施設	3号炉補助ボイラー燃料タンク																																																																																																																																																		
	評価温度[℃]	許容温度[℃]																																																																																																																																																	
原子炉補機冷却海水ポンプ	約53	<80																																																																																																																																																	
<p>(2) 屋外の防護対象設備への熱影響評価</p> <p>屋外の防護対象設備である海水ポンプへの熱影響を評価した結果、熱影響はないことを確認した。</p> <table border="1" data-bbox="78 1141 694 1396"> <thead> <tr> <th>防護対象設備</th> <th>想定火災源</th> <th>評価及び評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1号炉及び2号炉油計量タンク</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプから最も近い1号炉及び2号炉油計量タンクを火災源と想定。 海水ポンプモータ下部軸受許容温度以下となるために必要な冷却空気取込温度□℃に対し、約39℃となり、下回ることを確認した。 </td> </tr> </tbody> </table>	防護対象設備	想定火災源	評価及び評価結果	海水ポンプ	1号炉及び2号炉油計量タンク	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプから最も近い1号炉及び2号炉油計量タンクを火災源と想定。 海水ポンプモータ下部軸受許容温度以下となるために必要な冷却空気取込温度□℃に対し、約39℃となり、下回ることを確認した。 																																																																																																																																													
防護対象設備	想定火災源	評価及び評価結果																																																																																																																																																	
海水ポンプ	1号炉及び2号炉油計量タンク	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプから最も近い1号炉及び2号炉油計量タンクを火災源と想定。 海水ポンプモータ下部軸受許容温度以下となるために必要な冷却空気取込温度□℃に対し、約39℃となり、下回ることを確認した。 																																																																																																																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
	<p>(2) 変圧器の火災影響評価</p> <p>発電所敷地内の変圧器火災を想定し、熱影響評価を実施する。熱影響評価を実施する変圧器は2号炉の起動変圧器、所内変圧器、補助ボイラー用変圧器、PLR-VVVF入力変圧器、3号炉の主変圧器、起動変圧器、励磁電源変圧器とする。</p>  <p>第2.2.2.5-2図 変圧器の位置</p> <p>a. 外壁に対する熱影響評価</p> <p>各変圧器について、火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で建屋外壁が昇温されるものとして、コンクリート表面の温度上昇を評価した結果、許容温度200℃(火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度)以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-5表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="719 1023 1317 1321"> <caption>第2.2.2.5-5表 外壁に対する熱影響評価結果</caption> <thead> <tr> <th>想定火災</th> <th>評価対象施設</th> <th>評価温度 [℃]</th> <th>許容温度 [℃]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉起動変圧器</td> <td>制御建屋</td> <td>約59</td> <td rowspan="8">< 200</td> </tr> <tr> <td>2号炉所内変圧器</td> <td>タービン建屋</td> <td>約198</td> </tr> <tr> <td>2号炉補助ボイラー用変圧器</td> <td>制御建屋</td> <td>約101</td> </tr> <tr> <td>2号炉 PLR-VVVF変圧器</td> <td>原子炉建屋</td> <td>約198</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号炉主変圧器</td> <td>原子炉建屋</td> <td>約59</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>約53</td> </tr> <tr> <td>3号炉励磁電源変圧器</td> <td>原子炉建屋</td> <td>約52</td> </tr> </tbody> </table>	想定火災	評価対象施設	評価温度 [℃]	許容温度 [℃]	2号炉起動変圧器	制御建屋	約59	< 200	2号炉所内変圧器	タービン建屋	約198	2号炉補助ボイラー用変圧器	制御建屋	約101	2号炉 PLR-VVVF変圧器	原子炉建屋	約198	3号炉主変圧器	原子炉建屋	約59	制御建屋	約53	3号炉励磁電源変圧器	原子炉建屋	約52	<p>(2) 変圧器の火災影響評価</p> <p>発電所敷地内の変圧器火災を想定し、発電用原子炉施設の熱影響評価を実施する。熱影響評価を実施する変圧器は、一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器とする。</p>  <p>第2.2.2.5-2図 変圧器の位置</p> <p>a. 外壁に対する熱影響評価</p> <p>一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器について、火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で建屋外壁が昇温されるものとして、コンクリート表面の温度上昇を評価した結果、許容温度200℃(火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度)以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-4表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1346 1046 1962 1270"> <caption>第2.2.2.5-4表 外壁に対する熱影響評価結果</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="2">3号炉主変圧器・所内変圧器</th> </tr> <tr> <th>評価温度 [℃]</th> <th>許容温度 [℃]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>約88</td> <td rowspan="5">< 200</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>—※1</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>—※1</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>—※1</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>—※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉補助建屋(75m)、ディーゼル発電機建屋(90m)及び循環水ポンプ建屋(81m)は原子炉建屋(84m)よりも火災源からの距離が遠いことから、原子炉建屋の評価に包絡される。</p>	評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器		評価温度 [℃]	許容温度 [℃]	原子炉建屋	約88	< 200	原子炉補助建屋	—※1	ディーゼル発電機建屋	—※1	循環水ポンプ建屋	—※1	制御建屋	—※1	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】記載方針の相違 ・他箇所との記載統一 【女川】設計方針の相違 ・泊は、プラント配置の相違によりすべての発電用原子炉施設に対して共通の変圧器が選定される。(女川は発電用原子炉施設ごとに選定される変圧器が異なる) 【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊は、プラント配置の相違によりすべての発電用原子炉施設に対して共通の変圧器が選定される。(女川は発電用原子炉施設ごとに選定される変圧器が異なる) 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p>
想定火災	評価対象施設	評価温度 [℃]	許容温度 [℃]																																									
2号炉起動変圧器	制御建屋	約59	< 200																																									
2号炉所内変圧器	タービン建屋	約198																																										
2号炉補助ボイラー用変圧器	制御建屋	約101																																										
2号炉 PLR-VVVF変圧器	原子炉建屋	約198																																										
3号炉主変圧器	原子炉建屋	約59																																										
	制御建屋	約53																																										
3号炉励磁電源変圧器	原子炉建屋	約52																																										
評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器																																											
	評価温度 [℃]	許容温度 [℃]																																										
原子炉建屋	約88	< 200																																										
原子炉補助建屋	—※1																																											
ディーゼル発電機建屋	—※1																																											
循環水ポンプ建屋	—※1																																											
制御建屋	—※1																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
<p>2.3 航空機墜落による火災（添付資料10～14）</p> <p>2.3.1 評価内容 発電所敷地への航空機の墜落で発生する火災に対して、より一層の安全性向上の観点から、その火災が発電所の敷地内で起こったとしても原子炉施設に影響を及ぼさないことを確認している。</p> <p>2.3.2 評価結果</p> <p>2.3.2.1 評価方法 航空機落下確率評価については、評価条件の違いからカテゴリに分けて落下確率を求めている。 また、評価に考慮している航空機落下事故については、訓練中の事故等、民間航空機と軍用機（自衛隊機又は米軍機）では、その発生状況が必ずしも同一ではなく、また、軍用機の中でも、機種によって飛行形態が同一ではないと考えられる。したがって、以下のカテゴリ毎に航空機落下による火災影響を評価する。</p>	<p>b. 屋外の評価対象施設への熱影響評価</p> <p>(a) 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価 復水貯蔵タンクについて温度上昇を評価した結果、許容温度66℃以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-6表に示す。</p> <p>第2.2.2.5-6表 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="728 327 1310 438"> <thead> <tr> <th>想定火災</th> <th>評価対象施設</th> <th>評価温度 [°C]</th> <th>許容温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉主変圧器</td> <td rowspan="2">復水貯蔵タンク</td> <td>約51</td> <td rowspan="2">< 66</td> </tr> <tr> <td>3号炉励磁変圧器</td> <td>約51</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 排気筒に対する熱影響評価 排気筒について温度上昇を評価した結果、許容温度325℃以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-7表に示す。</p> <p>第2.2.2.5-7表 排気筒に対する熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="728 582 1310 694"> <thead> <tr> <th>想定火災</th> <th>評価対象施設</th> <th>評価温度 [°C]</th> <th>許容温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉主変圧器</td> <td rowspan="2">排気筒</td> <td>約57</td> <td rowspan="2">< 325</td> </tr> <tr> <td>3号炉起動変圧器</td> <td>約72</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.3 航空機墜落による火災（添付資料-7）</p> <p>2.3.1 評価内容 発電所敷地への航空機の墜落で発生する火災に対して、より一層の安全性向上の観点から、その火災が女川原子力発電所の敷地内で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>2.3.2 評価結果</p> <p>2.3.2.1 評価方法 航空機墜落評価については、評価条件の違いに応じたカテゴリに分けて墜落確率を求めている。 評価において考慮する航空機落下事故については、航空機の機種によって、装備、飛行形態等が同一ではなく、落下事故件数及び火災影響の大きさに差があることから、これらを考慮したカテゴリごとに航空機墜落による火災の影響評価を実施する。 落下事故のカテゴリを第2.3.2.1-1表に示す。</p>	想定火災	評価対象施設	評価温度 [°C]	許容温度 [°C]	3号炉主変圧器	復水貯蔵タンク	約51	< 66	3号炉励磁変圧器	約51	想定火災	評価対象施設	評価温度 [°C]	許容温度 [°C]	3号炉主変圧器	排気筒	約57	< 325	3号炉起動変圧器	約72	<p>b. 排気筒に対する熱影響評価 排気筒について温度上昇を評価した結果、許容温度325℃以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-5表に示す。</p> <p>第2.2.2.5-5表 排気筒に対する熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1355 566 1948 646"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th>3号炉主変圧器・所内変圧器</th> <th rowspan="2">許容温度 [°C]</th> </tr> <tr> <th>評価温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>約63</td> <td><325</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価 原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：下部軸受80℃）であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-6表に示す。</p> <p>第2.2.2.5-6表 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1355 853 1948 933"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th>3号炉主変圧器・所内変圧器</th> <th rowspan="2">許容温度 [°C]</th> </tr> <tr> <th>評価温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>約46</td> <td><80</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.3 航空機墜落による火災（添付資料-7）</p> <p>2.3.1 評価内容 発電所敷地への航空機の墜落で発生する火災に対して、より一層の安全性向上の観点から、その火災が泊発電所の敷地内で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>2.3.2 評価結果</p> <p>2.3.2.1 評価方法 航空機墜落確率評価については、評価条件の違いに応じたカテゴリに分けて墜落確率を求めている。 評価において考慮する航空機落下事故については、航空機の機種によって、装備、飛行形態等が同一ではなく、落下事故件数及び火災影響の大きさに差があることから、これらを考慮したカテゴリごとに航空機墜落による火災の影響評価を実施する。 落下事故のカテゴリを第2.3.2.1-1表に示す。</p>	評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器	許容温度 [°C]	評価温度 [°C]	排気筒	約63	<325	評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器	許容温度 [°C]	評価温度 [°C]	原子炉補機冷却海水ポンプ	約46	<80	<p>【女川】記載方針の相違 ・文章構成の統一（(1)敷地内危険物施設との記載統一） 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外と同様の施設は無い）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・他箇所との記載統一（女川も添付資料にて評価結果を示している）</p> <p>【女川・大飯】 発電所名の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載表現の統一（基本方針との記載統一） 【大飯】記載表現の相違</p>
想定火災	評価対象施設	評価温度 [°C]	許容温度 [°C]																																		
3号炉主変圧器	復水貯蔵タンク	約51	< 66																																		
3号炉励磁変圧器		約51																																			
想定火災	評価対象施設	評価温度 [°C]	許容温度 [°C]																																		
3号炉主変圧器	排気筒	約57	< 325																																		
3号炉起動変圧器		約72																																			
評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器	許容温度 [°C]																																			
	評価温度 [°C]																																				
排気筒	約63	<325																																			
評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器	許容温度 [°C]																																			
	評価温度 [°C]																																				
原子炉補機冷却海水ポンプ	約46	<80																																			

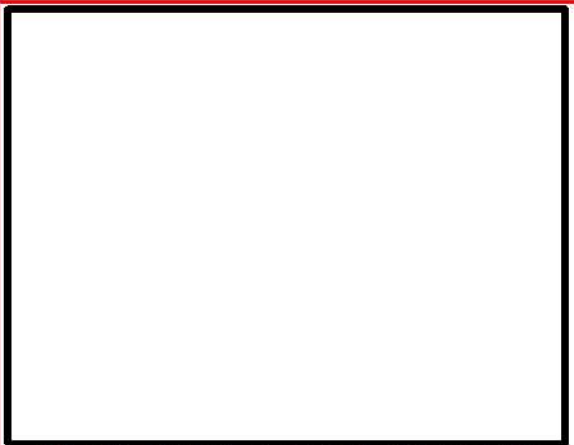

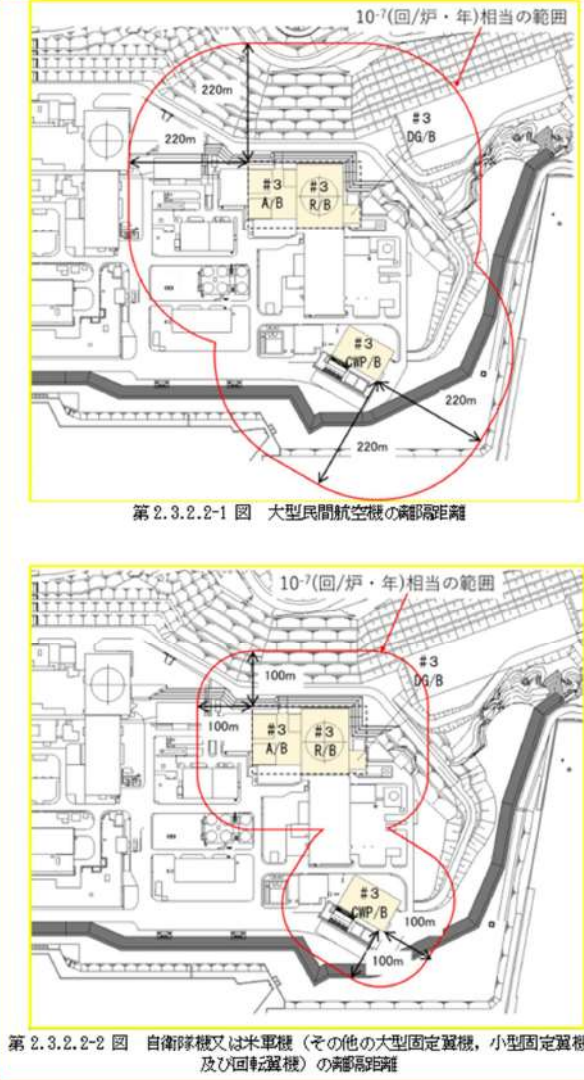
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																						
<p>落下事故のカテゴリ</p> <table border="1"> <tr> <td>計器飛行方式</td> <td>飛行場での離着陸時における落下事故^{※1}</td> </tr> <tr> <td>民間航空機</td> <td>航空路を巡航中の落下事故</td> </tr> <tr> <td>有視界飛行方式</td> <td>大型航空機の落下事故</td> </tr> <tr> <td>民間航空機</td> <td>小型航空機の落下事故</td> </tr> <tr> <td>自衛隊機又は米軍機</td> <td>訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故^{※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機、その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基地-訓練空域を往復時の落下事故^{※3}</td> </tr> </table> <p>注1：発電所付近の空港の最大離着陸地点までの距離は、発電所と空港の距離より短いため、評価対象外とした。 注2：発電所上空には自衛隊の訓練空域が存在しないため、訓練空域内の事故は評価対象外とした。 注3：発電所は、基地-訓練空域間の往復の想定範囲内にないため、評価対象外とした。</p>	計器飛行方式	飛行場での離着陸時における落下事故 ^{※1}	民間航空機	航空路を巡航中の落下事故	有視界飛行方式	大型航空機の落下事故	民間航空機	小型航空機の落下事故	自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故 ^{※2}		空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機、その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機		基地-訓練空域を往復時の落下事故 ^{※3}	<p>第2.3.2.1-1表 落下事故のカテゴリ</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)計器飛行方式民間航空機</td> <td>飛行場での離着陸時</td> <td>—^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空路を巡航中</td> <td>—^{※2}</td> </tr> <tr> <td>(2)有視界飛行方式民間航空機</td> <td></td> <td>①大型民間航空機</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>②小型民間航空機</td> </tr> <tr> <td>(3)自衛隊機又は米軍機</td> <td>③訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中</td> <td>③-1 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機^{※3} ③-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機^{※4} ④基地-訓練空域間往復時^{※5}</td> </tr> </table> <p>※1：女川原子力発電所は、仙台空港からの最大離着陸地点に遠く位置するため対象外。 ※2：女川原子力発電所の上空には自衛隊機又は米軍機の訓練空域がないため、訓練空域外を飛行中の落下事故を評価対象とする。 評価時に使用した事故データの集計期間（平成3年1月～平成22年12月）以降においても、女川原子力発電所周辺の訓練空域における自衛隊機又は米軍機による訓練空域内での訓練中に発電所又はその周辺への落下事故は発生していない。また、女川原子力発電所周辺の訓練空域における訓練回数に変更はない。 ※3：女川原子力発電所の近傍に、基地-訓練空域間の移動経路が存在することから評価対象とする。</p>	(1)計器飛行方式民間航空機	飛行場での離着陸時	— ^{※1}		航空路を巡航中	— ^{※2}	(2)有視界飛行方式民間航空機		①大型民間航空機			②小型民間航空機	(3)自衛隊機又は米軍機	③訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中	③-1 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機 ^{※3} ③-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機 ^{※4} ④基地-訓練空域間往復時 ^{※5}	<p>第2.3.2.1-1表 落下事故のカテゴリ</p> <table border="1"> <tr> <td>1)計器飛行方式民間航空機</td> <td>飛行場での離着陸時</td> <td>—^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空路を巡航中</td> <td>—^{※2}</td> </tr> <tr> <td>2)有視界飛行方式民間航空機</td> <td></td> <td>大型民間航空機 小型民間航空機</td> </tr> <tr> <td>3)自衛隊機又は米軍機</td> <td>訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中</td> <td>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機^{※3,4} その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機^{※3,4}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基地-訓練空域間往復時</td> <td>—^{※5}</td> </tr> </table> <p>※1：泊発電所は、札幌空港及び新千歳空港からの最大離着陸地点に遠く位置するため対象外。 ※2：泊発電所上空に航空路は存在しないため対象外。 ※3：泊発電所周辺上空は自衛隊機の訓練空域であるため、自衛隊機は訓練中の落下事故を評価対象とする。 ※4：泊発電所周辺上空は米軍機の訓練空域がないため、米軍機は訓練空域外を飛行中の落下事故を評価対象とする。 ※5：泊発電所は基地-訓練空域間の往復の想定範囲内にないため対象外。</p>	1)計器飛行方式民間航空機	飛行場での離着陸時	— ^{※1}		航空路を巡航中	— ^{※2}	2)有視界飛行方式民間航空機		大型民間航空機 小型民間航空機	3)自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機 ^{※3,4} その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機 ^{※3,4}		基地-訓練空域間往復時	— ^{※5}	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性によるカテゴリの相違</p>																																																																										
計器飛行方式	飛行場での離着陸時における落下事故 ^{※1}																																																																																																																								
民間航空機	航空路を巡航中の落下事故																																																																																																																								
有視界飛行方式	大型航空機の落下事故																																																																																																																								
民間航空機	小型航空機の落下事故																																																																																																																								
自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故 ^{※2}																																																																																																																								
	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機、その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機																																																																																																																								
	基地-訓練空域を往復時の落下事故 ^{※3}																																																																																																																								
(1)計器飛行方式民間航空機	飛行場での離着陸時	— ^{※1}																																																																																																																							
	航空路を巡航中	— ^{※2}																																																																																																																							
(2)有視界飛行方式民間航空機		①大型民間航空機																																																																																																																							
		②小型民間航空機																																																																																																																							
(3)自衛隊機又は米軍機	③訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中	③-1 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機 ^{※3} ③-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機 ^{※4} ④基地-訓練空域間往復時 ^{※5}																																																																																																																							
1)計器飛行方式民間航空機	飛行場での離着陸時	— ^{※1}																																																																																																																							
	航空路を巡航中	— ^{※2}																																																																																																																							
2)有視界飛行方式民間航空機		大型民間航空機 小型民間航空機																																																																																																																							
3)自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機 ^{※3,4} その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機 ^{※3,4}																																																																																																																							
	基地-訓練空域間往復時	— ^{※5}																																																																																																																							
<p>航空機の落下確率が 10^{-7} [回/炉・年] に相当する面積より、航空機落下確率評価で標的面積として考慮している原子炉施設からの隔離距離（墜落地点）を求め、そこで発生する火災による原子炉施設の表面温度を評価し、許容温度を超えないことを確認する。</p> <p>2.3.2.2 隔離距離の算出 防護対象として原子炉補助建屋等を考慮し、落下確率 10^{-7} [回/炉・年] に相当する面積より、カテゴリ毎の隔離距離を算出した。</p>	<p>航空機墜落確率が 10^{-7} [回/炉・年] に相当する面積より、航空機墜落確率評価で標的面積として考慮している発電用原子炉施設からの隔離距離（墜落地点）を求め、そこで発生する火災による発電用原子炉施設の表面温度を評価し、許容温度を超えないことを確認する。</p> <p>2.3.2.2 隔離距離の算出 防護対象となる発電用原子炉施設（原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋、海水ポンプ室、排気筒及び復水貯蔵タンク）を考慮し、墜落確率 10^{-7} [回/炉・年] に相当する面積より、カテゴリごとの隔離距離を算出する。</p>	<p>航空機墜落確率が 10^{-7} [回/炉・年] に相当する面積より、航空機墜落確率評価で標的面積として考慮している発電用原子炉施設からの隔離距離（墜落地点）を求め、そこで発生する火災による発電用原子炉施設の表面温度を評価し、許容温度を超えないことを確認する。</p> <p>2.3.2.2 隔離距離の算出 防護対象となる発電用原子炉施設（原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋）を考慮し、墜落確率 10^{-7} [回/炉・年] に相当する面積より、カテゴリごとの隔離距離を算出する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の相違 【大飯】記載表現の相違</p>																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>対象航空機</th> <th>燃料量 (m³)^{※1}</th> <th>放射発散度 (W/m²)</th> <th>燃焼速度 (m/s)</th> <th>航空機墜落地点 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計器飛行の民間航空機</td> <td>B747</td> <td>216.84</td> <td>50 × 10⁵</td> <td>4.64 × 10⁵</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>有視界飛行の民間航空機</td> <td>大型航空機</td> <td>400</td> <td>10⁵</td> <td>10⁵</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小型航空機</td> <td colspan="4">(評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に包含される)^{※2}</td> </tr> <tr> <td>自衛隊機又は米軍機</td> <td>訓練空域内で飛行中及び訓練空域外を飛行中</td> <td>KC-7</td> <td>145.03</td> <td>58 × 10⁵</td> <td>6.71 × 10⁵</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>67</td> <td></td> <td>10⁵</td> <td>10⁵</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>F-15</td> <td>14.87</td> <td>58 × 10⁵</td> <td>6.71 × 10⁵</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10⁵</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：軍用機関係の図書等の記載値から算定した推定値。 注2：落下確率評価において考慮している航空機は、小型固定翼機及び小型回転翼機である。評価条件は、原子炉施設から距離が36m、燃料積載量が小型固定翼機の2m³程度であることから、自衛隊機又は米軍機において原子炉施設からの距離が44m、燃料積載量が15m³程度で評価していることを踏まえ、本評価は自衛隊機又は米軍機の落下による火災影響評価に包含される。</p>	カテゴリ	対象航空機	燃料量 (m ³) ^{※1}	放射発散度 (W/m ²)	燃焼速度 (m/s)	航空機墜落地点 (m)	計器飛行の民間航空機	B747	216.84	50 × 10 ⁵	4.64 × 10 ⁵	206	有視界飛行の民間航空機	大型航空機	400	10 ⁵	10 ⁵			小型航空機	(評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に包含される) ^{※2}				自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で飛行中及び訓練空域外を飛行中	KC-7	145.03	58 × 10 ⁵	6.71 × 10 ⁵			67		10 ⁵	10 ⁵			F-15	14.87	58 × 10 ⁵	6.71 × 10 ⁵					10 ⁵	44	<p>第2.3.2.2-1表 落下事故のカテゴリごとの隔離距離及び放射強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="3">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>小型民間航空機</th> <th>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機</th> <th>基地-訓練空域外を飛行中</th> <th>訓練空域内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象航空機</td> <td>B747-400</td> <td>Do228-200</td> <td>KC-787</td> <td>F-15</td> <td>F-2</td> </tr> <tr> <td>隔離距離 [L]</td> <td>85</td> <td>44</td> <td>111</td> <td>21</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>放射発散度 [W/m²]</td> <td>50 × 10⁵</td> <td>50 × 10⁵</td> <td>58 × 10⁵</td> <td>58 × 10⁵</td> <td>58 × 10⁵</td> </tr> <tr> <td>放射強度 [W/m²]</td> <td>2,790</td> <td>—^{※1}</td> <td>1,178</td> <td>3,380</td> <td>1,983</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「有視界飛行方式民間航空機の小型機」の落下事故の対象航空機のうち、燃料積載量が最大となるDo228-200であっても約2m³未満であることから、Do228-200よりも燃料積載量が多く、かつ隔離距離が短い「自衛隊機又は米軍機」の他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機の落下事故の評価に包含されるため評価対象外とした。</p>	分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機			大型民間航空機	小型民間航空機	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	基地-訓練空域外を飛行中	訓練空域内	対象航空機	B747-400	Do228-200	KC-787	F-15	F-2	隔離距離 [L]	85	44	111	21	25	放射発散度 [W/m ²]	50 × 10 ⁵	50 × 10 ⁵	58 × 10 ⁵	58 × 10 ⁵	58 × 10 ⁵	放射強度 [W/m ²]	2,790	— ^{※1}	1,178	3,380	1,983	<p>第2.3.2.2-1表 落下事故のカテゴリごとの隔離距離及び放射強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="3">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>小型民間航空機</th> <th>訓練空域内</th> <th>訓練空域外</th> <th>訓練空域外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象航空機</td> <td>B747-400</td> <td>Do228-200</td> <td>F-15</td> <td>KC-787</td> <td>F-15</td> </tr> <tr> <td>隔離距離 [L]</td> <td>220</td> <td>120</td> <td>100</td> <td>290</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>放射発散度 [W/m²]</td> <td>50,000</td> <td>50,000</td> <td>58,000</td> <td>58,000</td> <td>58,000</td> </tr> <tr> <td>放射強度 [W/m²]</td> <td>455</td> <td>—^{※1}</td> <td>182.4</td> <td>—^{※2}</td> <td>—^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料積載量が多く、隔離距離が短い自衛隊機の落下事故の評価に包含されるため評価対象外とした。 ※2：燃料積載量が多く、隔離距離が短い大型民間航空機の落下事故の評価に包含されるため評価対象外とした。 ※3：対象航空機が同一で、隔離距離が短い自衛隊機の落下事故の評価に包含されるため評価対象外とした。</p>	分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機			大型民間航空機	小型民間航空機	訓練空域内	訓練空域外	訓練空域外	対象航空機	B747-400	Do228-200	F-15	KC-787	F-15	隔離距離 [L]	220	120	100	290	140	放射発散度 [W/m ²]	50,000	50,000	58,000	58,000	58,000	放射強度 [W/m ²]	455	— ^{※1}	182.4	— ^{※2}	— ^{※3}	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p>
カテゴリ	対象航空機	燃料量 (m ³) ^{※1}	放射発散度 (W/m ²)	燃焼速度 (m/s)	航空機墜落地点 (m)																																																																																																																				
計器飛行の民間航空機	B747	216.84	50 × 10 ⁵	4.64 × 10 ⁵	206																																																																																																																				
有視界飛行の民間航空機	大型航空機	400	10 ⁵	10 ⁵																																																																																																																					
	小型航空機	(評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に包含される) ^{※2}																																																																																																																							
自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で飛行中及び訓練空域外を飛行中	KC-7	145.03	58 × 10 ⁵	6.71 × 10 ⁵																																																																																																																				
		67		10 ⁵	10 ⁵																																																																																																																				
		F-15	14.87	58 × 10 ⁵	6.71 × 10 ⁵																																																																																																																				
				10 ⁵	44																																																																																																																				
分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機																																																																																																																						
	大型民間航空機	小型民間航空機	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	基地-訓練空域外を飛行中	訓練空域内																																																																																																																				
対象航空機	B747-400	Do228-200	KC-787	F-15	F-2																																																																																																																				
隔離距離 [L]	85	44	111	21	25																																																																																																																				
放射発散度 [W/m ²]	50 × 10 ⁵	50 × 10 ⁵	58 × 10 ⁵	58 × 10 ⁵	58 × 10 ⁵																																																																																																																				
放射強度 [W/m ²]	2,790	— ^{※1}	1,178	3,380	1,983																																																																																																																				
分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機																																																																																																																						
	大型民間航空機	小型民間航空機	訓練空域内	訓練空域外	訓練空域外																																																																																																																				
対象航空機	B747-400	Do228-200	F-15	KC-787	F-15																																																																																																																				
隔離距離 [L]	220	120	100	290	140																																																																																																																				
放射発散度 [W/m ²]	50,000	50,000	58,000	58,000	58,000																																																																																																																				
放射強度 [W/m ²]	455	— ^{※1}	182.4	— ^{※2}	— ^{※3}																																																																																																																				

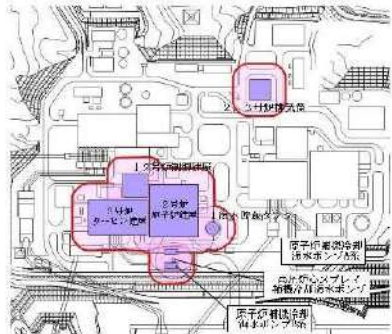
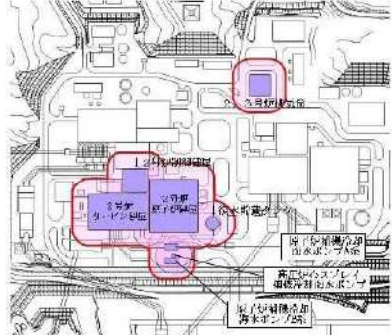
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図3 自衛隊機又は米軍機 その他の大型固定翼機及び回転翼機の 離隔距離(44m)のイメージ</p>	 <p>第2.3.2.2-1図 大型民間航空機の離隔距離</p> <p>第2.3.2.2-2図 自衛隊機又は米軍機（空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機）の離隔距離</p>	 <p>第2.3.2.2-1図 大型民間航空機の離隔距離</p> <p>第2.3.2.2-2図 自衛隊機又は米軍機（その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）の離隔距離</p>	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3.2.3 火災影響評価結果</p> <p>航空機落下により発電所の敷地内で火災が発生した場合を想定したとしても、原子炉施設外壁の温度が許容温度 200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）を超えないことを確認した。</p>	 <p>第2.3.2.3-3図 自衛隊機又は米軍機（その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）の離隔距離</p>  <p>第2.3.2.2-4図 自衛隊機又は米軍機（基地—訓練空域間往復時）の離隔距離</p> <p>2.3.2.3 火災影響評価結果 (1) 建屋外壁面温度評価</p> <p>航空機墜落により女川原子力発電所の敷地内で火災が発生した場合を想定したとしても、発電用原子炉施設外壁の温度が許容温度 200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）を超えないことを確認した。</p>	<p>2.3.2.3 火災影響評価結果 (1) 建屋外壁面温度評価</p> <p>航空機墜落により泊発電所の敷地内で火災が発生した場合を想定したとしても、発電用原子炉施設外壁の温度が許容温度 200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）を超えないことを確認した。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川実績の反映） 【大阪】記載表現の相違 【女川・大阪】発電所名の相違</p>

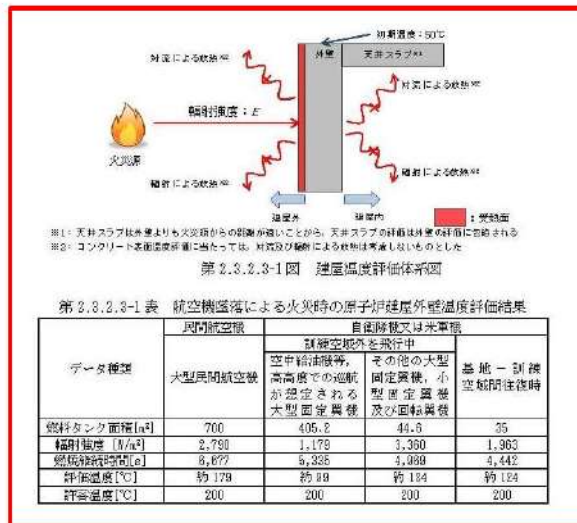
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉

カテゴリ	対象航空機	燃料タンク投影面積 (m ²) ※1	輻射強度 (W/m ²)	燃焼継続時間 (h)	評価温度 (°C)	許容温度 (°C)	
計器飛行の民間航空機	B747	700	550	1.85	約76	<200	
有視界飛行の民間航空機	大型航空機	-400					
	小型航空機 (評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に含まれる)						
自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で飛行中及び訓練空域外を飛行中	KC-7	405.2	319	1.48	約64	<200
	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	44.6	870	1.38	約86	<200

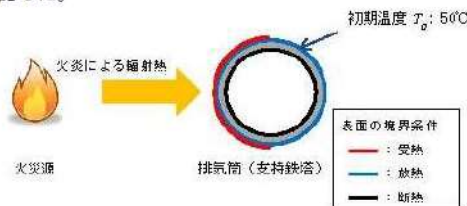
注1：軍用機関係の図書等の記載値から算定した推定値。

女川原子力発電所2号炉



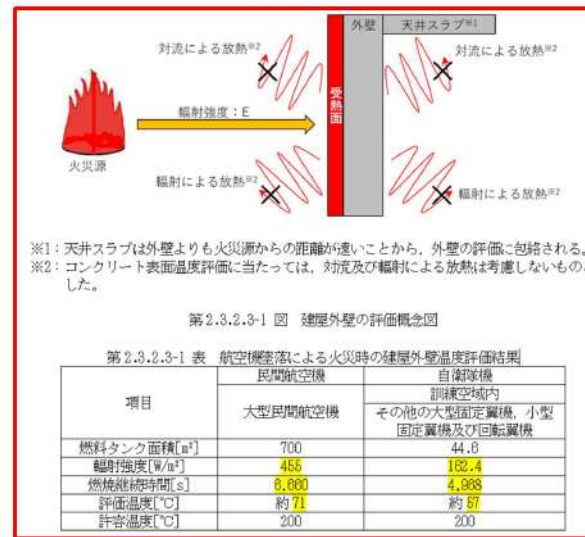
(2) 屋外の評価対象施設への熱影響評価
 a. 排気筒

排気筒について温度上昇を評価した結果、主排気筒の温度は約139°Cとなり、排気筒鋼材の許容温度325°Cを下回ることを確認した。



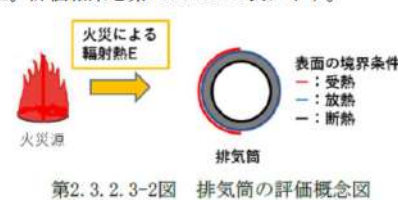
第2.3.2.3-2図 排気筒温度評価体系図

泊発電所3号炉



(2) 排気筒に対する熱影響評価

排気筒について温度上昇を評価した結果、排気筒の温度は約84°Cとなり、排気筒鋼材の許容温度325°C以下であることを確認した。評価結果を第2.3.2.3-2表に示す。



第2.3.2.3-2図 排気筒の評価概念図

第2.3.2.3-2表 排気筒に対する熱影響評価結果

項目	民間航空機		自衛隊機	
	大型民間航空機	訓練空域内	訓練空域内	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機
評価温度[°C]	約84		約65	
許容温度[°C]	325		325	

【女川・大阪】
 設計方針の相違
 ・地域特性による評価結果の相違

【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映）
 【女川】記載方針の相違・文章構成の統一
 ・(2.2.2.5(1)敷地内危険物施設との記載統一)
 【女川】設備名称の相違
 【女川】設計方針の相違・地域特性による評価結果の相違
 【女川】記載方針の相違・他箇所との記載統一

【女川】記載方針の相違・文章構成の統一
 ・(2.2.2.5敷地内危険物施設等の影響評価との記載統一)
 ・他箇所との記載統一（女川も添付資料にて評価結果を示している）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

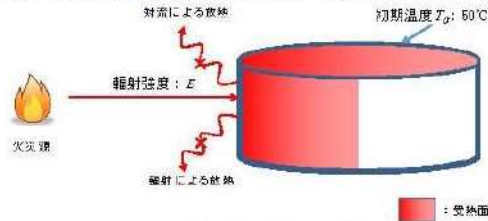
泊発電所3号炉

相違理由

なお、同様に海水ポンプに対する熱影響評価を実施したところ、冷却用空気の取込温度は42℃（F-15のケース）となり、許容温度 ℃を超えないことを確認した。

b. 復水貯蔵タンク

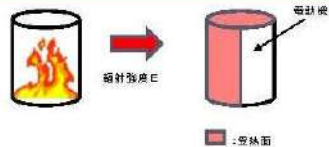
復水貯蔵タンクについて温度上昇を評価した結果、外壁面の温度評価で最も厳しい大型民間航空機の場合においても最大で約55℃となり、許容温度66℃以下であることを確認した。



第2.3.2.3-3図 復水貯蔵タンク温度評価体系図

c. 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ

原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプの冷却空気の温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：上部軸受40℃、下部軸受55℃、高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ：上部軸受55℃、下部軸受55℃）であることを確認した。評価結果を第2.3.2.3-2表に示す。



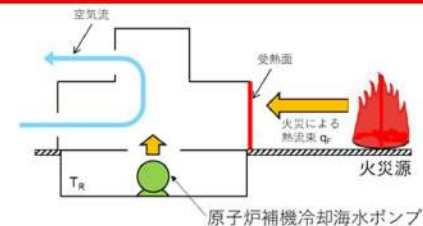
第2.3.2.3-4図 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ温度評価体系図

第2.3.2.3-2表 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプの評価結果

対象機器	上部軸受温度[℃]	下部軸受温度[℃]
原子炉補機冷却海水ポンプ	約37	約28
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	約35	約44

(3) 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価

原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気の温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：下部軸受80℃）であることを確認した。評価結果を第2.3.2.3-3表に示す。



第2.3.2.3-3図 原子炉補機冷却海水ポンプの評価概念図

第2.3.2.3-3表 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価結果

項目	民間航空機	自衛隊機
	大型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型 固定翼機及び回転翼機
評価温度[℃]	約49	約44
許容温度[℃]	80	80

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の施設は無い）

【女川】記載方針の相違
 ・文章構成の統一
 (2.2.2.5(1)敷地内危険物施設との記載統一)
 【大飯】
 記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず）

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違
 ・ポンプ仕様の相違（泊のポンプの軸受は上部が水冷式、下部が空冷式であるため下部軸受を評価）

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による評価結果の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																														
<p>2.4 航空機落下に起因する敷地内危険物タンク火災（添付資料14）</p> <p>航空機落下による火災のうち、評価結果が厳しい民間航空機B747-400並びに自衛隊機又は米軍機のF-15と、敷地内危険物タンクのうち評価結果が厳しい補助ボイラ燃料タンクについて同時に火災が発生した場合を想定しても、原子炉施設外壁の温度が許容温度200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）を超えないことを確認した。</p>	<p>(3)航空機墜落による火災と危険物タンク火災の重畳について</p> <p>危険物貯蔵施設等と航空機墜落火災との重畳を想定し、熱影響評価を実施した。想定する航空機は対象航空機の中で熱影響が大きいF-15及びB747-400を想定した。重畳する危険物貯蔵施設等は1号炉軽油貯蔵タンク及び3号炉軽油タンクとした。</p> <p>評価対象施設に対する想定ケースを第2.3.2.3-3表に、評価結果を第2.3.2.3-4表に、航空機墜落位置と敷地内の危険物貯蔵施設等の重畳を考慮する位置を第2.3.2.3-5図に示す。</p> <div data-bbox="772 550 1265 774" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第2.3.2.3-3表 重畳評価で想定するケース</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定ケース</th> <th>評価対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F-15及び3号炉軽油タンク</td> <td>原子炉建屋 排気筒 制御建屋</td> </tr> <tr> <td>F-15及び1号炉軽油貯蔵タンク</td> <td>タービン建屋 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>B747-400及び3号炉軽油タンク</td> <td>複水貯蔵タンク</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="772 805 1288 1045" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第2.3.2.3-5図 航空機墜落位置と危険物タンク火災の重畳を考慮する位置</p> </div> <div data-bbox="772 1093 1265 1332" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第2.3.2.3-4表 重畳火災による熱影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重畳評価の想定</th> <th>評価対象施設</th> <th>評価温度[℃]</th> <th>許容温度[℃]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F-15及び3号炉軽油タンク</td> <td>原子炉建屋</td> <td>約143</td> <td>< 200</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>約148</td> <td>< 325</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>約143</td> <td>< 200</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">F-15及び1号炉軽油貯蔵タンク</td> <td>タービン建屋</td> <td>約156</td> <td>< 200</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機</td> <td>約38(上部軸受)</td> <td>< 40(上部軸受)</td> </tr> <tr> <td>冷却海水ポンプ</td> <td>約30(下部軸受)</td> <td>< 55(下部軸受)</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機</td> <td>約36(上部軸受)</td> <td>< 55(上部軸受)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B747-400及び3号炉軽油タンク</td> <td>冷却海水ポンプ</td> <td>約45(下部軸受)</td> <td>< 55(下部軸受)</td> </tr> <tr> <td>複水貯蔵タンク</td> <td>約58</td> <td>< 88</td> </tr> </tbody> </table> </div>	想定ケース	評価対象施設	F-15及び3号炉軽油タンク	原子炉建屋 排気筒 制御建屋	F-15及び1号炉軽油貯蔵タンク	タービン建屋 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	B747-400及び3号炉軽油タンク	複水貯蔵タンク	重畳評価の想定	評価対象施設	評価温度[℃]	許容温度[℃]	F-15及び3号炉軽油タンク	原子炉建屋	約143	< 200	排気筒	約148	< 325	制御建屋	約143	< 200	F-15及び1号炉軽油貯蔵タンク	タービン建屋	約156	< 200	原子炉補機	約38(上部軸受)	< 40(上部軸受)	冷却海水ポンプ	約30(下部軸受)	< 55(下部軸受)	高圧炉心スプレイ補機	約36(上部軸受)	< 55(上部軸受)	B747-400及び3号炉軽油タンク	冷却海水ポンプ	約45(下部軸受)	< 55(下部軸受)	複水貯蔵タンク	約58	< 88	<p>(4)航空機墜落による火災と危険物タンク火災の重畳について</p> <p>危険物貯蔵施設等と航空機墜落火災との重畳を想定し、熱影響評価を実施した。想定する航空機は対象航空機の中で熱影響が大きいB747-400を想定した。重畳する危険物貯蔵施設等は3号炉補助ボイラ燃料タンクとした。また、ディーゼル発電機建屋外壁のコンクリート表面温度の評価にあたっては外壁に設置した断熱材の効果を加味した。</p> <p>評価結果を第2.3.2.3-4表に、航空機墜落位置と敷地内の危険物貯蔵施設等の重畳を考慮する位置を第2.3.2.3-4図に示す。</p> <div data-bbox="1355 813 1937 1220" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第2.3.2.3-4図 航空機墜落位置と危険物タンク火災の重畳を考慮する位置</p> </div> <div data-bbox="1355 1244 1937 1444" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第2.3.2.3-4表 重畳火災による熱影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>評価対象施設</th> <th>評価温度(℃)</th> <th>許容温度(℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">B-747-400及び3号炉補助ボイラ燃料タンク</td> <td>原子炉建屋</td> <td>約183</td> <td rowspan="5">200</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>— 91</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>約151</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>— 91</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>約119</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>約58</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉補助建屋及び循環水ポンプ建屋の評価は原子炉建屋の評価に包絡される。</p> </div>	想定火災源	評価対象施設	評価温度(℃)	許容温度(℃)	B-747-400及び3号炉補助ボイラ燃料タンク	原子炉建屋	約183	200	原子炉補助建屋	— 91	ディーゼル発電機建屋	約151	循環水ポンプ建屋	— 91	排気筒	約119		原子炉補機冷却海水ポンプ	約58	80	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違・地域特性及びプラント設計の違いによる最大熱影響火災源及び防護手段の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は地域特性及びプラント設計の違いにより重畳火災の組み合わせが複数無いため。（全評価対象施設に対して共通の航空機と危険物貯蔵施設等が選定される）</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違・地域特性による評価結果の相違</p>
想定ケース	評価対象施設																																																																
F-15及び3号炉軽油タンク	原子炉建屋 排気筒 制御建屋																																																																
F-15及び1号炉軽油貯蔵タンク	タービン建屋 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ																																																																
B747-400及び3号炉軽油タンク	複水貯蔵タンク																																																																
重畳評価の想定	評価対象施設	評価温度[℃]	許容温度[℃]																																																														
F-15及び3号炉軽油タンク	原子炉建屋	約143	< 200																																																														
	排気筒	約148	< 325																																																														
	制御建屋	約143	< 200																																																														
F-15及び1号炉軽油貯蔵タンク	タービン建屋	約156	< 200																																																														
	原子炉補機	約38(上部軸受)	< 40(上部軸受)																																																														
	冷却海水ポンプ	約30(下部軸受)	< 55(下部軸受)																																																														
	高圧炉心スプレイ補機	約36(上部軸受)	< 55(上部軸受)																																																														
B747-400及び3号炉軽油タンク	冷却海水ポンプ	約45(下部軸受)	< 55(下部軸受)																																																														
	複水貯蔵タンク	約58	< 88																																																														
想定火災源	評価対象施設	評価温度(℃)	許容温度(℃)																																																														
B-747-400及び3号炉補助ボイラ燃料タンク	原子炉建屋	約183	200																																																														
	原子炉補助建屋	— 91																																																															
	ディーゼル発電機建屋	約151																																																															
	循環水ポンプ建屋	— 91																																																															
	排気筒	約119																																																															
	原子炉補機冷却海水ポンプ	約58	80																																																														

想定火災源	建屋までの距離	評価結果 (建屋外壁表面温度)
航空機 (B747-400)	206m	121℃
補助ボイラ燃料タンク	90m	121℃
航空機 (F-15)	44m	
補助ボイラ燃料タンク	90m	

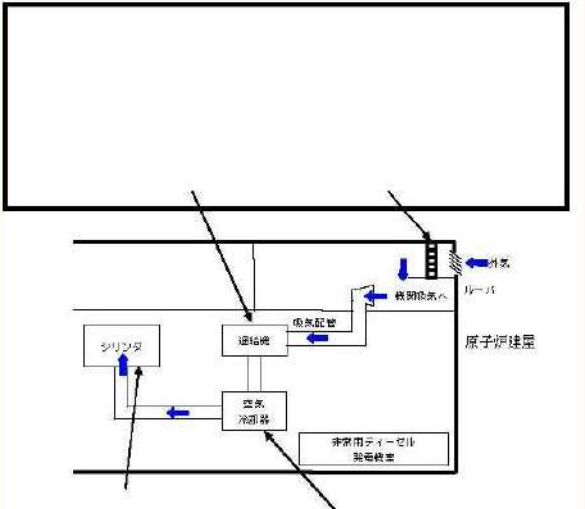
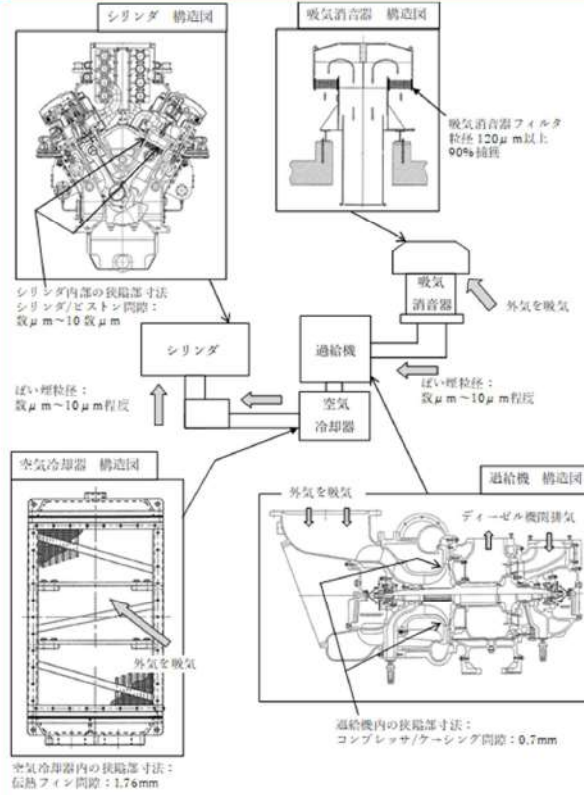
コンクリート許容温度：200℃

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p>2.5 二次的影響の評価（添付資料7）</p> <p>2.5.1 評価内容</p> <p>森林火災、近隣の産業施設の火災、爆発及び航空機墜落による火災において発生するばい煙等に対して、影響が想定される機器、施設について評価を実施している。</p> <p>2.5.2 評価結果</p> <p>ばい煙等による安全上重要な設備に対する影響及び居住性に影響を及ぼさないことを以下のとおり確認した。</p>	<p>2.4 二次的影響（ばい煙、有毒ガス）の評価（添付資料-8）</p> <p>2.4.1 評価内容</p> <p>森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発及び航空機墜落による火災において発生するばい煙等に対して、影響が想定される機器、施設について評価を実施する。</p> <p>2.4.2 評価結果</p> <p>ばい煙等による評価対象施設に対する影響及び居住性に影響を及ぼさないことを以下のとおり確認する。</p>	<p>2.4 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）の評価（添付資料-8）</p> <p>2.4.1 評価内容</p> <p>森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発及び航空機墜落による火災において発生するばい煙等に対して、影響が想定される機器及び施設について評価を実施する。</p> <p>2.4.2 評価結果</p> <p>ばい煙等による評価対象施設に対する影響及び居住性に影響を及ぼさないことを以下のとおり確認する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象設備</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">機器への影響</td> <td>外気を直接設備内に取り込む機器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 当該設備の運転時において、ばい煙を機関内に吸い込むおそれがあるが、シリンダまでの通気経路の間隔よりばい煙の粒径が小さいため、通気経路が閉塞することなく、運転に影響はない。 取り込まれたばい煙はシリンダ、ピストンの硬度より柔らかいと考えられることから、機関内の磨耗は発生せず、機能への影響はない。 </td> </tr> <tr> <td>海水ポンプモータ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 電動機本体はばい煙が侵入しない密閉構造であるとともに、電動機の空気冷却器冷却管径はばい煙の粒径より大きいため、冷却管は閉塞しないことから、機能への影響はない。 </td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建屋外部に開口部を有する主蒸気逃がし弁等は、動作時の吹出力が十分大きいため、ばい煙侵入による機能への影響はない。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外気を取り込む空調系</td> <td>換気空調設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 外気取り入れ運転を行っている換気空調設備は、外気取入口に設置された平型フィルタにより、一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入ダンパを閉止又は空調系停止や循環運転により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止することが可能である。 </td> </tr> <tr> <td>室内の空気を取り込む機器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤及び制御用空気圧縮機を設置している空調設備には、フィルタが設置され、細かい粒子を捕集することが可能であり、ばい煙に対して高い防護性能を有している。 </td> </tr> <tr> <td>居住性への影響</td> <td>中央制御室等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 外気取入ダンパを閉止し、閉回路循環運転等により、酸素濃度及び炭酸ガス濃度を考慮しても長時間室内へのばい煙侵入を阻止することが可能である。 </td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象設備	評価結果	機器への影響	外気を直接設備内に取り込む機器	<ul style="list-style-type: none"> 当該設備の運転時において、ばい煙を機関内に吸い込むおそれがあるが、シリンダまでの通気経路の間隔よりばい煙の粒径が小さいため、通気経路が閉塞することなく、運転に影響はない。 取り込まれたばい煙はシリンダ、ピストンの硬度より柔らかいと考えられることから、機関内の磨耗は発生せず、機能への影響はない。 	海水ポンプモータ	<ul style="list-style-type: none"> 電動機本体はばい煙が侵入しない密閉構造であるとともに、電動機の空気冷却器冷却管径はばい煙の粒径より大きいため、冷却管は閉塞しないことから、機能への影響はない。 	主蒸気逃がし弁等	<ul style="list-style-type: none"> 建屋外部に開口部を有する主蒸気逃がし弁等は、動作時の吹出力が十分大きいため、ばい煙侵入による機能への影響はない。 	外気を取り込む空調系	換気空調設備	<ul style="list-style-type: none"> 外気取り入れ運転を行っている換気空調設備は、外気取入口に設置された平型フィルタにより、一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入ダンパを閉止又は空調系停止や循環運転により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止することが可能である。 	室内の空気を取り込む機器	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤及び制御用空気圧縮機を設置している空調設備には、フィルタが設置され、細かい粒子を捕集することが可能であり、ばい煙に対して高い防護性能を有している。 	居住性への影響	中央制御室等	<ul style="list-style-type: none"> 外気取入ダンパを閉止し、閉回路循環運転等により、酸素濃度及び炭酸ガス濃度を考慮しても長時間室内へのばい煙侵入を阻止することが可能である。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">第2.4.2-1表 評価対象施設に対する影響評価結果</th> </tr> <tr> <th>分類</th> <th>対象設備</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機器への影響</td> <td>外気を直接設備内に取り込む機器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 当該設備の運転時において、ばい煙を機関内に吸い込むおそれがあるが、シリンダまでの通気経路の間隔よりばい煙の粒径が小さいため、通気経路が閉塞することなく、運転に影響はない（第2.4.2-1図）。 通常運転においても燃料油（軽油）の燃焼に伴うばい煙が発生していることから、機関に損傷を与えることや運転機能を阻害することはない。 </td> </tr> <tr> <td>外気を取り込む空調設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 外気取り入れ運転を行っている換気空調設備は、外気取入口にはバグフィルタ（粒径約2μmに対して80%以上を捕集する性能）を設置しているため、一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入ダンパを閉止又は換気空調停止や閉回路循環により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-2(a)(b)図）。 </td> </tr> <tr> <td>屋外設置機器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ・高圧炉心スプレッドライ補機冷却海水ポンプ 外気を電動機内部に取り込まない構造であり、電動機内部にばい煙が侵入することはない。 ばい煙の粒径は冷却回路及び冷却回路出口の口径と比べて十分小さいことから閉塞することはない（第2.4.2-3(a)(b)図）。 </td> </tr> <tr> <td>屋外部に開口部を有する設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレッドライ発電機を含む。）排気口 ばい煙が配管等の内部に侵入した場合においても、その動作時には侵入したばい煙は吹き出されることから、その機能に影響はない（第2.4.2-4図）。 </td> </tr> <tr> <td>居住性への影響</td> <td>中央制御室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 外気取入ダンパを閉止し事故時モードへの切替により、酸素濃度及び炭酸ガス濃度を考慮しても長時間室内へのばい煙等の侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-5(a)(b)図、第2.4.2-2表）。 外気取入口での有毒ガス濃度が判定基準（IDLH値[※]）以下であることから、中央制御室の居住性に影響はない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※：30分暴露によって生命及び健康に対する即時の危険な影響を与える濃度限度値</p>	第2.4.2-1表 評価対象施設に対する影響評価結果			分類	対象設備	評価結果	機器への影響	外気を直接設備内に取り込む機器	<ul style="list-style-type: none"> 当該設備の運転時において、ばい煙を機関内に吸い込むおそれがあるが、シリンダまでの通気経路の間隔よりばい煙の粒径が小さいため、通気経路が閉塞することなく、運転に影響はない（第2.4.2-1図）。 通常運転においても燃料油（軽油）の燃焼に伴うばい煙が発生していることから、機関に損傷を与えることや運転機能を阻害することはない。 	外気を取り込む空調設備	<ul style="list-style-type: none"> 外気取り入れ運転を行っている換気空調設備は、外気取入口にはバグフィルタ（粒径約2μmに対して80%以上を捕集する性能）を設置しているため、一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入ダンパを閉止又は換気空調停止や閉回路循環により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-2(a)(b)図）。 	屋外設置機器	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ・高圧炉心スプレッドライ補機冷却海水ポンプ 外気を電動機内部に取り込まない構造であり、電動機内部にばい煙が侵入することはない。 ばい煙の粒径は冷却回路及び冷却回路出口の口径と比べて十分小さいことから閉塞することはない（第2.4.2-3(a)(b)図）。 	屋外部に開口部を有する設備	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレッドライ発電機を含む。）排気口 ばい煙が配管等の内部に侵入した場合においても、その動作時には侵入したばい煙は吹き出されることから、その機能に影響はない（第2.4.2-4図）。 	居住性への影響	中央制御室	<ul style="list-style-type: none"> 外気取入ダンパを閉止し事故時モードへの切替により、酸素濃度及び炭酸ガス濃度を考慮しても長時間室内へのばい煙等の侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-5(a)(b)図、第2.4.2-2表）。 外気取入口での有毒ガス濃度が判定基準（IDLH値[※]）以下であることから、中央制御室の居住性に影響はない。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">第2.4.2-1表 評価対象施設に対する影響評価結果</th> </tr> <tr> <th>分類</th> <th>対象設備</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機器への影響</td> <td>外気を直接設備内に取り込む機器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 当該設備の運転時において、ばい煙を機関内に吸い込むおそれがあるが、シリンダまでの通気経路の間隔よりばい煙の粒径が小さいため、通気経路が閉塞することなく、運転に影響はない（第2.4.2-1図）。 通常運転においても燃料油（軽油）の燃焼に伴うばい煙が発生していることから、機関に損傷を与えることや運転機能を阻害することはない。 </td> </tr> <tr> <td>外気を取り込む空調設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 外気取り入れ運転を行っている換気空調設備は、外気取入口には平型フィルタ（主として粒径が5μmより大きい粒子を除去）を設置しているため、一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入ダンパを閉止又は換気空調停止や閉回路循環により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-2(a)図）。 室内の空気を機関内に取り込む安全保護系計装盤を設置している空調装置には、平型フィルタに加えて粗フィルタ（主として粒径が2μmより大きい粒子を除去）を設置しているため、更に細かい粒子を捕集することが可能であり、ばい煙に対して高い防護性能を有している（第2.4.2-2(b)図）。 </td> </tr> <tr> <td>外気を取り込む機器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ 外気を電動機内部に取り込まない構造であり、電動機内部にばい煙が侵入することはない。 ばい煙の粒径は空気冷却器冷却管径と比べて十分小さいことから閉塞することはない（第2.4.2-3図）。 </td> </tr> <tr> <td>建屋外部に開口部を有する機器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 主蒸気逃がし弁等 ばい煙が内部に侵入した場合においても、その動作時には侵入したばい煙は吹き出されることから、その機能に影響はない（第2.4.2-4図）。 </td> </tr> <tr> <td>居住性への影響</td> <td>中央制御室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 外気取入ダンパを閉止し、閉回路循環運転への切替により、酸素濃度及び炭酸ガス濃度を考慮しても長時間室内へのばい煙侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-5図）。 外気取入口での有毒ガス濃度が判定基準（IDLH値[※]）以下であることから、中央制御室の居住性に影響はない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※：30分暴露によって生命及び健康に対する即時の危険な影響を与える濃度限度値</p>	第2.4.2-1表 評価対象施設に対する影響評価結果			分類	対象設備	評価結果	機器への影響	外気を直接設備内に取り込む機器	<ul style="list-style-type: none"> 当該設備の運転時において、ばい煙を機関内に吸い込むおそれがあるが、シリンダまでの通気経路の間隔よりばい煙の粒径が小さいため、通気経路が閉塞することなく、運転に影響はない（第2.4.2-1図）。 通常運転においても燃料油（軽油）の燃焼に伴うばい煙が発生していることから、機関に損傷を与えることや運転機能を阻害することはない。 	外気を取り込む空調設備	<ul style="list-style-type: none"> 外気取り入れ運転を行っている換気空調設備は、外気取入口には平型フィルタ（主として粒径が5μmより大きい粒子を除去）を設置しているため、一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入ダンパを閉止又は換気空調停止や閉回路循環により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-2(a)図）。 室内の空気を機関内に取り込む安全保護系計装盤を設置している空調装置には、平型フィルタに加えて粗フィルタ（主として粒径が2μmより大きい粒子を除去）を設置しているため、更に細かい粒子を捕集することが可能であり、ばい煙に対して高い防護性能を有している（第2.4.2-2(b)図）。 	外気を取り込む機器	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ 外気を電動機内部に取り込まない構造であり、電動機内部にばい煙が侵入することはない。 ばい煙の粒径は空気冷却器冷却管径と比べて十分小さいことから閉塞することはない（第2.4.2-3図）。 	建屋外部に開口部を有する機器	<ul style="list-style-type: none"> 主蒸気逃がし弁等 ばい煙が内部に侵入した場合においても、その動作時には侵入したばい煙は吹き出されることから、その機能に影響はない（第2.4.2-4図）。 	居住性への影響	中央制御室	<ul style="list-style-type: none"> 外気取入ダンパを閉止し、閉回路循環運転への切替により、酸素濃度及び炭酸ガス濃度を考慮しても長時間室内へのばい煙侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-5図）。 外気取入口での有毒ガス濃度が判定基準（IDLH値[※]）以下であることから、中央制御室の居住性に影響はない。 	<p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる評価対象施設の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p>
分類	対象設備	評価結果																																																							
機器への影響	外気を直接設備内に取り込む機器	<ul style="list-style-type: none"> 当該設備の運転時において、ばい煙を機関内に吸い込むおそれがあるが、シリンダまでの通気経路の間隔よりばい煙の粒径が小さいため、通気経路が閉塞することなく、運転に影響はない。 取り込まれたばい煙はシリンダ、ピストンの硬度より柔らかいと考えられることから、機関内の磨耗は発生せず、機能への影響はない。 																																																							
	海水ポンプモータ	<ul style="list-style-type: none"> 電動機本体はばい煙が侵入しない密閉構造であるとともに、電動機の空気冷却器冷却管径はばい煙の粒径より大きいため、冷却管は閉塞しないことから、機能への影響はない。 																																																							
	主蒸気逃がし弁等	<ul style="list-style-type: none"> 建屋外部に開口部を有する主蒸気逃がし弁等は、動作時の吹出力が十分大きいため、ばい煙侵入による機能への影響はない。 																																																							
外気を取り込む空調系	換気空調設備	<ul style="list-style-type: none"> 外気取り入れ運転を行っている換気空調設備は、外気取入口に設置された平型フィルタにより、一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入ダンパを閉止又は空調系停止や循環運転により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止することが可能である。 																																																							
	室内の空気を取り込む機器	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤及び制御用空気圧縮機を設置している空調設備には、フィルタが設置され、細かい粒子を捕集することが可能であり、ばい煙に対して高い防護性能を有している。 																																																							
居住性への影響	中央制御室等	<ul style="list-style-type: none"> 外気取入ダンパを閉止し、閉回路循環運転等により、酸素濃度及び炭酸ガス濃度を考慮しても長時間室内へのばい煙侵入を阻止することが可能である。 																																																							
第2.4.2-1表 評価対象施設に対する影響評価結果																																																									
分類	対象設備	評価結果																																																							
機器への影響	外気を直接設備内に取り込む機器	<ul style="list-style-type: none"> 当該設備の運転時において、ばい煙を機関内に吸い込むおそれがあるが、シリンダまでの通気経路の間隔よりばい煙の粒径が小さいため、通気経路が閉塞することなく、運転に影響はない（第2.4.2-1図）。 通常運転においても燃料油（軽油）の燃焼に伴うばい煙が発生していることから、機関に損傷を与えることや運転機能を阻害することはない。 																																																							
	外気を取り込む空調設備	<ul style="list-style-type: none"> 外気取り入れ運転を行っている換気空調設備は、外気取入口にはバグフィルタ（粒径約2μmに対して80%以上を捕集する性能）を設置しているため、一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入ダンパを閉止又は換気空調停止や閉回路循環により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-2(a)(b)図）。 																																																							
	屋外設置機器	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ・高圧炉心スプレッドライ補機冷却海水ポンプ 外気を電動機内部に取り込まない構造であり、電動機内部にばい煙が侵入することはない。 ばい煙の粒径は冷却回路及び冷却回路出口の口径と比べて十分小さいことから閉塞することはない（第2.4.2-3(a)(b)図）。 																																																							
	屋外部に開口部を有する設備	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレッドライ発電機を含む。）排気口 ばい煙が配管等の内部に侵入した場合においても、その動作時には侵入したばい煙は吹き出されることから、その機能に影響はない（第2.4.2-4図）。 																																																							
居住性への影響	中央制御室	<ul style="list-style-type: none"> 外気取入ダンパを閉止し事故時モードへの切替により、酸素濃度及び炭酸ガス濃度を考慮しても長時間室内へのばい煙等の侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-5(a)(b)図、第2.4.2-2表）。 外気取入口での有毒ガス濃度が判定基準（IDLH値[※]）以下であることから、中央制御室の居住性に影響はない。 																																																							
第2.4.2-1表 評価対象施設に対する影響評価結果																																																									
分類	対象設備	評価結果																																																							
機器への影響	外気を直接設備内に取り込む機器	<ul style="list-style-type: none"> 当該設備の運転時において、ばい煙を機関内に吸い込むおそれがあるが、シリンダまでの通気経路の間隔よりばい煙の粒径が小さいため、通気経路が閉塞することなく、運転に影響はない（第2.4.2-1図）。 通常運転においても燃料油（軽油）の燃焼に伴うばい煙が発生していることから、機関に損傷を与えることや運転機能を阻害することはない。 																																																							
	外気を取り込む空調設備	<ul style="list-style-type: none"> 外気取り入れ運転を行っている換気空調設備は、外気取入口には平型フィルタ（主として粒径が5μmより大きい粒子を除去）を設置しているため、一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入ダンパを閉止又は換気空調停止や閉回路循環により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-2(a)図）。 室内の空気を機関内に取り込む安全保護系計装盤を設置している空調装置には、平型フィルタに加えて粗フィルタ（主として粒径が2μmより大きい粒子を除去）を設置しているため、更に細かい粒子を捕集することが可能であり、ばい煙に対して高い防護性能を有している（第2.4.2-2(b)図）。 																																																							
	外気を取り込む機器	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ 外気を電動機内部に取り込まない構造であり、電動機内部にばい煙が侵入することはない。 ばい煙の粒径は空気冷却器冷却管径と比べて十分小さいことから閉塞することはない（第2.4.2-3図）。 																																																							
	建屋外部に開口部を有する機器	<ul style="list-style-type: none"> 主蒸気逃がし弁等 ばい煙が内部に侵入した場合においても、その動作時には侵入したばい煙は吹き出されることから、その機能に影響はない（第2.4.2-4図）。 																																																							
居住性への影響	中央制御室	<ul style="list-style-type: none"> 外気取入ダンパを閉止し、閉回路循環運転への切替により、酸素濃度及び炭酸ガス濃度を考慮しても長時間室内へのばい煙侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-5図）。 外気取入口での有毒ガス濃度が判定基準（IDLH値[※]）以下であることから、中央制御室の居住性に影響はない。 																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

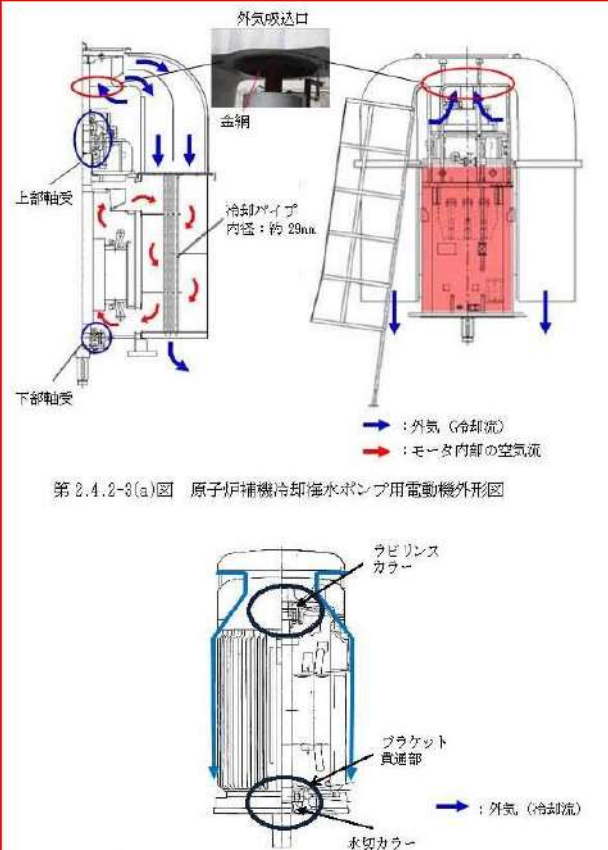
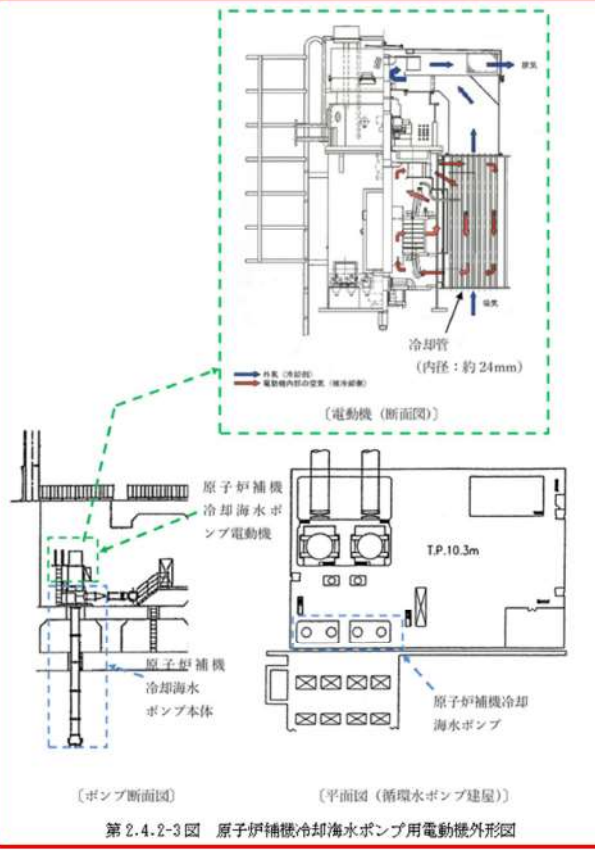
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2.4.2-1図 非常用ディーゼル発電機 (高圧伊心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)</p> <p>※ 特回みの内容は商業秘密のため公開できません。</p>	 <p>第2.4.2-1図 ディーゼル発電機</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによるディーゼル発電機関の相違 【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

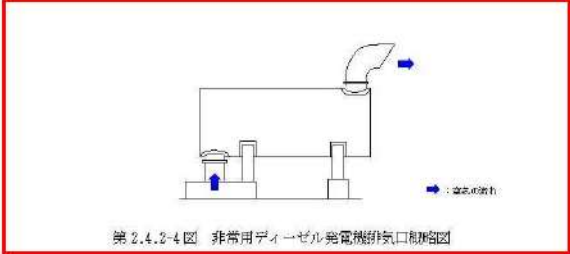

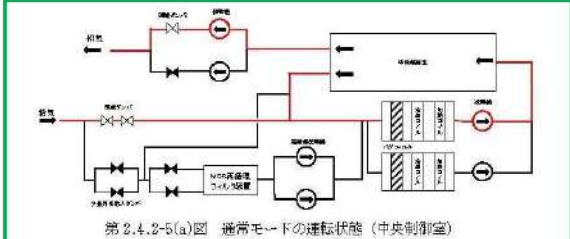
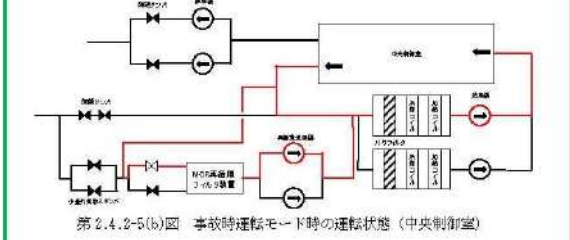
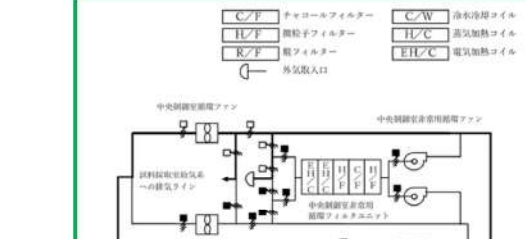
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第2.4.2-2(a)図 原子炉建屋換気空調系</p> <p>第2.4.2-2(b)図 制御建屋換気空調系</p>	<p>第2.4.2-2(a)図 原子炉補助建屋換気空調設備</p> <p>第2.4.2-2(b)図 安全補機閉閉器室空調装置</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる空調系の相違 【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2.4.2-3(a)図 原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機外形図</p> <p>第2.4.2-3(b)図 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ用電動機外形図</p>	 <p>第2.4.2-3図 原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機外形図</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによるポンプの相違 【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
	 <p>第2.4.2-4図 非常用ディーゼル発電機排気口制御図</p>	 <p>第2.4.2-4図 主蒸気逃がし弁出口配管形状及び消音器の構造</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象施設の相違 【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>																																							
	 <p>第2.4.2-5(a)図 通常モード下の運転状態 (中央制御室)</p>  <p>第2.4.2-5(b)図 事故時運転モード時の運転状態 (中央制御室)</p>	 <p>第2.4.2-5図 中央制御室換気空調運転モード (通常時・閉回路循環)</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・運転名称の相違 【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>																																							
<p>以上</p>	<p>第2.4.2-2表 外気遮断時の中央制御室の酸素・二酸化炭素濃度</p> <table border="1" data-bbox="725 1315 1312 1394"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>8時間</th> <th>12時間</th> <th>24時間</th> <th>許容濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素濃度[%]</td> <td>0.08</td> <td>0.08</td> <td>0.12</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度[%]</td> <td>20.9</td> <td>20.8</td> <td>20.8</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上</p>	時間	8時間	12時間	24時間	許容濃度	二酸化炭素濃度[%]	0.08	0.08	0.12	1.0	酸素濃度[%]	20.9	20.8	20.8	18	<p>第2.4.2-2表 外気遮断時の中央制御室の酸素・二酸化炭素濃度</p> <table border="1" data-bbox="1357 1315 1944 1378"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>2時間</th> <th>4時間</th> <th>8時間</th> <th>8時間</th> <th>10時間</th> <th>12時間</th> <th>許容濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素濃度[%]</td> <td>0.08</td> <td>0.09</td> <td>0.11</td> <td>0.14</td> <td>0.17</td> <td>0.19</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度[%]</td> <td>20.91</td> <td>20.87</td> <td>20.83</td> <td>20.80</td> <td>20.78</td> <td>20.72</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上</p>	時間	2時間	4時間	8時間	8時間	10時間	12時間	許容濃度	二酸化炭素濃度[%]	0.08	0.09	0.11	0.14	0.17	0.19	1.0	酸素濃度[%]	20.91	20.87	20.83	20.80	20.78	20.72	19	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違 【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
時間	8時間	12時間	24時間	許容濃度																																						
二酸化炭素濃度[%]	0.08	0.08	0.12	1.0																																						
酸素濃度[%]	20.9	20.8	20.8	18																																						
時間	2時間	4時間	8時間	8時間	10時間	12時間	許容濃度																																			
二酸化炭素濃度[%]	0.08	0.09	0.11	0.14	0.17	0.19	1.0																																			
酸素濃度[%]	20.91	20.87	20.83	20.80	20.78	20.72	19																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p style="text-align: center;">外部火災の防護対象設備の考え方について</p> <p>1. はじめに 原子力発電所における外部火災の影響を考慮する際には「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（以下、「ガイド」という）」に基づき評価を実施するが、ここでは、外部火災における防護対象設備の選定方法について以下にまとめる。</p> <p>2. 外部火災影響評価対象設備選定の考え方 ガイドの中には、以下の通り記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第6条において、安全施設は、想定される自然現象又は人為事象に対して安全機能^{*1}を損なわないものでなければならない 発電所敷地外で発生する火災が原子炉施設（本評価ガイドにおける「原子炉施設」は安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包するものに限る。）へ影響を与えない事 <p>※1 安全機能：その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能（PS）。また、発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止する機能（MS）。</p> <p>以上より、外部火災に係る防護対象は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）において、安全機能を有する設備とされるクラス1、2、3に該当する構築物、系統及び機器が該当すると考えられる。</p> <p>重要度分類指針内の付表を基に、大飯発電所3、4号炉の各設備への展開を図った。（添付資料-1参照）</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-1</p> <p style="text-align: center;">外部火災影響評価対象の考え方について</p> <p>1. 外部火災影響評価対象の考え方 原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」第6条及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第7条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならないとされている。</p> <p>このため、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（以下「評価ガイド」という。）」に基づき、外部火災影響評価を行い、外部火災により、発電用原子炉施設へ影響を与えないこと及び二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを評価する。</p> <p>外部火災の影響を受けた場合、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な設計上の要求事項を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、防護対象は「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」において安全機能を有する安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>今回、防護対象とした構築物、系統及び機器については、外部火災発生時には、原則防火帯の内側で防護し、建屋による防護等により影響を及ぼさないよう防護する。</p> <p>(1) 外部事象防護対象施設 外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器（発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器、並びに、使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器）に加え、それら</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-1</p> <p style="text-align: center;">外部火災影響評価対象の考え方について</p> <p>1. 外部火災影響評価対象の考え方 原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」第6条及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第7条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならないとされている。</p> <p>このため、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（以下「評価ガイド」という。）」に基づき、外部火災影響評価を行い、外部火災により、発電用原子炉施設へ影響を与えないこと及び二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを評価する。</p> <p>外部火災の影響を受けた場合、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な設計上の要求事項を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、防護対象は「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」において安全機能を有する安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>今回、防護対象とした構築物、系統及び機器については、外部火災発生時には、原則防火帯の内側で防護し、建屋による防護等により影響を及ぼさないよう防護する。</p> <p>(1) 外部事象防護対象施設 外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設等は、外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器（発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器、並びに、使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器）に加え、それら</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は6条全体で定義している通り、外部事象防護対象施設とそれらを内包する建屋を含めて外部事象防護対象施設等と記載している。 【女川】名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 影響評価内容</p> <p>(1) 火災に対する直接的な影響評価について</p> <p>発電所においては消防法等に基づく消火装置の設置、消防自動車の配備等の施設面での火災防護対策を適切に行うとともに、消火活動要員を24時間体制で配置するなど、火災発生時には要員の迅速な対応により、安全機能を有する設備の防護対策をとる事としている。</p> <p>上記設備のうち、高い信頼性を要求されるクラス1、2に該当する構築物、系統及び機器については、消火活動等の防護手段を期待しない条件のもと、想定される外部火災に対して構築物固有の熱影響評価を実施する。具体的には、評価対象設備として抽出した原子炉周辺建屋等内の設備については、建屋のコンクリート壁の耐性評価を実施し、建屋内の設備に影響を及ぼさない事を確認する。また、抽出した屋外の評価対象設備（海水ポンプ）については、固有の熱影響評価を実施する。</p> <p>クラス3に該当する構築物、系統及び機器については、一般産業施設と同等以上の信頼性の要求であり、屋内に設置している機器については、建屋により防護することとし、屋外機器については消火活動により防護していくため、個別施設の影響評価は行わない。</p> <p>(2) 二次的影響評価について</p> <p>(a) 二次的影響評価項目の選定について</p> <p>想定する以下の外部火災事象から二次的影響評価項目を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林火災 ・石油コンビナート等の火災 ・発電所敷地内に存在する危険物タンク火災 ・発電所港湾内に入港する船舶の火災 ・航空機火災 	<p>を内包する建屋とする。その上で、消火活動等の防護手段を期待しない条件のもと、火元からの離隔で防護するため、想定される外部火災に対して熱影響評価、ばい煙等による影響評価を実施する（第3-2表）。</p> <p>(2) その他の安全施設</p> <p>その他の安全施設は、原則として、防火帯により防護し、外部火災で損傷した場合であっても、代替手段があること等により、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>2. 影響評価内容</p> <p>(1) 熱影響評価について</p> <p>外部事象防護対象施設のうち、外部火災の影響を受ける評価対象施設については、評価ガイドに基づき、建屋の外側（コンクリート、鋼、扉、貫通部で形成される障壁）の熱影響に対する耐性評価を実施する。選定フロー（第2-1図）に基づき抽出する施設のうち、屋内設置の外部事象防護対象施設については、内包する建屋により防護することとし、評価対象施設として抽出された建屋側面のコンクリート壁の温度評価を実施し、建屋内の外部事象防護対象施設に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>また、屋外の評価対象施設については、各機器について熱影響評価を実施する（第2-1表）。</p> <p>(2) 二次的影響評価</p>	<p>を内包する建屋とする。その上で、消火活動等の防護手段を期待しない条件のもと、火元からの離隔で防護するため、想定される外部火災に対して熱影響評価、ばい煙等による影響評価を実施する（第1-1図、第1-3表）。</p> <p>(2) その他の安全施設</p> <p>その他の安全施設は、原則として、防火帯により防護し、外部火災で損傷した場合であっても、代替手段があること等により、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>2. 影響評価内容</p> <p>(1) 熱影響評価について</p> <p>外部事象防護対象施設のうち、外部火災の影響を受ける評価対象施設については、評価ガイドに基づき、建屋の外側（コンクリート、鋼、扉、貫通部で形成される障壁）の熱影響に対する耐性評価を実施する。選定フロー（第1-2図）に基づき抽出する施設のうち、屋内設置の外部事象防護対象施設については、内包する建屋により防護することとし、評価対象施設として抽出された建屋側面のコンクリート壁の温度評価を実施し、建屋内の外部事象防護対象施設に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>ただし、評価対象施設のうち、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは、循環水ポンプ建屋に収納されており、直接火災の影響を受けることはないが、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、原子炉補機冷却海水ポンプが取り込む冷却空気及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナを評価対象とする。</p> <p>なお、評価対象施設のうちタービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁については、蒸気発生器への過剰給水の緩和手段（タービントリップ）として期待している。外部火災を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、タービン建屋も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とすることから、熱影響評価は実施しない。</p> <p>また、屋外の評価対象施設については、各機器について熱影響評価を実施する（第1-1表）。</p> <p>(2) 二次的影響評価</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・外部事象防護対象施設の抽出フローの明記</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊の原子炉補機冷却海水ポンプは建屋内に収納されているが周囲空気によるポンプへの影響を確認するため評価を実施。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる防護方針の相違（島根の竜巻事象の考え方と同一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>上記の火災から想定される二次的影響としては、工場防災規定（富山県）、柏市消防局HP及び警防活動時等における安全管理マニュアル（H23年3月消防庁）を参照したところ、火災によるばい煙、有毒ガス以外に薬品による影響（毒劇物・有毒ガス）が考慮される。薬品（毒劇物・有毒ガス）においては、外部火災の影響を受けたとしても、薬品タンク周辺の堰に留まる事等により、二次的影響については考慮する必要はなく、二次的影響評価項目としては火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="89 399 683 821"> <thead> <tr> <th>想定する外部火災</th> <th>二次的影響評価項目の考察</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>発電所敷地内の薬品タンクにおいては防火帯で防護されるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる</td> </tr> <tr> <td>石油コンビナート等の火災</td> <td>発電所敷地外10km以内には石油コンビナートに相当する産業施設はないため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる</td> </tr> <tr> <td>発電所敷地内に存在する危険物タンク火災</td> <td>危険物タンク（燃料）火災により敷地内薬品タンクが影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる</td> </tr> <tr> <td>発電所港湾内に入港する船舶の火災</td> <td>船舶火災の想定地点から敷地内の薬品タンクは距離があるため、薬品による二次的影響を考慮する必要はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる</td> </tr> <tr> <td>航空機火災</td> <td>航空機火災により敷地内薬品タンクが熱影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる</td> </tr> </tbody> </table>	想定する外部火災	二次的影響評価項目の考察	森林火災	発電所敷地内の薬品タンクにおいては防火帯で防護されるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる	石油コンビナート等の火災	発電所敷地外10km以内には石油コンビナートに相当する産業施設はないため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる	発電所敷地内に存在する危険物タンク火災	危険物タンク（燃料）火災により敷地内薬品タンクが影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる	発電所港湾内に入港する船舶の火災	船舶火災の想定地点から敷地内の薬品タンクは距離があるため、薬品による二次的影響を考慮する必要はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる	航空機火災	航空機火災により敷地内薬品タンクが熱影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる	<p>外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設については、ばい煙等による安全上重要な設備に対する影響評価として、非常用ディーゼル発電機等について影響評価を実施する。</p> <p>選定フロー（第2-2図）に基づき、ばい煙等による影響評価の評価対象施設を抽出し、評価を実施する。</p> <p>a. 外気を取り込む屋外設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ <p>・高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</p> <p>b. 換気空調系で給気されるエリアの設置機器</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。） 安全保護系 	<p>外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設については、ばい煙等による安全上重要な設備に対する影響評価として、ディーゼル発電機等について影響評価を実施する。</p> <p>選定フロー（第1-3図）に基づき、ばい煙等による影響評価の評価対象施設を抽出し、評価を実施する。</p> <p>a. 外気を取り込む設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ <p>b. 換気空調設備で給気されるエリアの設置機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機 安全保護系 	<p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は外気を取り込む屋外設置設備はない。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p>			
想定する外部火災	二次的影響評価項目の考察																	
森林火災	発電所敷地内の薬品タンクにおいては防火帯で防護されるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる																	
石油コンビナート等の火災	発電所敷地外10km以内には石油コンビナートに相当する産業施設はないため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる																	
発電所敷地内に存在する危険物タンク火災	危険物タンク（燃料）火災により敷地内薬品タンクが影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる																	
発電所港湾内に入港する船舶の火災	船舶火災の想定地点から敷地内の薬品タンクは距離があるため、薬品による二次的影響を考慮する必要はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる																	
航空機火災	航空機火災により敷地内薬品タンクが熱影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる																	
<p>(b) 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）評価内容について</p> <p>外部火災の二次的な影響評価としては、ばい煙等の安全上重要な設備に対する影響評価として、外部電源喪失等において安全施設に給電を行うディーゼル発電機について、給気系への影響等について評価する。</p> <p>また、選定フロー図（図1-1）に基づきばい煙等による影響評価対象として抽出した構築物、系統及び機器への影響防止の観点から、以下の通り評価を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="89 1109 683 1316"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>分類</th> <th>影響評価設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">機器への影響</td> <td>外気を取り入れる空調系</td> <td>換気空調設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外気を設備内に取り込む機器</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主蒸気逃がし弁、排気筒等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">室内空気を取り込む設備</td> <td>安全保護系計装盤</td> </tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、ばい煙を含む外気、または室内空気を機器内に取り込む機構を有しない設備、または取り込んだ場合でも、その影響が非常に小さいと考えられる設備（ポンプ、モータ、弁、盤内に換気</p>	設置場所	分類	影響評価設備	機器への影響	外気を取り入れる空調系	換気空調設備	外気を設備内に取り込む機器	ディーゼル発電機	海水ポンプ		主蒸気逃がし弁、排気筒等		室内空気を取り込む設備	安全保護系計装盤	制御用空気圧縮機			
設置場所	分類	影響評価設備																
機器への影響	外気を取り入れる空調系	換気空調設備																
	外気を設備内に取り込む機器	ディーゼル発電機																
		海水ポンプ																
	主蒸気逃がし弁、排気筒等																	
	室内空気を取り込む設備	安全保護系計装盤																
		制御用空気圧縮機																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

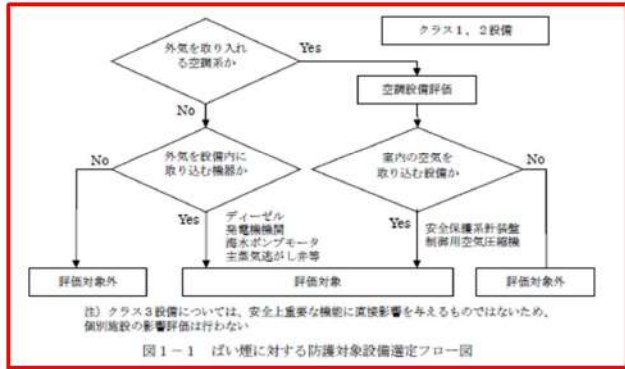
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>ファンを有しない制御盤、計器等）については、評価対象外とする。防護対象設備選定フロー図（図1-1）参照。</p> <p>また、有毒ガスに対する影響評価については、居住性の観点から、中央制御室等の居住性の評価を実施する。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>c. 建屋外部に開口部を有する設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）排気口 <p>また、外部火災発生時のばい煙等による居住性の評価の観点から中央制御室及び緊急時対策所の影響評価を実施し、煙や埃に対して脆弱な設備として安全保護系について影響評価を実施する。</p> <p>第2-1図 熱影響評価を実施する施設の選定フロー図</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <ul style="list-style-type: none"> 制御用空気圧縮機 <p>c. 建屋外部に開口部を有する設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 主蒸気逃し弁 主蒸気安全弁 排気筒 タービン動補助給水ポンプ排気管 <p>また、外部火災発生時のばい煙等による居住性の評価の観点から中央制御室及び緊急時対策所の影響評価を実施し、煙や埃に対して脆弱な設備として安全保護系について影響評価を実施する。</p> <p>第1-1図 外部事象防護対象施設の抽出フロー</p> <p>第1-2図 熱影響評価を実施する施設の選定フロー図</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象施設の相違 <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> プラント設計の違いによる対象設備の相違 <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> プラント設計の違いによる対象設備の相違 <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部事象防護対象施設の抽出フローの明記（6条全体で共通のフロー） <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は外部事象防護対象施設の抽出フローと分けて記載している（外部事象防護対象施設抽出後のフロー内容の相違はない）
--	--	--	---

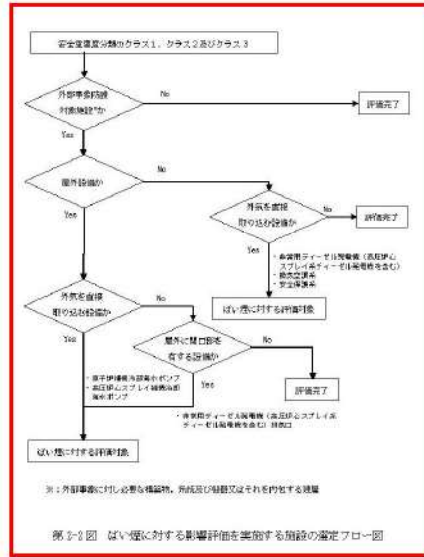
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉



女川原子力発電所2号炉

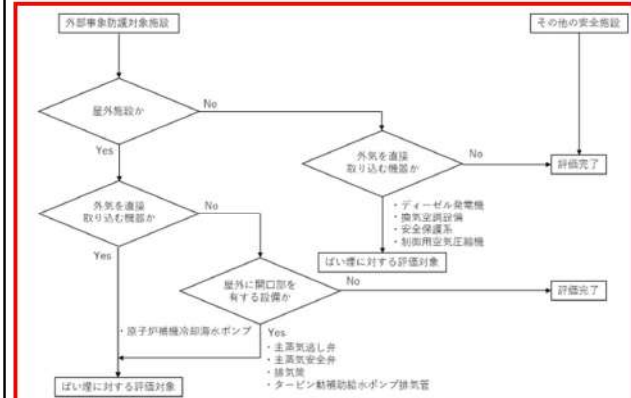


第2-1表 防護対象及び防護方法

防護対象	防護方法	評価対象施設等 ^{※1}
外部事象防護対象施設	防火帯の内側に設置 防火活動による防護手段を期待しない条件のもと、及ぶかとの評価結果で防壁（熱影響評価を実施）	・原子炉建屋 ・制御室 ・タービン建屋 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・高圧原子炉スプレッドサイロ建屋冷却海水ポンプ ・高圧原子炉スプレッドサイロ建屋冷却海水ポンプ ・排気筒 ・海水貯留タンク
	防火帯の内側に原則設置 屋内施設は、建屋による防護 屋外施設は、代替手段で安全機能を影響しないことを確認	・開閉所 ・副制御室 ・放射線監視設備（モニタリングポスト・ステーション）ほか
その他の安全施設		

※1：破線内は評価対象施設である。

泊発電所3号炉



第1-1表 防護対象及び防護方法

防護対象	防護方法	評価対象施設等 ^{※1}
外部事象防護対象施設等	防火帯の内側に設置 防火活動による防護手段を期待しない条件のもと、防火帯の設置、火元からの離隔距離の確保、建屋及び障壁で防護（熱影響評価を実施）	・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・ディーゼル発電機建屋 ・循環水ポンプ建屋 ^{※2} ・タービン建屋 ^{※3}
その他の安全施設	防火帯の内側に原則設置 屋内施設は、建屋による防護 屋外施設は、代替手段で安全機能が影響しないことを確認	・開閉所 ・固体廃棄物貯蔵庫 ・放射線監視設備（モニタリングポスト・ステーション）ほか

※1 破線内は熱影響評価対象施設である。
 ※2 原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについては、循環水ポンプ建屋に収納されており、直接火災の影響を受けることはないが、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、原子炉補機冷却海水ポンプが取り込む冷却空気及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナを評価対象とする。
 ※3 タービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁については、蒸気発生器への過剰給水の緩和手段（タービントリップ）として期待している。外部火災を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重量の可能性を考慮し、タービン建屋も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とすることから、熱影響評価は実施しない。

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる選定設備の相違（フロー内容の相違はない）

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

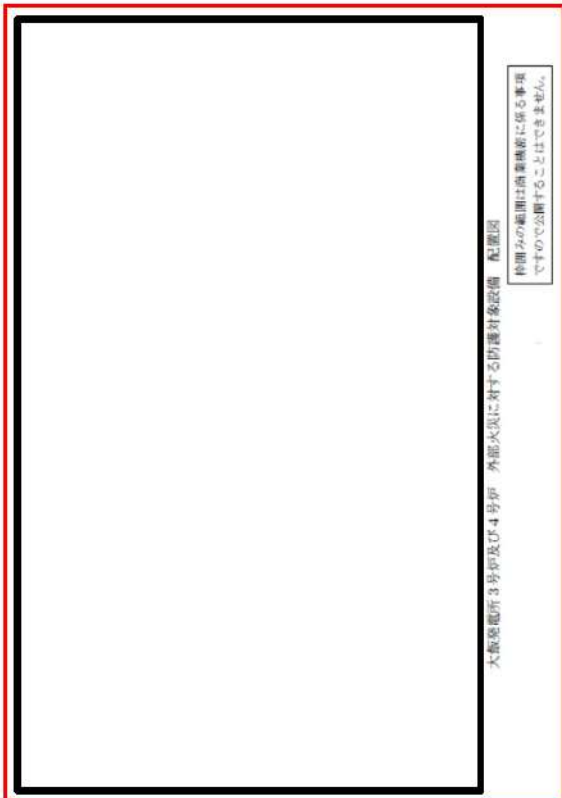
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

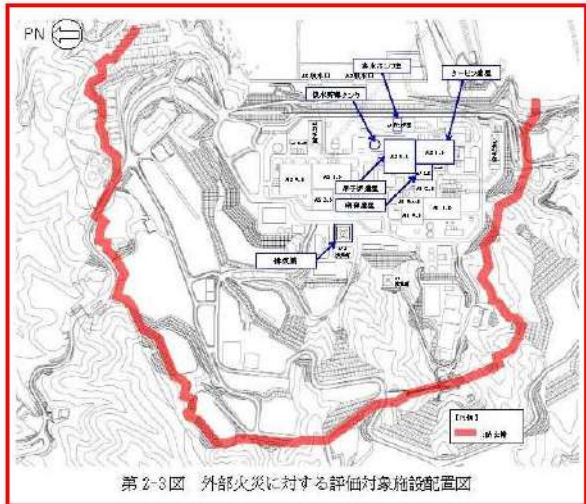
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

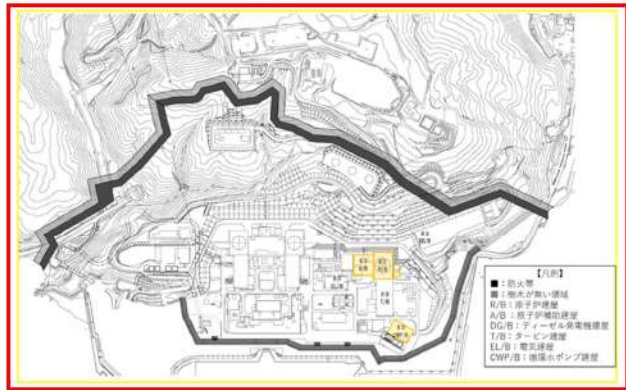
相違理由



大飯発電所3号炉及び4号炉 外部火災に対する防護対象設備 配置図
 枠内側の範囲は防護対象設備に属する事項
 ですので公開することはできません。



第2-3図 外部火災に対する評価対象施設配置図



第1-4図 外部火災に対する評価対象施設配置図

3. 設備を防護する建屋の離隔距離

外部事象防護対象施設を内包する各建屋について、防火帯外縁からの離隔距離を下表に示す。

この離隔距離は想定される森林火災において、評価上必要とされる危険距離(16m)以上あることから、外部事象防護対象施設等に対して、森林火災が熱影響を及ぼすことはないと評価できる(添付資料-2 参照)。

第3-1表 各建屋の防火帯外縁からの離隔距離

設備を防護する建屋	離隔距離※
原子炉建屋	約 229m
制御建屋	約 180m
タービン建屋	約 160m

※：防火帯外縁から建屋までの最短距離

3. 設備を防護する建屋の離隔距離

外部事象防護対象施設を内包する各建屋について、防火帯外縁からの離隔距離を下表に示す。

この離隔距離は想定される森林火災において、評価上必要とされる危険距離(34m)以上あることから、外部事象防護対象施設等に対して、森林火災が熱影響を及ぼすことはないと評価できる(添付資料-2 参照)。

第1-2表 各建屋の防火帯外縁からの離隔距離

設備を防護する建屋	離隔距離[m]※
原子炉建屋	200
原子炉補助建屋	230
ディーゼル発電機建屋	230
循環水ポンプ建屋	300

※防火帯外縁から建屋までの最短距離

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違い
 による評価対象施設の
 相違

【大飯】記載方針の相違
 (女川実績の反映)

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による評価
 結果の相違

【女川】設計方針の相違
 ・建屋配置及び地域特
 性による防火帯外縁か
 らの離隔距離の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

分類	意義	相違	相違理由
ME-1 (緑字)	2) 安全上必須のその他の構築物、構築物、系統及び機器	種別 1) 原子炉冷却材を貯蔵する貯蔵タンク (貯蔵タンク) の構造、系統又は機器 安全保護系 2) 安全上特に重要な機器	種別 原子炉冷却材貯蔵タンク (貯蔵タンク) の構造、系統又は機器 安全保護系 2) 安全上特に重要な機器
PG-2	1) 原子炉冷却材を貯蔵する貯蔵タンク (貯蔵タンク) の構造、系統又は機器 2) 安全上特に重要な機器	種別 1) 原子炉冷却材を貯蔵する貯蔵タンク (貯蔵タンク) の構造、系統又は機器 安全保護系 2) 安全上特に重要な機器	種別 原子炉冷却材貯蔵タンク (貯蔵タンク) の構造、系統又は機器 安全保護系 2) 安全上特に重要な機器
ME-2	2) 構築物への対応上特に重要な構築物、系統及び機器	種別 1) 原子炉冷却材を貯蔵する貯蔵タンク (貯蔵タンク) の構造、系統又は機器 安全保護系 2) 安全上特に重要な機器	種別 原子炉冷却材貯蔵タンク (貯蔵タンク) の構造、系統又は機器 安全保護系 2) 安全上特に重要な機器

女川原子力発電所2号炉

第3-2表 外部衝撃防護対象設備の抽出結果 (2/15)

分類	意義	相違	相違理由
ME-1	1) 原子炉冷却材を貯蔵する貯蔵タンク (貯蔵タンク) の構造、系統又は機器 安全保護系 2) 安全上特に重要な機器	種別 原子炉冷却材貯蔵タンク (貯蔵タンク) の構造、系統又は機器 安全保護系 2) 安全上特に重要な機器	種別 原子炉冷却材貯蔵タンク (貯蔵タンク) の構造、系統又は機器 安全保護系 2) 安全上特に重要な機器
ME-2	2) 構築物への対応上特に重要な構築物、系統及び機器	種別 原子炉冷却材貯蔵タンク (貯蔵タンク) の構造、系統又は機器 安全保護系 2) 安全上特に重要な機器	種別 原子炉冷却材貯蔵タンク (貯蔵タンク) の構造、系統又は機器 安全保護系 2) 安全上特に重要な機器

泊発電所3号炉

第1-3表 外部衝撃防護対象設備の抽出結果 (2/8)

分類	意義	相違	相違理由
ME-1	1) 原子炉冷却材を貯蔵する貯蔵タンク (貯蔵タンク) の構造、系統又は機器 安全保護系 2) 安全上特に重要な機器	種別 原子炉冷却材貯蔵タンク (貯蔵タンク) の構造、系統又は機器 安全保護系 2) 安全上特に重要な機器	種別 原子炉冷却材貯蔵タンク (貯蔵タンク) の構造、系統又は機器 安全保護系 2) 安全上特に重要な機器
ME-2	2) 構築物への対応上特に重要な構築物、系統及び機器	種別 原子炉冷却材貯蔵タンク (貯蔵タンク) の構造、系統又は機器 安全保護系 2) 安全上特に重要な機器	種別 原子炉冷却材貯蔵タンク (貯蔵タンク) の構造、系統又は機器 安全保護系 2) 安全上特に重要な機器

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違

大飯発電所3/4号炉

項目	説明	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
20-1	炉心	炉心構造 炉心設計 炉心材料 炉心保護	炉心構造 炉心設計 炉心材料 炉心保護	
20-2	炉心外	炉心外構造 炉心外設計 炉心外材料 炉心外保護	炉心外構造 炉心外設計 炉心外材料 炉心外保護	

女川原子力発電所2号炉

施設	抽出結果	相違理由	
100-1	炉心	抽出結果	
100-2	炉心外	抽出結果	
200	炉心内	抽出結果	
200-1	炉心内	抽出結果	
200-2	炉心内	抽出結果	
200-3	炉心内	抽出結果	
200-4	炉心内	抽出結果	
200-5	炉心内	抽出結果	
200-6	炉心内	抽出結果	
200-7	炉心内	抽出結果	
200-8	炉心内	抽出結果	
200-9	炉心内	抽出結果	
200-10	炉心内	抽出結果	
200-11	炉心内	抽出結果	
200-12	炉心内	抽出結果	
200-13	炉心内	抽出結果	
200-14	炉心内	抽出結果	
200-15	炉心内	抽出結果	
200-16	炉心内	抽出結果	
200-17	炉心内	抽出結果	
200-18	炉心内	抽出結果	
200-19	炉心内	抽出結果	
200-20	炉心内	抽出結果	
200-21	炉心内	抽出結果	
200-22	炉心内	抽出結果	
200-23	炉心内	抽出結果	
200-24	炉心内	抽出結果	
200-25	炉心内	抽出結果	
200-26	炉心内	抽出結果	
200-27	炉心内	抽出結果	
200-28	炉心内	抽出結果	
200-29	炉心内	抽出結果	
200-30	炉心内	抽出結果	
200-31	炉心内	抽出結果	
200-32	炉心内	抽出結果	
200-33	炉心内	抽出結果	
200-34	炉心内	抽出結果	
200-35	炉心内	抽出結果	
200-36	炉心内	抽出結果	
200-37	炉心内	抽出結果	
200-38	炉心内	抽出結果	
200-39	炉心内	抽出結果	
200-40	炉心内	抽出結果	
200-41	炉心内	抽出結果	
200-42	炉心内	抽出結果	
200-43	炉心内	抽出結果	
200-44	炉心内	抽出結果	
200-45	炉心内	抽出結果	
200-46	炉心内	抽出結果	
200-47	炉心内	抽出結果	
200-48	炉心内	抽出結果	
200-49	炉心内	抽出結果	
200-50	炉心内	抽出結果	
200-51	炉心内	抽出結果	
200-52	炉心内	抽出結果	
200-53	炉心内	抽出結果	
200-54	炉心内	抽出結果	
200-55	炉心内	抽出結果	
200-56	炉心内	抽出結果	
200-57	炉心内	抽出結果	
200-58	炉心内	抽出結果	
200-59	炉心内	抽出結果	
200-60	炉心内	抽出結果	
200-61	炉心内	抽出結果	
200-62	炉心内	抽出結果	
200-63	炉心内	抽出結果	
200-64	炉心内	抽出結果	
200-65	炉心内	抽出結果	
200-66	炉心内	抽出結果	
200-67	炉心内	抽出結果	
200-68	炉心内	抽出結果	
200-69	炉心内	抽出結果	
200-70	炉心内	抽出結果	
200-71	炉心内	抽出結果	
200-72	炉心内	抽出結果	
200-73	炉心内	抽出結果	
200-74	炉心内	抽出結果	
200-75	炉心内	抽出結果	
200-76	炉心内	抽出結果	
200-77	炉心内	抽出結果	
200-78	炉心内	抽出結果	
200-79	炉心内	抽出結果	
200-80	炉心内	抽出結果	
200-81	炉心内	抽出結果	
200-82	炉心内	抽出結果	
200-83	炉心内	抽出結果	
200-84	炉心内	抽出結果	
200-85	炉心内	抽出結果	
200-86	炉心内	抽出結果	
200-87	炉心内	抽出結果	
200-88	炉心内	抽出結果	
200-89	炉心内	抽出結果	
200-90	炉心内	抽出結果	
200-91	炉心内	抽出結果	
200-92	炉心内	抽出結果	
200-93	炉心内	抽出結果	
200-94	炉心内	抽出結果	
200-95	炉心内	抽出結果	
200-96	炉心内	抽出結果	
200-97	炉心内	抽出結果	
200-98	炉心内	抽出結果	
200-99	炉心内	抽出結果	
200-100	炉心内	抽出結果	

泊発電所3号炉

施設	抽出結果	相違理由
100-1	抽出結果	
100-2	抽出結果	
200	抽出結果	
200-1	抽出結果	
200-2	抽出結果	
200-3	抽出結果	
200-4	抽出結果	
200-5	抽出結果	
200-6	抽出結果	
200-7	抽出結果	
200-8	抽出結果	
200-9	抽出結果	
200-10	抽出結果	
200-11	抽出結果	
200-12	抽出結果	
200-13	抽出結果	
200-14	抽出結果	
200-15	抽出結果	
200-16	抽出結果	
200-17	抽出結果	
200-18	抽出結果	
200-19	抽出結果	
200-20	抽出結果	
200-21	抽出結果	
200-22	抽出結果	
200-23	抽出結果	
200-24	抽出結果	
200-25	抽出結果	
200-26	抽出結果	
200-27	抽出結果	
200-28	抽出結果	
200-29	抽出結果	
200-30	抽出結果	
200-31	抽出結果	
200-32	抽出結果	
200-33	抽出結果	
200-34	抽出結果	
200-35	抽出結果	
200-36	抽出結果	
200-37	抽出結果	
200-38	抽出結果	
200-39	抽出結果	
200-40	抽出結果	
200-41	抽出結果	
200-42	抽出結果	
200-43	抽出結果	
200-44	抽出結果	
200-45	抽出結果	
200-46	抽出結果	
200-47	抽出結果	
200-48	抽出結果	
200-49	抽出結果	
200-50	抽出結果	
200-51	抽出結果	
200-52	抽出結果	
200-53	抽出結果	
200-54	抽出結果	
200-55	抽出結果	
200-56	抽出結果	
200-57	抽出結果	
200-58	抽出結果	
200-59	抽出結果	
200-60	抽出結果	
200-61	抽出結果	
200-62	抽出結果	
200-63	抽出結果	
200-64	抽出結果	
200-65	抽出結果	
200-66	抽出結果	
200-67	抽出結果	
200-68	抽出結果	
200-69	抽出結果	
200-70	抽出結果	
200-71	抽出結果	
200-72	抽出結果	
200-73	抽出結果	
200-74	抽出結果	
200-75	抽出結果	
200-76	抽出結果	
200-77	抽出結果	
200-78	抽出結果	
200-79	抽出結果	
200-80	抽出結果	
200-81	抽出結果	
200-82	抽出結果	
200-83	抽出結果	
200-84	抽出結果	
200-85	抽出結果	
200-86	抽出結果	
200-87	抽出結果	
200-88	抽出結果	
200-89	抽出結果	
200-90	抽出結果	
200-91	抽出結果	
200-92	抽出結果	
200-93	抽出結果	
200-94	抽出結果	
200-95	抽出結果	
200-96	抽出結果	
200-97	抽出結果	
200-98	抽出結果	
200-99	抽出結果	
200-100	抽出結果	

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-2表 外部衝撃防護対象施設の抽出結果 (6/16)

区分	足場	設置	設置区分	設置区分の少くすくすに該当する設備	設置区分の多に該当する設備	設置区分の中間に該当する設備	設置区分の不明な設備	設置区分の不明な設備
1) 設置区分の不明な設備 2) 設置区分の不明な設備 3) 設置区分の不明な設備 4) 設置区分の不明な設備 5) 設置区分の不明な設備 6) 設置区分の不明な設備 7) 設置区分の不明な設備 8) 設置区分の不明な設備 9) 設置区分の不明な設備 10) 設置区分の不明な設備 11) 設置区分の不明な設備 12) 設置区分の不明な設備	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	女川原子力発電所2号炉 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	× × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × ×

※1 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) の設置区分は、設置区分不明な設備として抽出し、設置区分の不明な設備として抽出した。
 ※2 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) の設置区分は、設置区分不明な設備として抽出し、設置区分の不明な設備として抽出した。

第1-3表 外部衝撃防護対象施設の抽出結果 (5/8)

区分	足場	設置	設置区分	設置区分の少くすくすに該当する設備	設置区分の多に該当する設備	設置区分の中間に該当する設備	設置区分の不明な設備	設置区分の不明な設備
1) 設置区分の不明な設備 2) 設置区分の不明な設備 3) 設置区分の不明な設備 4) 設置区分の不明な設備 5) 設置区分の不明な設備 6) 設置区分の不明な設備 7) 設置区分の不明な設備 8) 設置区分の不明な設備 9) 設置区分の不明な設備 10) 設置区分の不明な設備 11) 設置区分の不明な設備 12) 設置区分の不明な設備	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	泊発電所3号炉 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	× × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × ×

※1 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) の設置区分は、設置区分不明な設備として抽出し、設置区分の不明な設備として抽出した。
 ※2 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) の設置区分は、設置区分不明な設備として抽出し、設置区分の不明な設備として抽出した。

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違い
 による対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-2表 外部衝撃防護対策施設の抽出結果 (8/16)

対策	活機	施設	施設名	対策内容	対策の抽出結果	対策の抽出結果	対策の抽出結果	対策の抽出結果	対策の抽出結果
第1-1		1) 圧力容器の破損防止対策	圧力容器の破損防止対策	圧力容器の破損防止対策	○	○	○	○	○
				圧力容器の破損防止対策	○	○	○	○	○
第1-2		2) 圧力容器の破損防止対策	圧力容器の破損防止対策	圧力容器の破損防止対策	○	○	○	○	○
				圧力容器の破損防止対策	○	○	○	○	○

※1 対策、施設抽出結果は、抽出結果の欄に記載する。抽出結果は、抽出結果の欄に記載する。抽出結果は、抽出結果の欄に記載する。

第1-3表 外部衝撃防護対策施設の抽出結果 (8/8)

対策	活機	施設	施設名	対策内容	対策の抽出結果	対策の抽出結果	対策の抽出結果	対策の抽出結果	対策の抽出結果
MS-2		1) 燃料プールの破損防止対策	燃料プールの破損防止対策	燃料プールの破損防止対策	○	○	○	○	○
				燃料プールの破損防止対策	○	○	○	○	○
MS-2		2) 燃料プールの破損防止対策	燃料プールの破損防止対策	燃料プールの破損防止対策	○	○	○	○	○
				燃料プールの破損防止対策	○	○	○	○	○

【女川・大飯】
設計方針の相違
・プラント設計の違いによる対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-2表 外部事故防護対象施設の抽出結果 (7/15)

分類	名称	重要度分類		重要度分類 のクラス スに属す る機軸 等	外部火災の影 響を受ける部 位等	外部火災の影 響を受ける部 位等	外部火災の影 響を受ける部 位等	外部火災の影 響を受ける部 位等
		機軸等	機軸等					
M-1 冷却及び機 軸	冷却水ポンプ (原水ポンプ)	冷却水ポンプ	冷却水ポンプ	○	○	○	○	○
		冷却水ポンプ	冷却水ポンプ	○	○	○	○	○
M-2 燃料供給系 機軸	燃料供給系機軸 (燃料供給機)	燃料供給機	燃料供給機	○	○	○	○	○
		燃料供給機	燃料供給機	○	○	○	○	○
M-3 炉内機器	炉内機器	炉内機器	炉内機器	○	○	○	○	○
		炉内機器	炉内機器	○	○	○	○	○

※1 電氣、機械設備のうち主要な部分の電機は、当該装置が機械設備等の機器を代表として記載し、機械設備等の電機は省略した。
 ※2 運転時の異なる過渡状況及び運転異常状態の転移

第1-3表 外部事故防護対象施設の抽出結果 (7/8)

分類	重要度分類	機軸	重要度分類		重要度分類 のクラス スに属す る機軸 等	外部火災の影 響を受ける部 位等	外部火災の影 響を受ける部 位等	外部火災の影 響を受ける部 位等	外部火災の影 響を受ける部 位等
			機軸等	機軸等					
MS-2 燃料供給系 機軸	燃料供給系機軸 (燃料供給機)	燃料供給機	燃料供給機	○	○	○	○	○	○
		燃料供給機	燃料供給機	○	○	○	○	○	○
PS-3 炉内機器	炉内機器	炉内機器	炉内機器	○	○	○	○	○	○
		炉内機器	炉内機器	○	○	○	○	○	○

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違い
 による対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-2表 外部事象防護対策の抽出結果 (8/15)

対策	内容	概要	女川原子力発電所2号炉		対策の抽出結果 (8/15)	対策の抽出結果 (8/15)	対策の抽出結果 (8/15)	対策の抽出結果 (8/15)	対策の抽出結果 (8/15)
			対策内容	対策の抽出結果 (8/15)					
PS-1	1) 炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。 2) 炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。 炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	○	○	○	○	○
			炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	○	○	○	○	○
PS-2	1) 炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。 2) 炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。 炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	○	○	○	○	○
			炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	○	○	○	○	○

注1: 備考欄に記載の項目の対策は、当該項目の対策が実施されるまで実施し、備考欄記載の対策が実施された。
 注2: 備考欄に記載の項目の対策は、当該項目の対策が実施されるまで実施し、備考欄記載の対策が実施された。

第1-3表 外部事象防護対策の抽出結果 (8/8)

対策	内容	概要	泊発電所3号炉		対策の抽出結果 (8/8)	対策の抽出結果 (8/8)	対策の抽出結果 (8/8)	対策の抽出結果 (8/8)	対策の抽出結果 (8/8)
			対策内容	対策の抽出結果 (8/8)					
PS-3	1) 炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。 2) 炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。 炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	○	○	○	○	○
			炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	炉心冷却系 (RCCV) の炉心冷却能力を確保し、炉心温度の上昇を抑制する。	○	○	○	○	○

注1: 備考欄に記載の項目の対策は、当該項目の対策が実施されるまで実施し、備考欄記載の対策が実施された。
 注2: 備考欄に記載の項目の対策は、当該項目の対策が実施されるまで実施し、備考欄記載の対策が実施された。

【女川・大阪】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-2表 外部事象防護対象施設の抽出結果 (9/16)

分類	名称	機能	設置者の名称	概要	安全評価上の留意事項	外部火災による影響	外部火災による影響の軽減措置	二次的被害の発生
MS-1	1) 放射線管理装置の緊急停止機能	放射線管理装置	女川原子力発電所	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)
		放射線管理装置の緊急停止機能	女川原子力発電所	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)
MS-2	2) 放射線管理装置の緊急停止機能	放射線管理装置	女川原子力発電所	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)
		放射線管理装置の緊急停止機能	女川原子力発電所	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)	放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能 (放射線管理装置 (RMS) の緊急停止機能)

※1 電圧、電流値等の異なる機器の記載は、当該装置及び機器類の記載を代表として記載し、同機器類の記載は省略します。

※2 運転時の異常な現象の発生及び防止装置の記載

第1-3表 外部事象防護対象施設の抽出結果 (9/6)

分類	名称	機能	設置者の名称	概要	安全評価上の留意事項	外部火災による影響	外部火災による影響の軽減措置	二次的被害の発生
MS-3	1) 緊急停止機能	緊急停止機能	泊発電所	緊急停止機能 (緊急停止機能)	緊急停止機能 (緊急停止機能)	緊急停止機能 (緊急停止機能)	緊急停止機能 (緊急停止機能)	緊急停止機能 (緊急停止機能)
		緊急停止機能	泊発電所	緊急停止機能 (緊急停止機能)	緊急停止機能 (緊急停止機能)	緊急停止機能 (緊急停止機能)	緊急停止機能 (緊急停止機能)	緊急停止機能 (緊急停止機能)

※1 電圧、電流値等の異なる機器の記載は、当該装置及び機器類の記載を代表として記載し、同機器類の記載は省略します。

※2 運転時の異常な現象の発生及び防止装置の記載

【女川・大阪】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-2表 外部対象防護対策施設の抽出結果 (10/15)

分類	名称	施設概要	抽出結果	抽出理由	抽出結果	抽出理由	抽出結果	抽出理由	抽出結果	抽出理由
NS-2 1号機	NS-2 1号機	NS-2 1号機	NS-2 1号機	NS-2 1号機	NS-2 1号機	NS-2 1号機	NS-2 1号機	NS-2 1号機	NS-2 1号機	NS-2 1号機
		NS-2 1号機	NS-2 1号機	NS-2 1号機	NS-2 1号機	NS-2 1号機	NS-2 1号機	NS-2 1号機	NS-2 1号機	NS-2 1号機

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違い
 による対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表3-2 表 外部事故防護対策施設の相違一覧 (11/15)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯原子力発電所株式会社 外部からの火災 外部からの火災 外部からの火災</p>	<p>女川原子力発電所株式会社 外部からの火災 外部からの火災 外部からの火災</p>	<p>泊発電所3号炉 外部からの火災 外部からの火災 外部からの火災</p>	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・プラント設計の違い による対象設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-2表 外部事故防護対策施設の抽出結果 (13/15)

分類	花巻	施設	施設名	大飯原子力発電所3号炉		外部からの衝撃による損傷の防止 対策の有無	外部からの衝撃による損傷の防止 対策の有無	外部からの衝撃による損傷の防止 対策の有無	外部からの衝撃による損傷の防止 対策の有無
				対策の有無	対策の有無				
① 外部からの衝撃による損傷の防止対策の有無 ② 外部からの衝撃による損傷の防止対策の有無 ③ 外部からの衝撃による損傷の防止対策の有無	山形県大館市にある大館火力発電所は、2011年3月11日の東日本大震災の際に、炉心溶融事故が発生し、放射性物質の漏れが発生した。この事故は、外部からの衝撃による損傷の防止対策の有無を示している。	① 外部からの衝撃による損傷の防止対策の有無 ② 外部からの衝撃による損傷の防止対策の有無 ③ 外部からの衝撃による損傷の防止対策の有無	炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	○	○	○	○
			炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	○	○	○	○
			炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	○	○	○	○
			炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	○	○	○	○
			炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	○	○	○	○
			炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	○	○	○	○
			炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	○	○	○	○
			炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	○	○	○	○
			炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	○	○	○	○
			炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	○	○	○	○
			炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	○	○	○	○
			炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	○	○	○	○
			炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	炉心溶融防止対策	○	○	○	○

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違い
 による対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表3-3-3 外部衝撃防護対策の抽出結果 (19/15)

項目	設備	女川原子力発電所2号炉		大飯発電所3/4号炉	相違理由	備考
		設備名	設備内容			
① 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	○	○	
		炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	○	○	
		炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	○	○	
		炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	○	○	
		炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	○	○	
		炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	○	○	
		炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	○	○	
		炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	○	○	
		炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	○	○	
		炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	炉内機器の保護 (炉内機器の破損防止)	○	○	

注1： 備考、相違理由の赤字は設計方針の相違、青字は記載内容の相違、緑字は記載表現の相違を示す。
 注2： 相違理由の赤字は設計方針の相違、青字は記載内容の相違、緑字は記載表現の相違を示す。



【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違い
 による対象設備の相違

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																				
	<p>表 9-2 表 外部事故防護列挙過程の抽出結果 (15/16)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対策</th> <th>実施状況</th> <th>対策の有効性</th> <th>対策の適用</th> <th>対策の適用状況</th> <th>対策の有効性の検証</th> <th>対策の有効性の検証結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">B-3 等</td> <td rowspan="2">(1) 外部火災防止 対策として、外部火災発生時の火災拡大防止及び火災の撲滅を図るための対策を講ずる。</td> <td>防火区画の設置</td> <td>防火区画を設け、火災の拡大防止を図る。</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> </tr> <tr> <td>防火区画の確保</td> <td>防火区画を確保し、火災の拡大防止を図る。</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B-3 等</td> <td rowspan="3">(2) 火災発生時の火災拡大防止及び火災の撲滅を図るための対策を講ずる。</td> <td>防火区画の設置</td> <td>防火区画を設け、火災の拡大防止を図る。</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> </tr> <tr> <td>防火区画の確保</td> <td>防火区画を確保し、火災の拡大防止を図る。</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> </tr> <tr> <td>防火区画の維持</td> <td>防火区画を維持し、火災の拡大防止を図る。</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">B-3 等</td> <td rowspan="12">(3) 火災発生時の火災拡大防止及び火災の撲滅を図るための対策を講ずる。</td> <td>防火区画の設置</td> <td>防火区画を設け、火災の拡大防止を図る。</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> </tr> <tr> <td>防火区画の確保</td> <td>防火区画を確保し、火災の拡大防止を図る。</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> </tr> <tr> <td>防火区画の維持</td> <td>防火区画を維持し、火災の拡大防止を図る。</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> </tr> <tr> <td>防火区画の撤去</td> <td>防火区画を撤去し、火災の拡大防止を図る。</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> </tr> <tr> <td>防火区画の復旧</td> <td>防火区画を復旧し、火災の拡大防止を図る。</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> </tr> <tr> <td>防火区画の新設</td> <td>防火区画を新設し、火災の拡大防止を図る。</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> </tr> <tr> <td>防火区画の改修</td> <td>防火区画を改修し、火災の拡大防止を図る。</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> </tr> <tr> <td>防火区画の廃止</td> <td>防火区画を廃止し、火災の拡大防止を図る。</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> </tr> <tr> <td>防火区画の付帯</td> <td>防火区画を付帯し、火災の拡大防止を図る。</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> </tr> <tr> <td>防火区画の併用</td> <td>防火区画を併用し、火災の拡大防止を図る。</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> </tr> <tr> <td>防火区画の併設</td> <td>防火区画を併設し、火災の拡大防止を図る。</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> </tr> <tr> <td>防火区画の併置</td> <td>防火区画を併置し、火災の拡大防止を図る。</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> <td>適用あり</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対策	実施状況	対策の有効性	対策の適用	対策の適用状況	対策の有効性の検証	対策の有効性の検証結果	B-3 等	(1) 外部火災防止 対策として、外部火災発生時の火災拡大防止及び火災の撲滅を図るための対策を講ずる。	防火区画の設置	防火区画を設け、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	防火区画の確保	防火区画を確保し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	B-3 等	(2) 火災発生時の火災拡大防止及び火災の撲滅を図るための対策を講ずる。	防火区画の設置	防火区画を設け、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	防火区画の確保	防火区画を確保し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	防火区画の維持	防火区画を維持し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	B-3 等	(3) 火災発生時の火災拡大防止及び火災の撲滅を図るための対策を講ずる。	防火区画の設置	防火区画を設け、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	防火区画の確保	防火区画を確保し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	防火区画の維持	防火区画を維持し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	防火区画の撤去	防火区画を撤去し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	防火区画の復旧	防火区画を復旧し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	防火区画の新設	防火区画を新設し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	防火区画の改修	防火区画を改修し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	防火区画の廃止	防火区画を廃止し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	防火区画の付帯	防火区画を付帯し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	防火区画の併用	防火区画を併用し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	防火区画の併設	防火区画を併設し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	防火区画の併置	防火区画を併置し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり		<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・プラント設計の違い による対象設備の相違</p>
分類	対策	実施状況	対策の有効性	対策の適用	対策の適用状況	対策の有効性の検証	対策の有効性の検証結果																																																																																																																
B-3 等	(1) 外部火災防止 対策として、外部火災発生時の火災拡大防止及び火災の撲滅を図るための対策を講ずる。	防火区画の設置	防火区画を設け、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり																																																																																																																
		防火区画の確保	防火区画を確保し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり																																																																																																																
B-3 等	(2) 火災発生時の火災拡大防止及び火災の撲滅を図るための対策を講ずる。	防火区画の設置	防火区画を設け、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり																																																																																																																
		防火区画の確保	防火区画を確保し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり																																																																																																																
		防火区画の維持	防火区画を維持し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり																																																																																																																
B-3 等	(3) 火災発生時の火災拡大防止及び火災の撲滅を図るための対策を講ずる。	防火区画の設置	防火区画を設け、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり																																																																																																																
		防火区画の確保	防火区画を確保し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり																																																																																																																
		防火区画の維持	防火区画を維持し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり																																																																																																																
		防火区画の撤去	防火区画を撤去し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり																																																																																																																
		防火区画の復旧	防火区画を復旧し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり																																																																																																																
		防火区画の新設	防火区画を新設し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり																																																																																																																
		防火区画の改修	防火区画を改修し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり																																																																																																																
		防火区画の廃止	防火区画を廃止し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり																																																																																																																
		防火区画の付帯	防火区画を付帯し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり																																																																																																																
		防火区画の併用	防火区画を併用し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり																																																																																																																
		防火区画の併設	防火区画を併設し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり																																																																																																																
		防火区画の併置	防火区画を併置し、火災の拡大防止を図る。	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) その他の別の評価対象施設に包絡される評価対象施設について</p> <p>a. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナについて</p> <p>高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナは以下の理由により同じ海水ポンプ室（補機ポンプエリア）内にあり動的機器である高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプの評価に包絡される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ室（補機ポンプエリア）内にある機器の評価では、火災源から対象までの離隔距離を一律海水ポンプ室（補機ポンプエリア）外壁までとしているため、離隔距離が同じとなる。海水ポンプとストレーナの位置を第3-1図及び第3-2図に示す。 動的機器である高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプは、受ける熱の躯体及び冷却空気への影響度を踏まえ、より影響が大きい冷却空気への評価を行っており、この熱影響の評価は、同様の材質であるストレーナに対しても同じ結果となる。 <div data-bbox="801 560 1236 1086" style="border: 1px solid red; padding: 5px;">  <p>第3-1図 高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナの配置</p>  <p>第3-2図 海水ポンプとストレーナの位置</p> </div> <p>4. 重大事故等対処設備について</p> <p>評価対象施設を外部火災から防護することにより、外部火災によって重大事故等の発生に至ることはない。</p> <p>また、重大事故等対処設備は、防火帯幅の確保及び建屋外壁等により防護する。</p>	<p>(1) その他の別の評価対象施設に包絡される評価対象施設について</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについて</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは以下の理由により同じ循環水ポンプ建屋内にあり動的機器である原子炉補機冷却海水ポンプの評価に包絡される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 循環水ポンプ建屋内にある機器の評価では、火災源から対象までの離隔距離を一律循環水ポンプ建屋外壁までとしているため、離隔距離が同じとなる。原子炉補機冷却海水ポンプと原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナの位置を第1-5図及び第1-6図に示す。 動的機器である原子炉補機冷却海水ポンプは、冷却空気への評価を行っており、この熱影響の評価は、同様の材質である原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナに対しても同じ結果となる。 <div data-bbox="1361 555 1921 1093" style="border: 1px solid red; padding: 5px;">  <p>第1-5図 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナの配置</p>  <p>第1-6図 原子炉補機冷却海水ポンプと原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナの位置</p> </div> <p>4. 重大事故等対処設備について</p> <p>評価対象施設を外部火災から防護することにより、外部火災によって重大事故等の発生に至ることはない。</p> <p>また、重大事故等対処設備は、防火帯幅の確保、建屋外壁等により防護する。</p> <p>5. タービン保安装置及び主蒸気止め弁について</p> <p>タービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁は、防火帯の内側及び航空機墜落確率が10^{-7} [回/炉・年]未満の範囲に設置されており、発電所敷地内危険物施設等の火災で損傷した場合であっても、安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 （泊の海水系設備は建屋内に設置されており直接火災の影響は受けないが、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、原子炉補機冷却海水ポンプが取り込む冷却空気を評価対象としている）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績（外部事象防護対象施設）の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉 添付資料2 FARSITE 解析に必要な入力データ（土地データ・気象データ）について	女川原子力発電所2号炉 添付資料-2 森林火災による影響評価について	泊発電所3号炉 添付資料-2 森林火災による影響評価について	相違理由																																								
	1. はじめに 本評価は、発電所敷地外で発生する火災に対して安全性向上の観点から、森林火災が女川原子力発電所に迫った場合でも発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。2章にて火災の到達時間及び防火帯幅の評価、3章にて危険距離及び温度影響評価を実施する。 2. 火災の到達時間及び防火帯幅の評価 2.1 森林火災の想定 森林火災の想定は以下のとおりである。 ・植生データは、森林の現状を把握するため、森林簿を入手し、その情報を元に防火帯周辺の植生調査を実施する。その結果から、保守的な可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。 ・気象条件は過去10年間(2006～2015年)を調査し、森林火災の発生件数の多い3～5月の最小湿度、最高気温、及び最大風速の組み合わせとする。(第2.1-1図) ・風向は卓越方向とし、女川原子力発電所の風上に発火点を設定する。気象条件を第2.1-1表に示す。 ・女川原子力発電所からの直線距離10kmの間で設定する。 ・発火源は最初に人為的行為を考え、居住地区及び道路沿いを発火点とする。発火点位置を第2.1-3図～第2.1-6図に示す。 ・放水等による消火活動は期待しない。	1. はじめに 本評価は、発電所敷地外で発生する火災に対して安全性向上の観点から、森林火災が泊発電所に迫った場合でも発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。2章にて火災の到達時間及び防火帯幅の評価、3章にて危険距離及び温度影響評価を実施する。 2. 火災の到達時間及び防火帯幅の評価 2.1 森林火災の想定 森林火災の想定は以下のとおりである。 ・植生データは、森林の現状を把握するため、森林簿を入手し、その情報を元に防火帯周辺の植生調査を実施する。その結果から、保守的な可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。 ・気象条件は過去10年間(2003～2012年)を調査し、森林火災の発生件数の多い4～6月の最小湿度、最高気温、及び最大風速の組み合わせとする。(第2-1図) ・風向は卓越方向とし、泊発電所の風上に発火点を設定する。気象条件を第2-1表に示す。 ・泊発電所からの直線距離10kmの間で設定する。 ・発火源は最初に人為的行為を考え、居住地区及び道路沿いを発火点とする。発火点位置を第2-3図～第2-6図に示す。 ・放水等による消火活動は期待しない。	【大阪】記載表現の相違 【大阪】記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】発電所名の相違 【大阪】記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】設計方針の相違 ・調査対象年の相違 ・地域特性による評価対象月の相違 【女川】発電所名の相違 【女川】発電所名の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による気象条件の相違																																								
	<table border="1" data-bbox="739 989 1276 1252"> <caption>第2.1-1表 気象条件</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>風向 [16方位]</th> <th>3～5月 最大風速 [m/s]</th> <th>3～5月 最高気温 [℃]</th> <th>3～5月 最小湿度 [%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発火点1</td> <td>北北東</td> <td>23.8</td> <td>30.7</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>発火点2-1</td> <td>南南西</td> <td>23.8</td> <td>30.7</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>発火点2-2</td> <td>南南西</td> <td>23.8</td> <td>30.7</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>発火点3</td> <td>西北西</td> <td>23.8</td> <td>30.7</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>		風向 [16方位]	3～5月 最大風速 [m/s]	3～5月 最高気温 [℃]	3～5月 最小湿度 [%]	発火点1	北北東	23.8	30.7	15	発火点2-1	南南西	23.8	30.7	15	発火点2-2	南南西	23.8	30.7	15	発火点3	西北西	23.8	30.7	15	<table border="1" data-bbox="1355 1021 1937 1117"> <caption>第2-1表 気象条件</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>風向[16方位]</th> <th>最大風速[m/s]</th> <th>最高気温[℃]</th> <th>最小湿度[%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発火点1</td> <td>東</td> <td>29.7</td> <td>30.0</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>発火点2</td> <td>北西</td> <td>29.7</td> <td>30.0</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>		風向[16方位]	最大風速[m/s]	最高気温[℃]	最小湿度[%]	発火点1	東	29.7	30.0	13	発火点2	北西	29.7	30.0	13	
	風向 [16方位]	3～5月 最大風速 [m/s]	3～5月 最高気温 [℃]	3～5月 最小湿度 [%]																																							
発火点1	北北東	23.8	30.7	15																																							
発火点2-1	南南西	23.8	30.7	15																																							
発火点2-2	南南西	23.8	30.7	15																																							
発火点3	西北西	23.8	30.7	15																																							
	風向[16方位]	最大風速[m/s]	最高気温[℃]	最小湿度[%]																																							
発火点1	東	29.7	30.0	13																																							
発火点2	北西	29.7	30.0	13																																							

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

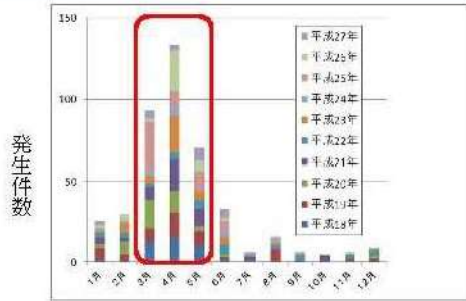
大飯発電所3/4号炉

4. 発火点の設定について

発火点については、過去の福井県における森林火災の発生原因を調査すると「野焼き」と「焚火」が最多となっているため、発電所付近にある、火が広がりやすい植生である田の領域を発火点として選定した。また、発電所から直線距離10kmの間で設定し、発火点1,2については発電所の風上方向（卓越風向：南東、南南東）となる様に設定した。発火点3については発火点1,2とはなるべく異なる方角とし、風向についてはなるべく発電所に向かう卓越風向（南）を採用しており、厳しい条件としている。

なお、想定発火点は田の領域であることから FARSITE のデフォルトパラメータである「TallGrass」の設定箇所であり、発火点周辺の火災の広がりが大きくなる事、かつ、山を登る方向に延焼が広がる（火災が大きくなる広がり方）ため、発火点の設定は保守的と考えられる。

女川原子力発電所2号炉



第2.1-1図 森林火災の月別発生件数(平成18年～平成27年)

(1) 発火点の設定方針

- ・女川原子力発電所からの直線距離10kmの間に設定する。
- ・発電所風上を選定する。
- ・風向は、卓越風向の風である北北東、南南西及び西北西を選定する。（第2.1-2表）
- ・人為的行為を考え、居住地区及び道路沿いを選定する。

なお、平成18～27年度の宮城県の内野火災の主な発生原因は、第2.1-2図に示すとおり、割合の多い順でたき火23%、たばこ17%、放火・放火の疑い11%、火入れ10%となっている。いずれの発生原因も、民家、田畑周辺あるいは道路沿いで発生する人為的行為となっている。

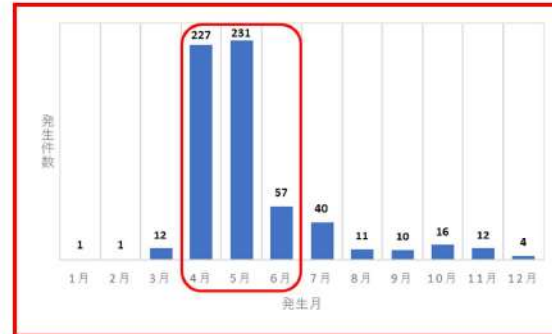
第2.1-2表 江ノ島観測所における卓越風向(平成18年～平成27年)

風向	発生回数(日単位)			計
	3月	4月	5月	
北	3	18	25	46
北北東	36	27	23	86
北東	14	19	24	57
東北東	3	2	1	?
東	2	0	2	4
東南東	4	1	2	?
南東	0	8	4	20
南南東	0	0	?	24
南	11	24	42	77
南南西	22	41	55	133
南西	0	4	2	16
西南西	0	3	6	3
西	0	2	5	22
西北西	104	60	47	211
北西	20	18	16	54
北北西	20	17	3	40

※10回以上をグループ化 (出典：気象庁 JP 気象統計情報)

卓越風向グループ※

泊発電所3号炉



第2-1図 森林火災の月別発生件数(1993～2012年)

(1) 発火点の設定方針

- ・泊発電所からの直線距離10kmの間に設定する。
- ・発電所風上を選定する。
- ・風向は、卓越風向の風である東及び北西を選定する。（第2-2-1表～第2-2-3表）
- ・人為的行為を考え、居住地区及び道路沿いを選定する。

なお、1993年～2012年度の北海道の内野火災の主な発生原因は、第2-2図に示すとおり、割合の多い順でごみ焼20.6%、たばこ・マッチ11.4%、たき火6.7%、火遊び5.4%となっている。いずれの発生原因も、民家、田畑周辺あるいは道路沿いで発生する人為的行為となっている。

第2-2-1表 発電所内気象観測所A点における卓越風向(2003～2012年)

風向	3月		4月		5月		計
	風向の出現回数(1時間単位)の出現回数	最大風速(10分間平均)の最大値(m/s)	風向の出現回数(1時間単位)の出現回数	最大風速(10分間平均)の最大値(m/s)	風向の出現回数(1時間単位)の出現回数	最大風速(10分間平均)の最大値(m/s)	
北	0	4	0	0	2	0	6
北北東	109	3	73	111	3	6	292
北東	100	3	8	103	1	18	225
東北東	0	1	17	32	6	26	56
東	1840	85	25	203	100	211	2261
東南東	424	19	25	794	24	23	1280
南東	270	3	21	202	3	16	512
南南東	133	1	14	139	3	13	286
南	118	2	9	121	0	18	258
南南西	0	3	11	31	0	11	25
南西	113	1	25	96	1	21	236
西南西	100	29	29	273	19	23	481
西	991	38	29	726	11	21	1786
西北西	1041	27	23	1032	33	26	2182
北西	115	21	18	974	0	13	1220
北北西	118	2	16	124	0	16	256

風向の出現回数：1時間値
 最大風速の出現回数：1時間値、1日の欠測が4時間以内、両者の場合は出現時間が短い順
 風速の最大値：1時間値


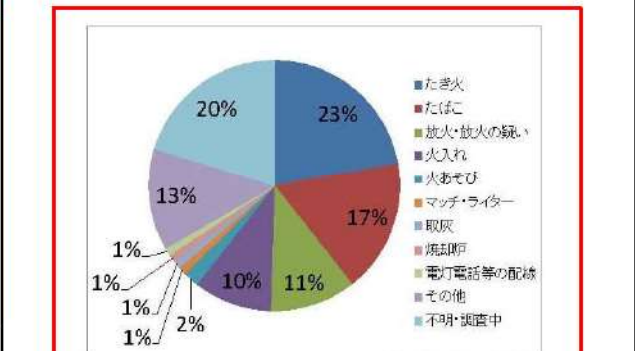

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による森林火災発生月の相違

【大飯】
 記載方針の相違(女川実績の反映：着色せず)
 【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による相違

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による相違

【女川】設計方針の相違
 ・女川は地域気象観測所の気象データから FARSITE 入力パラメータを設定しているが、泊は気象データの精度を上げるため、森林火災の発火点に最も近い発電所構内3箇所の気象データを使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																				
		<p>第2-2-2表 発電所内気象観測所C点における卓越風向 (2003~2012年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">風向</th> <th colspan="3">4月</th> <th colspan="3">5月</th> <th colspan="3">6月</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>風向 (時間単位) の出現回数</th> <th>最大風速 (日単位) の出現回数</th> <th>風速の10年観測最大値 (m/s)</th> <th>風向 (時間単位) の出現回数</th> <th>最大風速 (日単位) の出現回数</th> <th>風速の10年観測最大値 (m/s)</th> <th>風向 (時間単位) の出現回数</th> <th>最大風速 (日単位) の出現回数</th> <th>風速の10年観測最大値 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北</td><td>89</td><td>3</td><td>4.1</td><td>106</td><td>1</td><td>4.2</td><td>81</td><td>0</td><td>4.1</td><td>281</td></tr> <tr><td>北北東</td><td>84</td><td>5</td><td>3.0</td><td>100</td><td>1</td><td>4.4</td><td>10</td><td>0</td><td>4.4</td><td>287</td></tr> <tr><td>北東</td><td>299</td><td>1</td><td>4.5</td><td>357</td><td>3</td><td>5.2</td><td>197</td><td>1</td><td>4.1</td><td>750</td></tr> <tr><td>東北東</td><td>833</td><td>11</td><td>14.3</td><td>114</td><td>14</td><td>15.0</td><td>984</td><td>13</td><td>9.8</td><td>2144</td></tr> <tr><td>東</td><td>1500</td><td>15</td><td>10.0</td><td>1761</td><td>68</td><td>12.5</td><td>1805</td><td>106</td><td>15.4</td><td>4130</td></tr> <tr><td>東南東</td><td>521</td><td>23</td><td>25.1</td><td>584</td><td>29</td><td>11.0</td><td>404</td><td>29</td><td>21.5</td><td>1638</td></tr> <tr><td>南東</td><td>271</td><td>9</td><td>12.0</td><td>314</td><td>13</td><td>11.5</td><td>336</td><td>4</td><td>10.0</td><td>1297</td></tr> <tr><td>南</td><td>94</td><td>4</td><td>15.1</td><td>100</td><td>2</td><td>12.0</td><td>80</td><td>0</td><td>7.7</td><td>284</td></tr> <tr><td>南南東</td><td>86</td><td>1</td><td>9.1</td><td>40</td><td>9</td><td>11.0</td><td>49</td><td>9</td><td>6.5</td><td>207</td></tr> <tr><td>南</td><td>70</td><td>2</td><td>8.4</td><td>14</td><td>0</td><td>9.5</td><td>47</td><td>0</td><td>8.2</td><td>171</td></tr> <tr><td>南西</td><td>97</td><td>0</td><td>11.0</td><td>85</td><td>1</td><td>18.3</td><td>58</td><td>1</td><td>4.4</td><td>239</td></tr> <tr><td>西南西</td><td>141</td><td>15</td><td>24.0</td><td>271</td><td>19</td><td>10.2</td><td>297</td><td>3</td><td>10.4</td><td>807</td></tr> <tr><td>西</td><td>1144</td><td>80</td><td>14.7</td><td>888</td><td>89</td><td>16.1</td><td>739</td><td>44</td><td>15.0</td><td>2771</td></tr> <tr><td>西北西</td><td>107</td><td>8</td><td>15.1</td><td>100</td><td>10</td><td>15.5</td><td>224</td><td>10</td><td>11.5</td><td>341</td></tr> <tr><td>北西</td><td>440</td><td>9</td><td>10.4</td><td>549</td><td>21</td><td>10.2</td><td>107</td><td>2</td><td>1.4</td><td>2474</td></tr> <tr><td>北北西</td><td>10</td><td>0</td><td>7.1</td><td>175</td><td>9</td><td>9.5</td><td>281</td><td>1</td><td>3.8</td><td>654</td></tr> </tbody> </table> <p>風向の出現回数：1時間値 最大風速の出現回数：1時間値、1日の欠測が4時間以内、同種の場合は出現時間が短い時間 風速の最大値：1時間値</p>	風向	4月			5月			6月			合計	風向 (時間単位) の出現回数	最大風速 (日単位) の出現回数	風速の10年観測最大値 (m/s)	風向 (時間単位) の出現回数	最大風速 (日単位) の出現回数	風速の10年観測最大値 (m/s)	風向 (時間単位) の出現回数	最大風速 (日単位) の出現回数	風速の10年観測最大値 (m/s)	北	89	3	4.1	106	1	4.2	81	0	4.1	281	北北東	84	5	3.0	100	1	4.4	10	0	4.4	287	北東	299	1	4.5	357	3	5.2	197	1	4.1	750	東北東	833	11	14.3	114	14	15.0	984	13	9.8	2144	東	1500	15	10.0	1761	68	12.5	1805	106	15.4	4130	東南東	521	23	25.1	584	29	11.0	404	29	21.5	1638	南東	271	9	12.0	314	13	11.5	336	4	10.0	1297	南	94	4	15.1	100	2	12.0	80	0	7.7	284	南南東	86	1	9.1	40	9	11.0	49	9	6.5	207	南	70	2	8.4	14	0	9.5	47	0	8.2	171	南西	97	0	11.0	85	1	18.3	58	1	4.4	239	西南西	141	15	24.0	271	19	10.2	297	3	10.4	807	西	1144	80	14.7	888	89	16.1	739	44	15.0	2771	西北西	107	8	15.1	100	10	15.5	224	10	11.5	341	北西	440	9	10.4	549	21	10.2	107	2	1.4	2474	北北西	10	0	7.1	175	9	9.5	281	1	3.8	654	<p>【女川】設計方針の相違 ・女川は地域気象観測所の気象データからFARSITE入力パラメータを設定しているが、泊は気象データの精度を上げるため、森林火災の発火点に最も近い発電所構内3箇所の気象データを使用している。</p>
風向	4月			5月			6月			合計																																																																																																																																																																																													
	風向 (時間単位) の出現回数	最大風速 (日単位) の出現回数	風速の10年観測最大値 (m/s)	風向 (時間単位) の出現回数	最大風速 (日単位) の出現回数	風速の10年観測最大値 (m/s)	風向 (時間単位) の出現回数	最大風速 (日単位) の出現回数	風速の10年観測最大値 (m/s)																																																																																																																																																																																														
北	89	3	4.1	106	1	4.2	81	0	4.1	281																																																																																																																																																																																													
北北東	84	5	3.0	100	1	4.4	10	0	4.4	287																																																																																																																																																																																													
北東	299	1	4.5	357	3	5.2	197	1	4.1	750																																																																																																																																																																																													
東北東	833	11	14.3	114	14	15.0	984	13	9.8	2144																																																																																																																																																																																													
東	1500	15	10.0	1761	68	12.5	1805	106	15.4	4130																																																																																																																																																																																													
東南東	521	23	25.1	584	29	11.0	404	29	21.5	1638																																																																																																																																																																																													
南東	271	9	12.0	314	13	11.5	336	4	10.0	1297																																																																																																																																																																																													
南	94	4	15.1	100	2	12.0	80	0	7.7	284																																																																																																																																																																																													
南南東	86	1	9.1	40	9	11.0	49	9	6.5	207																																																																																																																																																																																													
南	70	2	8.4	14	0	9.5	47	0	8.2	171																																																																																																																																																																																													
南西	97	0	11.0	85	1	18.3	58	1	4.4	239																																																																																																																																																																																													
西南西	141	15	24.0	271	19	10.2	297	3	10.4	807																																																																																																																																																																																													
西	1144	80	14.7	888	89	16.1	739	44	15.0	2771																																																																																																																																																																																													
西北西	107	8	15.1	100	10	15.5	224	10	11.5	341																																																																																																																																																																																													
北西	440	9	10.4	549	21	10.2	107	2	1.4	2474																																																																																																																																																																																													
北北西	10	0	7.1	175	9	9.5	281	1	3.8	654																																																																																																																																																																																													
 <p>図2-5 発火点の設定</p>	 <p>図2.1-2 火災の出火原因割合 (平成18年~平成27年)</p> <p>(出典：宮城県消防防災年報)</p>	 <p>図2-2 火災の出火原因割合 (1993年~2012年)</p> <p>(出典：林野火災被害統計書 (平成24年度版) 北海道水産林務部)</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・女川は地域気象観測所の気象データからFARSITE入力パラメータを設定しているが、泊は気象データの精度を上げるため、森林火災の発火点に最も近い発電所構内3箇所の気象データを使用している。</p> <p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による相違</p>																																																																																																																																																																																																				

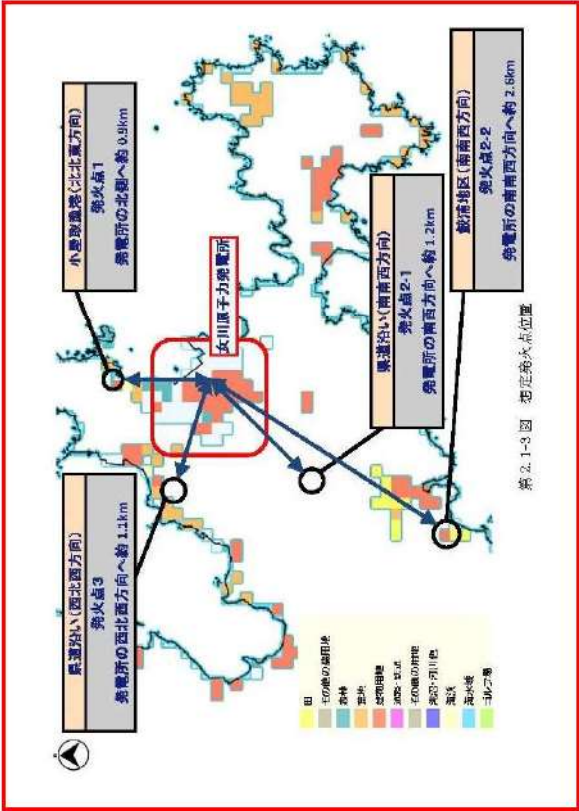
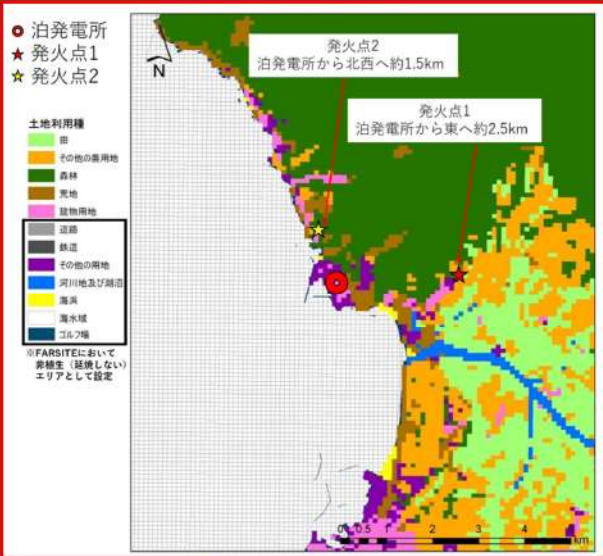
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

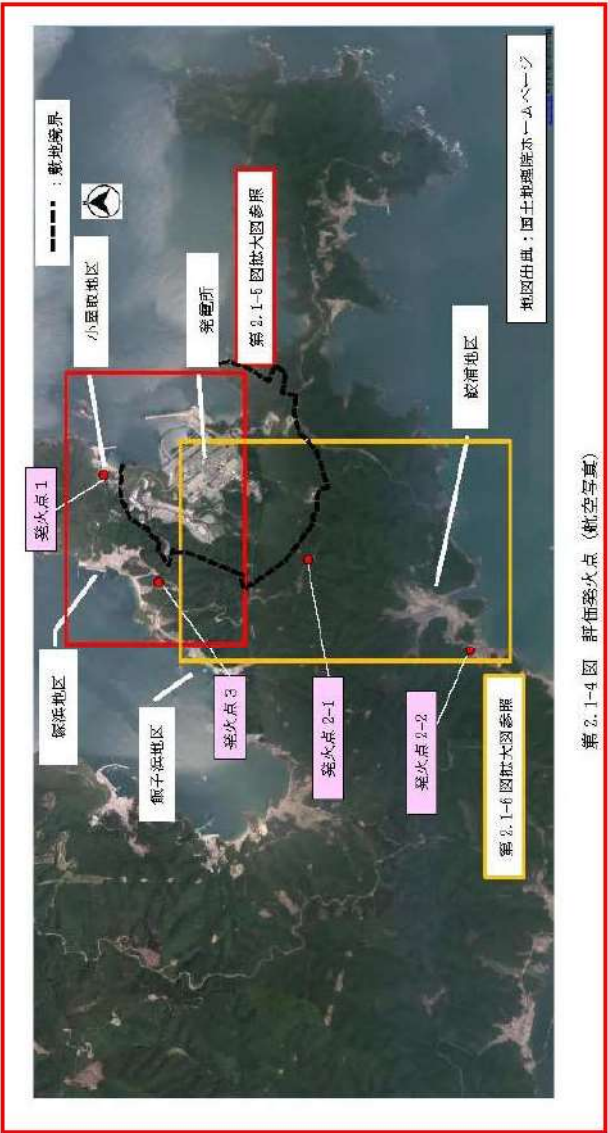

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 立地条件を考慮した発火点の設定</p> <p>(発火点1) 卓越風向の北北東方向において、民宿、社員寮等の居住区が存在する小屋取地区の漁港沿いに発火点を選定する。(2号炉原子炉炉心の中心から約0.9km)</p> <p>(発火点2-1) 卓越風向の南南西方向において、発電所に近い県道沿いに発火点を選定する。(2号炉原子炉炉心の中心から約1.2km)</p> <p>(発火点2-2) 卓越風向の南南西方向において、居住地区及び田が存在する鮫浦地区に発火点を選定する。(2号炉原子炉炉心の中心から約2.6km)</p> <p>(発火点3) 卓越風向の西北西方向において、発電所周辺の道路沿いから、発電所に近い地点に発火点を選定する。(2号炉原子炉炉心の中心から約1.1km)</p> <p>(3) 森林火災評価における発火点の妥当性</p> <p>(発火点1) 当該地点は荒地であり、発電所への最短の延焼方向は海沿いに限定される。この方向は当社社員寮及び森林となっており、発火点を西側へ移動させたとしても付近の植生は森林であり植生データは大きく変わらないことから評価結果に有意な差が出ることはない。</p> <p>よって、人為的行為を想定し漁港沿いの当該地点を選定した。</p> <p>(発火点2-1) 当該県道沿いのまわりは森林であり植生データは大きく変わらないことから、発火点を県道沿いに移動させたとしても評価結果に有意な差が出ることはない。</p> <p>よって卓越風向の方向で県道沿いの近い点を発火点として設定した。</p> <p>(発火点2-2) 当該地点付近及び延焼方向の田には保守的にTall grassを設定していること並びにまわりは森林であり植生データは大きく変わらないことから、発火点を付近で移動させたとしても、当該地点より評価結果が厳しくなることはない。</p> <p>よって、鮫浦地区を発火点として設定した。</p>	<p>(2) 立地条件を考慮した発火点の設定</p> <p>(発火点1) 卓越風向の東方向において、社員寮等の居住区が存在する道路脇畑に発火点を選定する。(3号炉原子炉炉心の中心から約2.5km)</p> <p>(発火点2) 卓越風向の北西方向において、民家等の居住区が存在する集落端と森林の境界部に発火点を選定する。(3号炉原子炉炉心の中心から約1.5km)</p> <p>(3) 森林火災評価における発火点の妥当性</p> <p>(発火点1) 当該地点付近の畑地には保守的にTall grassを設定していること並びにまわりは森林であり植生データは大きく変わらないことから、発火点を付近で移動させたとしても、当該地点より評価結果が厳しくなることはない。また、火災規模が大きくなる登り斜面になることを考慮している。</p> <p>よって、卓越風向の方向で人為的行為を想定し道路脇畑を発火点として設定した。</p> <p>(発火点2) 当該地点付近は森林であり植生データは大きく変わらないことから、発火点を付近で移動させたとしても、当該地点より評価結果が厳しくなることはない。また、火災規模が大きくなる登り斜面になることを考慮している。</p> <p>よって、卓越風向の方向で人為的行為を想定し集落端と森林の境界部を発火点として設定した。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による発火点の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による発火点の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による発火点の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 (泊も女川も地域特性に応じて発火点の妥当性を説明していることに相違はなし)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 (泊も女川も地域特性に応じて発火点の妥当性を説明していることに相違はなし)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(発火点3)</p> <p>当該地点は荒地であり、この地点から発電所方向は森林となっており植生データは大きく変わらないことから、発火点を付近で移動させたとしても評価結果に有意な差が出ることはない。</p> <p>よって卓越風向の方向で県道沿いの近い点を発火点として設定した。</p> <p>(4) 発火時刻の設定</p> <p>日照による草地及び樹木の乾燥に伴い、火線強度が増大することから、これらを考慮して火線強度が最大となる発火時刻を設定する。</p>  <p>第2-1-3 図 想定発火点位置</p>	<p>(4) 発火時刻の設定</p> <p>日照による草地及び樹木の乾燥に伴い、火線強度が増大することから、これらを考慮して火線強度が最大となる発火時刻を設定する。</p>  <p>第2-3 図 想定発火点位置</p>	<p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性による相違 (泊も女川も地域特性に応じて発火点の妥当性を説明していることに相違はなし) <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性による発火点の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2.1-4図 評価発火点 (航空写真)</p>	 <p>第2-4図 評価発火点位置 (航空写真)</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による発火点の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>約0.9km</p> <p>約1.1km</p> <p>約2.5km</p> <p>約2.5km</p> <p>風向設定</p> <p>参照出典：国土院院所ホームページ</p> <p>第2-1-5図 発火点1, 3拡大図</p> <p>第2-5図 発火点1拡大図</p>	 <p>約2.5km</p> <p>泊発電所</p> <p>第2-5図 発火点1拡大図</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による発火点の相違</p>

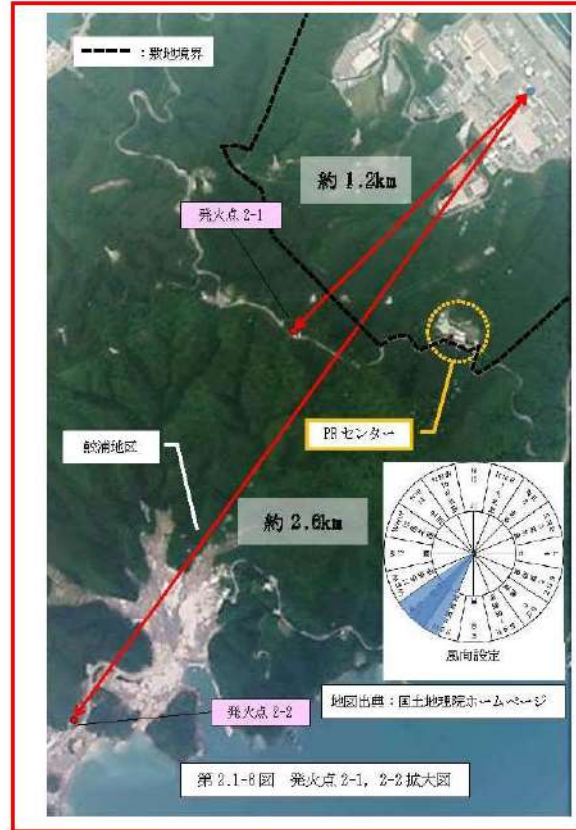
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による発火点の相違

2.2 森林火災による影響の有無の評価

(1) 評価手法の概要

本評価は、女川原子力発電所に対する森林火災の影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標と観点を以下に示す。

第2.2-1表 評価指標と観点

評価指標	評価の観点
延焼速度 [km/h]	・火災発生後、どの程度の時間で女川原子力発電所に到達するのかわ
火線強度 [kW/m]	・女川原子力発電所に到達し得る火災の規模はどの程度か
反応強度 [kW/m ²]	
火炎長 [m]	・必要となる消火活動の能力や防火帯の規模はどの程度か
火炎輻射発散度 [kW/m ²]	
火炎輻射強度 [kW/m ²]	
火炎到達幅 [m]	

2.2 森林火災による影響の有無の評価

(1) 評価手法の概要

本評価は、泊発電所に対する森林火災の影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標と観点を以下に示す。

第2-3表 評価指標と観点

評価指標	評価の観点
延焼速度 [km/h]	・火災発生後、どの程度の時間で泊発電所に到達するのかわ
火線強度 [kW/m]	
反応強度 [kW/m ²]	・泊発電所に到達し得る火災の規模はどの程度か
火炎長 [m]	
火炎輻射発散度 [kW/m ²]	・必要となる消火活動の能力や防火帯の規模はどの程度か
火炎輻射強度 [kW/m ²]	
火炎到達幅 [m]	

【女川】発電所名の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<p>FARSITE 解析に必要な入力データ（土地データ・気象データ）については、以下のデータを使用している。</p>	<p>(2) 評価対象範囲 評価対象範囲は発電所近傍の発火想定地点を10km以内とし、評価対象範囲は東側が海という発電所周辺の地形を考慮し女川原子力発電所から南に12km、北に12km、東に4km、西に12kmとする。</p> <p>(3) 必要データ a. 入力条件 評価に必要なデータ以下のとおり設定し、本評価を行った。</p>	<p>(2) 評価対象範囲 評価対象範囲は発電所近傍の発火想定地点を10km以内とし、評価対象範囲は泊発電所から南に13km、北に13km、東に13km、西に13kmとする。</p> <p>(3) 必要データ a. 入力条件 評価に必要なデータを以下のとおり設定し、本評価を行った。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 （泊も西側の海域にあたる範囲は評価対象外である）</p> <p>【女川・大飯】 記載表現の相違</p>																																													
<table border="1" data-bbox="80 496 696 858"> <thead> <tr> <th>データ種類</th> <th>外部火災影響評価ガイドの記載</th> <th>発電所での評価で用いたデータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用データ</td> <td>現地状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの土地利用データを用いる。（国土数値情報 土地利用細分メッシュ）</td> <td>同左 国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用</td> </tr> <tr> <td>植生データ</td> <td>現地状況をできるだけ模倣するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。</td> <td>○サイト外：調査 標準より森林簿を入手し、森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢により細分化し10mメッシュで入力 ○サイト内：緑化計画書に基づきデータを入力</td> </tr> <tr> <td>地形データ</td> <td>現地の状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの標高データを用いる。傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。（基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ）</td> <td>同左 基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用</td> </tr> <tr> <td>気象データ</td> <td>現地に起こり得る最悪の条件を検討するため、発生件数の多い月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。</td> <td>同左 森林火災発生件数の多い3～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最低湿度の条件を採用</td> </tr> </tbody> </table>	データ種類	外部火災影響評価ガイドの記載	発電所での評価で用いたデータ	土地利用データ	現地状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの土地利用データを用いる。（国土数値情報 土地利用細分メッシュ）	同左 国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用	植生データ	現地状況をできるだけ模倣するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。	○サイト外：調査 標準より森林簿を入手し、森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢により細分化し10mメッシュで入力 ○サイト内：緑化計画書に基づきデータを入力	地形データ	現地の状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの標高データを用いる。傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。（基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ）	同左 基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用	気象データ	現地に起こり得る最悪の条件を検討するため、発生件数の多い月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。	同左 森林火災発生件数の多い3～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最低湿度の条件を採用	<p>第2-2表 森林火災評価のための入力データ一覧</p> <table border="1" data-bbox="725 496 1301 1161"> <thead> <tr> <th>データ種類</th> <th>外部火災影響評価ガイドの記載</th> <th>発電所での評価で用いたデータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用データ</td> <td>現地状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの土地利用データを用いる。（国土数値情報 土地利用細分メッシュ）</td> <td>同左 国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。</td> </tr> <tr> <td>植生データ</td> <td>現地状況をできるだけ模倣するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。</td> <td>同左 宮城県及び東北森林管理局より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に防火帯周辺の植生調査を実施した。その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢により細分化した。</td> </tr> <tr> <td>地形データ</td> <td>現地の状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの標高データを用いる。傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。（基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ）</td> <td>同左 基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。敷地内は、当社敷地計画図及び航空レーザー測量標高データを使用した。</td> </tr> <tr> <td>気象データ</td> <td>現地に起こり得る最悪の条件を検討するため、森林火災の発生件数の多い3月～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。</td> <td>同左 宮城県において森林火災発生件数の多い3月～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。</td> </tr> </tbody> </table>	データ種類	外部火災影響評価ガイドの記載	発電所での評価で用いたデータ	土地利用データ	現地状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの土地利用データを用いる。（国土数値情報 土地利用細分メッシュ）	同左 国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。	植生データ	現地状況をできるだけ模倣するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。	同左 宮城県及び東北森林管理局より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に防火帯周辺の植生調査を実施した。その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢により細分化した。	地形データ	現地の状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの標高データを用いる。傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。（基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ）	同左 基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。敷地内は、当社敷地計画図及び航空レーザー測量標高データを使用した。	気象データ	現地に起こり得る最悪の条件を検討するため、森林火災の発生件数の多い3月～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。	同左 宮城県において森林火災発生件数の多い3月～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。	<p>第2-4表 森林火災評価のための入力データ一覧</p> <table border="1" data-bbox="1346 496 1955 1209"> <thead> <tr> <th>データ種類</th> <th>外部火災影響評価ガイドの記載</th> <th>発電所での評価で用いたデータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用データ</td> <td>現地状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの土地利用データを用いる。（国土数値情報 土地利用細分メッシュ）</td> <td>同左 国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。</td> </tr> <tr> <td>植生データ</td> <td>現地状況をできるだけ模倣するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。</td> <td>同左 北海道より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に発電所周辺の植生調査を実施した。その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢により細分化した。</td> </tr> <tr> <td>地形データ</td> <td>現地状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの標高データを用いる。傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。（基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ）</td> <td>同左 基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。</td> </tr> <tr> <td>気象データ</td> <td>現地に起こり得る最悪の条件を検討するため、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。</td> <td>同左 北海道において森林火災発生件数の多い4月～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。</td> </tr> </tbody> </table>	データ種類	外部火災影響評価ガイドの記載	発電所での評価で用いたデータ	土地利用データ	現地状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの土地利用データを用いる。（国土数値情報 土地利用細分メッシュ）	同左 国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。	植生データ	現地状況をできるだけ模倣するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。	同左 北海道より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に発電所周辺の植生調査を実施した。その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢により細分化した。	地形データ	現地状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの標高データを用いる。傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。（基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ）	同左 基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。	気象データ	現地に起こり得る最悪の条件を検討するため、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。	同左 北海道において森林火災発生件数の多い4月～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による相違 （ガイドに基づいたデータを使用していることに相違はなし）</p>
データ種類	外部火災影響評価ガイドの記載	発電所での評価で用いたデータ																																														
土地利用データ	現地状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの土地利用データを用いる。（国土数値情報 土地利用細分メッシュ）	同左 国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用																																														
植生データ	現地状況をできるだけ模倣するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。	○サイト外：調査 標準より森林簿を入手し、森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢により細分化し10mメッシュで入力 ○サイト内：緑化計画書に基づきデータを入力																																														
地形データ	現地の状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの標高データを用いる。傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。（基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ）	同左 基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用																																														
気象データ	現地に起こり得る最悪の条件を検討するため、発生件数の多い月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。	同左 森林火災発生件数の多い3～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最低湿度の条件を採用																																														
データ種類	外部火災影響評価ガイドの記載	発電所での評価で用いたデータ																																														
土地利用データ	現地状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの土地利用データを用いる。（国土数値情報 土地利用細分メッシュ）	同左 国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。																																														
植生データ	現地状況をできるだけ模倣するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。	同左 宮城県及び東北森林管理局より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に防火帯周辺の植生調査を実施した。その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢により細分化した。																																														
地形データ	現地の状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの標高データを用いる。傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。（基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ）	同左 基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。敷地内は、当社敷地計画図及び航空レーザー測量標高データを使用した。																																														
気象データ	現地に起こり得る最悪の条件を検討するため、森林火災の発生件数の多い3月～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。	同左 宮城県において森林火災発生件数の多い3月～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。																																														
データ種類	外部火災影響評価ガイドの記載	発電所での評価で用いたデータ																																														
土地利用データ	現地状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの土地利用データを用いる。（国土数値情報 土地利用細分メッシュ）	同左 国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。																																														
植生データ	現地状況をできるだけ模倣するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。	同左 北海道より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に発電所周辺の植生調査を実施した。その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢により細分化した。																																														
地形データ	現地状況をできるだけ模倣するため、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの標高データを用いる。傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。（基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ）	同左 基盤地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。																																														
気象データ	現地に起こり得る最悪の条件を検討するため、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。	同左 北海道において森林火災発生件数の多い4月～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

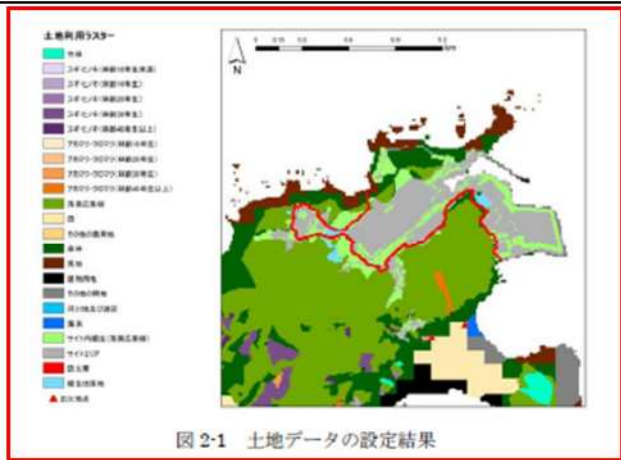


図 2-1 土地データの設定結果

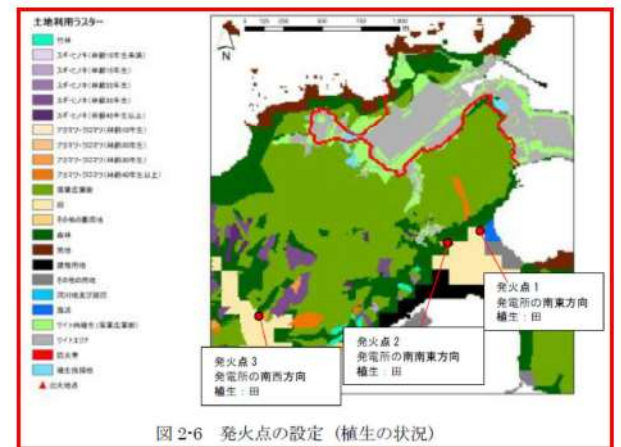
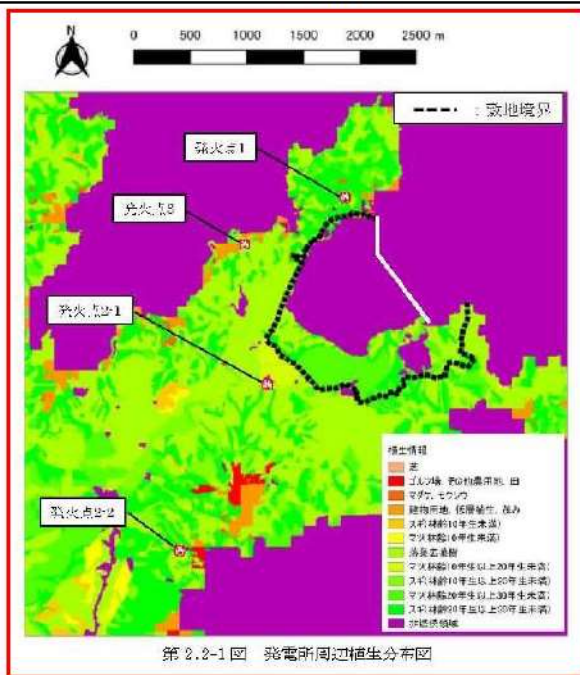


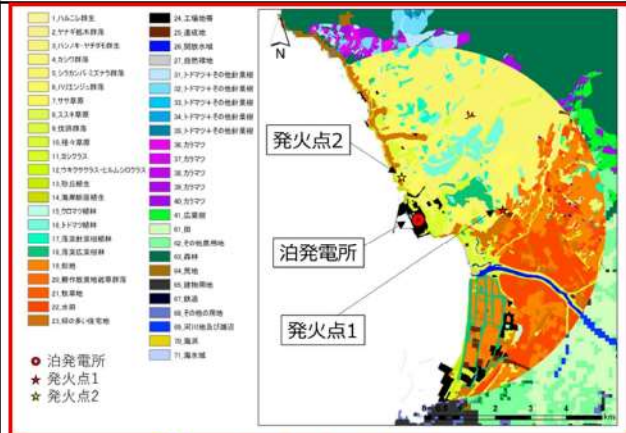
図 2-6 発火点の設定（植生の状況）

女川原子力発電所2号炉



第 2-2-1 図 発電所周辺植生分布図

泊発電所3号炉



第 2-7 図 発電所周辺植生分布図

相違理由

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・地域特性による相違

発電所敷地外の標高データについては、外部火災影響評価ガイドに従い、現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中で最も空間解像度の高い基盤地図情報数値標高モデル 10m メッシュの標高データを用いた。

東北地方太平洋沖地震に伴う地盤変動の影響については、国土地理院公開の補正パラメータを考慮した。

また、発電所敷地内の標高データについては、屋外配置全体図に記載された敷地標高に、地盤変動量として-1mを加算（=地盤沈下量1m）した標高値を設定した。

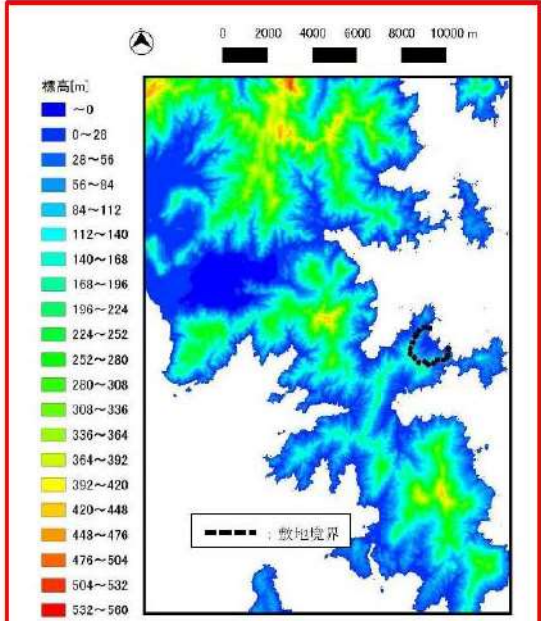
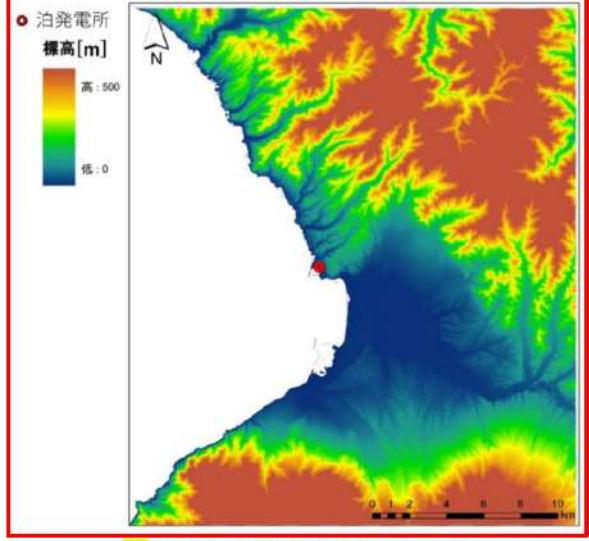
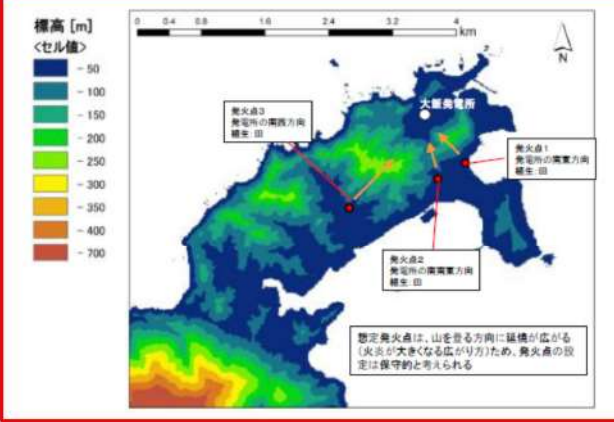
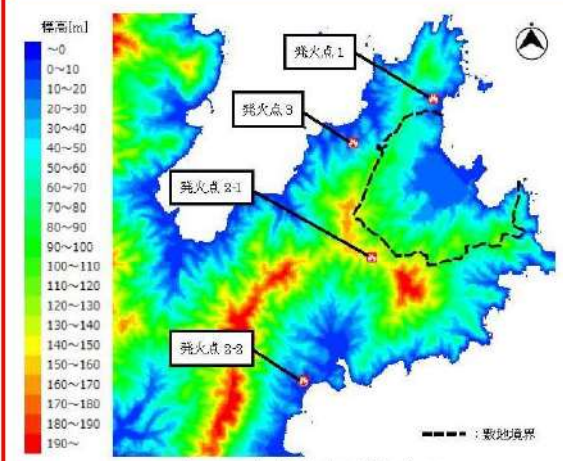
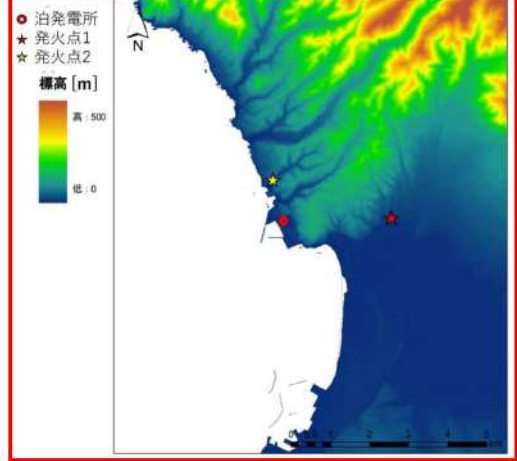
傾斜及び傾斜方位データについては、上記の標高データより算出した。

発電所敷地外の標高データについては、外部火災影響評価ガイドに従い、現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中で最も空間解像度の高い基盤地図情報数値標高モデル 10m メッシュの標高データを用いた。

【女川】設計方針の相違
 ・泊は東北地方太平洋沖地震による地盤変位の影響はないため記載していない。

傾斜及び傾斜方位データについては、上記の標高データより算出した。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2-2-2図 発電所敷地外の標高データ</p>	 <p>第2-8図 発電所敷地外の標高データ</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・発電所立地地域の相違</p>
 <p>図 2-7 発火点の設定 (標高の状況)</p>	 <p>第2-2-3図 発電所周辺の標高データ</p>	 <p>第2-9図 発電所周辺の標高データ</p>	<p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・発電所立地地域の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>3. 気象条件の設定について</p> <p>気象条件（最高気温、最小湿度、最大風速）の設定については、「外部火災の影響評価ガイド」に「過去10年間の森林火災の発生件数の多い月を用いる」旨、記載されている。</p> <p>これを福井県に適用すると4月となるが、更に保守的な設定とするため、その前後の月である3～6月の気象条件を選定した。ただし、気象データについては大飯発電所から最も近い距離にある小浜地域気象観測システムのデータを使用しているが、湿度データについては小浜地域気象観測システムのデータがないため、舞鶴特別地域気象観測所のデータを使用している。</p> <p>また、風向は3～6月における卓越風向を選定すべく、小浜地域気象観測システムの最大風速における風向の出現回数および最多風向の出現回数を調査した。調査結果、風上方向に発火点と考える地点がある方角の中で出現回数が多い南東、南南東、南を卓越風向とした。</p>	<p>b. 気象条件の設定</p> <p>気象データには発電所内の気象観測データ及び発電所敷地外の公開情報である気象庁の気象統計情報があるが、外部火災影響評価においては発電所敷地外の火災の発生・進展を評価することから、発電所敷地外の気象統計情報のデータを使用し、森林火災発生件数の多い3～5月の過去10年間の気象データを調査し、卓越風向、最大風速、最高気温、最小湿度の条件を選定した（第2.2-3表）。</p> <p>この調査結果に基づき FARSITE の入力値は第2.2-4表のとおり設定した。風向、風速及び気温は女川原子力発電所付近の江ノ島及び石巻の地域気象観測システム（アメダス）（以下「地域気象観測所」という。）の値とした。湿度を観測している観測所は「石巻」「仙台」とあるが、「仙台」よりも「石巻」の方が女川原子力発電所との距離が近いことから、最も女川原子力発電所の気象に近いと考えられる「石巻特別地域気象観測所」の値を用いた。宮城県における気象統計情報の観測所位置を第2.2-4図に示す。なお、女川地域気象観測所は2011年に設置されており過去10年間のデータがない。</p> <div data-bbox="779 722 1261 1241" data-label="Figure"> <table border="1" data-bbox="801 1082 1238 1193"> <thead> <tr> <th>シンボル</th> <th>観測所の種類</th> <th>観測内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■</td> <td>気象台</td> <td>気象 降水量 風向風速 日照時間 積雪深 湿度 気温</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>海解府・特別地域気象観測所</td> <td>気象 降水量 風向風速 日照時間 積雪深 湿度 気温</td> </tr> <tr> <td>▲</td> <td>地域気象観測所（アメダス）</td> <td>降水量</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>特別気象観測所（アメダス）</td> <td>気象 降水量 風向風速</td> </tr> <tr> <td>▽</td> <td>特別気象観測所（アメダス）</td> <td>気象 降水量 風向風速 日照時間</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>地域気象観測所（アメダス）</td> <td>気象 降水量 風向風速 日照時間 積雪深</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.2-4図 宮城県内の気象観測所位置</p> </div> <p>< 出典 > 気象庁 HP : https://www.ima.go.jp/ip/amedas_h/map23.html</p>	シンボル	観測所の種類	観測内容	■	気象台	気象 降水量 風向風速 日照時間 積雪深 湿度 気温	■	海解府・特別地域気象観測所	気象 降水量 風向風速 日照時間 積雪深 湿度 気温	▲	地域気象観測所（アメダス）	降水量	△	特別気象観測所（アメダス）	気象 降水量 風向風速	▽	特別気象観測所（アメダス）	気象 降水量 風向風速 日照時間	●	地域気象観測所（アメダス）	気象 降水量 風向風速 日照時間 積雪深	<p>b. 気象条件の設定</p> <p>気象データには発電所内の気象観測データ及び発電所敷地外の公開情報である気象庁の気象統計情報があるが、外部火災影響評価においては発火想定地点を発電所から10km以内とした敷地外の火災の発生・進展を評価することから、発火点に最も近い発電所内の気象観測データを使用し、森林火災発生件数の多い4～6月の過去10年間の気象データを調査し、卓越風向、最大風速、最高気温、最小湿度の条件を選定した（第2-5表）。</p> <p>この調査結果に基づき FARSITE の入力値は第2-6表のとおり設定した。発電所内の気象観測設備の配置位置を第2-10図に示す。また、発電所内の気象観測データから設定した入力値（気温:30.0℃、湿度:13%、最大風速:29.7m/s）は、発電所と同じく後志地方の海沿いにある神恵内地域気象観測所（アメダス）及び寿都特別地域気象観測所における同期間のデータを組み合わせた値（気温:27.7℃、湿度:10%、最大風速:20.5m/s）と比較すると、気温及び湿度は同等であり、風速は約10m/s高い。FARSITEにおいて、風速の上昇は延焼速度及び火線強度を上昇させる。一方、気温及び湿度は可燃物特性（含水比）に影響を与えるが、初期条件にて含水比を低く設定しているため解析結果に大きな影響がない。以上より、発電所内の気象観測データを使用することは保守的である。</p> <div data-bbox="1346 879 1962 1230" data-label="Figure"> <table border="1" data-bbox="1787 890 1944 1018"> <tbody> <tr> <td>A点</td> <td>風向風速計 1台</td> <td>(標高124m, 地上高50m)</td> </tr> <tr> <td>B点</td> <td>風向風速計 1台</td> <td>(標高84m, 地上高10m)</td> </tr> <tr> <td>C点</td> <td>風向風速計 1台</td> <td>(標高84m, 地上高10m)</td> </tr> <tr> <td>D点</td> <td>温度計 1台</td> <td>湿度計 1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(標高75.8m, 地上高1.8m)</td> </tr> </tbody> </table> <p>Z点 風向風速計 1台 (標高20m, 地上高10m)</p> </div> <p>第2-10図 発電所内の気象観測設備位置</p>	A点	風向風速計 1台	(標高124m, 地上高50m)	B点	風向風速計 1台	(標高84m, 地上高10m)	C点	風向風速計 1台	(標高84m, 地上高10m)	D点	温度計 1台	湿度計 1台			(標高75.8m, 地上高1.8m)	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・発火点位置が発電所から10km以内であることの明確化</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・女川は地域気象観測所の気象データから FARSITE 入力パラメータを設定しているが、泊は森林火災の機軸状況を向上させるため、森林火災の発火点に最も近い発電所構内の気象データを使用している。（東海第二も卓越風向の設定は、より発電所周辺の状況を模擬するため発電所のデータを採用している） また、近隣の地域気象観測所のデータと比較し、構内の気象データが保守的であることを確認している。（参考資料 2-6）</p>
シンボル	観測所の種類	観測内容																																					
■	気象台	気象 降水量 風向風速 日照時間 積雪深 湿度 気温																																					
■	海解府・特別地域気象観測所	気象 降水量 風向風速 日照時間 積雪深 湿度 気温																																					
▲	地域気象観測所（アメダス）	降水量																																					
△	特別気象観測所（アメダス）	気象 降水量 風向風速																																					
▽	特別気象観測所（アメダス）	気象 降水量 風向風速 日照時間																																					
●	地域気象観測所（アメダス）	気象 降水量 風向風速 日照時間 積雪深																																					
A点	風向風速計 1台	(標高124m, 地上高50m)																																					
B点	風向風速計 1台	(標高84m, 地上高10m)																																					
C点	風向風速計 1台	(標高84m, 地上高10m)																																					
D点	温度計 1台	湿度計 1台																																					
		(標高75.8m, 地上高1.8m)																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

気象条件選定表（気温、湿度、風速）

月	福井県 月別森林火災 発生頻度 ^{※1}	気象条件		
		最高気温 ^{※2} [°C]	最小湿度 ^{※3} [%]	最大風速 ^{※4} [m/s]
1月	1	16.0	23	20.0
2月	1	21.3	19	20.0
3月	10	23.4	10	20.0
4月	25	30.9	11	19.7
5月	9	31.0	16	21.0
6月	12	35.9	19	15.0
7月	2	37.8	20	15.5
8月	11	38.1	29	15.0
9月	6	37.4	29	18.0
10月	1	29.4	29	21.0
11月	1	25.5	24	15.1
12月	1	19.8	23	22.0

出典：※1 福井県統計年報（2002年～2011年版）
 ※2 小浜 地域気象観測システム（アメダス）観測記録（2005年～2012年）
 ※3 青森特別地域気象観測所 観測記録（2005年～2012年）

3～6月の卓越風向選定表

風向	最大風速（日単位） における風向の 出現回数 ^{※4}	最多風向 （日単位）の 出現回数 ^{※4}
北	164	196
北北東	0	0
北東	0	0
東北東	3	1
東	157	44
東南東	213	326
南東	71	115
南南東	5	83
南	10	71
南南西	3	3
南西	3	2
西南西	6	15
西	22	10
西北西	219	95
北西	105	78
北北西	230	181

出典：※4 小浜 地域気象観測システム（アメダス）観測記録（2005年～2012年）

風上方向に着火点と
考えうる地点（人が
入る地点）がない

女川原子力発電所2号炉

第2.2-3表 2008～2017年の3～5月の気象データ

年月	江ノ島			石壁		
	最多風向	最高気温 [°C]	最大風速 [m/s]	最高気温 [°C]	最小湿度 [%]	最大風速 [m/s]
2008年3月	西北西	13.7	17.6	北北東	16.2	23
2009年3月	西北西	16.2	14.3	北西	16.9	22
2010年3月	西北西	13.5	20.8	北北東	15.9	27
2011年3月	西北西	10.6	13.8	西北西	13.6	29
2012年3月	西北西	13.1	16.4	北北西	13.4	32
2013年3月	西北西	17.2	20.5	西北西	17.5	24
2014年3月	西北西	18.9	19.6	北北西	14.3	25
2015年3月	西北西	16.5	16.8	西北西	17.1	18
2016年3月	西北西	16.4	14.9	北西	16.7	21
2017年3月	西北西	14.2	16.4	北北東	13.3	28
2008年4月	北北東	19.9	20.6	北北東	20.5	15
2009年4月	西北西	21.5	18.4	北北東	22.4	19
2010年4月	西北西	15.2	14.8	西北西	15.1	28
2011年4月	欠測(震害による測定データ欠測)			21.0	19	16.6
2012年4月	西北西	18.7	17.1	南	21.1	20
2013年4月	西北西	19.7	18.7	西北西	22.5	18
2014年4月	西北西	19.9	16.4	西北西	21.6	15
2015年4月	北 南南西	25.0 18.8	19.2	北西	24.0	16
2016年4月	南南西	18.8	17.2	西北西	20.9	18
2017年4月	西北西	21.9	19.8	西北西	25.2	20
2008年5月	北東	22.0	14.8	南東	24.4	18
2009年5月	南南西	23.2	13.6	西	24.9	17
2010年5月	南南西 西北西	25.2 21.7	11.7	北西	27.1	26
2011年5月	欠測(震害による測定データ欠測)			22.7	26	23.8
2012年5月	西北西	21.7	12.8	西北西	24.2	23
2013年5月	南	22.8	14.2	北北東	25.5	27
2014年5月	南南西	24.5	16.3	西北西	30.0	21
2015年5月	南南西	25.9	11.9	西北西	23.2	22
2016年5月	北	27.5	11.1	西北西	31.7	18
2017年5月	南南西	26.8	12.8	西北西	23.0	26
最高値	西北西	27.5	11.1	西北西	31.7	18

■：FARISITE 入力データ（出典：気象庁 HP 気象統計情報）
 ○過去10年間における火災発生件数の多い、3月～5月の気象データを整理する。
 ○過去10年間における3月～5月の最小湿度、最高気温及び最大風速を選定している。

泊発電所3号炉

第2-5表 2003～2012年の4～6月の気象データ

月	泊発電所（観測期間：2003～2012年）					北海道 1993-2012年 月別 火災発生 頻度 ^{※1}
	気温 [°C]	風速[m/s]		卓越風向	湿度 [%]	
	最高 気温	最大 風速	最大風速 記録時の 風向	最多風向	最小 湿度	
4月	22.6	29.7	西	東	13	227
5月	24.7	29.2	東	東	14	231
6月	30.0	24.4	東南東	東	18	57

※1「林野火災被害統計書（平成24年度版）北海道水産林務部」
 気温、湿度：瞬間値（D点）
 風速、風向：1時間値（A、C、Z点）
 □：FARISITE 入力データ

相違理由

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・地域特性による相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
<p>1. 土地データの設定について 上記表うち、土地データに係る土地利用データ、植生データ、地形データについては、以下の順番でデータに上書きを実施し、土地データを作成している。</p> <p>①土地利用データと地形データを入力 a. 土地利用データ 田、森林、建物用地等の土地利用区分を、FARSITE での使用パラメータに当てはめて入力。</p> <p>b. 地形データ 標高データを入力（傾斜度、傾斜方向は計算値を使用）</p> <p>②森林簿データ（植生データ）を入力 土地利用データにおける森林領域に、より詳細なデータである森林簿データ（樹種・林齢）を、FARSITE での使用パラメータに当てはめて入力</p> <p>③サイト内植生データを入力 工場立地法に基づく緑化計画書に基づいた森林情報を FARSITE での使用パラメータに当てはめて入力</p>	<p>c. FARSITE 入力データ FARSITE については、保守的な評価となるよう以下の観点から入力値及び入力条件を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="728 268 1310 901"> <caption>第2.2-4表 FARSITE入力データ</caption> <thead> <tr> <th>大区分</th> <th>小区分</th> <th>入力値</th> <th>入力値の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">気象データ</td> <td>風速 [km/h]</td> <td>85 (22.7m/s)</td> <td>火災の延焼・規模の拡大を図るため、森林火災発生件数が多い月(3~5月)の発電所周辺の最大風速を入力</td> </tr> <tr> <td>風向 [deg.]</td> <td>S51(北), 223(南東), 215(南西), 203(西北西)</td> <td>風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定</td> </tr> <tr> <td>気温 [℃]</td> <td>31</td> <td>樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(3~5月)の発電所周辺の最高気温を入力</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">植生データ</td> <td>湿度 [%]</td> <td>15</td> <td>樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(3~5月)の発電所周辺の最小湿度を入力</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>-</td> <td>植生調査データ、現地調査等で特定した樹種ごとの植生場所を入力</td> </tr> <tr> <td>樹種</td> <td>30区分</td> <td>森林簿データをベースに相違を入力 防火帯周辺については植生調査により確認した樹種を入力【森林簿データ】 3: Tall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 27: スギ林齢 10年生未満, 22: マツ林齢 10年生未満, 23: マツ林齢 10年生, 30: 落葉広葉樹, 31: スギ林齢 10年生, 32: マツ林齢 20年生, 33: スギ林齢 30年生, 34: マツ林齢 30年生, 35: スギ林齢 30年生, 36: マツ林齢 40年生以上, 37: スギ林齢 40年生以上, 99: 雑樹類 【植生調査データ】 28: Short grass, 39: Tall grass, 40: Chaparral, 41: Brush, 42: スギ林齢 10年生未満, 43: マツ林齢 10年生未満, 44: マツ林齢 10年生未満, 45: 落葉広葉樹, 46: スギ林齢 10年生未満, 47: マツ林齢 10年生, 48: スギ林齢 10年生, 49: マツ林齢 20年生, 50: スギ林齢 30年生, 51: マツ林齢 20年生, 52: スギ林齢 30年生 日照や風速への影響を考慮し、針葉樹、落葉広葉樹について、保守的な樹冠率区分(3:一般的な森林)を入力</td> </tr> <tr> <td>土地利用データ</td> <td>森林、田畑、建物用地等</td> <td>-</td> <td>発電所周辺の森林、田畑、建物用地等を入力(国土交通省データ)</td> </tr> <tr> <td>地形データ</td> <td>標高、地形</td> <td>-</td> <td>土地の標高、地形(傾斜角度、傾斜方向)は基礎地図情報 数値標高モデル 10m メッシュを用いた。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1~99の数字は、FARSITEの植生番号に対応。 No.3, 4, 5, 28, 39, 40, 99 は、FARSITE 内蔵値 (FARSITE が保有する可燃物データ)。 No. 27~37, 41~52 は、福島第一原子力発電所への幹野火災に関する影響評価(独立行政法人原子力安全基盤機構 (NIES) 平成 24 年 8 月)。</p>	大区分	小区分	入力値	入力値の根拠	気象データ	風速 [km/h]	85 (22.7m/s)	火災の延焼・規模の拡大を図るため、森林火災発生件数が多い月(3~5月)の発電所周辺の最大風速を入力	風向 [deg.]	S51(北), 223(南東), 215(南西), 203(西北西)	風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定	気温 [℃]	31	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(3~5月)の発電所周辺の最高気温を入力	植生データ	湿度 [%]	15	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(3~5月)の発電所周辺の最小湿度を入力	場所	-	植生調査データ、現地調査等で特定した樹種ごとの植生場所を入力	樹種	30区分	森林簿データをベースに相違を入力 防火帯周辺については植生調査により確認した樹種を入力【森林簿データ】 3: Tall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 27: スギ林齢 10年生未満, 22: マツ林齢 10年生未満, 23: マツ林齢 10年生, 30: 落葉広葉樹, 31: スギ林齢 10年生, 32: マツ林齢 20年生, 33: スギ林齢 30年生, 34: マツ林齢 30年生, 35: スギ林齢 30年生, 36: マツ林齢 40年生以上, 37: スギ林齢 40年生以上, 99: 雑樹類 【植生調査データ】 28: Short grass, 39: Tall grass, 40: Chaparral, 41: Brush, 42: スギ林齢 10年生未満, 43: マツ林齢 10年生未満, 44: マツ林齢 10年生未満, 45: 落葉広葉樹, 46: スギ林齢 10年生未満, 47: マツ林齢 10年生, 48: スギ林齢 10年生, 49: マツ林齢 20年生, 50: スギ林齢 30年生, 51: マツ林齢 20年生, 52: スギ林齢 30年生 日照や風速への影響を考慮し、針葉樹、落葉広葉樹について、保守的な樹冠率区分(3:一般的な森林)を入力	土地利用データ	森林、田畑、建物用地等	-	発電所周辺の森林、田畑、建物用地等を入力(国土交通省データ)	地形データ	標高、地形	-	土地の標高、地形(傾斜角度、傾斜方向)は基礎地図情報 数値標高モデル 10m メッシュを用いた。	<p>c. FARSITE 入力データ FARSITE については、保守的な評価となるよう以下の観点から入力値及び入力条件を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="1355 295 1948 566"> <caption>第2-6表 FARSITE入力データ (気象データ)</caption> <thead> <tr> <th>大区分</th> <th>小区分</th> <th>入力値</th> <th>入力値の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">気象データ</td> <td>風速 [km/h]</td> <td>100</td> <td>火災の延焼・規模の拡大を図るため、森林火災発生件数が多い月の発電所の最大風速 29.7m/s に基づき入力可能な最大値である 100km/h を入力</td> </tr> <tr> <td>風向 [deg]</td> <td>90(東) 315(北西)</td> <td>風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定</td> </tr> <tr> <td>気温 [℃]</td> <td>30</td> <td>樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(4~6月)の発電所の最高気温を入力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>湿度 [%]</td> <td>19</td> <td>樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(4~6月)の発電所の最低湿度を入力</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1355 638 1948 1332"> <caption>第2-7表 FARSITE入力データ (植生, 土地利用, 地形データ)</caption> <thead> <tr> <th>大区分</th> <th>小区分</th> <th>入力値</th> <th>入力値の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">植生データ</td> <td>場所</td> <td>-</td> <td>土地利用データ、航空写真、現地調査及び森林簿で特定した樹種ごとの植生場所を入力</td> </tr> <tr> <td>樹種</td> <td>15区分</td> <td>土地利用データ、航空写真、現地調査及び森林簿で特定した樹種を入力 3: Tall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 14: カラマツ(林齢 10年生未満), 15: カラマツ(林齢 10年生), 16: カラマツ(林齢 20年生), 17: カラマツ(林齢 30年生), 18: カラマツ(林齢 40年生以上), 19: トドマツ+その他針葉樹(林齢 10年生未満), 20: トドマツ+その他針葉樹(林齢 10年生), 21: トドマツ+その他針葉樹(林齢 20年生), 22: トドマツ+その他針葉樹(林齢 30年生), 23: トドマツ+その他針葉樹(林齢 40年生以上), 24: 落葉広葉樹, 99: 非植生域</td> </tr> <tr> <td>林齢</td> <td>5区分</td> <td>植生調査データに基づき、カラマツ・トドマツ+その他針葉樹について、10年生未満、10年生、20年生、30年生及び40年生以上の5区分を設定</td> </tr> <tr> <td>樹冠率</td> <td>区分3</td> <td>日照や風速への影響を考慮し、針葉樹、落葉広葉樹について、保守的な樹冠率区分(3:一般的な森林)を入力</td> </tr> <tr> <td>土地利用データ</td> <td>森林、田畑、建物用地等</td> <td>-</td> <td>発電所周辺の森林、田畑、建物用地等を入力(国土交通省データ 100m メッシュ)</td> </tr> <tr> <td>地形データ</td> <td>標高、地形</td> <td>-</td> <td>発電所周辺の土地の標高、地形(傾斜角度、傾斜方向)を入力(基礎地図情報 数値標高モデル 10m メッシュ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1~99の数字は、FARSITEの植生番号に対応 No.3, 4, 5 は、FARSITE 内蔵値 (FARSITE が保有する可燃物データ)。 No.14~24 は、現地植生を踏まえて可燃物データを独自に設定した。</p>	大区分	小区分	入力値	入力値の根拠	気象データ	風速 [km/h]	100	火災の延焼・規模の拡大を図るため、森林火災発生件数が多い月の発電所の最大風速 29.7m/s に基づき入力可能な最大値である 100km/h を入力	風向 [deg]	90(東) 315(北西)	風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定	気温 [℃]	30	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(4~6月)の発電所の最高気温を入力		湿度 [%]	19	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(4~6月)の発電所の最低湿度を入力	大区分	小区分	入力値	入力値の根拠	植生データ	場所	-	土地利用データ、航空写真、現地調査及び森林簿で特定した樹種ごとの植生場所を入力	樹種	15区分	土地利用データ、航空写真、現地調査及び森林簿で特定した樹種を入力 3: Tall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 14: カラマツ(林齢 10年生未満), 15: カラマツ(林齢 10年生), 16: カラマツ(林齢 20年生), 17: カラマツ(林齢 30年生), 18: カラマツ(林齢 40年生以上), 19: トドマツ+その他針葉樹(林齢 10年生未満), 20: トドマツ+その他針葉樹(林齢 10年生), 21: トドマツ+その他針葉樹(林齢 20年生), 22: トドマツ+その他針葉樹(林齢 30年生), 23: トドマツ+その他針葉樹(林齢 40年生以上), 24: 落葉広葉樹, 99: 非植生域	林齢	5区分	植生調査データに基づき、カラマツ・トドマツ+その他針葉樹について、10年生未満、10年生、20年生、30年生及び40年生以上の5区分を設定	樹冠率	区分3	日照や風速への影響を考慮し、針葉樹、落葉広葉樹について、保守的な樹冠率区分(3:一般的な森林)を入力	土地利用データ	森林、田畑、建物用地等	-	発電所周辺の森林、田畑、建物用地等を入力(国土交通省データ 100m メッシュ)	地形データ	標高、地形	-	発電所周辺の土地の標高、地形(傾斜角度、傾斜方向)を入力(基礎地図情報 数値標高モデル 10m メッシュ)	<p>【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】設計方針の相違・地域特性による気象データの相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・地域特性による植生の相違(泊も女川も保守性をもったデータを入力していることに相違はない)</p>
大区分	小区分	入力値	入力値の根拠																																																																											
気象データ	風速 [km/h]	85 (22.7m/s)	火災の延焼・規模の拡大を図るため、森林火災発生件数が多い月(3~5月)の発電所周辺の最大風速を入力																																																																											
	風向 [deg.]	S51(北), 223(南東), 215(南西), 203(西北西)	風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定																																																																											
	気温 [℃]	31	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(3~5月)の発電所周辺の最高気温を入力																																																																											
植生データ	湿度 [%]	15	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(3~5月)の発電所周辺の最小湿度を入力																																																																											
	場所	-	植生調査データ、現地調査等で特定した樹種ごとの植生場所を入力																																																																											
	樹種	30区分	森林簿データをベースに相違を入力 防火帯周辺については植生調査により確認した樹種を入力【森林簿データ】 3: Tall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 27: スギ林齢 10年生未満, 22: マツ林齢 10年生未満, 23: マツ林齢 10年生, 30: 落葉広葉樹, 31: スギ林齢 10年生, 32: マツ林齢 20年生, 33: スギ林齢 30年生, 34: マツ林齢 30年生, 35: スギ林齢 30年生, 36: マツ林齢 40年生以上, 37: スギ林齢 40年生以上, 99: 雑樹類 【植生調査データ】 28: Short grass, 39: Tall grass, 40: Chaparral, 41: Brush, 42: スギ林齢 10年生未満, 43: マツ林齢 10年生未満, 44: マツ林齢 10年生未満, 45: 落葉広葉樹, 46: スギ林齢 10年生未満, 47: マツ林齢 10年生, 48: スギ林齢 10年生, 49: マツ林齢 20年生, 50: スギ林齢 30年生, 51: マツ林齢 20年生, 52: スギ林齢 30年生 日照や風速への影響を考慮し、針葉樹、落葉広葉樹について、保守的な樹冠率区分(3:一般的な森林)を入力																																																																											
土地利用データ	森林、田畑、建物用地等	-	発電所周辺の森林、田畑、建物用地等を入力(国土交通省データ)																																																																											
地形データ	標高、地形	-	土地の標高、地形(傾斜角度、傾斜方向)は基礎地図情報 数値標高モデル 10m メッシュを用いた。																																																																											
大区分	小区分	入力値	入力値の根拠																																																																											
気象データ	風速 [km/h]	100	火災の延焼・規模の拡大を図るため、森林火災発生件数が多い月の発電所の最大風速 29.7m/s に基づき入力可能な最大値である 100km/h を入力																																																																											
	風向 [deg]	90(東) 315(北西)	風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定																																																																											
	気温 [℃]	30	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(4~6月)の発電所の最高気温を入力																																																																											
	湿度 [%]	19	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(4~6月)の発電所の最低湿度を入力																																																																											
大区分	小区分	入力値	入力値の根拠																																																																											
植生データ	場所	-	土地利用データ、航空写真、現地調査及び森林簿で特定した樹種ごとの植生場所を入力																																																																											
	樹種	15区分	土地利用データ、航空写真、現地調査及び森林簿で特定した樹種を入力 3: Tall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 14: カラマツ(林齢 10年生未満), 15: カラマツ(林齢 10年生), 16: カラマツ(林齢 20年生), 17: カラマツ(林齢 30年生), 18: カラマツ(林齢 40年生以上), 19: トドマツ+その他針葉樹(林齢 10年生未満), 20: トドマツ+その他針葉樹(林齢 10年生), 21: トドマツ+その他針葉樹(林齢 20年生), 22: トドマツ+その他針葉樹(林齢 30年生), 23: トドマツ+その他針葉樹(林齢 40年生以上), 24: 落葉広葉樹, 99: 非植生域																																																																											
	林齢	5区分	植生調査データに基づき、カラマツ・トドマツ+その他針葉樹について、10年生未満、10年生、20年生、30年生及び40年生以上の5区分を設定																																																																											
	樹冠率	区分3	日照や風速への影響を考慮し、針葉樹、落葉広葉樹について、保守的な樹冠率区分(3:一般的な森林)を入力																																																																											
土地利用データ	森林、田畑、建物用地等	-	発電所周辺の森林、田畑、建物用地等を入力(国土交通省データ 100m メッシュ)																																																																											
地形データ	標高、地形	-	発電所周辺の土地の標高、地形(傾斜角度、傾斜方向)を入力(基礎地図情報 数値標高モデル 10m メッシュ)																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">第2.2-5表 FARSITE入力条件の整理（植生）</p> <p>※：1～99の数字は、FARSITEの植生番号に対応。 No.3, 4, 5, 33, 39, 40, 39は、FARSITE内蔵値（FARSITEが保有する可燃物データ）。 No.29～37, 41～52は、福島第一原子力発電所への軽軽火災に関する影響評価（独立行政法人原子力安全基盤整備（NES）平成24年6月）。</p>	<p style="text-align: center;">第2-8表 FARSITE入力条件の整理（植生）</p> <p>※1～99の数字は、FARSITEの植生番号に対応 No.3, 4, 5は、FARSITE内蔵値（FARSITEが保有する可燃物データ）。 No.14～24は、現地植生を踏まえて可燃物データを独自に設定した。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による植生の相違（泊も女川も保守性をもったデータを入力していることに相違はない）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																
<p>2. 土地データ設定の詳細について</p> <p>(1) 土地利用データについて</p> <p>土地利用データについては、国土交通省「国土数値情報土地利用細分メッシュ平成21年度」のデータを用いて設定した。なお、土地利用データ区分と FARSITE 解析上の可燃物パラメータとの対応及び設定の考え方は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="85 331 683 619"> <thead> <tr> <th>土地利用区分</th> <th>可燃物パラメータ</th> <th>設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田 その他の農用地</td> <td>FARSITEデフォルトパラメータ「Tall Grass」</td> <td>田+その他の農用地においては、農産物に加え草が主な可燃物となる。そこで、FARSITEデフォルトパラメータにおける草原(Grass)のパラメータの中で、可燃物量、可燃物厚さが大きい点で保守的であるTall Grass (2.5feet: 0.76m)を使用した。</td> </tr> <tr> <td>森林</td> <td>「薄葉広葉樹」</td> <td>発電所周辺の樹種を調査したところ、針葉樹は確認されず、広葉樹が支配的であった。このため、森林を薄葉広葉樹として設定した。</td> </tr> <tr> <td>荒地</td> <td>FARSITEデフォルトパラメータ「Brush」</td> <td>荒地は、崖や岩、湿地など、特定の植生がなく、延焼しにくい領域であるが、保守的な観点から、灌木等を可燃物として想定しているFARSITEデフォルトパラメータの「Brush (2feet: 0.61m)」を使用し、計算上延焼することとした。</td> </tr> <tr> <td>建物用地 河川地及び湖沼 海浜 その他の用地 サイトエリア 他</td> <td>—</td> <td>非植生地域に区分した。</td> </tr> </tbody> </table>	土地利用区分	可燃物パラメータ	設定の考え方	田 その他の農用地	FARSITEデフォルトパラメータ「Tall Grass」	田+その他の農用地においては、農産物に加え草が主な可燃物となる。そこで、FARSITEデフォルトパラメータにおける草原(Grass)のパラメータの中で、可燃物量、可燃物厚さが大きい点で保守的であるTall Grass (2.5feet: 0.76m)を使用した。	森林	「薄葉広葉樹」	発電所周辺の樹種を調査したところ、針葉樹は確認されず、広葉樹が支配的であった。このため、森林を薄葉広葉樹として設定した。	荒地	FARSITEデフォルトパラメータ「Brush」	荒地は、崖や岩、湿地など、特定の植生がなく、延焼しにくい領域であるが、保守的な観点から、灌木等を可燃物として想定しているFARSITEデフォルトパラメータの「Brush (2feet: 0.61m)」を使用し、計算上延焼することとした。	建物用地 河川地及び湖沼 海浜 その他の用地 サイトエリア 他	—	非植生地域に区分した。	<p>第2-9-8表 各種土地利用情報と FARSITE入力データとの関係 (1/2)</p> <table border="1" data-bbox="734 199 1301 683"> <thead> <tr> <th rowspan="2">土地利用</th> <th colspan="2">FARSITE入力データ</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>区分No.</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>3</td> <td>Tall grass</td> <td>森林火災発生件数の多い、3～5月の田の可燃物量は少ないと考えられるが、保守的に「Tall grass」とする。 JNES-RC-Report%と同様な設定</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場</td> <td>3</td> <td>Tall grass</td> <td>ゴルフ場は管理されており可燃物量は少ないと考えられるが、保守的に「Tall grass」とする。 JNES-RC-Report%と同様な設定</td> </tr> <tr> <td>その他農用地</td> <td>3</td> <td>Tall grass</td> <td>その他農用地は可燃物量は少ないと考えられるが、保守的に「Tall grass」とする。 JNES-RC-Report%と同様な設定</td> </tr> <tr> <td>森林</td> <td>—</td> <td>各樹種</td> <td>森林データから樹種を入力</td> </tr> <tr> <td>荒地</td> <td>5</td> <td>Brush</td> <td>草の繁茂を考慮し、FARSITEの「Brush 茂み」とする。 JNES-RC-Report%と同様な設定</td> </tr> <tr> <td>建物用地</td> <td>5</td> <td>Brush</td> <td>植生が連続しておらず、コンクリート等の非植生も多く含まれ延焼しにくいと考えられるが、住宅地に近い箇所等を考慮し、FARSITEの「Brush 茂み」とし計算上延焼することとする。 JNES-RC-Report%より保守的な設定</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td rowspan="5">99</td> <td rowspan="5">非植生</td> <td rowspan="5">樹木等がないと考えられるため、「非植生(延焼しない)」とする。 JNES-RC-Report%と同様な設定方法。</td> </tr> <tr> <td>鉄道</td> </tr> <tr> <td>その他の用地</td> </tr> <tr> <td>河川地及び湖沼</td> </tr> <tr> <td>海浜</td> </tr> <tr> <td>海水域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：可燃物データの出典： No.3～5, 38～41, 89 FARSITE 内蔵値 (FARSITE が保有する可燃物データ) No.14～24 JNES-RC-Report%の FARSITE 植生データ</p> <p>※2：福島第一原子力発電所への林野火災に関する影響評価 独立行政法人原子力安全基盤機構 (JNES) 平成24年6月</p>	土地利用	FARSITE入力データ		備考	区分No.	種類	田	3	Tall grass	森林火災発生件数の多い、3～5月の田の可燃物量は少ないと考えられるが、保守的に「Tall grass」とする。 JNES-RC-Report%と同様な設定	ゴルフ場	3	Tall grass	ゴルフ場は管理されており可燃物量は少ないと考えられるが、保守的に「Tall grass」とする。 JNES-RC-Report%と同様な設定	その他農用地	3	Tall grass	その他農用地は可燃物量は少ないと考えられるが、保守的に「Tall grass」とする。 JNES-RC-Report%と同様な設定	森林	—	各樹種	森林データから樹種を入力	荒地	5	Brush	草の繁茂を考慮し、FARSITEの「Brush 茂み」とする。 JNES-RC-Report%と同様な設定	建物用地	5	Brush	植生が連続しておらず、コンクリート等の非植生も多く含まれ延焼しにくいと考えられるが、住宅地に近い箇所等を考慮し、FARSITEの「Brush 茂み」とし計算上延焼することとする。 JNES-RC-Report%より保守的な設定	道路	99	非植生	樹木等がないと考えられるため、「非植生(延焼しない)」とする。 JNES-RC-Report%と同様な設定方法。	鉄道	その他の用地	河川地及び湖沼	海浜	海水域				<p>第2-9表 各種土地利用情報と FARSITE入力データとの関係(1/3)</p> <table border="1" data-bbox="1350 172 1953 842"> <thead> <tr> <th rowspan="2">土地利用</th> <th colspan="2">FARSITE入力データ</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>区分No.</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>3</td> <td>Tall grass</td> <td>田+農用地においては、農産物に加え草が主な可燃物となることから、保守的に Grass のパラメータの中で、可燃物量、可燃物厚さが大きい「Tall grass」とする。</td> </tr> <tr> <td>その他農用地</td> <td>3</td> <td>Tall grass</td> <td>田+農用地においては、農産物に加え草が主な可燃物となることから、保守的に Grass のパラメータの中で、可燃物量、可燃物厚さが大きい「Tall grass」とする。</td> </tr> <tr> <td>森林</td> <td>19</td> <td>トマツ+その他針葉樹 (林齢10年生未満)</td> <td>本領域はデータ上、樹種や林齢が不明であることから、独自設定したパラメータの中で最も火線強度等が高くなり易く、保守的に考えられる「トマツ+その他針葉樹 (林齢10年生未満)」とする。</td> </tr> <tr> <td>荒地</td> <td>5</td> <td>Brush</td> <td>崖や岩、湿地など、特定の植生がなく、延焼しにくい領域であるが、保守的に「Brush」とする。</td> </tr> <tr> <td>建物用地</td> <td rowspan="6">99</td> <td rowspan="6">非植生</td> <td rowspan="6">樹木等がないと考えられるため、「非植生(延焼おそれない)」とする。</td> </tr> <tr> <td>道路</td> </tr> <tr> <td>鉄道</td> </tr> <tr> <td>その他の用地</td> </tr> <tr> <td>河川地及び湖沼</td> </tr> <tr> <td>海浜</td> </tr> <tr> <td>海水域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：可燃物データの出典 No.3, 4, 5, 99 は、FARSITE 内蔵値 (FARSITE が保有する可燃物データ)。 No.14～24 は、現地植生を踏まえた独自の可燃物データ</p>	土地利用	FARSITE入力データ		備考	区分No.	種類	田	3	Tall grass	田+農用地においては、農産物に加え草が主な可燃物となることから、保守的に Grass のパラメータの中で、可燃物量、可燃物厚さが大きい「Tall grass」とする。	その他農用地	3	Tall grass	田+農用地においては、農産物に加え草が主な可燃物となることから、保守的に Grass のパラメータの中で、可燃物量、可燃物厚さが大きい「Tall grass」とする。	森林	19	トマツ+その他針葉樹 (林齢10年生未満)	本領域はデータ上、樹種や林齢が不明であることから、独自設定したパラメータの中で最も火線強度等が高くなり易く、保守的に考えられる「トマツ+その他針葉樹 (林齢10年生未満)」とする。	荒地	5	Brush	崖や岩、湿地など、特定の植生がなく、延焼しにくい領域であるが、保守的に「Brush」とする。	建物用地	99	非植生	樹木等がないと考えられるため、「非植生(延焼おそれない)」とする。	道路	鉄道	その他の用地	河川地及び湖沼	海浜	海水域				ゴルフ場				<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による各種土地利用情報の相違 (泊も女川も保守性をもったデータを入力していることに相違はない)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映：着色せず)</p>
土地利用区分	可燃物パラメータ	設定の考え方																																																																																																	
田 その他の農用地	FARSITEデフォルトパラメータ「Tall Grass」	田+その他の農用地においては、農産物に加え草が主な可燃物となる。そこで、FARSITEデフォルトパラメータにおける草原(Grass)のパラメータの中で、可燃物量、可燃物厚さが大きい点で保守的であるTall Grass (2.5feet: 0.76m)を使用した。																																																																																																	
森林	「薄葉広葉樹」	発電所周辺の樹種を調査したところ、針葉樹は確認されず、広葉樹が支配的であった。このため、森林を薄葉広葉樹として設定した。																																																																																																	
荒地	FARSITEデフォルトパラメータ「Brush」	荒地は、崖や岩、湿地など、特定の植生がなく、延焼しにくい領域であるが、保守的な観点から、灌木等を可燃物として想定しているFARSITEデフォルトパラメータの「Brush (2feet: 0.61m)」を使用し、計算上延焼することとした。																																																																																																	
建物用地 河川地及び湖沼 海浜 その他の用地 サイトエリア 他	—	非植生地域に区分した。																																																																																																	
土地利用	FARSITE入力データ		備考																																																																																																
	区分No.	種類																																																																																																	
田	3	Tall grass	森林火災発生件数の多い、3～5月の田の可燃物量は少ないと考えられるが、保守的に「Tall grass」とする。 JNES-RC-Report%と同様な設定																																																																																																
ゴルフ場	3	Tall grass	ゴルフ場は管理されており可燃物量は少ないと考えられるが、保守的に「Tall grass」とする。 JNES-RC-Report%と同様な設定																																																																																																
その他農用地	3	Tall grass	その他農用地は可燃物量は少ないと考えられるが、保守的に「Tall grass」とする。 JNES-RC-Report%と同様な設定																																																																																																
森林	—	各樹種	森林データから樹種を入力																																																																																																
荒地	5	Brush	草の繁茂を考慮し、FARSITEの「Brush 茂み」とする。 JNES-RC-Report%と同様な設定																																																																																																
建物用地	5	Brush	植生が連続しておらず、コンクリート等の非植生も多く含まれ延焼しにくいと考えられるが、住宅地に近い箇所等を考慮し、FARSITEの「Brush 茂み」とし計算上延焼することとする。 JNES-RC-Report%より保守的な設定																																																																																																
道路	99	非植生	樹木等がないと考えられるため、「非植生(延焼しない)」とする。 JNES-RC-Report%と同様な設定方法。																																																																																																
鉄道																																																																																																			
その他の用地																																																																																																			
河川地及び湖沼																																																																																																			
海浜																																																																																																			
海水域																																																																																																			
土地利用	FARSITE入力データ		備考																																																																																																
	区分No.	種類																																																																																																	
田	3	Tall grass	田+農用地においては、農産物に加え草が主な可燃物となることから、保守的に Grass のパラメータの中で、可燃物量、可燃物厚さが大きい「Tall grass」とする。																																																																																																
その他農用地	3	Tall grass	田+農用地においては、農産物に加え草が主な可燃物となることから、保守的に Grass のパラメータの中で、可燃物量、可燃物厚さが大きい「Tall grass」とする。																																																																																																
森林	19	トマツ+その他針葉樹 (林齢10年生未満)	本領域はデータ上、樹種や林齢が不明であることから、独自設定したパラメータの中で最も火線強度等が高くなり易く、保守的に考えられる「トマツ+その他針葉樹 (林齢10年生未満)」とする。																																																																																																
荒地	5	Brush	崖や岩、湿地など、特定の植生がなく、延焼しにくい領域であるが、保守的に「Brush」とする。																																																																																																
建物用地	99	非植生	樹木等がないと考えられるため、「非植生(延焼おそれない)」とする。																																																																																																
道路																																																																																																			
鉄道																																																																																																			
その他の用地																																																																																																			
河川地及び湖沼																																																																																																			
海浜																																																																																																			
海水域																																																																																																			
ゴルフ場																																																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

(2) 森林簿データ（植生データ）について

森林簿データについては、地方自治体から入手したものを使用している。地方自治体から入手した森林簿（H25年4月に入手）の中から「樹種」と「林齢」が特定できるものについては、以下の11区分の植生タイプに分類し、FARSITE解析上の可燃物パラメータを設定した。植生区分と可燃物パラメータとの対応および設定の考え方は以下のとおり。

FARSITEにおける可燃物パラメータ	設定の考え方
スギ・ヒノキ(林齢10年生未満)	針葉樹の設定については、実際の森林状況を可能な限り反映するため、針葉樹の地面草地等の可燃物量を林齢に基づき区分している。
スギ・ヒノキ(林齢10年生)	
スギ・ヒノキ(林齢20年生)	
スギ・ヒノキ(林齢30年生)	
スギ・ヒノキ(林齢40年生以上)	参考：福島第一原子力発電所への林野火災に関する影響評価(独立行政法人原子力安全基盤機構)
アカマツ・クロマツ(林齢10年生未満)	
アカマツ・クロマツ(林齢10年生)	
アカマツ・クロマツ(林齢20年生)	
アカマツ・クロマツ(林齢30年生)	広葉樹は一般に高齢で下草の状況は林齢によってほとんど変わらないことを考慮し、林齢に依存しない可燃物パラメータとなっている。ただし、下草の可燃物量、可燃物層が保守的に大きな値に設定されている。
アカマツ・クロマツ(林齢40年生以上)	
落葉広葉樹	

森林簿データ
 <樹種>
 スギ・ヒノキ・アカマツ・クロマツ・各広葉樹
 <林齢>
 ○○年

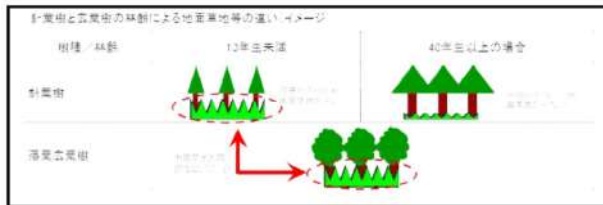


なお、落葉広葉樹について、林齢区分がない理由を以下に示す。

針葉樹については主に人工林であり、森林簿において樹木の生長状況を示す林齢が記載されている。これに対し、広葉樹については主に天然林であるため、林齢は一般に高齢で正確には把握されていない状況にある。

また、FARSITEの評価を実施するうえで針葉樹の設定については、実際の森林状況を可能な限り反映するため、針葉樹の地面草地等の可燃物量を林齢に基づき区分しており、下図のとおり林齢が増えると、地面草地等の燃えやすい可燃物量が減少し、延焼しにくくなる。

これに対して落葉広葉樹について林齢は設定していないものの、下草等の可燃物量は針葉樹（10年生未満）と同じとしており、保守的な設定としている。



女川原子力発電所2号炉

第2-2-8表 各種土地利用情報とFARSITE入力データとの関係(2/2)

土地利用	FARSITE入力データ		備考
	区分	種類	
マダケ、モウソウ	4	Chaparral	-
スギ、モミ、ヒノキ、サクラ	27, 31, 33, 35, 37, 42, 48, 49, 50, 52	スギとして取扱ひ、森林簿前もしくは植生調査結果に基づき林齢ごとに分類	-
アカマツ、クロマツ、カロマツ、その他針葉樹	28, 29, 32, 34, 36, 43, 44, 47, 49, 51	マツとして取扱ひ、森林簿記載もしくは植生調査結果に基づき林齢ごとに分類	-
その他広葉樹、クスギ、ナラ、クリ、エンジュ、ケヤキ、ホオノキ、サクラ、ミズナラ、ケヤキ、ユナラ	30	落葉広葉樹	-
芝(敷地内)	1	Short grass	-

森林簿及び敷地内植生調査

泊発電所3号炉

第2-9表 各種土地利用情報とFARSITE入力データとの関係(2/3)

土地利用	FARSITE入力データ		備考
	区分	種類	
カラマツ	14, 15, 16, 17, 18	カラマツ(林齢10年生未満, 10年生, 20年生, 30年生, 40年生以上)	北海道のカラマツ林及びトドマツ林は林床に1~2m程度のササが繁茂していることを考慮し、下草の可燃物量は林齢によらず一定とすると共に、大きな火線強度が想定される保守的な「Chaparral」の可燃物パラメータを適用した。
トドマツ, アカマツ, クロマツ, ヨーロッパアカマツ, ストロープマツ, ゴイマツ, ゴイマツ雑種, アカエゾマツ, ヨーロッパトウヒ, その他人口林針葉樹, 天然林針葉樹	18, 20, 21, 22, 23	トドマツ+その他針葉樹(林齢10年生未満, 10年生, 20年生, 30年生, 40年生以上)	ただし、樹木の量に該当する「生きた木質量」のパラメータは、林齢と共に大きくなるよう設定した。生きた木質量は、水分量が多く燃えにくい効果を示す。従って、林齢が低い方が火線強度等が大きくなる。JNES-RC-Report ^{※1} と同程度以上の設定
ボブラ, ドロヤナギ, ギンドロ, マカバ, シラカンバ, ハンノキ, ヤマハンノキ, コバノヤマハンノキ, ケヤマハンノキ, アサダ, カシワ, ミズナラ, ニセアカシヤ, イタヤカエデ, ヤチダモ, 人工林広葉樹, 天然林広葉樹	24	落葉広葉樹	広葉樹は一般に高齢で下草の状況は林齢によってほとんど変わらないこと、林床のササの繁茂は考慮せず、高木に加え草や灌木が存在する状況を想定していることから、JNES-RC-Report ^{※2} と同様な考え方で独自に設定した「落葉広葉樹」の可燃物パラメータを適用した。

※1：可燃物データの出典
 No.14~24は、現地植生を踏まえた独自の可燃物データ
 ※2：福島第一原子力発電所への林野火災に関する影響評価 独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）平成24年6月

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による各種土地利用情報の相違
 ・(泊も女川も保守性をもったデータを入力していることに相違はない)
 【大飯】
 記載方針の相違(女川実績の反映：着色せず)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<p>(3) サイト内植生データについて</p> <p>サイト内植生データとして、発電所にて管理している緑化計画書のデータから、各領域内に存在する植生種類及びその組み合わせにより、可燃物パラメータを設定した。サイト内植生データ区分と可燃物パラメータとの対応及び設定の考え方は以下のとおり。なお、緑化計画書については、H26年11月時点のものを反映した。</p> <table border="1" data-bbox="85 323 680 427"> <thead> <tr> <th>緑化計画書[※] (植生区分)</th> <th>FARSITEにおける 可燃物パラメータ</th> <th>設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スダシイ、ツツジ、ヒメスズメ、ヤブコウソウ、ヤマモミ、クサキ、クサキ、イヌツツジ、ヤシロフシ、トナリ、アサキ、マサキ、ヒサカキ、ササシロシ、オスミソコ等</td> <td>「落葉広葉樹」</td> <td>緑化計画書記載の樹種は全て広葉樹であることから、落葉広葉樹の可燃物パラメータを設定した。</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※緑化計画書については、大飯3、4号増設等でサイト内に新たに植栽した区域と樹種情報から作成している。</small></p> <p>以上より、土地データの設定結果は以下の図のとおりとなった。</p>	緑化計画書 [※] (植生区分)	FARSITEにおける 可燃物パラメータ	設定の考え方	スダシイ、ツツジ、ヒメスズメ、ヤブコウソウ、ヤマモミ、クサキ、クサキ、イヌツツジ、ヤシロフシ、トナリ、アサキ、マサキ、ヒサカキ、ササシロシ、オスミソコ等	「落葉広葉樹」	緑化計画書記載の樹種は全て広葉樹であることから、落葉広葉樹の可燃物パラメータを設定した。		<p>第2-9表 各種土地利用情報と FARSITE 入力データとの関係(3/3)</p> <table border="1" data-bbox="1350 180 1951 927"> <thead> <tr> <th rowspan="2">土地利用</th> <th colspan="2">FARSITE 入力データ</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>区分^{※1}</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植生調査 ハルニレ群生、ヤナギ低木群落、ハンノキ・ヤナダモ群生、カシワ群落、シラカバ・ミズナラ群落、ハリエンジュ群落、落葉広葉樹林</td> <td>24</td> <td>落葉広葉樹</td> <td>各植生区分はすべて落葉広葉樹であることから、JNES-RC-Report^{※2}と同様な考え方で独自に設定した「落葉広葉樹」の可燃物パラメータを適用した。</td> </tr> <tr> <td>ササ草原</td> <td>4</td> <td>Chaparral</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ススキ草原、伐跡群落、種々草原、ヨシクラ、ウキクサクラ、ヒルムシロクラ、砂丘植生、海岸断崖植生</td> <td>3</td> <td>Tall Grass</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クロマツ植林、トドマツ植林、落葉針葉樹植林</td> <td>19</td> <td>トドマツ+その他針葉樹(林齢10年生未満)</td> <td>針葉樹の植林地であり、林齢情報がないことから、独自設定した可燃物パラメータの中で最も保守的と考えられる「トドマツ+その他針葉樹(林齢10年生未満)」を設定した。</td> </tr> <tr> <td>畑地、耕作放棄地、雑草群落、牧草地、水田</td> <td>3</td> <td>Tall Grass</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緑の多い住宅地</td> <td>5</td> <td>Brush</td> <td>植生が連続しておらず、コンクリート等の領域も多く含まれ、延焼しにくいと考えられるが、保守的な観点から「Brush」を設定した。</td> </tr> <tr> <td>工業地帯、造成地、開放水域、自然裸地</td> <td>99</td> <td>非植生</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：可燃物データの出典 No.3, 4, 5, 99 は、FARSITE 内蔵値 (FARSITE が保有する可燃物データ)。 No.14~24 は、現地植生を踏まえた独自の可燃物データ</p> <p>※2：福島第一原子力発電所への林野火災に関する影響評価 独立行政法人原子力安全基盤機構 (JNES) 平成 24 年 8 月</p>	土地利用	FARSITE 入力データ		備考	区分 ^{※1}	種類	植生調査 ハルニレ群生、ヤナギ低木群落、ハンノキ・ヤナダモ群生、カシワ群落、シラカバ・ミズナラ群落、ハリエンジュ群落、落葉広葉樹林	24	落葉広葉樹	各植生区分はすべて落葉広葉樹であることから、JNES-RC-Report ^{※2} と同様な考え方で独自に設定した「落葉広葉樹」の可燃物パラメータを適用した。	ササ草原	4	Chaparral		ススキ草原、伐跡群落、種々草原、ヨシクラ、ウキクサクラ、ヒルムシロクラ、砂丘植生、海岸断崖植生	3	Tall Grass		クロマツ植林、トドマツ植林、落葉針葉樹植林	19	トドマツ+その他針葉樹(林齢10年生未満)	針葉樹の植林地であり、林齢情報がないことから、独自設定した可燃物パラメータの中で最も保守的と考えられる「トドマツ+その他針葉樹(林齢10年生未満)」を設定した。	畑地、耕作放棄地、雑草群落、牧草地、水田	3	Tall Grass		緑の多い住宅地	5	Brush	植生が連続しておらず、コンクリート等の領域も多く含まれ、延焼しにくいと考えられるが、保守的な観点から「Brush」を設定した。	工業地帯、造成地、開放水域、自然裸地	99	非植生		<p>【女川】設計方針の相違・地域特性による各種土地利用データの相違 (泊も女川も保守性をもったデータを入力していることに相違はない)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映：着色せず)</p>
緑化計画書 [※] (植生区分)	FARSITEにおける 可燃物パラメータ	設定の考え方																																									
スダシイ、ツツジ、ヒメスズメ、ヤブコウソウ、ヤマモミ、クサキ、クサキ、イヌツツジ、ヤシロフシ、トナリ、アサキ、マサキ、ヒサカキ、ササシロシ、オスミソコ等	「落葉広葉樹」	緑化計画書記載の樹種は全て広葉樹であることから、落葉広葉樹の可燃物パラメータを設定した。																																									
土地利用	FARSITE 入力データ		備考																																								
	区分 ^{※1}	種類																																									
植生調査 ハルニレ群生、ヤナギ低木群落、ハンノキ・ヤナダモ群生、カシワ群落、シラカバ・ミズナラ群落、ハリエンジュ群落、落葉広葉樹林	24	落葉広葉樹	各植生区分はすべて落葉広葉樹であることから、JNES-RC-Report ^{※2} と同様な考え方で独自に設定した「落葉広葉樹」の可燃物パラメータを適用した。																																								
ササ草原	4	Chaparral																																									
ススキ草原、伐跡群落、種々草原、ヨシクラ、ウキクサクラ、ヒルムシロクラ、砂丘植生、海岸断崖植生	3	Tall Grass																																									
クロマツ植林、トドマツ植林、落葉針葉樹植林	19	トドマツ+その他針葉樹(林齢10年生未満)	針葉樹の植林地であり、林齢情報がないことから、独自設定した可燃物パラメータの中で最も保守的と考えられる「トドマツ+その他針葉樹(林齢10年生未満)」を設定した。																																								
畑地、耕作放棄地、雑草群落、牧草地、水田	3	Tall Grass																																									
緑の多い住宅地	5	Brush	植生が連続しておらず、コンクリート等の領域も多く含まれ、延焼しにくいと考えられるが、保守的な観点から「Brush」を設定した。																																								
工業地帯、造成地、開放水域、自然裸地	99	非植生																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
<p>なお、入力した植生データの妥当性を確認するため、森林火災の評価（火線強度・火災放射強度の算出）に係る防火帯外縁（森林側）周辺の植生調査を実施したところ、防火帯の外縁には、常緑広葉樹、落葉広葉樹、針葉樹を確認した。</p> <p>それぞれの樹種による火線強度を確認すると（図2-4）、常緑広葉樹よりも、落葉広葉樹及び針葉樹は高く、更に落葉広葉樹と針葉樹を比較すると、針葉樹については、樹齢が高くなると火線強度が低くなり、20年生以上の針葉樹は、落葉広葉樹よりも低くなる（図2-3参照）。発電所の調査で確認した針葉樹は、運転開始以降に植樹したのではなく、調査結果からも樹齢は30年生以上であることを確認しており、落葉広葉樹よりも火線強度が低くなることから、植生調査結果において防火帯外縁の樹種を全て落葉広葉樹に設定していることは妥当である。なお、別の論文によると、針葉樹と広葉樹の火線強度がほぼ同程度である、との知見もある（図2-4参照）。</p> <p>植生調査において、調査対象箇所の周辺について、一箇所当たり約1000m²にわたり目視にて調査を実施している。また、調査者は一級造園施工管理技師*（国家資格）の資格を保有し、植生調査に関</p>	<p>FARSITE からの出力データ及びその出力データを用いて算出したデータを以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第2.2-7表 算出結果</p> <table border="1" data-bbox="730 272 1301 695"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>小項目</th> <th>出力値の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">FARSITE 出力</td> <td>火炎長 [m]</td> <td>火炎の高さ 【円筒火災モデルの形態係数の算出】</td> </tr> <tr> <td>延焼速度 [km/h]</td> <td>火炎の延焼する速さ</td> </tr> <tr> <td>単位面積当たり熱量 [kJ/m²]</td> <td>単位面積当たりの放出熱量</td> </tr> <tr> <td>火線強度 [kW/m]</td> <td>火災最前線での単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模 【防火帯幅の算出】</td> </tr> <tr> <td>反応強度 [kW/m²]</td> <td>単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模</td> </tr> <tr> <td>到着時間 [h]</td> <td>出火から火災の前線が当該地点に到達するまでの時間 【火災継続時間の算出】</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上記出力値より算出したデータ</td> <td>火災放射強度 [kW/m²]</td> <td>発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377^{※1}を乗じて算出 【円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出】</td> </tr> <tr> <td>火災継続時間 [h]</td> <td>到達時間から算出 【円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出】</td> </tr> <tr> <td>火災到達幅 [m]</td> <td>発電所敷地境界の火災最前線の長さ 【円筒火災モデル数の算出】</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径 [m]</td> <td>火炎長に基づき算出 【円筒火災モデルの形態係数の算出】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 発電所敷地近傍には針葉樹、落葉広葉樹がある。そのため、放射熱割合は、針葉樹：0.377 並びに落葉広葉樹：0.371（米国防火技術者協会（NFPA）『THE SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering』に定める係数）のうち保守的に大きい値である0.377を採用した。</p> <p>e. 植生調査の詳細について 植生調査は、防火帯周辺についてウォークダウンし、樹種、林齢、下草の確認を実施した。</p> <p>(a) 調査内容 一箇所当たり30m×30mの範囲で目視調査を実施した。 調査内容は、樹種、林齢、下草の堆積厚さ（落枝等の可燃物平均高）とした。</p> <p>(b) 調査者の力量 植生調査業務に必要な資格（1級造園施工管理技士）を有する者又は植生調査業務に10年以上の経験を有している者とした。</p> <p>(c) 調査体制 i. 業務指導者（1級造園施工管理技士の資格を有し、10年以上の植生調査業務経験者）：1名 ii. 植生調査者（10年以上の植生調査業務経験者）：4名</p> <p>(d) 調査期間 平成26年2月25日～28日、8月4日～5日、9月1日～3日</p>	大項目	小項目	出力値の内容	FARSITE 出力	火炎長 [m]	火炎の高さ 【円筒火災モデルの形態係数の算出】	延焼速度 [km/h]	火炎の延焼する速さ	単位面積当たり熱量 [kJ/m ²]	単位面積当たりの放出熱量	火線強度 [kW/m]	火災最前線での単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模 【防火帯幅の算出】	反応強度 [kW/m ²]	単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模	到着時間 [h]	出火から火災の前線が当該地点に到達するまでの時間 【火災継続時間の算出】	上記出力値より算出したデータ	火災放射強度 [kW/m ²]	発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377 ^{※1} を乗じて算出 【円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出】	火災継続時間 [h]	到達時間から算出 【円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出】	火災到達幅 [m]	発電所敷地境界の火災最前線の長さ 【円筒火災モデル数の算出】	燃焼半径 [m]	火炎長に基づき算出 【円筒火災モデルの形態係数の算出】	<p>FARSITE からの出力データ及びその出力データを用いて算出したデータを以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第2-10表 算出結果</p> <table border="1" data-bbox="1357 264 1939 842"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>小項目</th> <th>出力値の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">FARSITE 出力</td> <td>火炎長 [m]</td> <td>火炎の高さ 【円筒火災モデルの形態係数の算出】</td> </tr> <tr> <td>延焼速度 [km/h]</td> <td>火炎の延焼する速さ</td> </tr> <tr> <td>単位面積当たり熱量 [kJ/m²]</td> <td>単位面積当たりの放出熱量</td> </tr> <tr> <td>火線強度 [kW/m]</td> <td>火災最前線での単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模 【防火帯幅の算出】</td> </tr> <tr> <td>反応強度 [kW/m²]</td> <td>単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模</td> </tr> <tr> <td>到達時間 [h]</td> <td>出火から火災の前線が当該地点に到達するまでの時間 【火災継続時間の算出】</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">上記出力値より算出したデータ</td> <td>火災放射強度 [kW/m²]</td> <td>発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火技術者協会（NFPA）の係数0.377[※]を乗じて算出 【円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出】</td> </tr> <tr> <td>火災継続時間 [h]</td> <td>到達時間から算出 【円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出】</td> </tr> <tr> <td>火災到達幅 [m]</td> <td>発電所敷地境界の火災最前線の長さ 【円筒火災モデル数の算出】</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径 [m]</td> <td>火炎長に基づき算出 【円筒火災モデルの形態係数の算出】</td> </tr> <tr> <td>火災継続時間 [h]</td> <td>到達時間から算出 【円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 発電所近傍には針葉樹、落葉広葉樹がある。そのため、放射熱割合は0.377（針葉樹）、0.371（広葉樹）のうち保守的に大きい値である0.377を選択している。 （出典：『SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering』）</p> <p>d. 植生調査の詳細について 植生調査は、発電所を中心とする半径5kmの範囲で、樹種及び下草の有無を確認した。</p> <p>(a) 調査内容 発電所を中心とする半径5kmの範囲の植生を調査し記録した。</p> <p>(b) 調査者の力量 調査者は平成17年以降国土交通省北海道開発関連業務のうち植生図作成を含む4件の業務に従事しており、すべての業務にて平均以上の評価点を得ている。 また、調査者は環境省の自然環境保全基礎調査植生図作成業務に従事している。</p> <p>(c) 調査期間 平成24年5月10日、8月20日～22日</p>	大項目	小項目	出力値の内容	FARSITE 出力	火炎長 [m]	火炎の高さ 【円筒火災モデルの形態係数の算出】	延焼速度 [km/h]	火炎の延焼する速さ	単位面積当たり熱量 [kJ/m ²]	単位面積当たりの放出熱量	火線強度 [kW/m]	火災最前線での単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模 【防火帯幅の算出】	反応強度 [kW/m ²]	単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模	到達時間 [h]	出火から火災の前線が当該地点に到達するまでの時間 【火災継続時間の算出】	上記出力値より算出したデータ	火災放射強度 [kW/m ²]	発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火技術者協会（NFPA）の係数0.377 [※] を乗じて算出 【円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出】	火災継続時間 [h]	到達時間から算出 【円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出】	火災到達幅 [m]	発電所敷地境界の火災最前線の長さ 【円筒火災モデル数の算出】	燃焼半径 [m]	火炎長に基づき算出 【円筒火災モデルの形態係数の算出】	火災継続時間 [h]	到達時間から算出 【円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出】	<p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違・本項については、女川は防火帯周辺をウォークダウンにて実施しているが、泊については発電所5km圏内の植生調査を実施しているため差異となっている。力量を有している者に調査していることに相違はなし。 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p>
大項目	小項目	出力値の内容																																																					
FARSITE 出力	火炎長 [m]	火炎の高さ 【円筒火災モデルの形態係数の算出】																																																					
	延焼速度 [km/h]	火炎の延焼する速さ																																																					
	単位面積当たり熱量 [kJ/m ²]	単位面積当たりの放出熱量																																																					
	火線強度 [kW/m]	火災最前線での単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模 【防火帯幅の算出】																																																					
	反応強度 [kW/m ²]	単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模																																																					
	到着時間 [h]	出火から火災の前線が当該地点に到達するまでの時間 【火災継続時間の算出】																																																					
上記出力値より算出したデータ	火災放射強度 [kW/m ²]	発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377 ^{※1} を乗じて算出 【円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出】																																																					
	火災継続時間 [h]	到達時間から算出 【円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出】																																																					
	火災到達幅 [m]	発電所敷地境界の火災最前線の長さ 【円筒火災モデル数の算出】																																																					
	燃焼半径 [m]	火炎長に基づき算出 【円筒火災モデルの形態係数の算出】																																																					
大項目	小項目	出力値の内容																																																					
FARSITE 出力	火炎長 [m]	火炎の高さ 【円筒火災モデルの形態係数の算出】																																																					
	延焼速度 [km/h]	火炎の延焼する速さ																																																					
	単位面積当たり熱量 [kJ/m ²]	単位面積当たりの放出熱量																																																					
	火線強度 [kW/m]	火災最前線での単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模 【防火帯幅の算出】																																																					
	反応強度 [kW/m ²]	単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模																																																					
	到達時間 [h]	出火から火災の前線が当該地点に到達するまでの時間 【火災継続時間の算出】																																																					
上記出力値より算出したデータ	火災放射強度 [kW/m ²]	発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火技術者協会（NFPA）の係数0.377 [※] を乗じて算出 【円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出】																																																					
	火災継続時間 [h]	到達時間から算出 【円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出】																																																					
	火災到達幅 [m]	発電所敷地境界の火災最前線の長さ 【円筒火災モデル数の算出】																																																					
	燃焼半径 [m]	火炎長に基づき算出 【円筒火災モデルの形態係数の算出】																																																					
	火災継続時間 [h]	到達時間から算出 【円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出】																																																					

大飯発電所3/4号炉

する業務についても10年以上従事しており、十分な力量を保有していることから、植生調査結果は妥当である。

※造園施工管理技師：公園や緑地、遊園地などの造園工事の施工計画を作成し、現場の施工管理、資材等の品質管理、作業の安全管理等の業務を行う

図 2-2 植生調査結果

女川原子力発電所2号炉

(e) 調査結果
 現地調査は、防火帯周辺で実施した。

第 2-8-8 表 代表的な調査ポイント及び植生調査結果

調査ポイント	植生調査結果			設定する可燃物パラメータ		
	樹種	林齢	下草	樹種	林齢	下草
1	スギ	40年生以上	約 50cm	スギ	20年生以上 30年生未満	約 180cm
30	マツ	40年生以上	約 50cm	マツ	20年生以上 30年生未満	約 180cm
40	マツ	30年生以上 30年生未満	約 50cm	マツ	10年生以上 20年生未満	約 180cm
80	Brush	—	約 50cm	Brush	—	—
96	落葉広葉樹	40年生以上	約 10cm	落葉広葉樹	—	約 180cm
100	スギ	30年生以上 40年生未満	約 10cm	スギ	20年生以上 30年生未満	約 180cm
110	スギ	40年生以上	約 10cm	スギ	20年生以上 30年生未満	約 180cm
120	マツ	40年生以上	約 10cm	マツ	20年生以上 30年生未満	約 180cm
140	マツ	40年生以上	約 10cm	マツ	20年生以上 30年生未満	約 180cm
155	落葉広葉樹	10年生以上 20年生未満	約 10cm	落葉広葉樹	—	約 180cm
160	落葉広葉樹	40年生以上	約 10cm	落葉広葉樹	—	約 180cm
165	スギ	40年生以上	約 10cm	スギ	20年生以上 30年生未満	約 180cm
170	マツ	20年生以上 30年生未満	約 30cm	マツ	10年生以上 20年生未満	約 180cm
180	スギ	40年生以上	約 30cm	スギ	20年生以上 30年生未満	約 180cm
180	マツ	40年生以上	約 50cm	マツ	20年生以上 30年生未満	約 180cm
200	マツ	30年生以上 40年生未満	約 60cm	マツ	20年生以上 30年生未満	約 180cm
210	落葉広葉樹	20年生以上 30年生未満	約 50cm	落葉広葉樹	—	約 180cm
240	スギ	40年生以上	約 30cm	スギ	20年生以上 30年生未満	約 180cm
250	Brush	—	約 50cm	Brush	—	—
250	スギ	40年生以上	約 50cm	スギ	20年生以上 30年生未満	約 180cm
270	落葉広葉樹	40年生以上	約 50cm	落葉広葉樹	—	約 180cm
272	スギ	40年生以上	約 30cm	スギ	20年生以上 30年生未満	約 180cm

第 2-2-5 図 発電所植生調査範囲及び代表的な調査ポイント

泊発電所3号炉

第 2-11 図 植生調査結果

第 2-11 表 防火帯周辺の代表的な植生調査ポイント及び FARSITE 入力データ

ポイント	植生調査結果		設定する可燃物パラメータ		
	樹種	林齢	樹種	林齢	下草
①	カンツ群落	- 有	落葉広葉樹	-	182.9cm
②	ササ草原	- 有	Chaparral	-	182.9cm
③-a	種々草原	- 有	Tall Grass	-	76.2cm
③-b	海岸断崖植生	- 有	Tall Grass	-	76.2cm
④	落葉針葉樹植林	- 有	トドマツ	10年生未満	182.9cm

第 2-12 図 防火帯周辺の代表的な植生調査ポイント

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

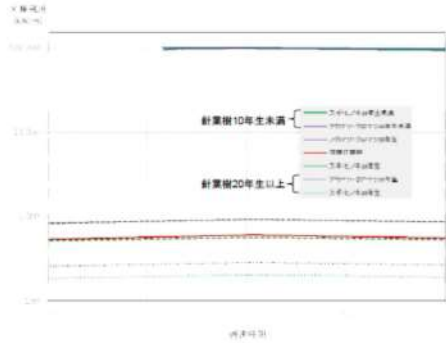


図 2-3 樹種の違いによる火線強度の変化

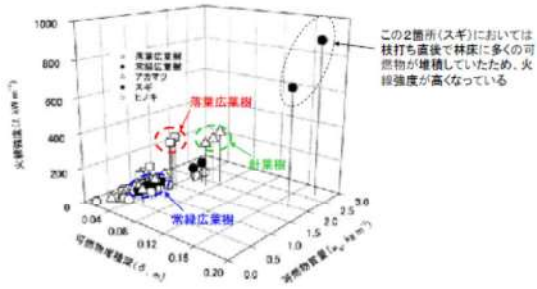


図 2-4 異なる樹種における火線強度比較

（引用論文：日本で発生する山火事強度の検討—Rothermel の延焼速度予測モデルを用いた Byram の火線強度の推定— 日本誌 87：193～201, 2005）

女川原子力発電所2号炉



植生調査所見
 ・Brush（茂み）
 ・Brushは平均20cm程度

第 2.2-6 図 防火帯周辺における代表的な調査ポイントの植生（1/5）



植生調査所見
 ・スギ40年生以上
 ・下草は平均10cm程度

第 2.2-6 図 防火帯周辺における代表的な調査ポイントの植生（2/5）

泊発電所3号炉

第2-12表 防火帯周辺における代表的な調査ポイントの植生

ポイントNo.	植生区分	植生写真
①	カシワ群落 主に発電所北側及び珉株川河口周辺において確認された。林床は、多様な種が混生するほか、ササ類が独占する箇所も見られる。	
②	ササ草原 主に発電所北側山地部において小面積が点在していた。	
③-a	種々草原 山間部を除く調査範囲のほぼ全域で確認された草本群落である。	
③-b	海岸断崖植生 発電所周辺から種丹半島に向かう海岸線において確認された草本・低木群落である。	
④	落葉針葉樹植林 主に発電所北側に点在していた。林床はササ類が独占していた。	

相違理由

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="775 188 904 209">調査ポイント170</p>  <p data-bbox="775 619 875 639">植生調査所見</p> <ul data-bbox="775 643 1003 687" style="list-style-type: none"> ・マツ20年生以上30年生未満 ・下草は平均20cm程度 <p data-bbox="759 715 1245 735">第2.2-6図 防火帯周辺における代表的な調査ポイントの植生 (3/5)</p> <p data-bbox="775 836 904 857">調査ポイント210</p>  <p data-bbox="775 1267 875 1287">植生調査所見</p> <ul data-bbox="775 1291 1048 1335" style="list-style-type: none"> ・落葉広葉樹20年生以上30年生未満 ・下草は平均30cm程度 <p data-bbox="759 1362 1245 1383">第2.2-6図 防火帯周辺における代表的な調査ポイントの植生 (4/5)</p>		

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>調査ポイント 240</p>  <p>植生調査所見 ・スギ40年生以上 ・下草は平均30cm程度</p> <p>第2.2-6図 防火帯周辺における代表的な調査ポイントの植生（5/5）</p> <p>f. 植生入力の保守性について 植生の入力にあたって、地方自治体より入手した森林簿及び国土数値情報土地利用細分メッシュに基づき、入力データを整備しているが、以下のとおり保守的な入力としている。</p> <p>i. 土地利用細分メッシュからの植生データ入力</p> <p>(i) ゴルフ場、田及びその他農業用地の植生入力 Short grass を保守的に燃えやすいTallgrass として FARSITE の入力としている。</p> <p>(ii) 荒地の植生入力 非燃焼領域を燃えやすいBrush（茂み）として FARSITE の入力としている。</p> <p>ii. 森林簿及び植生調査からの植生データ入力 複数混在樹種、林齢より、火線強度の大きいものを代表として FARSITE の入力としている。</p>	<p>e. 植生入力の保守性について 植生の入力にあたって、地方自治体より入手した森林簿及び国土数値情報土地利用細分メッシュに基づき、入力データを整備しているが、以下のとおり保守的な入力としている。</p> <p>(a) 土地利用細分メッシュからの植生データ入力</p> <p>i. 田及びその他農業用地の植生入力 Grass を保守的に燃えやすいTallgrass として FARSITE の入力としている。</p> <p>ii. 荒地の植生入力 非燃焼領域を燃えやすいBrush（茂み）として FARSITE の入力としている。</p> <p>iii. 森林の植生入力 本領域はデータ上、樹種や林齢が不明であることから、FARSITE デフォルトパラメータの中で火線強度が高くなりやすい「Chaparral」をベースに独自設定したパラメータの中で最も保守的と考えられる「トドマツ+その他針葉樹（林齢10年生未満）」として FARSITE の入力としている。</p> <p>(b) 森林簿及び植生調査からの植生データ入力 複数混在樹種、林齢より、火線強度の大きいものを代表として FARSITE の入力としている。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による植生の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による植生の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
	<p>防火帯周辺の植生調査を実施し、森林簿データに植生調査結果を反映した上で、保守的な可燃物パラメータを入力している。</p> <p>可燃物パラメータ入力の方法は、植生調査結果を踏まえ、森林の下草状況、樹種及び林齢を考慮し、以下のとおり保守的に林齢を設定した。なお、林齢が低いほど fuel 量（水分含有量等）が少ないため燃えやすい。</p> <div data-bbox="775 411 1258 651" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 2.2-9 表 林齢の設定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">森林簿、植生調査結果</th> <th style="text-align: left;">保守的林齢設定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年生未満</td> <td>10年生未満</td> </tr> <tr> <td>10年生以上 20年生未満</td> <td>10年生未満</td> </tr> <tr> <td>20年生以上 30年生未満</td> <td>10年生以上 20年生未満</td> </tr> <tr> <td>30年生以上 40年生未満</td> <td>20年生以上 30年生未満</td> </tr> <tr> <td>40年生以上</td> <td>20年生以上 30年生未満</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>g. 樹冠率の設定</p> <p>樹冠率は、上空から森林を見た場合の平面上の樹冠が占める割合をいう。</p> <p>FARSITE では、実際の森林状況による自然現象を可能な限り反映するため、樹冠率の割合が高くなると、風速の低減、地面草地への日照が低減（水分蒸発量が減ること燃えにくくなる）する。</p> <p>具体的には FARSITE において樹冠率を4つに区分し、4つのいずれかを設定するようになっている。今回の評価では、植生調査データにより森林と定義できる区分3、4から選択することとし、保守的に区分3を設定する。</p> <div data-bbox="927 1002 1196 1187" style="text-align: center;"> <p>樹冠率：平面上の樹冠の割合</p> </div> <table border="1" data-bbox="837 1193 1196 1315" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>FARSITE 区分</th> <th>樹冠率 [%]</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>～ 20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>21 ～ 50</td> <td>非森林を含む領域</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>3</td> <td>51 ～ 80</td> <td>一般的な森林</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>81 ～ 100</td> <td>原生林を含む森林</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="837 1324 1196 1410" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分3の場合</th> <th>区分4の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速低減効果</td> <td>風速が弱まりにくい</td> <td>風速が弱まる</td> </tr> <tr> <td>日射低減効果</td> <td>地面下草が燃えやすい</td> <td>地面下草が燃えにくい</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第 2.2-7 図 樹冠率の設定</p>	森林簿、植生調査結果	保守的林齢設定後	10年生未満	10年生未満	10年生以上 20年生未満	10年生未満	20年生以上 30年生未満	10年生以上 20年生未満	30年生以上 40年生未満	20年生以上 30年生未満	40年生以上	20年生以上 30年生未満	FARSITE 区分	樹冠率 [%]	備考	1	～ 20		2	21 ～ 50	非森林を含む領域	3	51 ～ 80	一般的な森林	4	81 ～ 100	原生林を含む森林		区分3の場合	区分4の場合	風速低減効果	風速が弱まりにくい	風速が弱まる	日射低減効果	地面下草が燃えやすい	地面下草が燃えにくい	<p>発電所周辺の植生調査を実施し、森林簿データに植生調査結果を反映した上で、保守的な可燃物パラメータを入力している。</p> <p>可燃物パラメータ入力の方法は、植生調査結果を踏まえ、森林の下草状況、樹種及び林齢を考慮し設定した。ただし、植生調査から得られたデータの林齢は 10 年生未満として設定した。なお、林齢が低いほど fuel 量（水分含有量等）が少ないため燃えやすい。</p> <p>f. 樹冠率の設定</p> <p>樹冠率は、上空から森林を見た場合の平面上の樹冠が占める割合をいう。</p> <p>FARSITE では、実際の森林状況による自然現象を可能な限り反映するため、樹冠率の割合が高くなると、風速の低減、地面草地への日照が低減（水分蒸発量が減ること燃えにくくなる）する。</p> <p>具体的には FARSITE において樹冠率を4つに区分し、4つのいずれかを設定するようになっている。今回の評価では、植生調査データにより森林と定義できる区分3、4から選択することとし、保守的に区分3を設定する。</p> <div data-bbox="1576 979 1733 1187" style="text-align: center;"> <p>樹冠率：平面上の樹冠の割合</p> </div> <table border="1" data-bbox="1424 1197 1872 1334" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>FARSITE 区分</th> <th>樹冠率 [%]</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>～20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>21～50</td> <td>非森林を含む領域</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>3</td> <td>51～80</td> <td>一般的な森林</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>81～100</td> <td>原生林を含む森林</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1424 1356 1872 1442" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分3の場合</th> <th>区分4の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速低減効果</td> <td>風速が弱まりにくい</td> <td>風速が弱まる</td> </tr> <tr> <td>日射低減効果</td> <td>地面下草が燃えやすい</td> <td>地面下草が燃えにくい</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第 2-13 図 樹冠率の設定</p>	FARSITE 区分	樹冠率 [%]	備考	1	～20		2	21～50	非森林を含む領域	3	51～80	一般的な森林	4	81～100	原生林を含む森林		区分3の場合	区分4の場合	風速低減効果	風速が弱まりにくい	風速が弱まる	日射低減効果	地面下草が燃えやすい	地面下草が燃えにくい	<p>【女川】設計方針の相違 ・女川は防火帯周辺、泊は発電所周辺について植生調査を実施しており、実態を正確に捉えた上で、保守的なパラメータ設定をしている。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・女川は表に記載のとおり林齢を保守的に設定しているが、泊も植生調査で得られたデータの林齢はすべて「10年生未満」とすることで保守的な設定としている。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）</p>
森林簿、植生調査結果	保守的林齢設定後																																																														
10年生未満	10年生未満																																																														
10年生以上 20年生未満	10年生未満																																																														
20年生以上 30年生未満	10年生以上 20年生未満																																																														
30年生以上 40年生未満	20年生以上 30年生未満																																																														
40年生以上	20年生以上 30年生未満																																																														
FARSITE 区分	樹冠率 [%]	備考																																																													
1	～ 20																																																														
2	21 ～ 50	非森林を含む領域																																																													
3	51 ～ 80	一般的な森林																																																													
4	81 ～ 100	原生林を含む森林																																																													
	区分3の場合	区分4の場合																																																													
風速低減効果	風速が弱まりにくい	風速が弱まる																																																													
日射低減効果	地面下草が燃えやすい	地面下草が燃えにくい																																																													
FARSITE 区分	樹冠率 [%]	備考																																																													
1	～20																																																														
2	21～50	非森林を含む領域																																																													
3	51～80	一般的な森林																																																													
4	81～100	原生林を含む森林																																																													
	区分3の場合	区分4の場合																																																													
風速低減効果	風速が弱まりにくい	風速が弱まる																																																													
日射低減効果	地面下草が燃えやすい	地面下草が燃えにくい																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																				
	<p>h. FARSITE への入力値まとめ</p> <p>第2-10表 FARSITEへの入力値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大区分</th> <th>小区分</th> <th>入力値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">気象</td> <td>気温</td> <td>31℃</td> <td>気温が高い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い3～5月における過去10年間の最高気温を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最高気温が継続するように設定</td> </tr> <tr> <td>湿度</td> <td>18%</td> <td>湿度が低い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い3～5月における過去10年間の最小湿度を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最低湿度が継続するように設定</td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>29.3m/s</td> <td>風が強い方が延焼速度・火線強度が大きくなることから、森林火災が多い3～5月における過去10年間の最大風速を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最大風速が継続するように設定</td> </tr> <tr> <td>雲量</td> <td>0%</td> <td>日射が多い方が可燃物の水分量が少なくなるため、日射量が多くなるように、雲量0%に設定</td> </tr> <tr> <td>降水量</td> <td>0mm</td> <td>降水がない方が可燃物の水分量が少なくなるため、降水量は0mmに設定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地形</td> <td>高低差</td> <td>数値標高モデル</td> <td>現地状況を模擬するため、基盤地図情報数値標高モデルの10mメッシュデータを用いる。</td> </tr> <tr> <td>緯度</td> <td>0度</td> <td>日射量が多い方が可燃物量の水分量が少なく燃えやすくなることから、日射量が多くなるように、赤道直下に設定</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">植生</td> <td>樹木高さ</td> <td>15m</td> <td>データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用</td> </tr> <tr> <td>統下高さ</td> <td>4m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かさ密度</td> <td>0.2kg/m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>樹冠率</td> <td>区分3</td> <td>森林と定義される区分3,4のうち、風速が弱まりにくく、日射の影響を受けやすくなる区分3を設定</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">fuel初期水分量</td> <td>1時間以内に乾燥する木質</td> <td>5%</td> <td>データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用</td> </tr> <tr> <td>10時間以内に乾燥する木質</td> <td>8%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100時間以内に乾燥する木質</td> <td>12%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生きた草</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生きた木質</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	大区分	小区分	入力値	備考	気象	気温	31℃	気温が高い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い3～5月における過去10年間の最高気温を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最高気温が継続するように設定	湿度	18%	湿度が低い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い3～5月における過去10年間の最小湿度を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最低湿度が継続するように設定	風速	29.3m/s	風が強い方が延焼速度・火線強度が大きくなることから、森林火災が多い3～5月における過去10年間の最大風速を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最大風速が継続するように設定	雲量	0%	日射が多い方が可燃物の水分量が少なくなるため、日射量が多くなるように、雲量0%に設定	降水量	0mm	降水がない方が可燃物の水分量が少なくなるため、降水量は0mmに設定	地形	高低差	数値標高モデル	現地状況を模擬するため、基盤地図情報数値標高モデルの10mメッシュデータを用いる。	緯度	0度	日射量が多い方が可燃物量の水分量が少なく燃えやすくなることから、日射量が多くなるように、赤道直下に設定	植生	樹木高さ	15m	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用	統下高さ	4m		かさ密度	0.2kg/m ³		樹冠率	区分3	森林と定義される区分3,4のうち、風速が弱まりにくく、日射の影響を受けやすくなる区分3を設定	fuel初期水分量	1時間以内に乾燥する木質	5%	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用	10時間以内に乾燥する木質	8%		100時間以内に乾燥する木質	12%		生きた草	100%		生きた木質	100%		<p>g. FARSITE への入力値まとめ</p> <p>第2-13表 FARSITEへの入力値 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大区分</th> <th>小区分</th> <th>入力値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">気象</td> <td>気温</td> <td>30℃</td> <td>気温が高い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4～8月における過去10年間の最高気温を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最高気温が継続するように設定</td> </tr> <tr> <td>湿度</td> <td>13[%]</td> <td>湿度が低い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4～8月における過去10年間の最小湿度を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最低湿度が継続するように設定</td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>100[km/h]</td> <td>風が強い方が延焼速度・火線強度が大きくなることから、森林火災が多い4～8月における過去10年間の発電所の最大風速29.7m/sに基づき入力可能な最大値である100km/h(27.3m/s)を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最大値の風速が継続するように設定</td> </tr> <tr> <td>雲量</td> <td>0[%]</td> <td>日射が多い方が可燃物の水分量が少なくなるため、日射量が多くなるように、雲量0%に設定</td> </tr> <tr> <td>降水量</td> <td>0[mm]</td> <td>降水がない方が可燃物の水分量が少なくなるため、降水量は0mmに設定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地形</td> <td>高低差</td> <td>数値標高モデル</td> <td>現地状況を模擬するため、基盤地図情報数値標高モデルの10mメッシュデータを用いる。</td> </tr> <tr> <td>緯度</td> <td>0度</td> <td>日射量が多い方が可燃物量の水分量が少なく燃えやすくなることから、日射量が多くなるように、赤道直下に設定</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2-13表 FARSITEへの入力値 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大区分</th> <th>小区分</th> <th>入力値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">植生</td> <td>樹木高さ</td> <td>20.0[m]</td> <td>データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用</td> </tr> <tr> <td>統下高さ</td> <td>4.0[m]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かさ密度</td> <td>0.200[kg/m³]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>樹冠率</td> <td>区分3</td> <td>森林と定義される区分3,4のうち、風速が弱まりにくく、日射の影響を受けやすくなる区分3を設定</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">fuel初期水分量</td> <td>1時間以内に乾燥する木質</td> <td>5[%]</td> <td>データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用</td> </tr> <tr> <td>10時間以内に乾燥する木質</td> <td>8[%]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100時間以内に乾燥する木質</td> <td>12[%]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生きた草</td> <td>100[%]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生きた木質</td> <td>100[%]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	大区分	小区分	入力値	備考	気象	気温	30℃	気温が高い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4～8月における過去10年間の最高気温を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最高気温が継続するように設定	湿度	13[%]	湿度が低い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4～8月における過去10年間の最小湿度を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最低湿度が継続するように設定	風速	100[km/h]	風が強い方が延焼速度・火線強度が大きくなることから、森林火災が多い4～8月における過去10年間の発電所の最大風速29.7m/sに基づき入力可能な最大値である100km/h(27.3m/s)を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最大値の風速が継続するように設定	雲量	0[%]	日射が多い方が可燃物の水分量が少なくなるため、日射量が多くなるように、雲量0%に設定	降水量	0[mm]	降水がない方が可燃物の水分量が少なくなるため、降水量は0mmに設定	地形	高低差	数値標高モデル	現地状況を模擬するため、基盤地図情報数値標高モデルの10mメッシュデータを用いる。	緯度	0度	日射量が多い方が可燃物量の水分量が少なく燃えやすくなることから、日射量が多くなるように、赤道直下に設定	大区分	小区分	入力値	備考	植生	樹木高さ	20.0[m]	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用	統下高さ	4.0[m]		かさ密度	0.200[kg/m ³]		樹冠率	区分3	森林と定義される区分3,4のうち、風速が弱まりにくく、日射の影響を受けやすくなる区分3を設定	fuel初期水分量	1時間以内に乾燥する木質	5[%]	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用	10時間以内に乾燥する木質	8[%]		100時間以内に乾燥する木質	12[%]		生きた草	100[%]		生きた木質	100[%]		<p>【女川】設計方針の相違 ・本項については、発電所が設置されている地域、地形、植生及び気候の相違により入力値が異なっている。（泊も女川も保守性をもったデータを入力していることに相違はない）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）</p>
大区分	小区分	入力値	備考																																																																																																																				
気象	気温	31℃	気温が高い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い3～5月における過去10年間の最高気温を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最高気温が継続するように設定																																																																																																																				
	湿度	18%	湿度が低い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い3～5月における過去10年間の最小湿度を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最低湿度が継続するように設定																																																																																																																				
	風速	29.3m/s	風が強い方が延焼速度・火線強度が大きくなることから、森林火災が多い3～5月における過去10年間の最大風速を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最大風速が継続するように設定																																																																																																																				
	雲量	0%	日射が多い方が可燃物の水分量が少なくなるため、日射量が多くなるように、雲量0%に設定																																																																																																																				
	降水量	0mm	降水がない方が可燃物の水分量が少なくなるため、降水量は0mmに設定																																																																																																																				
地形	高低差	数値標高モデル	現地状況を模擬するため、基盤地図情報数値標高モデルの10mメッシュデータを用いる。																																																																																																																				
	緯度	0度	日射量が多い方が可燃物量の水分量が少なく燃えやすくなることから、日射量が多くなるように、赤道直下に設定																																																																																																																				
植生	樹木高さ	15m	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用																																																																																																																				
	統下高さ	4m																																																																																																																					
	かさ密度	0.2kg/m ³																																																																																																																					
	樹冠率	区分3	森林と定義される区分3,4のうち、風速が弱まりにくく、日射の影響を受けやすくなる区分3を設定																																																																																																																				
	fuel初期水分量	1時間以内に乾燥する木質	5%	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用																																																																																																																			
		10時間以内に乾燥する木質	8%																																																																																																																				
		100時間以内に乾燥する木質	12%																																																																																																																				
生きた草		100%																																																																																																																					
生きた木質	100%																																																																																																																						
大区分	小区分	入力値	備考																																																																																																																				
気象	気温	30℃	気温が高い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4～8月における過去10年間の最高気温を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最高気温が継続するように設定																																																																																																																				
	湿度	13[%]	湿度が低い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4～8月における過去10年間の最小湿度を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最低湿度が継続するように設定																																																																																																																				
	風速	100[km/h]	風が強い方が延焼速度・火線強度が大きくなることから、森林火災が多い4～8月における過去10年間の発電所の最大風速29.7m/sに基づき入力可能な最大値である100km/h(27.3m/s)を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最大値の風速が継続するように設定																																																																																																																				
	雲量	0[%]	日射が多い方が可燃物の水分量が少なくなるため、日射量が多くなるように、雲量0%に設定																																																																																																																				
	降水量	0[mm]	降水がない方が可燃物の水分量が少なくなるため、降水量は0mmに設定																																																																																																																				
地形	高低差	数値標高モデル	現地状況を模擬するため、基盤地図情報数値標高モデルの10mメッシュデータを用いる。																																																																																																																				
	緯度	0度	日射量が多い方が可燃物量の水分量が少なく燃えやすくなることから、日射量が多くなるように、赤道直下に設定																																																																																																																				
大区分	小区分	入力値	備考																																																																																																																				
植生	樹木高さ	20.0[m]	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用																																																																																																																				
	統下高さ	4.0[m]																																																																																																																					
	かさ密度	0.200[kg/m ³]																																																																																																																					
	樹冠率	区分3	森林と定義される区分3,4のうち、風速が弱まりにくく、日射の影響を受けやすくなる区分3を設定																																																																																																																				
	fuel初期水分量	1時間以内に乾燥する木質	5[%]	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用																																																																																																																			
		10時間以内に乾燥する木質	8[%]																																																																																																																				
100時間以内に乾燥する木質		12[%]																																																																																																																					
生きた草		100[%]																																																																																																																					
生きた木質	100[%]																																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

添付資料3

FARSITE の解析結果について

添付資料2 のデータ（土地データ、気象条件、発火点）をFARSITE に入力し、解析を実施したところ、結果は以下のとおりとなった。

1. 火線強度について

火線強度についてはケース2 が最も高い結果となったものの、各ケース間の違いはそれほどない結果となった。理由として植生が全て落葉広葉樹であり、斜面を下る形で炎が広がったためと考察される。また、火炎の frontline における火線強度最大値となるメッシュの到達時刻はより厳しい結果となる様、昼間に到達する様に設定した。

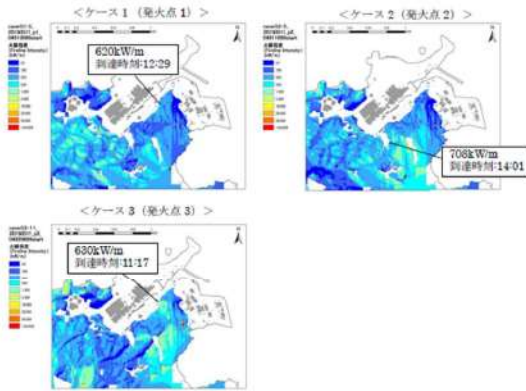


図1 火線強度分布

2. 到達時間について

到達時間についてはケース2 が最も短い結果となった。理由として発電所までの距離が短い事が考えられる。

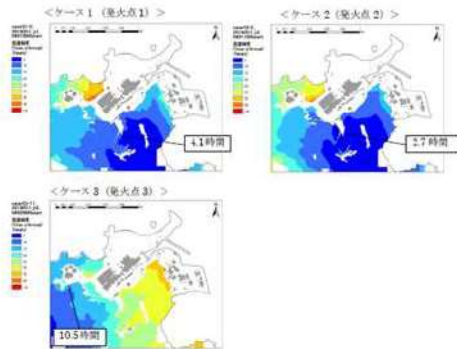
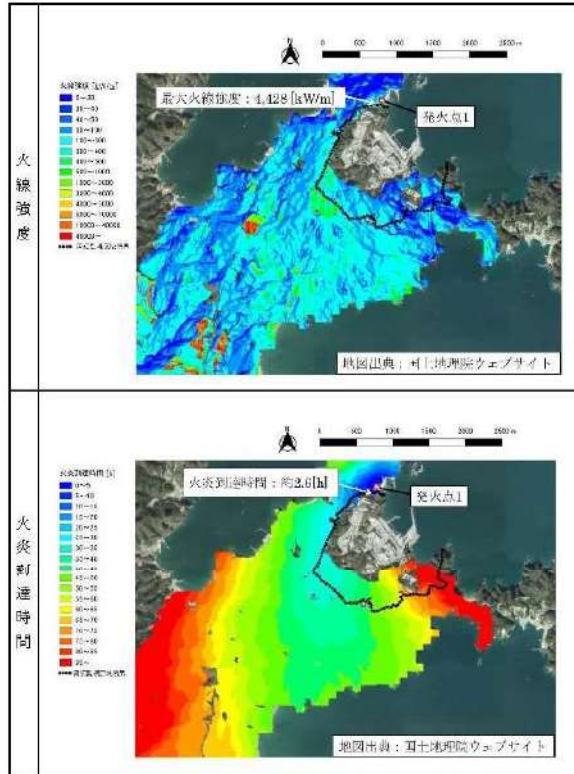


図2 到達時間

女川原子力発電所2号炉

(4)FARSITE の解析結果

各発火点のFARSITE による解析結果図を以下に示す。

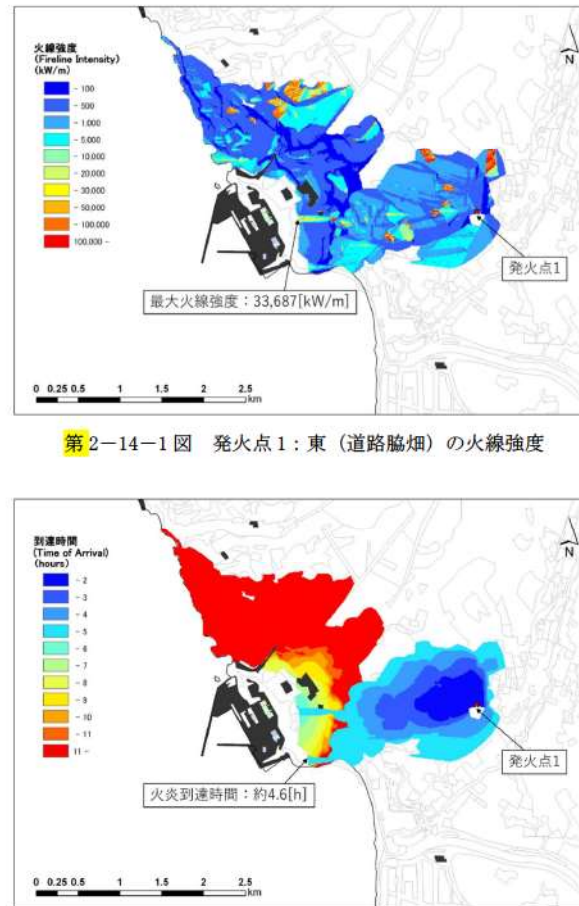


第2-2-8図 発火点1：北（小屋取捨溝道路沿い）の火線強度及び火炎到達時間

泊発電所3号炉

(4)FARSITE の解析結果

各発火点のFARSITE による解析結果図を以下に示す。



第2-14-1図 発火点1：東（道路脇畑）の火線強度

第2-14-2図 発火点1：東（道路脇畑）の火炎到達時間

相違理由

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による
 FARSITE 解析結果の相違
 【大飯】
 記載方針の相違（女川実績の反映；着色せず）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

3. 反応強度について

反応強度については全ケースともあまり大きく値は変わらないが、ケース3が最も高い結果となった。理由として、植生が全て落葉広葉樹である事が考えられる。なお、火炎前線における反応強度最大値となるメッシュの到達時刻はより厳しい結果となる様、昼間に到達する様に設定した。

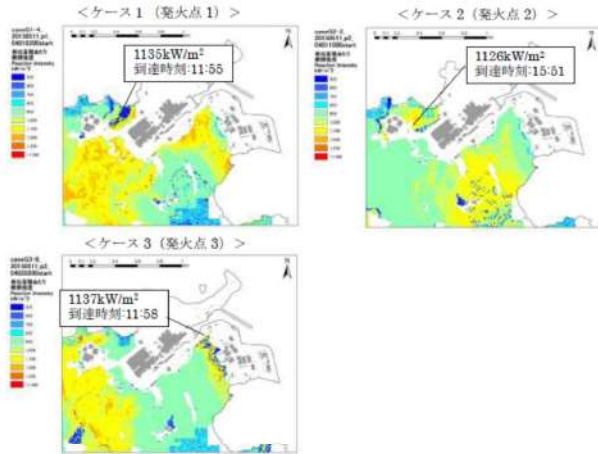
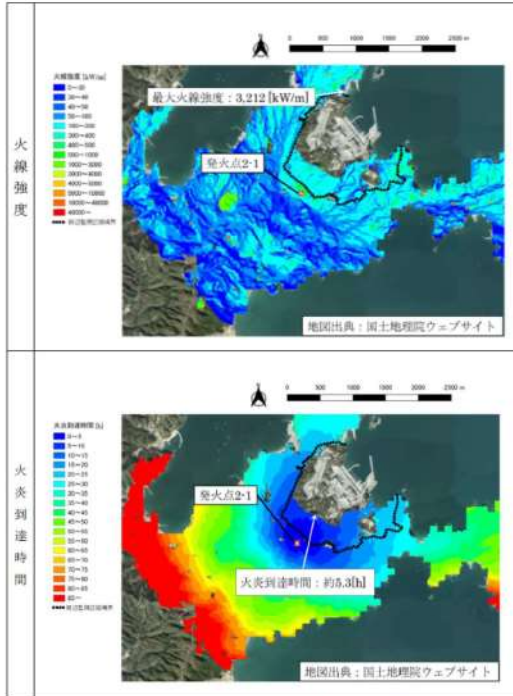


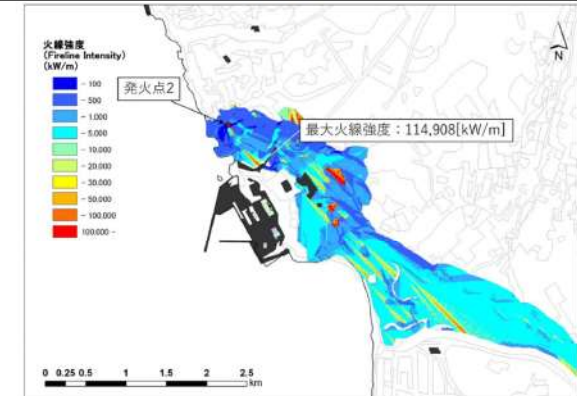
図3 反応強度分布図

女川原子力発電所2号炉

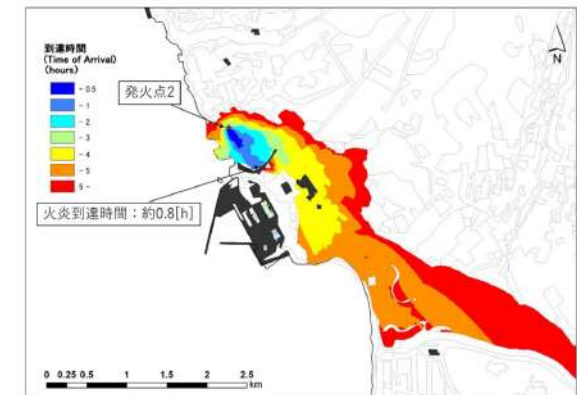


第2-2-9図 発火点2-1：南西（県道41号線沿い）の火線強度及び火炎到達時間

泊発電所3号炉



第2-15-1図 発火点2：北西（集落端と森林の境界部）の火線強度



第2-15-2図 発火点2：北西（集落端と森林の境界部）の火炎到達時間

相違理由


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>火線強度</p> </div> <div> <p>火災到達時間</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第2.2-10図 火点2-2: 南南西 (野瀬地区 (田)) の火線強度及び火災到達時間</p>		

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
	<div data-bbox="757 156 1267 842"> </div> <p data-bbox="846 866 1182 906">第2.2-11図 発火点3：西北西 (塚海地区道路沿い)の火線強度及び火炎到達時間</p> <p data-bbox="712 954 1326 1066">(5) 火炎到達時間と最大火線強度について 各発火点における防火帯外縁に最も早く火炎が到達する火炎到達時間と防火帯外縁より100mの範囲における最大火線強度を第2.2-11表に示す。</p> <div data-bbox="730 1078 1317 1305"> <p data-bbox="936 1106 1097 1125">第2.2-11表 解析結果</p> <table border="1" data-bbox="748 1126 1290 1281"> <thead> <tr> <th>発火点位置</th> <th>発火点1</th> <th>発火点2-1</th> <th>発火点2-2</th> <th>発火点3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延焼速度 (km/h)</td> <td>1.73</td> <td>1.28</td> <td>1.13</td> <td>1.28</td> </tr> <tr> <td>最大火線強度 (kW/m)</td> <td>4,428</td> <td>3,212</td> <td>2,901</td> <td>3,260</td> </tr> <tr> <td>火炎到達時間 (h)</td> <td>約2.8</td> <td>約5.3</td> <td>約13.4</td> <td>約1.8</td> </tr> </tbody> </table> </div>	発火点位置	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3	延焼速度 (km/h)	1.73	1.28	1.13	1.28	最大火線強度 (kW/m)	4,428	3,212	2,901	3,260	火炎到達時間 (h)	約2.8	約5.3	約13.4	約1.8	<p data-bbox="1350 954 1964 1066">(5) 火炎到達時間と最大火線強度について 各発火点における防火帯外縁に最も早く火炎が到達する火炎到達時間と防火帯外縁より100mの範囲における最大火線強度を第2-14表に示す。</p> <div data-bbox="1429 1098 1881 1273"> <p data-bbox="1552 1106 1753 1125">第2-14表 解析結果</p> <table border="1" data-bbox="1447 1126 1863 1265"> <thead> <tr> <th>発火点位置</th> <th>発火点1</th> <th>発火点2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延焼速度[m/s]</td> <td>2.88</td> <td>3.11</td> </tr> <tr> <td>最大火線強度[kW/m]</td> <td>33,687</td> <td>114,908</td> </tr> <tr> <td>火炎到達時間[h]</td> <td>約4.6</td> <td>約0.8</td> </tr> </tbody> </table> </div>	発火点位置	発火点1	発火点2	延焼速度[m/s]	2.88	3.11	最大火線強度[kW/m]	33,687	114,908	火炎到達時間[h]	約4.6	約0.8	<p data-bbox="1977 1106 2159 1185">【女川】設計方針の相違 ・地域特性による解析結果の相違</p>
発火点位置	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3																															
延焼速度 (km/h)	1.73	1.28	1.13	1.28																															
最大火線強度 (kW/m)	4,428	3,212	2,901	3,260																															
火炎到達時間 (h)	約2.8	約5.3	約13.4	約1.8																															
発火点位置	発火点1	発火点2																																	
延焼速度[m/s]	2.88	3.11																																	
最大火線強度[kW/m]	33,687	114,908																																	
火炎到達時間[h]	約4.6	約0.8																																	



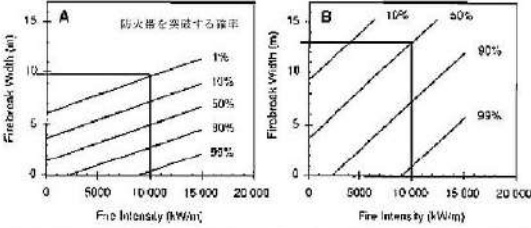
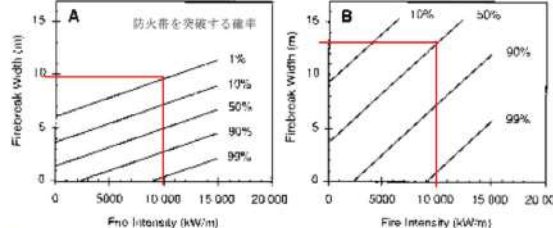
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																													
<p>添付資料 4</p> <p>防火帯の設定について</p> <p>1. 防火帯幅の設定について</p> <p>防火帯幅の設定については、「外部火災の影響評価ガイドに基づき、FARSITE 解析から得られた最も厳しいケースの火線強度を用い防火帯幅を算出したところ、評価上必要とする防火帯幅は16.2mとなった。この結果から余裕を見込み、設定する防火帯幅は18mとした。</p> <p>風上に樹木がある場合の火線強度と最小防火帯幅の関係（火災の防火帯突破確率1%）</p> <table border="1" data-bbox="89 454 676 542"> <tr> <td>火線強度 [kW/m]</td> <td>500</td> <td>1000</td> <td>2000</td> <td>3000</td> <td>4000</td> <td>5000</td> <td>10000</td> <td>15000</td> <td>20000</td> <td>25000</td> </tr> <tr> <td>防火帯幅 [m]</td> <td>16</td> <td>16.4</td> <td>17.4</td> <td>18.3</td> <td>19.3</td> <td>20.2</td> <td>24.9</td> <td>29.7</td> <td>34.4</td> <td>39.1</td> </tr> </table> <p>出典：原子力発電所の外部火災影響評価ガイド</p> <p>添付資料 2</p> <p>敷地内にて森林火災が発生・拡大した場合のクラス1、2設備への延焼及び熱影響を考えると、原子炉施設（建屋）については、敷地内の森林から原子炉施設（建屋）までの最短距離距離は16.4mであり、延焼を考慮した評価上必要な距離距離（16.2m）及び熱影響を考慮した危険距離（16m）が確保できていることから、影響はないと考えられる。また、海水ポンプについては、敷地内の森林からの最短距離距離は約22mであり、延焼を考慮した評価上必要な距離距離（16.2m）及び熱影響を考慮した危険距離（20m）が確保できていることから、影響はないと考えられる。さらに海水ポンプは周辺を竜巻防護対策設備で覆われていることから、森林火災からの延焼及び熱影響はほとんど受けないと考えられる。</p> <p>また、敷地内で森林火災が発生した際には、運転員による1回/直の屋外パトロールや周辺監視センサーの故障警報および周辺監視カメラの監視等により、森林火災を感知し、設備周辺の道路に沿った放水による火災防護活動を実施する。なお、原子炉施設（建屋）及び海水ポンプ周辺には、一部、植生伐採後の切株等はあるものの、燃料タンク等の有意な可燃物はなく、火災防護活動に支障を及ぼす事はないと考える。</p> <p>なお、敷地内の発火原因としては、燃焼物の処理忘れ等、人為的なものが考えられるが、火気の使用に際しては、燃焼物の後処理や消火器設置等の措置および喫煙箇所を限定するなど、厳正に管理していることから、人為的原因で発火し、森林火災にまで拡大する事は考えにくい。人為的な原因以外には落雷が考慮されるが、落雷による森林火災については、落雷時は雲に覆われている事及び降雨等により、森林の水分量が増えると考えられるため、万一落雷による森林火災が発生したとしても、火災が拡大することは考えにくい。なお、「国内の森林火災は落雷など自然現象によるものは極めて稀（林</p>	火線強度 [kW/m]	500	1000	2000	3000	4000	5000	10000	15000	20000	25000	防火帯幅 [m]	16	16.4	17.4	18.3	19.3	20.2	24.9	29.7	34.4	39.1	<p>(6)防火帯幅の算出</p> <p>外部火災影響評価ガイドに基づき、防火帯外縁より約100mの範囲における最大火線強度から「Alexander and Fogartyの手法（風上に樹木がある場合）」を用いて、防火帯幅（火災の防火帯突破確率1%の値）を算出した結果、評価上必要とされる防火帯幅が19.7mであるため、20mの防火帯幅を確保することにより延焼による防護対象設備への影響がないことを確認した。</p> <p>FARSITE 解析における主な入力パラメータは保守的な設定（参考資料2-2）としているが、他に解析結果に影響するパラメータとしては最大火線強度の出現時刻（日射量に影響を及ぼす）がある。</p> <p>最大火線強度出現時刻の保守性を確認するため、最大火線強度が最も大きい発火点1について9パターンの出火時刻を入力して最大火線強度出現時刻の感度解析を実施した。</p> <p>第2.2-12表に示すとおり、最大火線強度は日中帯（10時～14時頃）に高くなる傾向がある。これは日射により可燃物の水分量変化を計算上考慮しているためである。</p> <table border="1" data-bbox="734 710 1294 810"> <caption>第2.2-12表 感度解析結果</caption> <tr> <th>発火点1 出火時刻</th> <td>23:19</td> <td>4:23</td> <td>8:28</td> <td>9:21</td> <td>10:00</td> <td>10:23</td> <td>11:28</td> <td>13:23</td> <td>19:24</td> </tr> <tr> <th>最大火線強度出現時刻</th> <td>2:45</td> <td>7:8</td> <td>10:58</td> <td>11:58</td> <td>12:38</td> <td>12:58</td> <td>14:00</td> <td>16:11</td> <td>21:52</td> </tr> <tr> <th>最大火線強度 [kW/m]</th> <td>2,430</td> <td>3,429</td> <td>3,840</td> <td>4,428</td> <td>3,530</td> <td>3,368</td> <td>4,032</td> <td>3,874</td> <td>2,459</td> </tr> </table> <p>第2.2-13表 風上に樹木がある場合の火線強度と最小防火帯幅の関係（火災の防火帯突破確率1%）</p> <table border="1" data-bbox="750 901 1281 1002"> <tr> <td>火線強度 [kW/m]</td> <td>500</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>防火帯幅 [m]</td> <td>16</td> <td>16.4</td> <td>17.4</td> <td>18.3</td> <td>19.3</td> <td>20.2</td> <td>24.9</td> <td>29.7</td> </tr> </table> <p>（出典：外部火災影響評価ガイド）</p> <p>↓</p> <p>評価上必要とされる防火帯幅 19.7m</p> <p>↓</p> <p>防火帯幅 20m</p>	発火点1 出火時刻	23:19	4:23	8:28	9:21	10:00	10:23	11:28	13:23	19:24	最大火線強度出現時刻	2:45	7:8	10:58	11:58	12:38	12:58	14:00	16:11	21:52	最大火線強度 [kW/m]	2,430	3,429	3,840	4,428	3,530	3,368	4,032	3,874	2,459	火線強度 [kW/m]	500	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	10,000	15,000	防火帯幅 [m]	16	16.4	17.4	18.3	19.3	20.2	24.9	29.7	<p>(6)防火帯幅の算出</p> <p>外部火災影響評価ガイドに基づき、防火帯外縁より約100mの範囲における最大火線強度から「Alexander and Fogartyの手法（風上に樹木が無い場合）」を用いて、防火帯幅（火災の防火帯突破確率1%の値）を算出した結果、評価上必要とされる防火帯幅が17.8m（発火点1）であるため、20mの防火帯幅、45.3m（発火点2）であるため、46mの防火帯幅を確保することにより延焼による防護対象設備への影響がないことを確認した。ただし、20mの防火帯幅とする敷地東部の防火帯の一部は、植生等による影響を考慮し、自主的に25mの防火帯幅を確保する。（第2-17表 地点B）</p> <p>FARSITE 解析における主な入力パラメータは保守的な設定（参考資料2-1）としているが、他に解析結果に影響するパラメータとしては最大火線強度の出現時刻（日射量に影響を及ぼす）がある。</p> <p>最大火線強度出現時刻の保守性を確認するため、最大火線強度が最も大きい発火点2について3パターンの出火時刻を入力して最大火線強度出現時刻の感度解析を実施した。（参考資料2-3）</p> <p>第2-15表に示すとおり、最大火線強度は8時～9時頃に高くなる傾向がある。これは傾斜の影響を踏まえた上で日射により可燃物の水分量変化を計算上考慮しているためである。</p> <p>第2-15表 感度解析結果</p> <table border="1" data-bbox="1473 721 1825 805"> <tr> <th>発火点2 出火時刻</th> <th>最大火線強度出現時刻</th> <th>最大火線強度 [kW/m]</th> </tr> <tr> <td>7:00</td> <td>8:02</td> <td>96,712</td> </tr> <tr> <td>8:00</td> <td>8:52</td> <td>114,908</td> </tr> <tr> <td>9:00</td> <td>10:24</td> <td>85,929</td> </tr> </table> <p>第2-16表 風上に樹木が無い場合の火線強度と最小防火帯幅の関係（火災の防火帯突破確率1%）</p> <table border="1" data-bbox="1384 896 1921 992"> <tr> <th>火線強度 [kW/m]</th> <td>500</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>10,000</td> <td>20,000</td> <td>25,000</td> <td>50,000[※]</td> <td>100,000[※]</td> <td>125,000[※]</td> </tr> <tr> <th>防火帯幅 [m]</th> <td>6.2</td> <td>6.4</td> <td>6.7</td> <td>9.5</td> <td>13.1</td> <td>14.8</td> <td>23.3</td> <td>40.3</td> <td>48.8</td> </tr> </table> <p>※外部火災影響評価ガイドに記載の数値から外挿して算出</p> <p>第2-17表 各地点における防火帯幅の設定</p> <table border="1" data-bbox="1438 1077 1886 1204"> <tr> <th rowspan="2">地点</th> <th colspan="3">火線強度 [kW/m]</th> <th rowspan="2">評価上必要とされる防火帯幅 [m]</th> <th rowspan="2">防火帯幅 [m]</th> </tr> <tr> <th>発火点1</th> <th>発火点2</th> <th>発火点3</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>20,738</td> <td>960</td> <td>13.4</td> <td>6.4</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>33,687</td> <td>720</td> <td>17.8</td> <td>6.3</td> <td>25[※]</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1,229</td> <td>1,540</td> <td>6.5</td> <td>6.6</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>783</td> <td>114,908</td> <td>6.4</td> <td>45.3</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>1,642</td> <td>6,931</td> <td>6.6</td> <td>8.5</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>※防火帯幅については火線強度、風向、植生を考慮して自主的に設定（添付資料2 別紙2-12）</p> 	発火点2 出火時刻	最大火線強度出現時刻	最大火線強度 [kW/m]	7:00	8:02	96,712	8:00	8:52	114,908	9:00	10:24	85,929	火線強度 [kW/m]	500	1,000	2,000	10,000	20,000	25,000	50,000 [※]	100,000 [※]	125,000 [※]	防火帯幅 [m]	6.2	6.4	6.7	9.5	13.1	14.8	23.3	40.3	48.8	地点	火線強度 [kW/m]			評価上必要とされる防火帯幅 [m]	防火帯幅 [m]	発火点1	発火点2	発火点3	A	20,738	960	13.4	6.4	20	B	33,687	720	17.8	6.3	25 [※]	C	1,229	1,540	6.5	6.6	20	D	783	114,908	6.4	45.3	46	E	1,642	6,931	6.6	8.5	20	<p>【女川】設計方針の相違 ・本項については、FARSITE 解析結果の最大火線強度を基に必要な防火帯幅を設定する手法が相違しており、女川は「風上に樹木がある場合」、泊は「風上に樹木が無い場合」としており、防火帯設定幅に差異があるが、どちらも外部火災影響評価ガイドに基づいて設定していることに相違はない。（泊は、FARSITE 解析結果にて地域特性上一部の火線強度が極端に高くなることから、地点に応じて防火帯幅を設定し、防火帯の外側に樹木が無い領域を設定している。）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p>
火線強度 [kW/m]	500	1000	2000	3000	4000	5000	10000	15000	20000	25000																																																																																																																																						
防火帯幅 [m]	16	16.4	17.4	18.3	19.3	20.2	24.9	29.7	34.4	39.1																																																																																																																																						
発火点1 出火時刻	23:19	4:23	8:28	9:21	10:00	10:23	11:28	13:23	19:24																																																																																																																																							
最大火線強度出現時刻	2:45	7:8	10:58	11:58	12:38	12:58	14:00	16:11	21:52																																																																																																																																							
最大火線強度 [kW/m]	2,430	3,429	3,840	4,428	3,530	3,368	4,032	3,874	2,459																																																																																																																																							
火線強度 [kW/m]	500	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	10,000	15,000																																																																																																																																								
防火帯幅 [m]	16	16.4	17.4	18.3	19.3	20.2	24.9	29.7																																																																																																																																								
発火点2 出火時刻	最大火線強度出現時刻	最大火線強度 [kW/m]																																																																																																																																														
7:00	8:02	96,712																																																																																																																																														
8:00	8:52	114,908																																																																																																																																														
9:00	10:24	85,929																																																																																																																																														
火線強度 [kW/m]	500	1,000	2,000	10,000	20,000	25,000	50,000 [※]	100,000 [※]	125,000 [※]																																																																																																																																							
防火帯幅 [m]	6.2	6.4	6.7	9.5	13.1	14.8	23.3	40.3	48.8																																																																																																																																							
地点	火線強度 [kW/m]			評価上必要とされる防火帯幅 [m]	防火帯幅 [m]																																																																																																																																											
	発火点1	発火点2	発火点3																																																																																																																																													
A	20,738	960	13.4	6.4	20																																																																																																																																											
B	33,687	720	17.8	6.3	25 [※]																																																																																																																																											
C	1,229	1,540	6.5	6.6	20																																																																																																																																											
D	783	114,908	6.4	45.3	46																																																																																																																																											
E	1,642	6,931	6.6	8.5	20																																																																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>野庁HP)」との知見もあり、落雷による発電所敷地内での森林火災の発生は考えにくい。</p>  <p>図2-8 敷地内森林と原子炉施設（建屋）の距離</p>  <p>図2-9 海水ポンプの竜巻飛来物防護対策設備のイメージ</p> <p>敷地外における発火原因として、落雷の影響について、現在設定している発火点は、福井県における森林火災の発生原因を考慮し設定しているが、防火帯の設定においては、防火帯外縁における火線強度の最大値から算出している。この火線強度値においては、発火時刻を変更させる事で、防火帯外縁に森林火災が到達する時間帯がちょうど昼間になる様（森林の水分量が低くなる様）に感度解析を実施して設定しており、大変厳しい評価となっている。今回、発火点を3地点設定し、FARSITE解析を実施しているものの、各発火点における防火帯外縁における火線強度の最大値はおよそ600～700kW/mであり、発火点を変更したとしても、火線強度値があまり変わる事はなく、同様に厳しい火線強度値が得られている。なお、防火帯幅については、算出された火線強度値よりも更に余裕を見込み、18mの防火帯幅（火線強度値：2,667kW/m）としている。また、FARSITE解析においては、雲量も0%として設定しているが、落雷時には雲に覆われている事及び降雨等により森林の水分量が増えると考えられる。以上より、落雷による森林火災が発生したとしても、現在設定している18mの防火帯幅の火線強度値を超える事は考えにくく、現在設定している防火帯にて十分防護できると考えられる。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>防火帯幅と防火帯の風上20m内に樹木が存在しない場合 防火帯幅と防火帯の風上20m内に樹木が存在する場合 第2-12図 火線強度に対する防火帯の相関図（出典：外部火災影響評価ガイド）</p> <p>(8) 危険物施設の火災が森林等に延焼した場合の女川原子力発電所への影響について 女川原子力発電所における各発火点について危険物施設の火災を想定した場合、各発火点以遠の風上は海であり危険物施設はないことから、女川原子力発電所への熱影響が大きくなるような火災にはならないと考えられる。</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第2-16図 火線強度に対する防火帯の相関図 （出典：外部火災影響評価ガイド）</p> <p>(7) 危険物施設の火災が森林等に延焼した場合の泊発電所への影響について 泊発電所における各発火点について危険物施設の火災を想定した場合、各発火点以遠の風上は海又は危険物施設が5km以遠であることから、泊発電所への熱影響が大きくなるような火災にはならないと考えられる。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料6</p> <p>森林火災の到達時間（自衛消防隊の消火活動の成立性）について</p> <p>1. FARSITE解析による到達時間までに消火活動が開始できる事の確認について FARSITE 解析結果、到達時間は評価上厳しいケース2において約2.7時間という結果が得られている。森林火災発生時の覚知方法は以下の方法がある。</p>	<p>2.3 森林火災時の対応の評価結果</p> <p>森林火災影響評価においては、以下に示す到達時間及び防火帯幅の条件を満足していること、森林火災時の可搬型モニタリングポストの対応が可能であることを確認した。</p> <p>2.3.1 火災の到達時間の評価結果</p> <p>2.3.1.1 火災到達時間</p> <p>防火帯を設置することで、森林火災が発電用原子炉施設へ延焼する可能性は低いが、森林火災の状況に応じて防火帯付近にて散水を行い、万が一の飛び火による延焼を防止する。</p> <p>FARSITE の解析により、森林火災を想定した場合、発火点3の火災が防火帯外縁に到達する最短時間は1.8時間（約108分）であるため、この時間以内で予防散水が可能であることを確認する。発火点3の位置関係を第2.3.1.1-1図に示す。</p>  <p>第2.3.1.1-1図 発火点3との位置関係</p> <p>2.3.1.2 火災の覚知</p> <p>発電所敷地及び敷地境界付近における森林火災については、以下の方法で早期覚知が可能である。</p> <p>(1) 自然現象監視カメラ監視</p> <p>想定される自然現象等の影響について、昼夜にわたり発電所周辺の状況を把握する目的で設置する自然現象監視カメラを使用して森林火災に対する監視を行う。自然現象監視カメラは、発電所周辺の森林火災を監視できる位置（1号炉排気筒）に設置し、24時間要員が常駐する中央制御室からの監視が可能な設計とする。</p>	<p>2.3 森林火災時の対応の評価結果</p> <p>森林火災影響評価においては、以下に示す到達時間及び防火帯幅の条件を満足していること、森林火災時の可搬型モニタリングポストの対応が可能であることを確認した。</p> <p>2.3.1 火災の到達時間の評価結果</p> <p>2.3.1.1 火災到達時間</p> <p>防火帯を設置することで、森林火災が発電用原子炉施設へ延焼する可能性は低いが、森林火災の状況に応じて防火帯付近にて散水を行い、万が一の飛び火による延焼を防止する。</p> <p>FARSITE の解析により、森林火災を想定した場合、発火点2の火災が防火帯外縁に到達する最短時間は0.8時間（約52分）であるため、この時間以内で予防散水が可能であることを確認する。発火点2の位置関係を第2-17図に示す。</p>  <p>第2-17図 発火点2との位置関係</p> <p>2.3.1.2 火災の覚知</p> <p>発電所敷地及び敷地境界付近における森林火災については、以下の方法で早期覚知が可能である。</p> <p>(1) 監視カメラによる監視</p> <p>想定される自然現象等の影響について、昼夜にわたり発電所周辺の状況を把握する目的で設置する監視カメラを使用して森林火災に対する監視を行う。監視カメラは、発電所周辺の森林火災を監視できる位置（開閉所遮風建屋屋上）に設置し、24時間要員が常駐する中央制御室からの監視が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による解析結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による防火帯及び想定する発火点の相違。</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによるカメラ設置位置の相違</p>

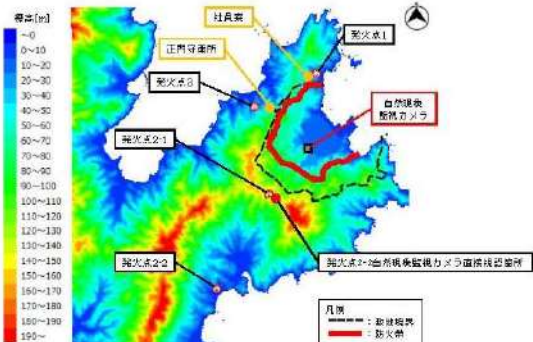
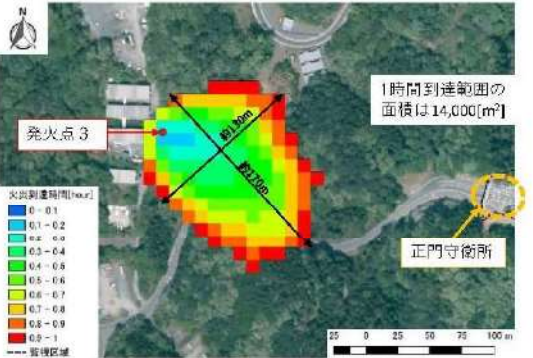

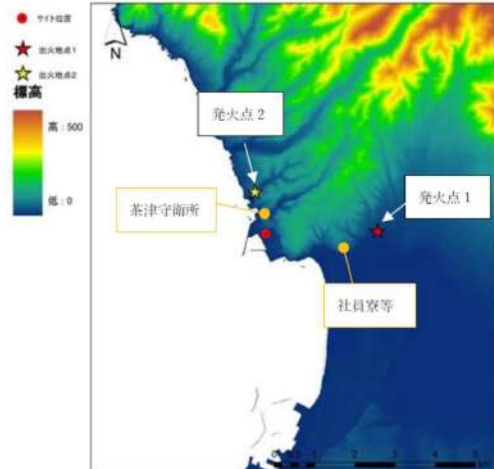
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>①災害情報受信者が森林火災情報を受信し、中央制御室（通報連絡者）へ連絡</p> <p>②24時間常駐している警備員が森林火災を発見し、中央制御室（通報連絡者）へ連絡</p> <p>③24時間常駐している自衛消防隊、運転員が夜間も含めたパトロール時に森林火災を発見し、中央制御室（通報連絡者）へ連絡</p>	<p>(2)発電所構内にいる者による覚知</p> <p>a. 24時間常駐している警備員による覚知</p> <p>b. 24時間常駐している運転員によるパトロールによる覚知</p> <p>c. 通常勤務の構内の社員及び協力会社従業員による覚知</p> <p>(a) 発見者は、消防機関へ直接119番通報し、その後、発電課長へ連絡する。</p> <p>(b) 発電課長は、発見者からの連絡を受けた場合は、消防機関へ119番通報したかどうか確認し、未通報の場合は中央制御室より通報を行う。</p> <p>(3)外部からの情報</p> <p>a. 事務所に設置している地元自治体の防災行政無線傍受による覚知</p> <p>b. 消防機関からの連絡による覚知</p> <p>発電所に迫る可能性がある消防機関が判断した火災は消防機関から連絡が入る。</p> <p>(4)発火点の火災覚知</p> <p>a. 発火点1付近は、自然現象監視カメラ監視で直接視認し覚知を行う。また、発火点1付近には民家及び当社の社員寮も近傍に立地していることから外部からの情報が入りやすい。</p> <p>b. 発火点2-1付近は、自然現象監視カメラ監視で直接視認し覚知を行う。また、発電所構内にいる者による覚知を行う。</p> <p>c. 発火点2-2付近は、自然現象監視カメラ監視で直接視認できないことから、火災延焼が自然現象監視カメラで直接視認（尾根付近）できる箇所で覚知を行う。また、自然現象監視カメラで直接視認できない範囲は、外部からの情報による覚知を行う。</p> <p>d. 発火点3付近は、火災の発生から1時間後には、正門守衛所から目視にて覚知可能な範囲まで火災が延焼することから、正門守衛所に24時間常駐している警備員が覚知を行う（第2.3.1.2-2図）。また、自然現象監視カメラ監視では、敷地内高台に遮られ直接視認できないことから、火災による炎（明かり）、煙で覚知を行う。</p>	<p>(2)発電所構内にいる者による覚知</p> <p>a. 24時間常駐している警備員による覚知</p> <p>b. 24時間常駐している運転員によるパトロールによる覚知</p> <p>c. 通常勤務の構内の社員及び協力会社従業員による覚知</p> <p>(a) 発見者は、発電課長へ連絡し、その後、運営課長（夜間、休日は当番者）へ連絡する。</p> <p>(b) 運営課長（夜間、休日は当番者）は、消防機関へ119番通報する。</p> <p>(3)外部からの情報</p> <p>a. 守衛所に設置している地元自治体の防災行政無線傍受による覚知</p> <p>b. 消防機関からの連絡による覚知</p> <p>発電所に迫る可能性がある消防機関が判断した火災は消防機関から連絡が入る。</p> <p>(4)発火点の火災覚知</p> <p>a. 発火点1付近は、民家及び当社の社員寮も近傍に立地していることから外部からの情報による覚知を行う。また、監視カメラでは、直接視認できないことから、火災による炎（明かり）、煙で覚知を行う。</p> <p>b. 発火点2付近は、茶津守衛所に24時間常駐している警備員が覚知を行う。また、監視カメラでは、直接視認できないことから、火災による炎（明かり）、煙で覚知を行う。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】運用の相違 ・火災覚知後の連絡体制の相違（覚知後に消防機関へ連絡することには相違はない）</p> <p>【女川】運用の相違 ・防災行政無線傍受場所の相違。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性により、発火点が相違しているため、その発火点の覚知方法が相違している。 (覚知可能な点について相違はない)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2.3.1.2-1図 発電所周辺の標高と火災覚知</p>  <p>第2.3.1.2-2図 発火点3の1時間後の延焼範囲</p>  <p>第2.3.1.2-3図 自然現象監視カメラ（北側監視）視野と発火点の位置</p>	 <p>第2-18図 発電所周辺の標高と火災覚知</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>2. 森林火災発生時の活動内容の成立性について 森林火災発生時の防火帯に沿った消火活動の成立性について、要員確保の観点から確認した。結果を以下に示す。</p> <p>2. 1 要員の成立性について 防火帯に沿った消火活動について、森林火災対応時に使用する発電所にて保有している消防資機材および各々の必要要員は以下の通り。</p> <p>① 消火栓：4名 指揮者：1名、筒先（補助者含む）：2名、消火栓操作：1名</p> <p>② 小型動力ポンプ付水槽車（1台）：4名 指揮者：1名、筒先（補助者含む）：2名、水槽車操作：1名</p> <p>③ 化学消防車（1台）：4名 指揮者：1名、筒先（補助者含む）：2名、化学消防車操作：1名</p> <p>④ 可搬型小型消防ポンプ（4台）：4名/台 指揮者：1名、筒先（補助者含む）：2名、消防ポンプ操作：1名</p> <p>その他、森林火災の監視・指揮：1名が必要である。</p> <p>これらの保有している消防資機材に対する要員に対して、重大事故等対応要員として休日・夜間においては以下の体制で待機している。休日・夜間において、外部火災発生時には、67名のうち、36名が森林火災対応要員として活用可能である。</p> <div data-bbox="224 1021 604 1308"> <p>表 重大事故等対応要員の休日夜間の体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重大事故等対応要員</th> <th>構成</th> <th>要員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策本部要員 (発電所構内)</td> <td>全体指揮者 ユニット指揮者 通報連絡係 現場調整係</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>連絡員 (中央制御室)</td> <td></td> <td>22名</td> </tr> <tr> <td>緊急安全対策要員 (発電所構内)</td> <td>運転支援要員 炉内清掃要員 給水要員 設備要員 電源要員 消火活動要員</td> <td>36名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>64名</td> </tr> </tbody> </table> <p>森林火災発生時には、状況に応じて、消防資機材およびこれらの対策要員を活用し森林火災への対応を実施する。</p> </div> <p>森林火災発生時には、状況に応じて、消防資機材およびこれらの対策要員を活用し森林火災への対応を実施する。</p>	重大事故等対応要員	構成	要員数	緊急時対策本部要員 (発電所構内)	全体指揮者 ユニット指揮者 通報連絡係 現場調整係	6名	連絡員 (中央制御室)		22名	緊急安全対策要員 (発電所構内)	運転支援要員 炉内清掃要員 給水要員 設備要員 電源要員 消火活動要員	36名	合計		64名	<p>2.3.1.3 消火活動</p> <p>(1) 予防散水の実施体制 女川原子力発電所においては、発電所構内の火災に対し、消防活動を行うために自衛消防隊を組織している。自衛消防隊の組織体制を第2.3.1.3-1図及び第2.3.1.3-1表に示す。 予防散水は、この自衛消防隊の敷地内に24時間常駐している初期消火要員、消防車により行う。</p> <div data-bbox="716 430 1299 861"> </div> <p>第2.3.1.3-1図 主な自衛消防隊体制</p>	<p>2.3.1.3 消火活動</p> <p>(1) 予防散水の実施体制 泊発電所においては、発電所構内の火災に対し、消防活動を行うために自衛消防隊を組織している。自衛消防隊の組織体制を第2-19図及び第2-18表に示す。 予防散水は、この自衛消防隊の敷地内に24時間常駐している初期消火要員、消防車等により行う。</p> <div data-bbox="1388 399 1926 845"> </div> <p>第2-19図 自衛消防隊体制</p>	<p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・予防散水を実施する自衛消防隊の組織体制の相違（24時間常駐している初期消火要員にて予防散水を行うことについて差異はない。）</p> <p>【女川】 発電所名の相違</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊は消火栓等の水源も含めて記載</p>
重大事故等対応要員	構成	要員数																
緊急時対策本部要員 (発電所構内)	全体指揮者 ユニット指揮者 通報連絡係 現場調整係	6名																
連絡員 (中央制御室)		22名																
緊急安全対策要員 (発電所構内)	運転支援要員 炉内清掃要員 給水要員 設備要員 電源要員 消火活動要員	36名																
合計		64名																

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2.3.1.3-1表 主な自衛消防隊編成

機成	所屬等	役割
自衛消防隊長	発電部長 (1)	a.自衛消防隊の全体的指揮 b.現場責任者及び現場指揮者の選任
自衛消防隊長代行者 副隊長	指名者 (1)	a.自衛消防隊長不在時の代行
統括管理者	保安部長 (1)	a.自衛消防隊の統括管理 b.火災発生時の発電所本部での統括 指示及び指揮管理
火災防衛対策管理者	防災課長 (1)	a.統括管理者の補佐 b.消火方針の立案 c.原子力安全のための火災防衛に関する 指導
初期消火要員	連絡連絡責任者	連絡連絡責任者：発電課長 (1)
	現場責任者	現場責任者：特別管理班 (1)
	現場指揮者	現場指揮者：特別管理班 (1)
	消火担当	・平日昼間 (周辺防護区内) 運転員 (1) ・平日昼間 (周辺防護区外) 保安員 (1) ・平日夜間・休日 運転員 (1)
	消防車隊	a.消防車隊の消防指揮 b.消防自動車のアクセルシート及び操 縦場所の指示等 c.化学消防自動車の乗組員 d.消防自動車による消火活動 (優先) e.消火活動の準備 f.消防ホースの延長等
	消火班	a.消火器、消火栓等による消火活動
避難誘導班	a.消防機関の火災現場への誘導	
情報連絡班	a.管内関係機関への連絡、本店対策室 との連絡調整 b.火災情報の収集	
総務班	a.救護、警備	
影響評価班	a.プラント内の放射能の状況調査	

() 内は人数

(2) 自衛消防隊の力量維持のための訓練

自衛消防隊は、消火対応の力量を維持するために、訓練を計画的
 に実施する。

自衛消防隊に係る訓練を第2.3.1.3-2表に示す。

第2-18表 自衛消防隊編成

機成	所屬等	役割
自衛消防隊長 (統括管理者)	発電所次長 (1)	a. 自衛消防隊全体を指揮・統括 b. 公設消防との連携方針を統括
自衛消防隊長代行者	運営課長 (1)	a. 自衛消防隊長不在時の任務を代行
初期消火要員	連絡者	発電課長 (班長) (1)
	通報者	・平日昼間 運営課長 (1) ・平日夜間・休日 事務系当番者 (1)
	現場指揮者	・平日昼間 机上社員 (1) ・平日夜間・休日 当直員 (1)
	消火担当	委託員 (3)
	消防車操作担当	委託員 (2)
	消火補助担当	委託員 (2)
案内誘導担当	委託員 (1)	
本部指揮班	班長：運営課長 (1) 副班長：運営課副長 (1) 班員：各グループ員	a. 班長の指示を受け、自衛消防隊各種を 指揮 b. 各班からの連絡・連絡を受けると共に、 情報を収集し班長の判断を補佐
消火班	班長：運営課副長 (1) 副班長：教育センター副長 (1) 班員：各グループ員 初期消火要員 (連絡者、通報者を除く)	a. 消火器又は消火栓による消火活動 b. 火災状況等の情報収集
業務支援班 (避難誘導担当)	班長：総務課副長 (1) 副班長：建設課副長 (1) 班員：各グループ員	a. 避難場所への避難誘導
業務支援班 (救護担当)	班長：労務安全課副長 (1) 副班長：労務安全課主任 (1) 班員：各グループ員	a. 被災者への応急処置 b. 公設消防救急隊との連携 c. 被災者発生状況報告
放射線班	班長：安全管理課副長 (1) 副班長：安全管理課員 (1) 班員：各グループ員	a. 積重山重忠、汚染レベルの測定 b. 公設消防隊員の誘導 (管理区内) c. 自衛消防隊員及び公設消防隊員の放射線 測定

() 内は人数

(2) 初期消火要員の力量維持のための訓練

初期消火要員は、消火対応の力量を維持するために、訓練を計画的
 に実施する。

初期消火要員に係る訓練を第2-19表に示す。

【女川】記載方針の相違
 ・泊は自衛消防隊のうち
 初期消火要員の訓練
 について記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
<p>第2.3.1.3-2表 自衛消防隊に係る訓練</p> <table border="1" data-bbox="728 175 1310 502"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>実施</th> <th>対象者</th> <th>訓練内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>油火災消防訓練</td> <td>1回/年</td> <td>H29.9.21</td> <td>自衛消防車隊 新入社員</td> <td>変圧器等の油火災を想定した訓練</td> </tr> <tr> <td>消防自動車放水訓練</td> <td>2回/月</td> <td>24回</td> <td>自衛消防車隊</td> <td>消防自動車による放水訓練（外部火災訓練室）</td> </tr> <tr> <td>消防機関の指導による消防自動車泡放水訓練</td> <td>1回/年</td> <td>H29.9.21</td> <td>自衛消防車隊</td> <td>消防自動車による泡放水訓練</td> </tr> <tr> <td>海上災害防止センター消防訓練</td> <td>1回/年</td> <td>H29.9.11~ H29.9.15</td> <td>自衛消防車隊</td> <td>外郭施設（洗炭室）による実火消防訓練</td> </tr> <tr> <td>総合消防訓練</td> <td>1回/年</td> <td>H29.10.19</td> <td>自衛消防隊 事務新鋭勤務者</td> <td>事務所火災を想定した訓練</td> </tr> <tr> <td>放射線管理区域内消防訓練</td> <td>1回/年</td> <td>H29.12.13</td> <td>自衛消防隊 消防機関</td> <td>管理区域内火災を想定した訓練</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 予防散水計画</p> <p>防火帯により森林火災が発電用原子炉施設へ影響を及ぼすことはないが、森林火災の状況に応じて防火帯付近へ予防散水を行う。</p> <p>万一、防火帯の内側に飛び火した場合は、自衛消防隊の活動を予防散水から防火帯内側火災の初期消火活動に切り替え、消防車を使用し、継続して現場指揮者の指揮のもと初期消火活動・延焼防止活動を行う。</p> <p>なお、予防散水については、火災防護計画に定める。</p> <p>a. 予防散水に期待する効果</p> <p>防火帯は、防火帯突破確率1%となる防火帯幅 19.7m に対し、約20mの防火帯を設定している。</p> <p>予防散水は、防火帯付近を濡らすことで火の粉の発生や飛び移りの抑制を図り、防火帯の機能をより強化するために実施する。</p> <p>b. 防火帯付近への予防散水計画</p> <p>活動用水は、構内の消火栓および防火水槽を使用する。</p> <p>使用資機材は消防車2台。対応要員数は7名。</p> <p>防火帯付近散水エリアと消火栓および防火水槽位置を第2.3.1.3-2 図に示す。また、各散水エリアの予防散水計画を第2.3.1.3-3 表に示す。</p>	項目	頻度	実施	対象者	訓練内容	油火災消防訓練	1回/年	H29.9.21	自衛消防車隊 新入社員	変圧器等の油火災を想定した訓練	消防自動車放水訓練	2回/月	24回	自衛消防車隊	消防自動車による放水訓練（外部火災訓練室）	消防機関の指導による消防自動車泡放水訓練	1回/年	H29.9.21	自衛消防車隊	消防自動車による泡放水訓練	海上災害防止センター消防訓練	1回/年	H29.9.11~ H29.9.15	自衛消防車隊	外郭施設（洗炭室）による実火消防訓練	総合消防訓練	1回/年	H29.10.19	自衛消防隊 事務新鋭勤務者	事務所火災を想定した訓練	放射線管理区域内消防訓練	1回/年	H29.12.13	自衛消防隊 消防機関	管理区域内火災を想定した訓練	<p>第2-19表 初期消火要員に係る訓練</p> <table border="1" data-bbox="1344 175 1948 550"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>対象者</th> <th>訓練概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合訓練</td> <td>1回/年</td> <td>初期消火要員</td> <td>火災を想定した総合訓練</td> </tr> <tr> <td>通報連絡訓練</td> <td>1回/年</td> <td>発電課長（当直）、 事務系当番者</td> <td>連絡者→通報者→消防署（ゴミー）への通報訓練</td> </tr> <tr> <td>消防用資機材取扱い訓練</td> <td>1回/年</td> <td>机上社員、当直員、 委託員</td> <td>・防火服着用、空気呼吸装着訓練 ・消防自動車操作補助、消火訓練</td> </tr> <tr> <td>消防用設備取扱い訓練</td> <td>1回/年</td> <td>机上社員、当直員、 委託員</td> <td>消火栓、消火器等取扱い訓練</td> </tr> <tr> <td>消防自動車操作訓練</td> <td>1回/年以上</td> <td>委託員</td> <td>運転、泡消火操作訓練</td> </tr> <tr> <td>構内消防用設備教育</td> <td>1回/年以上</td> <td>机上社員、当直員、 委託員</td> <td>構内消防用設備設置場所等の習得</td> </tr> <tr> <td>構内建屋設置図教育</td> <td>1回/年以上</td> <td>委託員</td> <td>構内建屋設置場所等の習得</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 予防散水計画</p> <p>防火帯により森林火災が発電用原子炉施設へ影響を及ぼすことはないが、森林火災の状況に応じて防火帯付近へ予防散水を行う。</p> <p>万一、防火帯の内側に飛び火した場合は、初期消火要員の活動を予防散水から防火帯内側火災の消火活動に切り替え、継続して現場指揮者の指揮のもと消火活動・延焼防止活動を行う。</p> <p>なお、予防散水については、火災防護計画に定める。</p> <p>a. 予防散水に期待する効果</p> <p>防火帯は、防火帯突破確率1%となる防火帯幅 17.8m（発火点1）に対し、約20m（ただし、敷地東部の一部は自主的に約25m）の防火帯、45.3m（発火点2）に対し約46mの防火帯を設定している。</p> <p>予防散水は、防火帯付近を濡らすことで火の粉の発生や飛び移りの抑制を図り、防火帯の機能をより強化するために実施する。</p> <p>b. 防火帯付近への予防散水計画</p> <p>活動用水は、構内の消火栓、防火水槽及び河川水を使用する。</p> <p>使用資機材は化学消防自動車（泡消火薬剤含む）1台、水槽付消防ポンプ自動車1台及び大規模火災用消防自動車1台。対応要員数は11名。</p> <p>防火帯付近散水エリアと消火栓及び防火水槽位置を第2-20 図に示す。また、各散水エリアの予防散水計画を第2-20表に示す。</p>	項目	頻度	対象者	訓練概要	総合訓練	1回/年	初期消火要員	火災を想定した総合訓練	通報連絡訓練	1回/年	発電課長（当直）、 事務系当番者	連絡者→通報者→消防署（ゴミー）への通報訓練	消防用資機材取扱い訓練	1回/年	机上社員、当直員、 委託員	・防火服着用、空気呼吸装着訓練 ・消防自動車操作補助、消火訓練	消防用設備取扱い訓練	1回/年	机上社員、当直員、 委託員	消火栓、消火器等取扱い訓練	消防自動車操作訓練	1回/年以上	委託員	運転、泡消火操作訓練	構内消防用設備教育	1回/年以上	机上社員、当直員、 委託員	構内消防用設備設置場所等の習得	構内建屋設置図教育	1回/年以上	委託員	構内建屋設置場所等の習得	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は自衛消防隊のうち初期消火要員の訓練について記載（泊も女川も消火対応の力量を維持するのに必要な訓練を実施していることに相違はない）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は初期消火活動を実施する要員名を記載 【女川】名称の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価の結果、泊では地域特性上、一部で火線強度が極端に高くなることから、地点に応じて防火帯幅を設定している</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は水源として周辺の河川水も利用可能なため使用する。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・資機材の構成の相違及び対応要員数の相違 【女川】記載表現の相違</p>
項目	頻度	実施	対象者	訓練内容																																																																	
油火災消防訓練	1回/年	H29.9.21	自衛消防車隊 新入社員	変圧器等の油火災を想定した訓練																																																																	
消防自動車放水訓練	2回/月	24回	自衛消防車隊	消防自動車による放水訓練（外部火災訓練室）																																																																	
消防機関の指導による消防自動車泡放水訓練	1回/年	H29.9.21	自衛消防車隊	消防自動車による泡放水訓練																																																																	
海上災害防止センター消防訓練	1回/年	H29.9.11~ H29.9.15	自衛消防車隊	外郭施設（洗炭室）による実火消防訓練																																																																	
総合消防訓練	1回/年	H29.10.19	自衛消防隊 事務新鋭勤務者	事務所火災を想定した訓練																																																																	
放射線管理区域内消防訓練	1回/年	H29.12.13	自衛消防隊 消防機関	管理区域内火災を想定した訓練																																																																	
項目	頻度	対象者	訓練概要																																																																		
総合訓練	1回/年	初期消火要員	火災を想定した総合訓練																																																																		
通報連絡訓練	1回/年	発電課長（当直）、 事務系当番者	連絡者→通報者→消防署（ゴミー）への通報訓練																																																																		
消防用資機材取扱い訓練	1回/年	机上社員、当直員、 委託員	・防火服着用、空気呼吸装着訓練 ・消防自動車操作補助、消火訓練																																																																		
消防用設備取扱い訓練	1回/年	机上社員、当直員、 委託員	消火栓、消火器等取扱い訓練																																																																		
消防自動車操作訓練	1回/年以上	委託員	運転、泡消火操作訓練																																																																		
構内消防用設備教育	1回/年以上	机上社員、当直員、 委託員	構内消防用設備設置場所等の習得																																																																		
構内建屋設置図教育	1回/年以上	委託員	構内建屋設置場所等の習得																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

大飯発電所3/4号炉

第2.3.1.3-3表 防火帯付近散水エリアの予防散水計画

散水エリア	①	②	③	④	⑤	⑥
使用水源	市町村水道 (緑)	防火水槽 (青)	防火水槽 (青)	屋外放水設備 (青)	市町村水道 (青)	市町村水道 (青)
防火水槽容量 (貯水容量)	50m³ 約10分	40m³ 約10分	40m³ 約10分	—	50m³ 約10分	50m³ 約10分
消防自動車等の台数	1台	1台	1台	2台	1台	2台
連絡ホース展開距離 (最大展開距離) (最大展開距離)	約40m	約40m	約40m	約40m	約40m	約40m
消防自動車等の台数	1台	1台	1台	2台	1台	2台
連絡ホース展開距離 (最大展開距離) (最大展開距離)	約40m	約40m	約40m	約40m	約40m	約40m
防火帯付近 敷設時間	—	—	—	約10分	約10分	約10分
予防散水継続時間	約10分	約10分	約10分	約10分以上	約10分	約10分
対応人数	1名	1名	1名	1名	1名	1名

注1: 防火帯付近は、初期対応を要する。他種・普通火災。
 注2: 防火帯付近は、初期対応を要する。他種・普通火災。
 注3: 防火帯付近は、初期対応を要する。他種・普通火災。
 注4: 防火帯付近は、初期対応を要する。他種・普通火災。


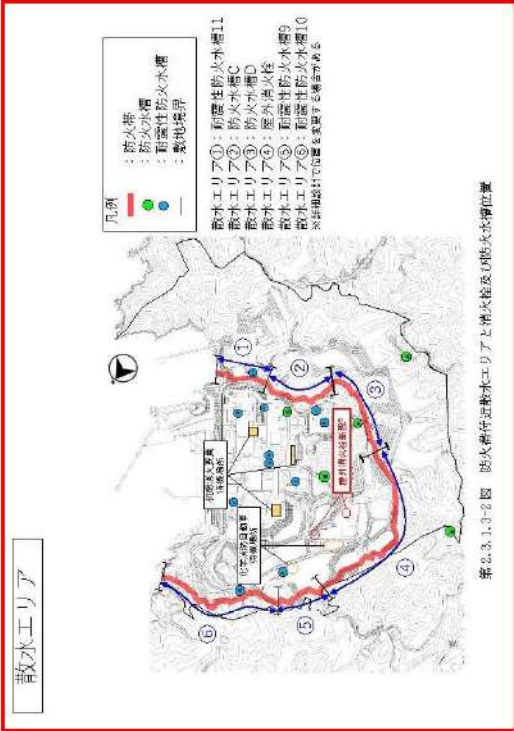

第2-20表 防火帯付近散水エリアの予防散水計画

散水エリア	A	B	C
使用水源	河川水 防火水槽No.1 屋外消火栓	防火水槽No.1 屋外消火栓	防火水槽No.1 屋外消火栓
防火水槽容量	(60m³)	60m³	60m³
消火ホース展開距離 (最長距離)	40m	550m	800m
消防自動車等の台数	2台	2台	3台
連絡から予防散水開始まで (消火ホース展開最長箇所)	約22分	約31分	約30分
防火帯外線到達時間	発火点2 0.8h	—	発火点1 4.6h
予防散水継続時間	防火水槽使用時 約158分)	約158分	約158分
対応人数	初期消火要員 11名		

【女川】設計方針の相違
 ・防火帯付近における
 予防散水計画の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 消火設備配置図</p> <p>■ 専属消防隊待機場所 ● 燃料消火栓 ○ 防火帯</p> <p>上記の方法により、火災を覚知した後、自衛消防隊により初期消火活動を実施するが、消火活動の成立性については以下のとおり評価した。</p> <p>①自衛消防隊の初期消火活動要員が24時間常駐しており、早期に消火体制の確立が可能。</p> <p>②外部火災を覚知してから、初期消火活動要員による消火活動開始までに要する時間は過去の訓練実績より約11分（平成25年3月13日の訓練実績）であるので、30分程度で消火（散水）活動が開始できると考えられる</p> <p>③初期消火活動要員および敷地内に待機している消防自動車については以下のとおり。</p>	 <p>凡例 ○：防火帯 ●：消火栓 ○：耐震性防火水槽 ○：敷地境界</p> <p>散水エリア①：耐震性防火水槽11 散水エリア②：防火水槽C 散水エリア③：防火水槽D 散水エリア④：屋外消火栓 散水エリア⑤：耐震性防火水槽9 散水エリア⑥：耐震性防火水槽10 ※詳細設計では圖を参照する場合があります。</p> <p>第2.3.1.3-2図 防火帯付近散水エリアと消火栓及び防火水槽位置</p> <p>散水エリア</p> <p>(4) 散水開始までの所要時間</p> <p>a. 防火帯への散水 発電所周辺付近からの想定森林火災の火炎到達時間が最短（約1.8時間）となる発火点3から出火した森林火災が、最短で防火帯外縁に到達する散水地点において予防散水を行う。散水位置を第2.3.1.3-3図に示す。</p>	 <p>【凡例】 ○：消火栓 ●：防火水槽</p> <p>散水エリアB 茶津川 散水エリアA 散水エリアC</p> <p>A：河川水を用いて消防車で放水 閉閉所の消火栓または防火水槽 から給水して放水 B：閉閉所の消火栓または防火水槽 から給水して放水 C：閉閉所の消火栓または防火水槽 から速く開断なく放水することが 困難な場合、消火栓または防火 水槽からホースを敷設して放水</p> <p>第2-21図 防火帯付近散水エリアと消火栓及び防火水槽位置</p> <p>(4) 散水開始までの所要時間</p> <p>a. 防火帯への散水 発電所周辺付近からの想定森林火災の火炎到達時間が最短（約0.8時間）となる発火点2から出火した森林火災が、最短で防火帯外縁に到達する散水地点において予防散水を行う。散水位置を第2-21図に示す。</p>	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる防火帯の散水エリア設定及び給水源（消火栓、防火水槽）の設置場所の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による解析結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

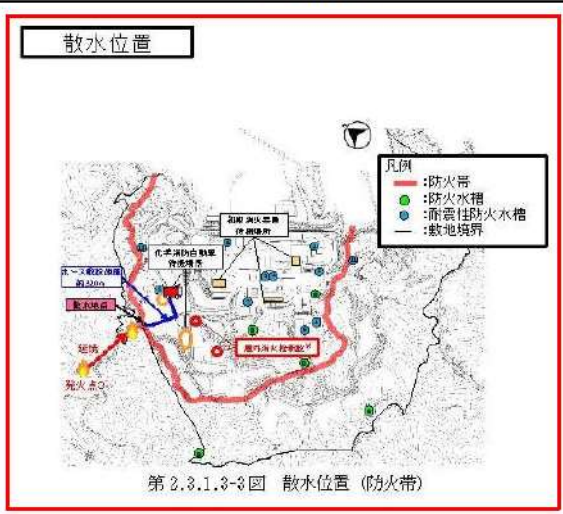
以上より、森林火災発生後、短時間で消火活動が可能であることから、火災の到達時間約2.7時間以内での発電所の自衛消防隊による対応は可能である。

表 消防自動車仕様

消防自動車	数量
化学消防車 <仕様:0.85MPa、2000L/min以上>	1台
小型動力ポンプ付水槽車 <仕様:0.7MPa、1000L/min以上、5,000L>	1台

図 森林火災発生時の初期消火対応の流れ

なお、森林火災発生時の自衛消防隊の活動内容として森林火災から防火帯を超えてくる飛び火の影響を防止するための防火帯に沿った散水活動を実施する。

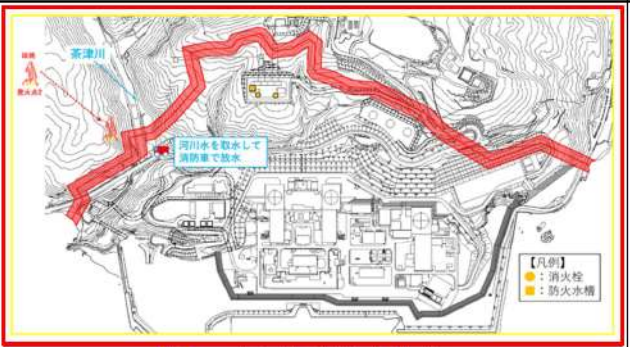


b. 所要時間
 第2.3.1.3-4表に示すとおり、出動連絡後、約32分で散水活動が可能である。
 なお、想定上の所要時間は、過去の実績等から想定した時間により算定した。（別紙2-9）

第2.3.1.3-4表 散水開始までの所要時間

事項	内容	対応者	経過時間(分)		
			0	1	1.8
①火災発生	森林火災発生	-	0	0	0
②火災発生	警報機による発火警報発生(火災発生)	正門警備隊 中央警備隊	0	0	0
③出動準備	消防隊へ連絡 出動準備(消防隊へ連絡)	消防隊	0	0	0
④出動	消防隊の出動	消防隊	0	0	0
⑤出動開始	消防隊の出動開始	消防隊	0	0	0

c. 評価結果
 発火点3の火災到達時間1.8時間（約108分）以内で予防散水が可能である。



b. 所要時間
 第2-21表に示すとおり、出動連絡後、約22分で散水活動が可能である。
 なお、想定上の所要時間は、過去の実績等から想定した時間により算定した。（別紙2-9）

第2-21表 散水開始までの所要時間

事項	内容	対応者	経過時間(分)												
			0	5	10	15	20	25	30	35	40	45			
①火災発生	森林火災発生	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②火災発生	警報機による発火警報発生(火災発生)	正門警備隊 中央警備隊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③出動準備	消防隊へ連絡 出動準備(消防隊へ連絡)	消防隊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④出動	消防隊の出動	消防隊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤出動開始	消防隊の出動開始	消防隊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

c. 評価結果
 発火点2の火災到達時間0.8時間（約52分）以内で予防散水が可能である。

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による火災到達時間が最短となる発火点位置の相違

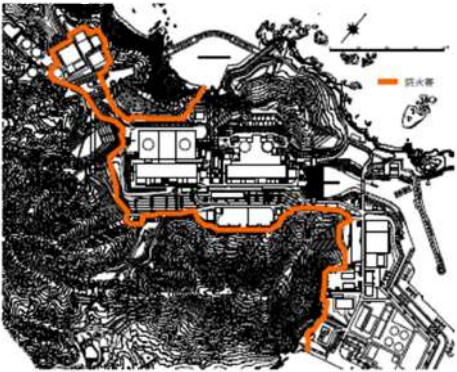
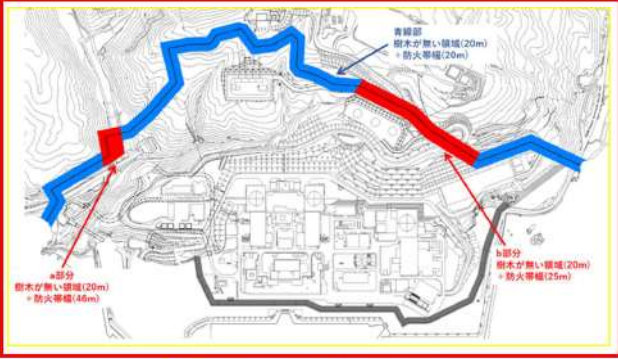
【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映；着色せず）
 【女川】設計方針の相違
 ・構内地形及び発火点の違いによる所要時間の相違

【女川】設計方針の相違
 ・構内地形及び発火点の違いによる所要時間の相違

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による解析結果の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料4</p> <p>2. 防火帯設定の考え方について 防火帯設定の考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林火災の延焼を防止するために、森林伐採を実施し、評価上必要とする防火帯(18m以上)を森林の外縁に沿う様に設置する 屋外重大事故等対処設備についても防火帯の内側となる様に防火帯を設定する 発電所設備、駐車場についても配置を考慮し、延焼の可能性のあるものと干渉しないように防火帯を設定する 防火帯については、車両の駐車を禁止するなど、可燃物が存在しないようにするとともに、必要に応じて除草等の管理を行う  <p>図 防火帯の設定</p>	<p>2.3.2 防火帯幅の評価結果</p> <p>第 2.2-11 表の評価結果から、評価上必要とされる防火帯幅約19.7mに対し、20m幅の防火帯を設定する（第2.3.2-1図）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 森林火災の延焼を防止するために、防火帯を設定する。 防火帯は防護対象設備（クラス1，2）（固体廃棄物貯蔵所及び開閉所等の一部クラス3設備を含む）及び重大事故等対処設備を囲うように設定する。 防火帯は発電所設備及び駐車場の配置状況を考慮し、干渉しないように設定する。 防火帯の設定に当たっては、草木を伐採する等、可燃物を排除する。その後、モルタル吹付を行い、草木の育成を抑制し、可燃物が無い状態を維持する。また、防火帯の管理（定期的な点検等）の方法を火災防護計画に定める。（別紙2-1）  <p>第 2.3.2-1図 防火帯設置位置</p>	<p>2.3.2 防火帯幅の評価結果</p> <p>第2-14表、第2-17表の評価結果から、評価上必要とされる防火帯幅約17.8m（発火点1）に対し、20m幅（ただし、敷地東部の一部は自主的に25m幅）の防火帯、約45.3m（発火点2）に対し、46m幅の防火帯を設定する（第2-22図）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 森林火災の延焼を防止するために、森林側から樹木が無い領域及び防火帯を設定する。 防火帯は防護対象設備（クラス1，2）（固体廃棄物貯蔵庫、開閉所等の一部クラス3設備を含む）及び重大事故等対処設備を囲うように設定する。 防火帯は発電所設備及び駐車場の配置状況を考慮し、干渉しないように設定する。 防火帯及び樹木が無い領域の設定に当たっては、草木を伐採する等、可燃物を排除する。その後、防火帯及び樹木がない領域の一部についてはモルタル吹付を行い、草木の育成を抑制し、可燃物が無い状態を維持する。また、防火帯及び樹木がない領域の管理（定期的な点検等）の方法を火災防護計画に定める。（別紙2-1）  <p>第2-22図 防火帯設置位置</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価の結果、泊では地域特性上、一部で火線強度が極端に高くなることから、地点に応じて防火帯幅を設定し、防火帯の外側に樹木が無い領域を設定している。（泊も女川も外部火災影響評価ガイドに基づいて設定していることに相違はない。）</p> <p>【女川】名称の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による防火帯位置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

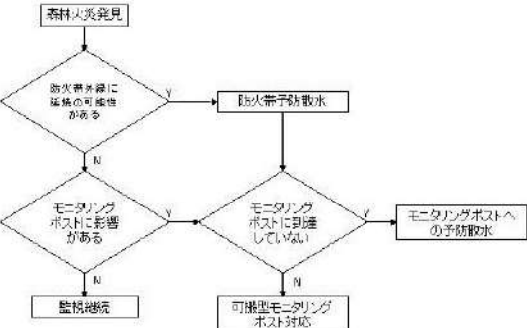
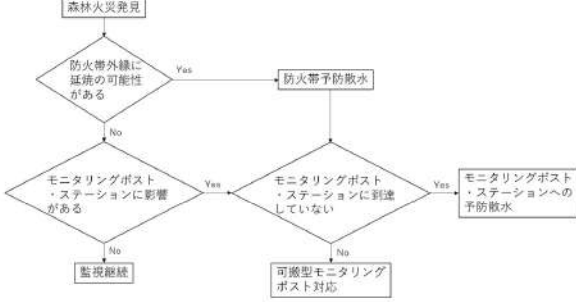
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 16</p> <p>外部火災時の屋外モニタリングポストの対応について</p> <p>外部火災が発生した場合においても、原子炉を安全に停止するための設備に影響が無い様に、屋外機器である海水ポンプ、安全上重要な機器を内包した原子炉建屋間に必要な離隔距離を確保する事で外部火災による影響がないことを確認している。</p> <p>モニタリングポスト（クラス3）については、発電所敷地内で卓越する風向方向に設置されており、山中に設置されているものもある。</p> <p>また、放射線測定用の精密機器を有しているため、外部火災の影響を確実に防止できるものとは考えていない。なお、モニタリングポストへのアクセスルートにおいても、周辺には森林があり、発電所から最も離れたモニタリングポストまで約2kmあるため、大規模な森林火災が発生している際に敷地外モニタリングポストへの消火活動は困難であると考えている。</p> <p>このため、常設のモニタリングポスト等が外部火災により機能喪失した場合は、1 / 2号炉背面道路のコンテナ内に保管している可搬式モニタリングポスト（バッテリー駆動可能）による監視を実施する（可搬式モニタリングポストの設備配置例は図の通り）。なお、可搬式モニタリングポストについては、防火帯の内側に、かつ、常設のモニタリングポストの方向をカバーできる様に配置する。</p>	<p>2.3.3 外部火災時のモニタリングポストの対応について</p> <p>外部火災が発生した場合においても、発電用原子炉を安全に停止するための設備に影響がないように防火帯を設置し、安全上重要な設備はその内側に配置し、外部火災による影響がないことを確認している。</p> <p>モニタリングポストについては、女川原子力発電所の周辺監視区域付近における空間線量率の監視を行うために発電所敷地境界付近（防火帯の外側）に6箇所設置している。</p> <p>測定器は屋外に設置されており、外部火災による影響を確実に防止できるものとは考えない。</p> <p>なお、森林火災の進展によりモニタリングポストの機能が喪失した場合は、防火帯の内側に保管している可搬型モニタリングポスト（バッテリー駆動可能：6台）により代替測定を実施する。</p> <p>可搬型モニタリングポストがモニタリングポスト周辺に設置できる場合は、その周辺に設置し、森林火災の延焼によりモニタリングポスト周辺に設置できない場合は、発電所構内の同一方向に設置する。可搬型モニタリングポスト等を配置場所まで運搬・設置し、監視・測定を開始するまでの所要時間は、1台当たり約30分を想定（6台設置する場合は、約4時間30分を想定）。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置イメージ図を第2.3.3-1図、配置図を第2.3.3-2図に示す。</p> <p>また、外部からの情報により森林火災を認識し、可能な限り影響の軽減を図るためモニタリングポスト付近へ予防散水計画を定める。</p> <div data-bbox="857 1177 1189 1430" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">第2.3.3-1図 可搬型モニタリングポスト（設置イメージ）</p>	<p>2.3.3 外部火災時のモニタリングポスト及びモニタリングステーションの対応について</p> <p>外部火災が発生した場合においても、発電用原子炉を安全に停止するための設備に影響がないように防火帯を設置し、安全上重要な設備はその内側に配置し、外部火災による影響がないことを確認している。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションについては、泊発電所の周辺監視区域付近における空間線量率の監視を行うために発電所敷地境界付近に8箇所（防火帯の外側は6箇所）設置している。</p> <p>測定器は屋外に設置されており、外部火災による影響を確実に防止できるものとは考えない。</p> <p>なお、森林火災の進展によりモニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が喪失した場合は、防火帯の内側に保管している可搬型モニタリングポスト（バッテリー駆動可能：7台）により代替測定を実施する。</p> <p>可搬型モニタリングポストがモニタリングポスト及びモニタリングステーション周辺に設置できる場合は、その周辺に設置し、森林火災の延焼によりモニタリングポスト及びモニタリングステーション周辺に設置できない場合は、発電所構内の同一方向に設置する。可搬型モニタリングポスト等を配置場所まで運搬・設置し、監視・測定を開始するまでの所要時間は、1台当たり約30分を想定（7台設置する場合は、約3時間30分を想定）。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置イメージ図を第2-23図、配置図を第2-24図に示す。</p> <p>また、外部からの情報により森林火災を認識し、可能な限り影響の軽減を図るためモニタリングポスト及びモニタリングステーション付近へ予防散水計画を定める。</p> <div data-bbox="1503 1158 1798 1445" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">第2-23図 可搬型モニタリングポスト（設置イメージ）</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる設備構成及び台数の相違</p> <p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる設備構成及び台数の相違（泊の7台の内訳：防火帯外側6台＋防火帯近傍1台）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる設備構成及び台数の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>以上</p>	 <p>図2.3.3-4 可搬型モニタリングポスト設置位置</p> <p>【可搬型モニタリングポストによる火災対策】 森林火災が発生した場合、防火帯内側にある発電用原子炉施設の防護を第一に考える。ただし、可能な限り影響の軽減を図るため、外部からの情報により森林火災を認識し、風向き等から森林火災が発電用原子炉施設に影響を与えないと判断した場合、発電所敷地境界へ到達するまでに時間的な余裕がある場合は、モニタリングポスト付近への予防散水を行う。森林火災時のモニタリングポスト対応フローを第2.3.3-3図に示す。</p> <p>モニタリングポスト付近への予防散水計画を第2.3.3-1表に示す。 モニタリングポスト付近への予防散水を第2.3.3-4図に示す。</p>	 <p>図2-24 可搬型モニタリングポスト設置位置</p> <p>【可搬型モニタリングポストによる火災対策】 森林火災が発生した場合、防火帯内側にある発電用原子炉施設の防護を第一に考える。ただし、可能な限り影響の軽減を図るため、外部からの情報により森林火災を認識し、風向き等から森林火災が発電用原子炉施設に影響を与えないと判断した場合、発電所敷地境界へ到達するまでに時間的な余裕がある場合は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション付近への予防散水を行う。森林火災時のモニタリングポスト及びモニタリングステーション対応フローを第2-25図に示す。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション付近への予防散水計画を第2-22表に示す。 モニタリングポスト及びモニタリングステーション付近への予防散水エリアを第2-26図に示す。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる設置位置の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2.3.3-2図 森林火災時のモニタリングポスト対応フロー図</p> <p>(2) 予防散水の検証結果 (a) 森林火災を想定した予防散水 (モニタリングポスト) 実施日：平成26年3～7月 想定火災到達地点：モニタリングポストNo.1～6 訓練内容：出動連絡、移動、ホース展開、消防車連結、散水 所要時間：実施結果は第2.3.3-2表に示す。訓練の様子を第2.3.3-4図に示す。</p> <p>評価：</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリングポストへの消防車による散水を実施し散水は可能。 出動から散水開始までの実績時間は約15～93分となった。 消防車2台連結により実施し、散水可能であった。 予防散水のうち実施条件が厳しいモニタリングポストNo.1で散水が可能であるため、全ての防火帯付近の散水エリアに対し、所定の時間内で散水可能であると評価する。 <p>※モニタリングポストNo.5は女川ゲート付近に移設予定および敷地造成工事のため、工事完了後、再訓練を実施し、散水までの所要時間を確認する。</p>	 <p>第2-25図 森林火災時のモニタリングポスト・ステーション対応フロー図</p> <p>(2) 予防散水の検証結果 a. 森林火災を想定した予防散水 (モニタリングポスト) 実施日：平成25年9月 想定火災到達地点：モニタリングポストNo.5 訓練内容：出動連絡、移動、ホース展開、消防車連結、散水 所要時間：実施結果は第2-23表に示す。訓練の様子を第2-26図に示す。</p> <p>評価：</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリングポストへの消防車による散水を実施し散水は可能。 出動から散水開始までの実績時間は約25分となった。 消防車2台連結により実施し、散水可能であった。 予防散水のうち実施条件が厳しいモニタリングポストNo.5で散水が可能であるため、すべてのモニタリングポスト・ステーションに対し、所定の時間内で散水可能であると評価する。 <p>また、防潮堤の再構築により構内入構ルートが変更になるため、予防散水活動時に本ルートを通行するモニタリングポストNo.2及びNo.6については、過去の実績等から想定時間を算定した結果、約24分及び約34分となり、所定の時間内で散水可能であると評価する。</p>	<p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる設備構成の相違</p> <p>【女川】実施時期の相違 【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる設備構成の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる予防散水時間の相違 【女川】記載方針の相違・対象箇所の明記</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる発電所構内状況の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2.3.3-1表 モニタリングポストへの予防散水計画

火災到達ポイント	モニタリングポスト No.1	モニタリングポスト No.2	モニタリングポスト No.3	モニタリングポスト No.4	モニタリングポスト No.5	モニタリングポスト No.6	モニタリングポスト No.7
防火扉位置	社庫入り口	社庫入り口	社庫入り口	社庫入り口	社庫入り口	社庫入り口	社庫入り口
防火扉位置	約640m	約600m	約600m	約600m	約600m	約600m	約600m
消防自動車等の台数	2台	2台	1台	1台	1台	1台	1台
消防自動車等からの想定	約94分	約47分	約22分	約23分	約16分	約17分	約17分
予防散水継続時間	約150分	約150分	約100分	約100分	約150分	約150分	約150分
対応人数	初期消火要員10名 ・消防隊責任者：1名 ・風防隊員：1名 ・防火班員：1名	初期消火要員10名 ・消防隊責任者：1名 ・風防隊員：1名 ・防火班員：1名	初期消火要員10名 ・消防隊責任者：1名 ・風防隊員：1名 ・防火班員：1名	初期消火要員10名 ・消防隊責任者：1名 ・風防隊員：1名 ・防火班員：1名	初期消火要員10名 ・消防隊責任者：1名 ・風防隊員：1名 ・防火班員：1名	初期消火要員10名 ・消防隊責任者：1名 ・風防隊員：1名 ・防火班員：1名	初期消火要員10名 ・消防隊責任者：1名 ・風防隊員：1名 ・防火班員：1名

※ 貯水量については、定期点検を実施し、維持・管理する。

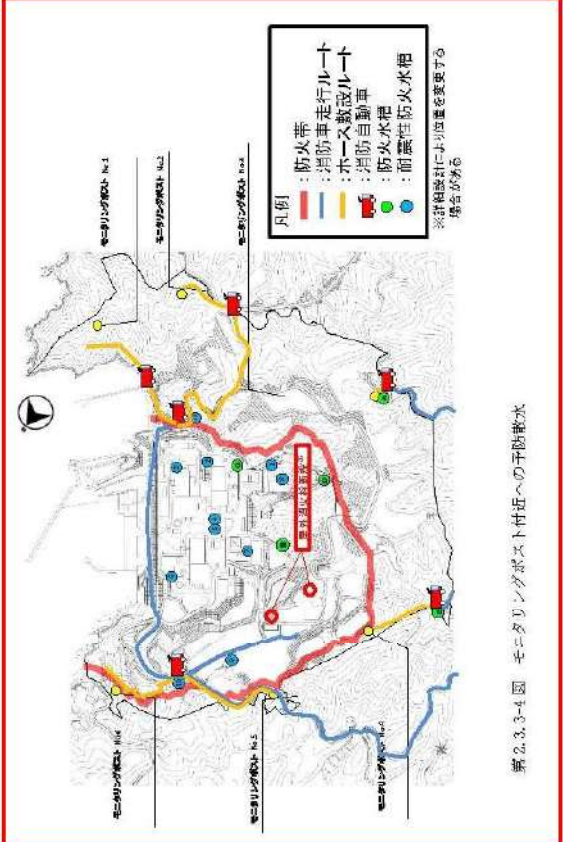
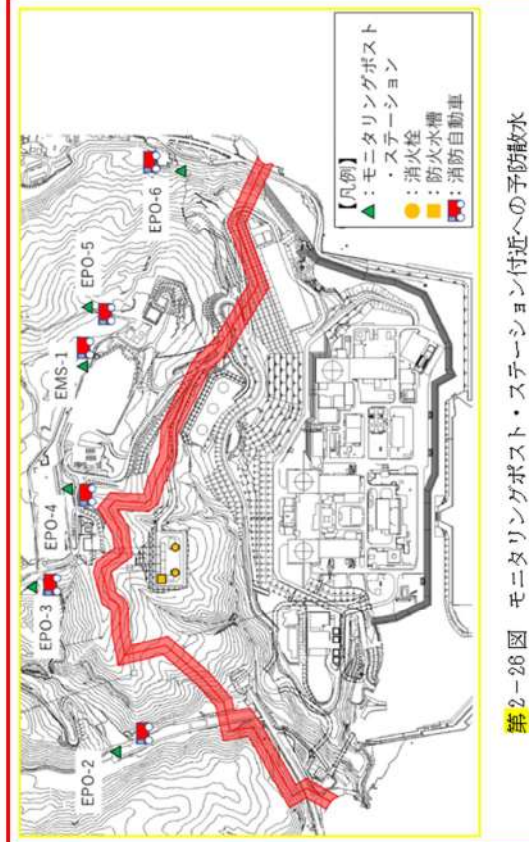
第2-22表 モニタリングポスト・ステーション付近への予防散水計画

火災到達ポイント	EPO-2	EPO-3~EPO-5 EMS-1	EPO-8
使用水源	河川水 防火水槽No.1 屋外消火栓	防火水槽No.1 屋外消火栓	防火水槽No.1 屋外消火栓
防火水槽容量	(80m ³)	80m ³	80m ³
消防自動車等の台数	2台	2台	2台
連絡から予防散水開始まで (訓練実績)	—※1	約25分	—※1
連絡から予防散水開始まで (過去の実績等からの想定)	約24分※2	—	約34分※2
予防散水継続時間(間欠)	(防火水槽使用時 約158分)	約158分	約158分
対応人数	初期消火要員 11名		

※1：構内入構ルート変更前は、移動距離がEPO-5よりも短いことから、EPO-5の訓練結果に包絡される。
 ※2：構内入構ルート変更予定のため、過去の実績等から所要時間を算出した。(別紙2-8)

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違い
 による設備構成及び予
 防散水時間の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2.3.3-4図 モニタリングポスト付近への予防放水</p>	 <p>第2-28図 モニタリングポスト・ステーション付近への予防放水</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる設備構成及び予防放水時間の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2.3.3-2表 モニタリングポスト付近への予防散水活動時間（1/3）

（モニタリングポストNo.1）

人員異動ポイント	内容	【個人防護開始までの時間】 実績：0分00秒	
モニタリング ポストNo.1	初期消火要員への連絡	連絡 マ	
	受検後、消防自動車等の到着までの時間		実績：0分08秒
	消火器具付近に到着するまでの時間		実績：0分41秒
	消防ホースの巻戻し・設置までの時間		実績：0分18秒
	消防ホース設置完了後防散水までの時間		実績：1分05秒

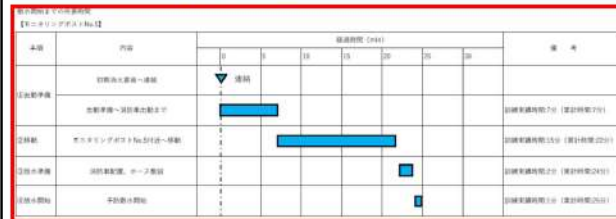
■：実績を基にした時間（単位：1分0.5秒、記録：黒字）

（モニタリングポストNo.2）

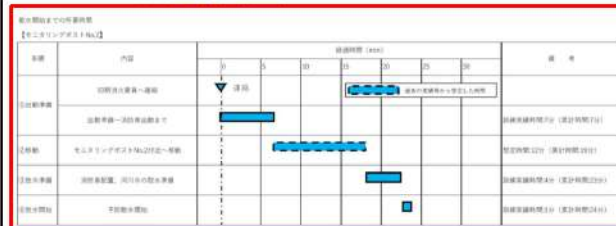
人員異動ポイント	内容	【個人防護開始までの時間】 実績：0分00秒	
モニタリング ポストNo.2	初期消火要員への連絡	連絡 マ	
	受検後、消防自動車等の到着までの時間		実績：0分00秒
	消火器具付近に到着するまでの時間		実績：0分02秒
	消防ホースの巻戻し・設置までの時間		実績：0分10秒
	消防ホース設置完了後防散水までの時間		実績：0分18秒

■：実績を基にした時間（単位：1分0.5秒、記録：黒字）

第2-23表 モニタリングポスト・ステーション付近への予防散水活動時間（1/3）



第2-23表 モニタリングポスト・ステーション付近への予防散水活動時間（2/3）



【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる設備構成及び予防散水時間の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
	<p>第2.3.3-2表 モニタリングポスト付近への予防散水活動時間（2/3）</p> <p>（モニタリングポストNo.3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災監視ポイント</th> <th>内容</th> <th>【防火設備開始後までの時間】 実績：1分59秒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">モニタリングポストNo.3</td> <td>初期消火要員への連絡</td> <td>連絡済</td> </tr> <tr> <td>実行後、消防出動要等の発達までの時間</td> <td>実績：7分0秒</td> </tr> <tr> <td>消防隊を待機に到着するまでの時間</td> <td>実績：11分22秒</td> </tr> <tr> <td>消防ホースの接続・設置までの時間</td> <td>実績：2分47秒</td> </tr> <tr> <td>消防ホース設置後の予防散水までの時間</td> <td>実績：4分0秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>■：実績を基にした時間（日付：H26.3.6 実績：青）</p> <p>（モニタリングポストNo.4）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災監視ポイント</th> <th>内容</th> <th>【防火設備開始後までの時間】 実績：9分56秒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">モニタリングポストNo.4</td> <td>初期消火要員への連絡</td> <td>連絡済</td> </tr> <tr> <td>実行後、消防出動要等の発達までの時間</td> <td>実績：6分40秒</td> </tr> <tr> <td>消防隊を待機に到着するまでの時間</td> <td>実績：21分20秒</td> </tr> <tr> <td>消防ホースの接続・設置までの時間</td> <td>実績：9分25秒</td> </tr> <tr> <td>消防ホース設置後の予防散水までの時間</td> <td>実績：4分0秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>■：実績を基にした時間（日付：H26.7.24 実績：青）</p>	火災監視ポイント	内容	【防火設備開始後までの時間】 実績：1分59秒	モニタリングポストNo.3	初期消火要員への連絡	連絡済	実行後、消防出動要等の発達までの時間	実績：7分0秒	消防隊を待機に到着するまでの時間	実績：11分22秒	消防ホースの接続・設置までの時間	実績：2分47秒	消防ホース設置後の予防散水までの時間	実績：4分0秒	火災監視ポイント	内容	【防火設備開始後までの時間】 実績：9分56秒	モニタリングポストNo.4	初期消火要員への連絡	連絡済	実行後、消防出動要等の発達までの時間	実績：6分40秒	消防隊を待機に到着するまでの時間	実績：21分20秒	消防ホースの接続・設置までの時間	実績：9分25秒	消防ホース設置後の予防散水までの時間	実績：4分0秒	<p>第2-23表 モニタリングポスト・ステーション付近への予防散水活動時間（3/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="5">経過時間（分）</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>分</th> <th>秒</th> <th>分</th> <th>秒</th> <th>分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火監視</td> <td>初期消火要員への連絡</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防火監視</td> <td>消防隊への到着を待機する</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>消防隊到着後7分（設計時間5分）</td> </tr> <tr> <td>消防隊</td> <td>モニタリングポストNo.3付近へ移動</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>想定時間7分（設計時間5分）</td> </tr> <tr> <td>消防隊</td> <td>消防ホース、ホース接続</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>想定時間2分（設計時間2分）</td> </tr> <tr> <td>消防隊</td> <td>予防散水開始</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>想定時間1分（設計時間1分）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	経過時間（分）					備考	分	秒	分	秒	分	防火監視	初期消火要員への連絡	0	0	0	0	0		防火監視	消防隊への到着を待機する	0	0	0	0	0	消防隊到着後7分（設計時間5分）	消防隊	モニタリングポストNo.3付近へ移動	0	0	0	0	0	想定時間7分（設計時間5分）	消防隊	消防ホース、ホース接続	0	0	0	0	0	想定時間2分（設計時間2分）	消防隊	予防散水開始	0	0	0	0	0	想定時間1分（設計時間1分）	<p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる設備構成及び予防散水時間の相違</p>
火災監視ポイント	内容	【防火設備開始後までの時間】 実績：1分59秒																																																																																		
モニタリングポストNo.3	初期消火要員への連絡	連絡済																																																																																		
	実行後、消防出動要等の発達までの時間	実績：7分0秒																																																																																		
	消防隊を待機に到着するまでの時間	実績：11分22秒																																																																																		
	消防ホースの接続・設置までの時間	実績：2分47秒																																																																																		
	消防ホース設置後の予防散水までの時間	実績：4分0秒																																																																																		
火災監視ポイント	内容	【防火設備開始後までの時間】 実績：9分56秒																																																																																		
モニタリングポストNo.4	初期消火要員への連絡	連絡済																																																																																		
	実行後、消防出動要等の発達までの時間	実績：6分40秒																																																																																		
	消防隊を待機に到着するまでの時間	実績：21分20秒																																																																																		
	消防ホースの接続・設置までの時間	実績：9分25秒																																																																																		
	消防ホース設置後の予防散水までの時間	実績：4分0秒																																																																																		
項目	内容	経過時間（分）					備考																																																																													
		分	秒	分	秒	分																																																																														
防火監視	初期消火要員への連絡	0	0	0	0	0																																																																														
防火監視	消防隊への到着を待機する	0	0	0	0	0	消防隊到着後7分（設計時間5分）																																																																													
消防隊	モニタリングポストNo.3付近へ移動	0	0	0	0	0	想定時間7分（設計時間5分）																																																																													
消防隊	消防ホース、ホース接続	0	0	0	0	0	想定時間2分（設計時間2分）																																																																													
消防隊	予防散水開始	0	0	0	0	0	想定時間1分（設計時間1分）																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2.3.3-2表 モニタリングポスト付近への予防散水活動時間（3/3）

（モニタリングポストNo.5）

火災監視ポイント	内容	【消火設備開始までの時間】	
		記録	実績
モニタリングポストNo.5	初期消火要員への連絡	記録 ▽	
	警戒後、消防自動車等の到着までの時間		実績：5分43秒
	消火地帯付近に到着するまでの時間		実績：1分38秒
	消防ホースの接続・設置までの時間		実績：3分59秒*
	消防ホース設置後の予防散水までの時間		実績：2分53秒*

■：実績を要した時間（日付：H26.4.24 実施：青）
 *：モニタリングポストNo.5設置時の記録実績、設置後に記録を実施予定

（モニタリングポストNo.6）

火災監視ポイント	内容	【消火設備開始までの時間】	
		記録	実績
モニタリングポストNo.6	初期消火要員への連絡	記録 ▽	
	警戒後、消防自動車等の到着までの時間		実績：5分21秒
	消火地帯付近に到着するまでの時間		実績：1分58秒
	消防ホースの接続・設置までの時間		実績：4分51秒
	消防ホース設置後の予防散水までの時間		実績：2分50秒

■：実績を要した時間（日付：H26.5.29 実施：青）



第2.3.3-4図 消防自動車による予防散水

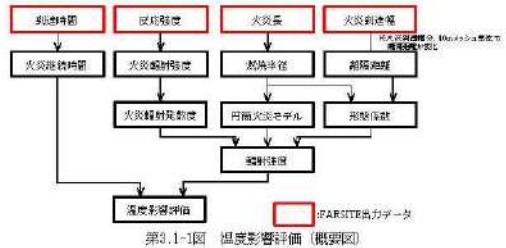
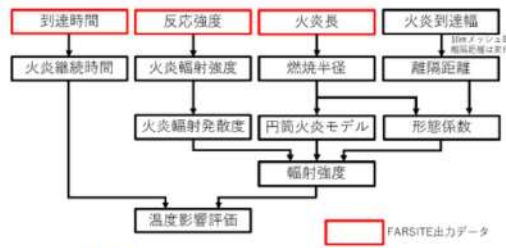


第2-27図 消防自動車による予防散水

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる設備構成及び予防散水時間の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>添付資料5 森林火災における温度影響評価について</p> <p>1. 熱影響評価の流れ 熱影響評価の流れを以下に示す。 (ア) FARSITE 解析を実施 (イ) 火災前線における火災放射発散度が最大となるメッシュを確認</p> <table border="1" data-bbox="100 379 672 510"> <tr> <td>FARSITE 評価結果 (ケース3)</td> <td>火災放射発散度が最大となるメッシュの燃焼データ</td> </tr> <tr> <td>火災放射発散度</td> <td>422kW/m² → 500kW/m² (余裕を見た値)</td> </tr> <tr> <td>火炎長</td> <td>1.060m</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径</td> <td>0.354m</td> </tr> </table> <p>その他、熱評価に際しては、以下のパラメータを使用した。</p> <table border="1" data-bbox="100 550 649 598"> <tr> <td>火炎到達幅</td> <td>4700m</td> </tr> <tr> <td>円筒火炎モデル数</td> <td>6651個 (10mメッシュあたりでは約14個)</td> </tr> </table> <p>(ウ) 火炎長、燃焼半径、離隔距離から形態係数を算出 (エ) 円筒火炎モデルによる熱影響評価を実施 $E = R_f \cdot \Phi$ (E: 受熱面輻射強度、R_f: 火災放射発散度、Φ: 形態係数)</p> <p>上記(ウ)において、評価点～円筒モデルの離隔距離を任意に設定し計算する（許容温度近くになる様、温度を算出する）事で危険距離を算出する。</p> <p>なお、評価対象設備における許容温度は以下のとおり。</p> <p>a. 原子炉施設（建屋） コンクリートの耐熱温度（コンクリートの圧縮強度が下がり始める温度）：200℃</p> <p>b. 海水ポンプ 海水ポンプの冷却空気温度：□℃（軸受の潤滑機能維持に必要な油膜厚さが確保される温度）</p> <p>以上より算出した危険距離は以下のとおりとなり、森林との最短離隔距離よりも短くなるため、設備への熱影響はない。</p> <p>a. 原子炉施設（建屋）：16m<38m（森林との最短離隔距離） b. 海水ポンプ：□m<203m（森林との最短離隔距離）</p> <p>また、防火帯の外縁から各評価対象設備までの最短離隔距離にて算出した温度は以下のとおりとなり、許容温度を満足している。</p> <p>a. 原子炉施設（建屋）（離隔距離38mにおける外壁表面温度）：92℃<200℃ b. 海水ポンプ（離隔距離203mにおける冷却空気温度）：39℃<□℃</p>	FARSITE 評価結果 (ケース3)	火災放射発散度が最大となるメッシュの燃焼データ	火災放射発散度	422kW/m ² → 500kW/m ² (余裕を見た値)	火炎長	1.060m	燃焼半径	0.354m	火炎到達幅	4700m	円筒火炎モデル数	6651個 (10mメッシュあたりでは約14個)	<p>3. 温度影響評価 3.1 パラメータの算出 (1) 温度影響評価の流れ</p> <p>FARSITE 出力より得られた、到達時間、反応強度及び火炎長より、各建屋のコンクリート表面温度を評価する。(第3.1-1図参照)</p> <p>なお、FARSITE 出力項目を第3.1-1表に、発火点毎のFARSITE解析結果を第3.1-2表に示す。</p>  <p>第3.1-1図 温度影響評価（概念図）</p> <table border="1" data-bbox="728 758 1254 1061"> <caption>第3.1-1表 FARSITE出力項目（温度影響評価関係）</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">FARSITE 出力</td> <td>到達時間 [h]</td> <td>出火から火災の前線が該当地点に到達するまでの時間（火災継続時間の算出）</td> </tr> <tr> <td>反応強度 [kW/m²]</td> <td>単位面積当たりの熱放出強度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模（火災放射強度の算出）</td> </tr> <tr> <td>火炎長 [m]</td> <td>火炎の高さ（円筒火炎モデルの形態係数の算出）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">FARSITE 出力より算出したデータ</td> <td>火災継続時間 [h]</td> <td>到達時間から算出（円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出）</td> </tr> <tr> <td>火災放射強度 [kW/m²]</td> <td>発電所防火帯外縁より約10m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377^{※1}を乗じて算出（円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出）</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径 [m]</td> <td>火炎長に基づき算出（円筒火炎モデルの形態係数の算出）</td> </tr> <tr> <td>火炎到達幅 [m]</td> <td>発電所敷地境界の火災最前線の長さ（円筒火炎モデル数の算出）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 発電所敷地近傍には針葉樹、落葉広葉樹がある。そのため、輻射熱割合は、針葉樹：0.377（並次に落葉広葉樹）：0.371（米国防火協会（NFPA）「THE SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering」に定める係数）のうち保守的に大きい値である0.377を採用した。</p>	項目	内容（用途）	FARSITE 出力	到達時間 [h]	出火から火災の前線が該当地点に到達するまでの時間（火災継続時間の算出）	反応強度 [kW/m ²]	単位面積当たりの熱放出強度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模（火災放射強度の算出）	火炎長 [m]	火炎の高さ（円筒火炎モデルの形態係数の算出）	FARSITE 出力より算出したデータ	火災継続時間 [h]	到達時間から算出（円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出）	火災放射強度 [kW/m ²]	発電所防火帯外縁より約10m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377 ^{※1} を乗じて算出（円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出）	燃焼半径 [m]	火炎長に基づき算出（円筒火炎モデルの形態係数の算出）	火炎到達幅 [m]	発電所敷地境界の火災最前線の長さ（円筒火炎モデル数の算出）	<p>3. 温度影響評価 3.1 パラメータの算出 (1) 温度影響評価の流れ</p> <p>FARSITE 出力より得られた、到達時間、反応強度及び火炎長より、各建屋のコンクリート表面温度を評価する。(第2-28図参照)</p> <p>なお、FARSITE 出力項目を第2-24表に、発火点ごとのFARSITE解析結果を第2-25表に示す。</p>  <p>第2-28図 温度影響評価（概念図）</p> <p>第2-24表 FARSITE 出力項目（温度影響評価関係）</p> <table border="1" data-bbox="1355 758 1948 1125"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">FARSITE 出力</td> <td>到達時間 [h]</td> <td>出火から火災の前線が該当地点に到達するまでの時間（火災継続時間の算出）</td> </tr> <tr> <td>反応強度 [kW/m²]</td> <td>単位面積当たりの熱放出強度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模（火災放射強度の算出）</td> </tr> <tr> <td>火炎長 [m]</td> <td>火炎の高さ（円筒火炎モデルの形態係数の算出）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">FARSITE 出力から算出したデータ</td> <td>火災継続時間 [h]</td> <td>到達時間から算出（円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出）</td> </tr> <tr> <td>火災放射強度 [kW/m²]</td> <td>発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377^{※1}を乗じて算出（円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出）</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径 [m]</td> <td>火炎長に基づき算出（円筒火炎モデルの形態係数の算出）</td> </tr> <tr> <td>火炎到達幅 [m]</td> <td>発電所敷地境界の火災最前線の長さ（円筒火炎モデル数の算出）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 発電所敷地近傍には針葉樹、落葉広葉樹がある。そのため、輻射熱割合は、0.377（針葉樹）、0.371（広葉樹）のうち保守的に大きい値である0.377を採用した。（出典：「SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering」）</p>	項目	内容（用途）	FARSITE 出力	到達時間 [h]	出火から火災の前線が該当地点に到達するまでの時間（火災継続時間の算出）	反応強度 [kW/m ²]	単位面積当たりの熱放出強度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模（火災放射強度の算出）	火炎長 [m]	火炎の高さ（円筒火炎モデルの形態係数の算出）	FARSITE 出力から算出したデータ	火災継続時間 [h]	到達時間から算出（円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出）	火災放射強度 [kW/m ²]	発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377 ^{※1} を乗じて算出（円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出）	燃焼半径 [m]	火炎長に基づき算出（円筒火炎モデルの形態係数の算出）	火炎到達幅 [m]	発電所敷地境界の火災最前線の長さ（円筒火炎モデル数の算出）	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p>
FARSITE 評価結果 (ケース3)	火災放射発散度が最大となるメッシュの燃焼データ																																																		
火災放射発散度	422kW/m ² → 500kW/m ² (余裕を見た値)																																																		
火炎長	1.060m																																																		
燃焼半径	0.354m																																																		
火炎到達幅	4700m																																																		
円筒火炎モデル数	6651個 (10mメッシュあたりでは約14個)																																																		
項目	内容（用途）																																																		
FARSITE 出力	到達時間 [h]	出火から火災の前線が該当地点に到達するまでの時間（火災継続時間の算出）																																																	
	反応強度 [kW/m ²]	単位面積当たりの熱放出強度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模（火災放射強度の算出）																																																	
	火炎長 [m]	火炎の高さ（円筒火炎モデルの形態係数の算出）																																																	
FARSITE 出力より算出したデータ	火災継続時間 [h]	到達時間から算出（円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出）																																																	
	火災放射強度 [kW/m ²]	発電所防火帯外縁より約10m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377 ^{※1} を乗じて算出（円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出）																																																	
	燃焼半径 [m]	火炎長に基づき算出（円筒火炎モデルの形態係数の算出）																																																	
	火炎到達幅 [m]	発電所敷地境界の火災最前線の長さ（円筒火炎モデル数の算出）																																																	
項目	内容（用途）																																																		
FARSITE 出力	到達時間 [h]	出火から火災の前線が該当地点に到達するまでの時間（火災継続時間の算出）																																																	
	反応強度 [kW/m ²]	単位面積当たりの熱放出強度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模（火災放射強度の算出）																																																	
	火炎長 [m]	火炎の高さ（円筒火炎モデルの形態係数の算出）																																																	
FARSITE 出力から算出したデータ	火災継続時間 [h]	到達時間から算出（円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出）																																																	
	火災放射強度 [kW/m ²]	発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377 ^{※1} を乗じて算出（円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出）																																																	
	燃焼半径 [m]	火炎長に基づき算出（円筒火炎モデルの形態係数の算出）																																																	
	火炎到達幅 [m]	発電所敷地境界の火災最前線の長さ（円筒火炎モデル数の算出）																																																	


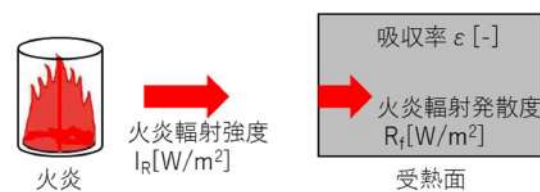
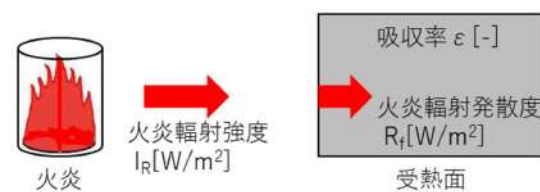
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
<p>3. 火災放射発散度の算出</p> <p>温度評価に当たっては、火災の大きさ（火災高さ）および火災からの放射発散度が必要となる。火災の大きさはFARSITEより出力されるが、火災からの放射発散度はFARSITEでは計算されないため、FARSITEで出力される反応強度を用いて火災からの放射発散度を算出する必要がある。以下に火災放射発散度の算出について示す。</p>	<p>第3.1-3表 FARSITE解析結果</p> <table border="1" data-bbox="790 180 1240 571"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>発火点1 小原町東側道路沿い (北側へ 約0.9km地点)</th> <th>発火点2-1 県道41号線沿い (南西側へ 約1.2km地点)</th> <th>発火点2-2 貯蓄地区(田) (南西側へ 約2.5km地点)</th> <th>発火点3 塚原地区道路沿い (西北西側へ 約1.1km地点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災継続時間 [s]</td> <td>0.79</td> <td>0.08</td> <td>0.24</td> <td>0.14</td> </tr> <tr> <td>最大火災放射強度 [kW/m²]</td> <td>477</td> <td>408</td> <td>413</td> <td>421</td> </tr> <tr> <td>火災長 [m]</td> <td>0.43</td> <td>1.31</td> <td>0.88</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径 [m]</td> <td>0.144</td> <td>0.437</td> <td>0.287</td> <td>0.384</td> </tr> <tr> <td>円筒火災モデル数 (10mメッシュ)</td> <td>34.0</td> <td>11.5</td> <td>17.5</td> <td>13.1</td> </tr> <tr> <td>円筒火災モデル数 F</td> <td>2024</td> <td>2834</td> <td>4012</td> <td>2001</td> </tr> <tr> <td>火災到達幅 [m]</td> <td>2300</td> <td>2300</td> <td>2300</td> <td>2300</td> </tr> <tr> <td>形態係数^{※1} [-]</td> <td>0.002</td> <td>0.006</td> <td>0.004</td> <td>0.005</td> </tr> <tr> <td>放射強度^{※1} [kW/m²]</td> <td>0.03</td> <td>0.07</td> <td>0.05</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 評価対象との距離距離により異なる。(代表として2号炉原子炉建屋を記載)</p> <p>(2) 燃焼半径 燃焼半径は火災長から算出する。 $R = \frac{H}{3}$ R：燃焼半径 [m]，H：火災長 [m]</p> <p>(3) 円筒火災モデル数 円筒火災モデル数F及び10mメッシュ内の円筒火災モデル数F̂を、火災到達幅、燃焼半径から算出する。 $F = \frac{W}{2R} \quad \hat{F} = \frac{10}{2R}$ F：円筒火災モデル数 W：火災到達幅 [m] F̂：円筒火災モデル数 (10mメッシュ) R：燃焼半径 [m]</p> <p>10mメッシュ内の円筒火災モデル数F̂は火災到達幅Wを地形データの最小単位である10m幅に分割したメッシュ内の円筒火災モデル数であるため、円筒火災モデル数F及び10mメッシュ内の円筒火災モデル数F̂の関係は以下のとおりである。 $F = \frac{W}{2R} = \frac{W}{10} \times \frac{10}{2R} = \frac{W}{10} \times \hat{F}$</p> <p>(4) 火災放射強度 火災放射強度は FARSITE 出力データである反応強度から算出する。 反応強度は炎から放射として放出される熱エネルギーと、火炎・煙として対流放出される熱エネルギーの和から求められることから、反応強度に対する火災放射強度の割合を求めることで、反応強度から火災放射強度を算出する。「THE SFPE HANDBOOK OF Fire</p>	項目	発火点1 小原町東側道路沿い (北側へ 約0.9km地点)	発火点2-1 県道41号線沿い (南西側へ 約1.2km地点)	発火点2-2 貯蓄地区(田) (南西側へ 約2.5km地点)	発火点3 塚原地区道路沿い (西北西側へ 約1.1km地点)	火災継続時間 [s]	0.79	0.08	0.24	0.14	最大火災放射強度 [kW/m ²]	477	408	413	421	火災長 [m]	0.43	1.31	0.88	1.15	燃焼半径 [m]	0.144	0.437	0.287	0.384	円筒火災モデル数 (10mメッシュ)	34.0	11.5	17.5	13.1	円筒火災モデル数 F	2024	2834	4012	2001	火災到達幅 [m]	2300	2300	2300	2300	形態係数 ^{※1} [-]	0.002	0.006	0.004	0.005	放射強度 ^{※1} [kW/m ²]	0.03	0.07	0.05	0.06	<p>第2-25表 FARSITE解析結果</p> <table border="1" data-bbox="1357 180 1944 539"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>発火点1 道路脇の畑 (東側へ2.5km)</th> <th>発火点2 葉落端と森林の境界 (北西側へ1.5km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災継続時間 [h]</td> <td>0.118</td> <td>0.021</td> </tr> <tr> <td>最大火災放射強度 [kW/m²]^{※1}</td> <td>1,200(843)</td> <td>1,200(977)</td> </tr> <tr> <td>火災長 [m]</td> <td>1.630</td> <td>3.620</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径 [m]</td> <td>0.544</td> <td>1.207</td> </tr> <tr> <td>円筒火災モデル数 F̂ (10mメッシュ)</td> <td>9.192</td> <td>4.143</td> </tr> <tr> <td>円筒火災モデル数 F</td> <td>3,257.67</td> <td>1,425.42</td> </tr> <tr> <td>火災到達幅 [m]</td> <td>3,540</td> <td>3,440</td> </tr> <tr> <td>形態係数 (総和)^{※2} [-]</td> <td>0.0076</td> <td>0.017</td> </tr> <tr> <td>放射強度 (最大)^{※2} [kW/m²]</td> <td>311.19</td> <td>692.78</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：FARSITE出力より算出された値(捨込内の数値)を安全側に切り上げた数値 ※2：評価対象施設との距離距離により異なる。(代表として原子炉建屋を記載)</p> <p>(2) 燃焼半径 燃焼半径は火災長から算出する。 $R = \frac{H}{3}$ R：燃焼半径 [m]，H：火災長 [m]</p> <p>(3) 円筒火災モデル数 円筒火災モデル数F及び10mメッシュ内の円筒火災モデル数F̂を、火災到達幅、燃焼半径から算出する。 $F = \frac{W}{2R}, \quad \hat{F} = \frac{10}{2R}$ F：円筒火災モデル数，W：火災到達幅 [m] F̂：円筒火災モデル数 (10mメッシュ)，R：燃焼半径 [m]</p> <p>10mメッシュ内の円筒火災モデル数F̂は火災到達幅Wを地形データの最小単位である10m幅に分割したメッシュ内の円筒火災モデル数であるため、円筒火災モデル数F及び10mメッシュ内の円筒火災モデル数F̂の関係は以下のとおりである。 $F = \frac{W}{2R} = \frac{W}{10} \times \frac{10}{2R} = \frac{W}{10} \times \hat{F}$</p> <p>(4) 火災放射強度 火災放射強度は FARSITE 出力データである反応強度から算出する。 反応強度は炎から放射として放出される熱エネルギーと、火炎・煙として対流放出される熱エネルギーの和から求められることから、反応強度に対する火災放射強度の割合を求めることで、反応強度から火災放射強度を算出する。「THE SFPE HANDBOOK OF Fire</p>	項目	発火点1 道路脇の畑 (東側へ2.5km)	発火点2 葉落端と森林の境界 (北西側へ1.5km)	火災継続時間 [h]	0.118	0.021	最大火災放射強度 [kW/m ²] ^{※1}	1,200(843)	1,200(977)	火災長 [m]	1.630	3.620	燃焼半径 [m]	0.544	1.207	円筒火災モデル数 F̂ (10mメッシュ)	9.192	4.143	円筒火災モデル数 F	3,257.67	1,425.42	火災到達幅 [m]	3,540	3,440	形態係数 (総和) ^{※2} [-]	0.0076	0.017	放射強度 (最大) ^{※2} [kW/m ²]	311.19	692.78	<p>【女川】設計方針の相違・地域特性による解析結果の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映：着色せず)</p>
項目	発火点1 小原町東側道路沿い (北側へ 約0.9km地点)	発火点2-1 県道41号線沿い (南西側へ 約1.2km地点)	発火点2-2 貯蓄地区(田) (南西側へ 約2.5km地点)	発火点3 塚原地区道路沿い (西北西側へ 約1.1km地点)																																																																															
火災継続時間 [s]	0.79	0.08	0.24	0.14																																																																															
最大火災放射強度 [kW/m ²]	477	408	413	421																																																																															
火災長 [m]	0.43	1.31	0.88	1.15																																																																															
燃焼半径 [m]	0.144	0.437	0.287	0.384																																																																															
円筒火災モデル数 (10mメッシュ)	34.0	11.5	17.5	13.1																																																																															
円筒火災モデル数 F	2024	2834	4012	2001																																																																															
火災到達幅 [m]	2300	2300	2300	2300																																																																															
形態係数 ^{※1} [-]	0.002	0.006	0.004	0.005																																																																															
放射強度 ^{※1} [kW/m ²]	0.03	0.07	0.05	0.06																																																																															
項目	発火点1 道路脇の畑 (東側へ2.5km)	発火点2 葉落端と森林の境界 (北西側へ1.5km)																																																																																	
火災継続時間 [h]	0.118	0.021																																																																																	
最大火災放射強度 [kW/m ²] ^{※1}	1,200(843)	1,200(977)																																																																																	
火災長 [m]	1.630	3.620																																																																																	
燃焼半径 [m]	0.544	1.207																																																																																	
円筒火災モデル数 F̂ (10mメッシュ)	9.192	4.143																																																																																	
円筒火災モデル数 F	3,257.67	1,425.42																																																																																	
火災到達幅 [m]	3,540	3,440																																																																																	
形態係数 (総和) ^{※2} [-]	0.0076	0.017																																																																																	
放射強度 (最大) ^{※2} [kW/m ²]	311.19	692.78																																																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
<p>火炎放射強度の算出</p> <p>○ 火炎放射強度の算出にあたっては、反応強度は炎から放射として放出される熱エネルギーと火炎・煙として対流放出される熱エネルギーから求められることから、反応強度に対する火炎放射強度の割合を求め、火炎放射強度を算出する。</p> <p>○ このため、文献⁹⁾により、反応強度に対する放射強度の割合を算出した。</p> <p style="text-align: center;"> 火炎放射強度 (W/m²) + 火炎対流発散度 (W/m²) = 反応強度</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>レッドオーク (落葉広葉樹の代表種)</td> <td>4.6 kJ/g</td> <td>7.8 kJ/g</td> <td>12.4 kJ/g</td> </tr> <tr> <td>米松 (針葉樹の代表種)</td> <td>4.9 kJ/g</td> <td>8.1 kJ/g</td> <td>13.0 kJ/g</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※：THE SFPT HANDBOOK OF Fire Protection Engineering FOURTH EDITION</p> <p>○ 反応強度と火炎放射強度の割合を算出した結果、落葉広葉樹は0.371であり、針葉樹は0.377である。火災最前線に針葉樹はなく、広葉樹が多くを占めていることから、0.371を用いて算出している。</p>	レッドオーク (落葉広葉樹の代表種)	4.6 kJ/g	7.8 kJ/g	12.4 kJ/g	米松 (針葉樹の代表種)	4.9 kJ/g	8.1 kJ/g	13.0 kJ/g	<p>Protection Engineering] から各樹木の発熱量を引用し、反応強度に対する火炎放射強度の割合を算出する。</p> <p>女川原子力発電所敷地近傍には、針葉樹及び落葉広葉樹がある。そのため、放射熱割合は、針葉樹 0.377 と落葉広葉樹 0.371 のうち保守的に大きい値である針葉樹の係数 0.377 を使用する。火炎放射強度と反応強度の発熱量の関係を第 3.1-3 表に示す。</p> <p style="text-align: center;">反応強度 (W/m²) = 火炎放射強度 (W/m²) + 火炎対流発散度 (W/m²)</p> <p style="text-align: center;">第 3.1-3 表 火炎放射強度と反応強度の発熱量</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>発熱量 [ΔH]</th> <th>火炎放射強度 (ΔH_{rad})</th> <th>火炎対流発散度 (ΔH_{con})</th> <th>反応強度 (ΔH_a)</th> <th>係数 (ΔH_{rad}/ΔH_a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レッドオーク 発熱量 (落葉広葉樹の代表種)</td> <td>4.6[kJ/g]</td> <td>7.8[kJ/g]</td> <td>12.4[kJ/g]</td> <td>0.371</td> </tr> <tr> <td>米松 発熱量 (針葉樹の代表種)</td> <td>4.9[kJ/g]</td> <td>8.1[kJ/g]</td> <td>13.0[kJ/g]</td> <td>0.377</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出典：全米防火協会 (NFPA) THE SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering]</p>	発熱量 [ΔH]	火炎放射強度 (ΔH _{rad})	火炎対流発散度 (ΔH _{con})	反応強度 (ΔH _a)	係数 (ΔH _{rad} /ΔH _a)	レッドオーク 発熱量 (落葉広葉樹の代表種)	4.6[kJ/g]	7.8[kJ/g]	12.4[kJ/g]	0.371	米松 発熱量 (針葉樹の代表種)	4.9[kJ/g]	8.1[kJ/g]	13.0[kJ/g]	0.377	<p>Protection Engineering] から各樹木の発熱量を引用し、反応強度に対する火炎放射強度の割合を算出する。</p> <p>泊発電所敷地近傍には、針葉樹及び落葉広葉樹がある。そのため、放射熱割合は、針葉樹 0.377 と落葉広葉樹 0.371 のうち保守的に大きい値である針葉樹の係数 0.377 を使用する。火炎放射強度と反応強度の発熱量の関係を第 2-26 表に示す。</p> <p style="text-align: center;">反応強度 [W/m²] = 火炎放射強度 [W/m²] + 火炎対流発散度 [W/m²]</p> <p style="text-align: center;">第 2-26 表 火炎放射強度と反応強度の発熱量</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>発熱量 (ΔH)</th> <th>火炎放射強度 (ΔH_{rad})</th> <th>火炎対流発散度 (ΔH_{con})</th> <th>反応強度 (ΔH_a)</th> <th>係数 (ΔH_{rad}/ΔH_a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レッドオーク発熱量 (落葉広葉樹の代表種)</td> <td>4.6[kJ/g]</td> <td>7.8[kJ/g]</td> <td>12.4[kJ/g]</td> <td>0.371</td> </tr> <tr> <td>米松 発熱量 (針葉樹の代表種)</td> <td>4.9[kJ/g]</td> <td>8.1[kJ/g]</td> <td>13.0[kJ/g]</td> <td>0.377</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(出典：「SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering」)</p>	発熱量 (ΔH)	火炎放射強度 (ΔH _{rad})	火炎対流発散度 (ΔH _{con})	反応強度 (ΔH _a)	係数 (ΔH _{rad} /ΔH _a)	レッドオーク発熱量 (落葉広葉樹の代表種)	4.6[kJ/g]	7.8[kJ/g]	12.4[kJ/g]	0.371	米松 発熱量 (針葉樹の代表種)	4.9[kJ/g]	8.1[kJ/g]	13.0[kJ/g]	0.377	<p>【女川】発電所名の相違</p>
レッドオーク (落葉広葉樹の代表種)	4.6 kJ/g	7.8 kJ/g	12.4 kJ/g																																						
米松 (針葉樹の代表種)	4.9 kJ/g	8.1 kJ/g	13.0 kJ/g																																						
発熱量 [ΔH]	火炎放射強度 (ΔH _{rad})	火炎対流発散度 (ΔH _{con})	反応強度 (ΔH _a)	係数 (ΔH _{rad} /ΔH _a)																																					
レッドオーク 発熱量 (落葉広葉樹の代表種)	4.6[kJ/g]	7.8[kJ/g]	12.4[kJ/g]	0.371																																					
米松 発熱量 (針葉樹の代表種)	4.9[kJ/g]	8.1[kJ/g]	13.0[kJ/g]	0.377																																					
発熱量 (ΔH)	火炎放射強度 (ΔH _{rad})	火炎対流発散度 (ΔH _{con})	反応強度 (ΔH _a)	係数 (ΔH _{rad} /ΔH _a)																																					
レッドオーク発熱量 (落葉広葉樹の代表種)	4.6[kJ/g]	7.8[kJ/g]	12.4[kJ/g]	0.371																																					
米松 発熱量 (針葉樹の代表種)	4.9[kJ/g]	8.1[kJ/g]	13.0[kJ/g]	0.377																																					
<p>(5) 火炎放射発散度</p> <p>火炎放射発散度は、ある空間における火災源からの放射熱流束の大きさである。受熱面における放射熱流束の大きさは、保守的に火災源からの放射熱流束が減衰しないものとする、火災源の火炎放射強度に受熱面の吸収率をかけて変換したものと表せる。</p> $R_f = I_R \times \varepsilon$ <p>R_f：火炎放射発散度 [W/m²]、I_R：火炎放射強度 [W/m²]、ε：吸収率 [-]</p> <p>火炎放射強度と火炎放射発散度のイメージについて、第 3.1-2 図に示す。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">第 3.1-2 図 火炎放射強度と火炎放射発散度のイメージ</p> <p>(6) 火炎到達幅</p> <p>森林火災が収束するまでに、防火帯外縁で延焼している範囲を火炎到達幅 (W) とし、この範囲の燃焼が受熱面へ与える影響を放射強度により評価する。</p>	<p>(5) 火炎放射発散度</p> <p>火炎放射発散度は、ある空間における火災源からの放射熱流束の大きさである。受熱面における放射熱流束の大きさは、保守的に火災源からの放射熱流束が減衰しないものとする、火災源の火炎放射強度に受熱面の吸収率をかけて変換したものと表せる。</p> $R_f = I_R \times \varepsilon$ <p>R_f：火炎放射発散度 [W/m²]、I_R：火炎放射強度 [W/m²]、ε：吸収率 [-]</p> <p>火炎放射強度と火炎放射発散度のイメージについて、第 2-29 図に示す。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">第 2-29 図 火炎放射強度と火炎放射発散度のイメージ</p> <p>(6) 火炎到達幅</p> <p>森林火災が収束するまでに、防火帯外縁で延焼している範囲を火炎到達幅 (W) とし、この範囲の燃焼が受熱面へ与える影響を放射強度により評価する。</p>	<p>(5) 火炎放射発散度</p> <p>火炎放射発散度は、ある空間における火災源からの放射熱流束の大きさである。受熱面における放射熱流束の大きさは、保守的に火災源からの放射熱流束が減衰しないものとする、火災源の火炎放射強度に受熱面の吸収率をかけて変換したものと表せる。</p> $R_f = I_R \times \varepsilon$ <p>R_f：火炎放射発散度 [W/m²]、I_R：火炎放射強度 [W/m²]、ε：吸収率 [-]</p> <p>火炎放射強度と火炎放射発散度のイメージについて、第 2-29 図に示す。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">第 2-29 図 火炎放射強度と火炎放射発散度のイメージ</p> <p>(6) 火炎到達幅</p> <p>森林火災が収束するまでに、防火帯外縁で延焼している範囲を火炎到達幅 (W) とし、この範囲の燃焼が受熱面へ与える影響を放射強度により評価する。</p>	<p>相違理由</p>																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>本評価に用いる火炎到達幅 (W) は、以下のとおり延焼方向に対し、垂直な線上の火炎前線を投影した長さとした。</p> <p>第 3.1-3 図 火炎到達幅イメージ</p> <p>(7) 火炎継続時間 最大火炎輻射強度の発生メッシュと隣接メッシュにおける火炎到達時間の差を火炎継続時間とする。2つ以上の伝播方向がある場合は、最大時間を選択する。 火炎継続時間の概念図を第 3.1-4 図に示す。</p> <p>第 3.1-4 図 火炎継続時間概念図</p> <p>(8) 形態係数の算出 外部火災影響評価ガイドに基づき形態係数を算出する。なお、各円筒火炎モデルから受熱面までの距離が異なるため、各円筒火炎モデルにおける形態係数を算出する。</p>	<p>本評価に用いる火炎到達幅 (W) は、延焼したメッシュ数×10m (メッシュ幅) とした。</p> <p>(7) 火炎継続時間 最大火炎輻射強度の発生メッシュと隣接メッシュにおける火炎到達時間の差を火炎継続時間とする。2つ以上の伝播方向がある場合は、最大時間を選択する。 火炎継続時間の概念図を第 2-30 図に示す。</p> <p>第 2-30 図 火炎継続時間概念図</p> <p>(8) 形態係数の算出 外部火災影響評価ガイドに基づき形態係数を算出する。なお、各円筒火炎モデルから受熱面までの距離が異なるため、各円筒火炎モデルにおける形態係数を算出する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 熱影響評価の詳細について</p> <p>(1) 建屋外壁</p> <p>危険距離の算出の流れについては以下のとおり</p> <p>①最大の火災放射発散度のメッシュの燃焼データを持った円筒モデルを火炎到達幅一列に並べる。</p> <p>②受熱面までの距離を任意に設定して形態係数Φを算出（火炎長、燃焼半径、離隔距離から算出）する。</p>	<p> $\phi_i = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\}$ </p> <p>ここで、$m = \frac{H}{R} \approx 3$, $n = \frac{L_i}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$</p> <p> ϕ_i: 円筒火炎モデルの形態係数 L_i: 離隔距離[m] H: 火炎長[m] R: 燃焼半径[m] </p> <p>(9) 放射強度の算出</p> <p>10m メッシュ内には燃焼半径から算出したF個の火炎が存在するものとして、受熱面への放射強度を算出する。</p> <p> $E = E_0 + 2 \sum_{i=1}^n E_i$ (受熱面への放射強度) [kW/m²] $E_0 = \phi_0 \times \bar{F} \times R_f$ (中心火炎の場合) [kW/m²] $E_i = \phi_i \times F \times R_f$ (中心以外の火炎の場合) [kW/m²] ϕ_i: 形態係数 R_f: 最大火災放射発散度 [kW/m²] \bar{F}: 円筒火炎モデル数(10mメッシュ) </p> <p>(10) 温度の算出方法</p> <p>(a) 評価条件</p> <p>受熱面への放射強度は、円筒火炎モデルを火炎到達幅の長さ分並べ、各々の放射強度を積算し評価する。火災放射強度は各々の位置で強度の違いがあるが、本評価では保守的に最大の火災放射発散度の円筒火炎モデルが一様に存在するものとして評価する。受熱面への放射強度Eは、10mメッシュの中に円筒火炎モデルをF個並べて放射強度E_iを計算し、10mメッシュの放射強度E_iを火炎到達幅の長さになるよう積算したものである。</p> <p>円筒火炎モデルの燃焼時間は火炎継続時間とする。 円筒火炎モデルの概念図を第3.1-5図に示す。</p>	<p> $\phi_i = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\}$ (式1) </p> <p> $m = \frac{H}{R} \approx 3$, $n = \frac{L_i}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$ </p> <p> ϕ_i: 円筒火炎モデルの形態係数[-], L_i: 離隔距離[m], H: 火炎長[m], R: 燃焼半径[m] </p> <p>(9) 放射強度の算出</p> <p>10m メッシュ内には燃焼半径から算出したF個の火炎が存在するものとして、受熱面への放射強度を算出する。</p> <p> $E = E_0 + 2 \sum_{i=1}^n E_i$ (受熱面への放射強度) [kW/m²] $E_0 = \phi_0 \times \bar{F} \times R_f$ (中心火炎の場合) [kW/m²] $E_i = \phi_i \times F \times R_f$ (中心以外の火炎の場合) [kW/m²] ϕ_i: 形態係数[-], R_f: 最大火災放射発散度[kW/m²], \bar{F}: 円筒火炎モデル数(10メッシュ) </p> <p>(10) 温度の算出方法</p> <p>a. 評価条件</p> <p>受熱面への放射強度は、円筒火炎モデルを火炎到達幅の長さ分並べ、各々の放射強度を積算し評価する。火災放射強度は各々の位置で強度の違いがあるが、本評価では保守的に最大の火災放射発散度の円筒火炎モデルが一様に存在するものとして評価する。受熱面への放射強度Eは、10mメッシュの中に円筒火炎モデルをF個並べて放射強度E_iを計算し、10mメッシュの放射強度E_iを火炎到達幅の長さになるよう積算したものである。</p> <p>円筒火炎モデルの燃焼時間は火炎継続時間とする。 円筒火炎モデルの概念図を第2-31図に示す。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p>燃焼継続時間経過後、10mメッシュ毎に隔へ移動（10mメッシュ内では約14個の円筒火災モデルが燃焼）</p> <p>最大の火災放射強度を持ったメッシュの円筒モデル（全て同じモデル）</p> <p>火災到達幅 L_f [m]</p> <p>受熱面</p> <p>放射強度 E [kW/m²]</p> <p>図 建屋の熱影響評価</p>	<p>10mメッシュ内にはF個の最大の火災放射強度円筒火災モデルが燃焼</p> <p>火災到達幅 W [m]</p> <p>防火帯</p> <p>受熱面</p> <p>放射強度 E [kW/m²]</p> <p>第 3.1-5 図 温度影響評価概念図</p>	<p>10mメッシュ内にはF個の最大の火災放射強度の円筒火災モデルが燃焼</p> <p>火災到達幅 W [m]</p> <p>防火帯</p> <p>受熱面</p> <p>放射強度 E [kW/m²]</p> <p>第 2-31 図 温度影響評価概念図</p>	<p>相違理由</p>																					
<p>3.2 建屋外壁の温度評価</p> <p>(1) 影響評価対象範囲</p> <p>評価対象施設の外壁について、森林火災を想定して評価を実施した。</p> <p>(2) 評価対象施設から最も近い防火帯外縁までの離隔距離を用いて評価を行う。評価対象施設から最も近い防火帯外縁までの離隔距離を第 3.2-1 表に示す。</p> <div data-bbox="705 1157 1332 1316" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第3.2-1表 評価対象施設から最も近い防火帯外縁までの離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>原子炉建屋</th> <th>制御建屋</th> <th>タービン建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火帯外縁からの最短距離 [m]</td> <td>229</td> <td>180</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(3) 判断の考え方</p> <p>a. 危険放射強度</p> <p>コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度 200℃に至る放射強度を危険放射強度とし、火災時における短期温度上昇を考</p>	項目	原子炉建屋	制御建屋	タービン建屋	防火帯外縁からの最短距離 [m]	229	180	160	<p>3.2 建屋外壁の温度評価</p> <p>(1) 影響評価対象範囲</p> <p>評価対象施設の外壁について、森林火災を想定して評価を実施した。</p> <p>(2) 評価対象施設から最も近い防火帯外縁までの離隔距離を用いて評価を行う。評価対象施設から最も近い防火帯外縁までの離隔距離を第 2-27 表に示す。評価については、防火帯外縁から最短距離にある原子炉建屋を代表として実施する。</p> <div data-bbox="1332 1157 1960 1316" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第 2-27 表 評価対象施設から最も近い防火帯外縁までの離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th colspan="4">離隔距離[m]</th> </tr> <tr> <th>原子炉建屋</th> <th>原子炉補助建屋</th> <th>ディーゼル発電機建屋</th> <th>循環水ポンプ建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>200</td> <td>230</td> <td>230</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(3) 判断の考え方</p> <p>a. 危険放射強度</p> <p>コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度 200℃に至る放射強度を危険放射強度とし、火災時における短期温度上昇を考</p>	想定火災源	離隔距離[m]				原子炉建屋	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋	森林火災	200	230	230	300	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の外壁温度評価は防火帯から最短の距離にある原子炉建屋を代表として記載。（離隔距離が短いほど評価は厳しくなる） 【女川】設計方針の相違 ・建屋及び防火帯の配置設計方針の相違
項目	原子炉建屋	制御建屋	タービン建屋																					
防火帯外縁からの最短距離 [m]	229	180	160																					
想定火災源	離隔距離[m]																							
	原子炉建屋	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋																				
森林火災	200	230	230	300																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
<p>③E=Rf・Φ（E：受熱面輻射強度、Rf：火災輻射発散度、Φ：形態係数）より、受熱面（コンクリート表面）の輻射強度を算出する。</p> <p>④受熱面の輻射強度を積算し、コンクリートの表面温度を算出する。なお、表面温度算出の際は、コンクリート内部に向かう伝熱を考慮している</p> <p>⑤コンクリートの表面温度が200℃以下となる様な離隔距離を危険距離として算出する。</p> <p>ここで、形態係数Φについては、以下の計算式より算出する。</p> $\Phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A-2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left(\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right) - \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left(\frac{n-1}{\sqrt{n+1}} \right)$ <p>ただし m=H/R≒3、n=Li/R、A=(1+n)²+m²、B=(1-n)²+m²</p> <p>Φ：各円筒火災モデルの形態係数、Li：離隔距離[m]、H：火炎長、R：燃焼半径[m]</p> <p>また、受熱面の輻射強度を用いた外壁表面温度は以下のとおり算出する</p> <p>①火災源からの輻射熱による外壁温度の評価にあたっては、一次元非定常熱伝導方程式の解である有限固体での差分形式の温度評価式を用いて、外壁の温度を評価する。</p> <p>②火災メッシュの移動により形態係数Φが変化するため、受熱面輻射強度も時間により変化していく。</p> <p>評価式は以下のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><外壁温度算出式の算出方法></p> <p>1次元の非定常熱伝導方程式は、温度伝導率α、温度をTとし、x方向の1次元温度分布は以下で表される</p> $\frac{\partial T}{\partial t} = \alpha \frac{\partial^2 T}{\partial x^2}$ <p>この方程式を差分形式で記載すると、以下となる。</p> $\frac{T_i^{n+1} - T_i^n}{\Delta t} = \alpha \frac{T_{i+1}^n - 2T_i^n + T_{i-1}^n}{(\Delta x)^2}$ <p>時間域として、完全離散法として右辺はn+1時刻の値を用いることとすると、熱伝導方程式は以下で表される。</p> $T_i^{n+1} = \frac{1}{1+2\tau} (\tau(T_{i+1}^n + T_{i-1}^n) + T_i^n) \quad (1)$ <p>ここで、熱伝導率算出では、熱伝導率と温度との関係を表す。αは温度の関数として表される。</p> $\alpha = \frac{\lambda}{\rho C_p} = \frac{\lambda_0}{\rho C_p} (1 + \beta(T - T_0)) \quad (\lambda_0は定数)$ <p>※：T₀ = T_{amb} = 20℃</p> <p>ここで、熱伝導率算出では、熱伝導率と温度との関係を表す。αは温度の関数として表される。</p> <p>α：コンクリート熱伝導率(1.74[W/m・K]) ρ：コンクリート密度(2400[kg/m³]) C_p：コンクリート比熱(963[J/kg・K])</p> <p>※：完全離散法の場合の差分式に代入し、算出式の温度を消去すると次式となる。</p> $T_i^{n+1} = \frac{2\tau}{1+2\tau} T_{i+1}^n + \frac{2\tau}{1+2\tau} T_{i-1}^n + \frac{1}{1+2\tau} T_i^n \quad (2)$ <p>上記(1)、(2)を用いて、コンクリート表面を含めた内部の温度分布・時間変化を算出し、コンクリート表面温度の時間変化のデータを算出して示す。</p> <p>出典：佐藤工学、東京大学出版会</p> </div>	<p>慮した場合において、想定する火災の輻射強度が危険輻射強度を越えないことを、危険距離及び離隔距離から確認する。(別紙2-2参照) なお、外壁にはガラリ、配管貫通部等が存在するが、これらに対する火災影響は敷地内火災に包絡されるため本評価では対象外とした。</p> <p>b. 評価方法</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして、式1の一次元非定常熱伝導方程式を森林火災の火災源が防火帯に沿って広がりを持つことから数値解析により解くことで、外壁表面の温度及び外壁表面の温度が200℃となる輻射強度を危険輻射強度として算出する。なお、コンクリート表面温度評価にあたっては、外壁の部材であるコンクリートへの熱伝導による蓄熱を考慮するため、保守的に対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。</p> $\rho C_p \frac{\partial T}{\partial t} = \frac{\partial}{\partial x} \left(\lambda \frac{\partial T}{\partial x} \right) \quad (式1)$ <p>T：建屋温度[℃]、x：コンクリート深さ、t：時間 λ：コンクリート熱伝導率(1.74 [W/m・K]) C_p：コンクリート比熱(963 [J/kg・K])、ρ：コンクリート密度(2400 [kg/m³])</p> <p>式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。</p> $E = R_f \cdot \Phi \quad (式2)$ <p>E：輻射強度[W/m²]、R_f：輻射発散度[W/m²]、Φ：形態係数[-]</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第3.2-2表 対象施設の火災輻射発散度及び形態係数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>発火点</th> <th>原子炉建屋</th> <th>制御建屋</th> <th>タービン建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">火災輻射発散度 [kW/m²]</td> <td>1</td> <td>477</td> <td>477</td> <td>477</td> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td>408</td> <td>408</td> <td>408</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>413</td> <td>413</td> <td>413</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>421</td> <td>421</td> <td>421</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">形態係数 [-]</td> <td>1</td> <td>2.77 × 10⁻²</td> <td>2.77 × 10⁻²</td> <td>2.77 × 10⁻²</td> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td>9.72 × 10⁻²</td> <td>9.72 × 10⁻²</td> <td>9.72 × 10⁻²</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>5.74 × 10⁻²</td> <td>5.74 × 10⁻²</td> <td>5.74 × 10⁻²</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>7.56 × 10⁻²</td> <td>7.56 × 10⁻²</td> <td>7.56 × 10⁻²</td> </tr> </tbody> </table> </div>	項目	発火点	原子炉建屋	制御建屋	タービン建屋	火災輻射発散度 [kW/m ²]	1	477	477	477	2-1	408	408	408	2-2	413	413	413	3	421	421	421	形態係数 [-]	1	2.77 × 10 ⁻²	2.77 × 10 ⁻²	2.77 × 10 ⁻²	2-1	9.72 × 10 ⁻²	9.72 × 10 ⁻²	9.72 × 10 ⁻²	2-2	5.74 × 10 ⁻²	5.74 × 10 ⁻²	5.74 × 10 ⁻²	3	7.56 × 10 ⁻²	7.56 × 10 ⁻²	7.56 × 10 ⁻²	<p>慮した場合において、想定する火災の輻射強度が危険輻射強度を越えないことを、危険距離及び離隔距離から確認する。(別紙2-2参照) なお、外壁にはガラリ、配管貫通部等が存在するが、これらに対する火災影響は敷地内火災に包絡されるため本評価では対象外とした。</p> <p>b. 評価方法</p> <p>火災が発生した時間から森林が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして、式1の一次元非定常熱伝導方程式を森林火災の火災源が防火帯に沿って広がりを持つことから数値解析により解くことで、外壁表面の温度及び外壁表面の温度が200℃となる輻射強度を危険輻射強度として算出する。なお、コンクリート表面温度評価にあたっては、外壁の部材であるコンクリートへの熱伝導による蓄熱を考慮するため、保守的に対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。</p> $\rho C_p \frac{\partial T}{\partial t} = \frac{\partial}{\partial x} \left(\lambda \frac{\partial T}{\partial x} \right) \quad (式1)$ <p>T：建屋温度[℃]、x：コンクリート深さ[m]、t：時間[s]、 λ：コンクリート熱伝導率(1.74[W/m・K]) C_p：コンクリート比熱(963[J/kg・K])、ρ：コンクリート密度(2,400[kg/m³])</p> <p>式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを式2より算出する。</p> $E = R_f \times \Phi \quad (式2)$ <p>E：輻射強度[W/m²]、R_f：輻射発散度[W/m²]、Φ：形態係数</p> <p>第2-28表 対象施設の輻射発散度及び形態係数</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>発火点</th> <th>原子炉建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">輻射発散度[kW/m²]^{※1}</td> <td>1</td> <td>1,200(843)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1,200(977)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">形態係数(総和)[-]</td> <td>1</td> <td>0.048</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>0.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：FARSITE出力より算出された値(括弧内の数値)を安全側に切り上げた数値</p> </div>	項目	発火点	原子炉建屋	輻射発散度[kW/m ²] ^{※1}	1	1,200(843)	2	1,200(977)	形態係数(総和)[-]	1	0.048	2	0.15	<p>【女川】設計方針の相違・建屋及び防火帯の配置の違いによる評価結果の相違</p>
項目	発火点	原子炉建屋	制御建屋	タービン建屋																																																			
火災輻射発散度 [kW/m ²]	1	477	477	477																																																			
	2-1	408	408	408																																																			
	2-2	413	413	413																																																			
	3	421	421	421																																																			
形態係数 [-]	1	2.77 × 10 ⁻²	2.77 × 10 ⁻²	2.77 × 10 ⁻²																																																			
	2-1	9.72 × 10 ⁻²	9.72 × 10 ⁻²	9.72 × 10 ⁻²																																																			
	2-2	5.74 × 10 ⁻²	5.74 × 10 ⁻²	5.74 × 10 ⁻²																																																			
	3	7.56 × 10 ⁻²	7.56 × 10 ⁻²	7.56 × 10 ⁻²																																																			
項目	発火点	原子炉建屋																																																					
輻射発散度[kW/m ²] ^{※1}	1	1,200(843)																																																					
	2	1,200(977)																																																					
形態係数(総和)[-]	1	0.048																																																					
	2	0.15																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。

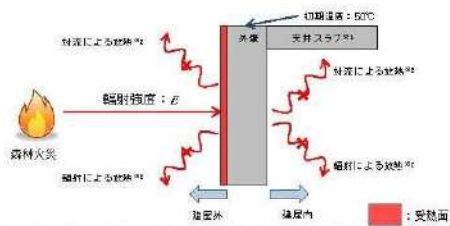
$$\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\} \quad (式3)$$

ただし $m = \frac{H}{R} \approx 3$ $n = \frac{L}{R}$ $A = (1+n)^2 + m^2$ $B = (1-n)^2 + m^2$

H: 火炎長[m] R: 火炎半径[m] L: 危険距離[m]

上記のとおり危険距離を算出し、最も近い防火帯外縁から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。

一次元非定常熱伝導方程式による温度算出概念図を第3.2-1図に示す。



※1: 天井スラブは外壁よりも火災源からの距離が近いことから、外壁の評価に包摂される。
 ※2: コンクリート表面温度評価に当たっては、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。

第3.2-1図 一次元非定常熱伝導方程式による温度算出概念図

c. 評価結果

危険輻射強度より評価対象施設の危険距離を算出した結果、各評価対象施設の危険距離が離隔距離以下であることを確認した。

評価結果のうち、危険輻射強度を第3.2-3表に、危険距離を第3.2-4表に示す。

項目	発火点	原子炉建屋	制御建屋	タービン建屋
危険輻射強度 [kW/m ²]	1	3.88	3.88	3.88
	2-1	12.17	12.17	12.17
	2-2	7.04	7.04	7.04
	3	9.39	9.39	9.39

式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。

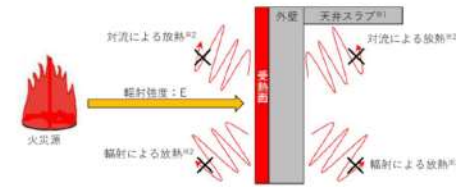
$$\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\} \quad (式3)$$

$m = \frac{H}{R} \approx 3$ $n = \frac{L}{R}$ $A = (1+n)^2 + m^2$ $B = (1-n)^2 + m^2$

H: 火炎長[m], R: 燃焼半径[m], L: 危険距離[m]

上記のとおり危険距離を算出し、最も近い防火帯外縁から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。

一次元非定常熱伝導方程式による温度算出概念図を第2-32図に示す。



※1: 天井スラブは外壁よりも火災源からの距離が近いことから、外壁の評価に包摂される。
 ※2: コンクリート表面温度評価に当たっては、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。

第2-32図 一次元非定常熱伝導方程式による温度算出概念図

c. 評価結果

危険輻射強度より評価対象施設の危険距離を算出した結果、各評価対象施設の危険距離が離隔距離以下であることを確認した。

評価結果のうち、危険輻射強度を第2-29表に、危険距離を第2-30表に示す。

第2-29表 対象施設の危険輻射強度

項目	発火点	原子炉建屋
危険輻射強度 (最大) [kW/m ²]	1	10.03
	2	39.88

【女川】設計方針の相違・建屋及び防火帯の配置の違いによる評価結果の相違

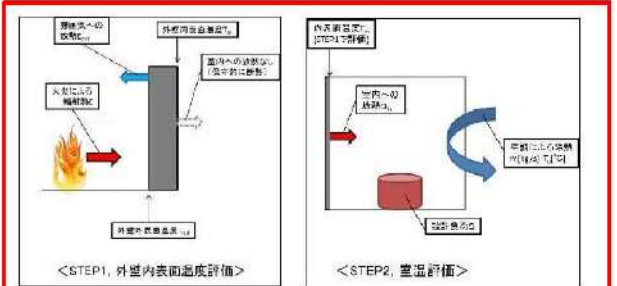
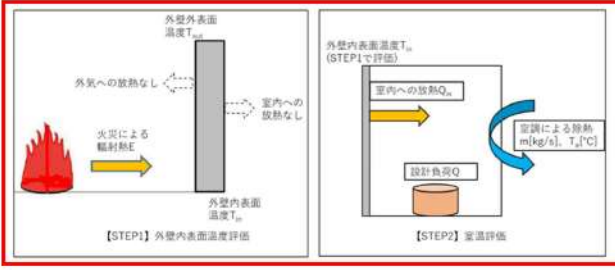
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																								
	<p style="text-align: center;">第3.2-4表 原子炉施設外壁温度評価結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>発火点</th> <th>原子炉建屋</th> <th>制御建屋</th> <th>タービン建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁温度〔℃〕</td> <td>1</td> <td>約53</td> <td>約54</td> <td>約55</td> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td>約53</td> <td>約53</td> <td>約54</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>約53</td> <td>約54</td> <td>約55</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>約53</td> <td>約54</td> <td>約55</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防火帯外縁からの最短距離〔m〕</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td>229</td> <td>180</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">危険距離〔m〕</td> <td>1</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.3 内気温度評価 (1) 評価対象範囲 評価対象施設に対し、室内で人員の活動が必要な、2号炉中央制御室並びにクラス3に属する緊急対策室について、最も厳しい条件となる火災を想定し、内部の温度影響評価を実施する。 また、クラス3に属する固体廃棄物貯蔵所内のドラム缶についても併せて温度影響評価を実施する。</p> <p>(2) 判断の考え方 a. 許容温度 中央制御室の設計室温から40℃とする。 緊急対策室は外気取り入れ後に冷凍機にて冷却し、設定温度となるように制御しているため、許容熱負荷以下であることで評価する。 固体廃棄物貯蔵所のように室温維持のための空調設備がない場合は保守的に外壁内表面温度で評価する。</p> <p>b. 評価方法 評価は以下の手順で実施する。第3.3-1図に評価概念図を示す。 (a) 外部火災による評価対象外壁内表面を評価する。(STEP1) (b) STEP1で得られた外壁内表面温度を基に室温を評価する(STEP2)</p>	項目	発火点	原子炉建屋	制御建屋	タービン建屋	外壁温度〔℃〕	1	約53	約54	約55	2-1	約53	約53	約54	2-2	約53	約54	約55	3	約53	約54	約55	防火帯外縁からの最短距離〔m〕	1				2-1	229	180	180	2-2				3				危険距離〔m〕	1	18	18	18	2-1	14	14	14	2-2	15	15	15	3	18	18	18	<p style="text-align: center;">第2-30表 原子炉施設外壁温度評価結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>発火点</th> <th>原子炉建屋</th> <th>原子炉補助建屋</th> <th>ディーゼル発電機建屋</th> <th>循環水ポンプ建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外壁温度〔℃〕</td> <td>1</td> <td>約62</td> <td colspan="3" rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>約60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防火帯外縁からの距離距離〔m〕</td> <td>1</td> <td rowspan="2">200</td> <td rowspan="2">230</td> <td rowspan="2">230</td> <td rowspan="2">300</td> </tr> <tr> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">危険距離〔m〕</td> <td>1</td> <td colspan="4">34.0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="4">24.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋は原子炉建屋よりも火災源からの距離が遠いことから、原子炉建屋の評価に包絡される。</p> <p>3.3 内気温度評価 (1) 評価対象範囲 評価対象施設に対し、室内で人員の活動が必要な、3号炉中央制御室並びにクラス3に属する緊急時対策所について、最も厳しい条件となる火災を想定し、内部の温度影響評価を実施する。</p> <p>(2) 判断の考え方 a. 許容温度 中央制御室の設計室温から40℃とする。 緊急時対策所は外気取り入れ後に冷凍機にて冷却し、設定温度となるように制御しているため、許容熱負荷以下であることで評価する。</p> <p>b. 評価方法 評価は以下の手順で実施する。第2-33図に評価概念図を示す。 (a) 外部火災による評価対象外壁内表面を評価する。(STEP1) (b) STEP1で得られた外壁内表面温度を基に室温を評価する(STEP2)</p>	項目	発火点	原子炉建屋	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋	外壁温度〔℃〕	1	約62	※1			2	約60	防火帯外縁からの距離距離〔m〕	1	200	230	230	300	2	危険距離〔m〕	1	34.0				2	24.7				<p>【女川】設計方針の相違 ・建屋及び防火帯の配置の違いによる評価結果の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊はクラス3設備である固体廃棄物貯蔵庫は評価対象施設としておらず、防火帯からの距離が長いこと温度影響評価は実施しない。</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊はクラス3設備である固体廃棄物貯蔵庫は評価対象施設としておらず、防火帯からの距離が長いこと温度影響評価は実施しない。</p>
項目	発火点	原子炉建屋	制御建屋	タービン建屋																																																																																							
外壁温度〔℃〕	1	約53	約54	約55																																																																																							
	2-1	約53	約53	約54																																																																																							
	2-2	約53	約54	約55																																																																																							
	3	約53	約54	約55																																																																																							
防火帯外縁からの最短距離〔m〕	1																																																																																										
	2-1	229	180	180																																																																																							
	2-2																																																																																										
	3																																																																																										
危険距離〔m〕	1	18	18	18																																																																																							
	2-1	14	14	14																																																																																							
	2-2	15	15	15																																																																																							
	3	18	18	18																																																																																							
項目	発火点	原子炉建屋	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋																																																																																						
外壁温度〔℃〕	1	約62	※1																																																																																								
	2	約60																																																																																									
防火帯外縁からの距離距離〔m〕	1	200	230	230	300																																																																																						
	2																																																																																										
危険距離〔m〕	1	34.0																																																																																									
	2	24.7																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">第 3.3-1 図 評価概念図</p> <p>i. STEP 1 の評価モデル式 外部火災による外壁内表面温度を算出する式は次式で示される。</p> $\rho c_p \frac{\partial T}{\partial t} = \frac{\partial}{\partial x} \left(\lambda \frac{\partial T}{\partial x} \right)$ <p>T: 建屋温度[°C], x: コンクリート深さ, t: 時間 λ: コンクリート熱伝導率(1.74 [W/m・K]) c_p: コンクリート比熱(963 [J/kg・K]), ρ: コンクリート密度(2400[kg/m³])</p> <p>ii. STEP 2 の評価モデル式 室内の内包機器熱負荷は強制換気による除熱される。ここでは第 3.3-1 図に示すように外部火災による外壁内表面温度の上昇により室温が加熱される影響をモデル化する。保守的に評価を実施するため、室内の熱容量等は考慮せず、熱バランスによる評価を実施する。外部火災による内壁温度上昇に伴う熱負荷は次式で示される。</p> $Q_{in} = h_{in} A (T_{in} - T_{room})$ <p>Q_{in}: 室内熱負荷[W] h_{in}: 室内壁表面熱伝達率[W/m²/K] A: 室内壁表面積[m²] T_{in}: 内壁最高温度[°C] T_{room}: 室温[°C]</p> <p>室内における熱バランスにより室温は次式で計算される。保守的に排気温度 T_{ext}を室温 T_{room}として評価する。</p> $T_{room} = T_{ext} = \frac{Q + Q_{in}}{m\rho C_p} + T_c$ <p>Q: 室内負荷[W] m: 風量[m³/s] C_p: 空気比熱[J/kg・K] ρ: 空気密度[kg/m³]</p>	 <p style="text-align: center;">第 2-33 図 評価概念図</p> <p>(a) STEP1 の評価モデル式 外部火災による外壁内表面温度を算出する式は次式で示される。</p> $\rho c_p \frac{\partial T}{\partial t} = \frac{\partial}{\partial x} \left(\lambda \frac{\partial T}{\partial x} \right) \quad (式 1)$ <p>T: 建屋温度[°C], x: コンクリート深さ[m], t: 時間[s] λ: コンクリート熱伝導率 (1.74[W・m/K]) c_p: コンクリート比熱(963[J/kg・K]), ρ: コンクリート密度(2,400[kg/m³])</p> <p>(b) STEP2 の評価モデル式 室内の内包機器熱負荷は強制換気により除熱される。ここでは第 2-33 図に示すように外部火災による外壁内表面温度の上昇により室温が加熱される影響をモデル化する。保守的に評価を実施するため、室内の熱容量等は考慮せず、熱バランスによる評価を実施する。外部火災による内壁温度上昇に伴う熱負荷は次式で示される。</p> $Q_{in} = h_{in} A (T_{in} - T_{room})$ <p>Q_{in}: 室内熱負荷[W], h_{in}: 室内壁表面熱伝達率[W/m²・K] A: 室内壁表面積[m²], T_{in}: 内壁最高温度[°C], T_{room}: 室温[°C]</p> <p>室内における熱バランスにより室温は次式で計算される。保守的に排気温度 T_{ext}を室温 T_{room}として評価する。</p> $T_{room} = T_{ext} = \frac{Q + Q_{in}}{m\rho C_p} + T_a$ <p>Q: 室内負荷[W], m: 風量[m³/s], C_p: 空気比熱[J/kg・K], ρ: 空気密度[kg/m³]</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊は建屋外壁の温度評価と同様に、保守的に外気への放熱は考慮しない。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

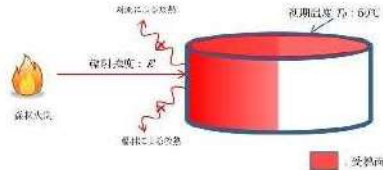
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）


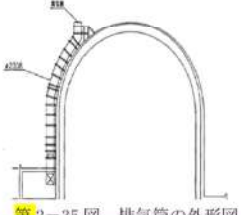
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>評価の結果、各評価対象について許容温度又は許容熱負荷を下回ることを確認した。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第3.3-1表 評価結果（原子炉施設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>STEP1 外壁内表面温度 [°C]</th> <th>STEP2 室内温度 [°C]</th> <th>許容温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉 中央制御室</td> <td>約57</td> <td>約28</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>面体廃棄物貯蔵所</td> <td>約56</td> <td>-</td> <td>395 (100)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3.3-2表 評価結果（緊急対策室）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>STEP1 外壁内表面温度 [°C]</th> <th>STEP2 熱負荷 [kW]</th> <th>許容熱負荷 [kW]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対策室</td> <td>約51</td> <td>約138</td> <td>152</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>3.4 屋外施設の影響評価 (1) 評価手法の概要 受熱面への輻射強度は、円筒火炎モデルを火炎到達幅の長さ分並べ、各々の輻射強度を積算し評価する。火炎輻射強度は各々の位置で強度の違があるが、本評価では保守的に最大の火炎輻射発散度の円筒火炎モデルが一様に存在するものとして評価する。</p> <p>円筒火炎モデルの燃焼時間は火炎継続時間とする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>※1 F個分の円筒火炎モデルから放射 ※2 F個分の円筒火炎モデルを2箇所から放射 ・受熱面への輻射強度Eは、受熱面に対して中心の火炎からの輻射強度E0と中心以外の火炎からの輻射強度E1を積算したものである。なお、中心以外の円筒火炎モデルは左右対称であることから、片側を2倍して算出している。 ・形係数φ1は、受熱面と火炎の距離に依存するため、円筒火炎モデルごとにそれぞれ算出する。 ・火炎輻射発散度は、保守的に最大火炎輻射発散度φを用いる。</p> <p>第3.4-1図 温度影響評価概念図</p>	評価対象	STEP1 外壁内表面温度 [°C]	STEP2 室内温度 [°C]	許容温度 [°C]	2号炉 中央制御室	約57	約28	40	面体廃棄物貯蔵所	約56	-	395 (100)	評価対象	STEP1 外壁内表面温度 [°C]	STEP2 熱負荷 [kW]	許容熱負荷 [kW]	緊急対策室	約51	約138	152	<p>評価の結果、各評価対象について許容温度又は許容熱負荷を下回ることを確認した。</p> <p>第2-31表 評価結果（原子炉施設）</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>STEP1:外壁内表面温度[°C]</th> <th>STEP2:室内温度[°C]</th> <th>許容温度[°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室</td> <td>約51</td> <td>約26</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>第2-32表 評価結果（緊急時対策所）</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>STEP1:外壁内表面温度[°C]</th> <th>STEP2:熱負荷[kW]</th> <th>許容熱負荷[kW]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td>約44</td> <td>約38.5</td> <td>40.0</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>3.4 屋外施設の影響評価 (1) 評価手法の概要 受熱面への輻射強度は、円筒火炎モデルを火炎到達幅の長さ分並べ、各々の輻射強度を積算し評価する。火炎輻射強度は各々の位置で強度の違があるが、本評価では保守的に最大の火炎輻射発散度の円筒火炎モデルが一様に存在するものとして評価する。受熱面への輻射強度Eは、10mメッシュの中に円筒火炎モデルをF個並べて輻射強度E0を計算し、10mメッシュの輻射強度E1を火炎到達幅の長さになるよう積算したものである。</p> <p>円筒火炎モデルの燃焼時間は火炎継続時間とする。 円筒火炎モデルの概念図を第2-34図に示す。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>※1 F個分の円筒火炎モデルから放射 ※2 F個分の円筒火炎モデルを2箇所から放射 ・受熱面への輻射強度Eは、受熱面に対して中心の火炎からの輻射強度E0と中心以外の火炎からの輻射強度E1を積算したものである。なお、中心以外の円筒火炎モデルは左右対称であることから、片側を2倍して算出している。 ・形係数φ1は、受熱面と火炎の距離に依存するため、円筒火炎モデルごとにそれぞれ算出する。 ・火炎輻射発散度は、保守的に最大火炎輻射発散度φを用いる。</p> <p>第2-34図 温度影響評価概念図</p>	評価対象	STEP1:外壁内表面温度[°C]	STEP2:室内温度[°C]	許容温度[°C]	中央制御室	約51	約26	40	評価対象	STEP1:外壁内表面温度[°C]	STEP2:熱負荷[kW]	許容熱負荷[kW]	緊急時対策所	約44	約38.5	40.0	<p>【女川】設計方針の相違 ・建屋及び防火帯の配置の違いによる評価結果の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一</p>
評価対象	STEP1 外壁内表面温度 [°C]	STEP2 室内温度 [°C]	許容温度 [°C]																																				
2号炉 中央制御室	約57	約28	40																																				
面体廃棄物貯蔵所	約56	-	395 (100)																																				
評価対象	STEP1 外壁内表面温度 [°C]	STEP2 熱負荷 [kW]	許容熱負荷 [kW]																																				
緊急対策室	約51	約138	152																																				
評価対象	STEP1:外壁内表面温度[°C]	STEP2:室内温度[°C]	許容温度[°C]																																				
中央制御室	約51	約26	40																																				
評価対象	STEP1:外壁内表面温度[°C]	STEP2:熱負荷[kW]	許容熱負荷[kW]																																				
緊急時対策所	約44	約38.5	40.0																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）


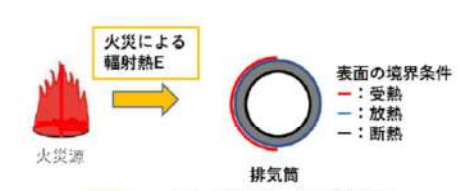
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>(2) 温度評価</p> <p>a. 復水貯蔵タンク温度の算出</p> <p>(a) 評価対象範囲</p> <p>復水貯蔵タンクについて、森林火災を想定して評価を実施した。</p> <p>(b) 評価対象施設までの離隔距離</p> <p>評価対象施設から最も近い防火帯外縁までの離隔距離を第3.4-1表に示す。</p> <p>第3.4-1表 評価対象施設から最も近い防火帯外縁までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="846 391 1167 475"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>離隔距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>340</td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) 判断の考え方</p> <p>i. 危険輻射強度</p> <p>火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、復水貯蔵タンクの貯蔵水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度66℃を越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。</p> <p>ii. 評価方法</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で復水貯蔵タンクが昇温されるものとして、表面での輻射による復水貯蔵タンクの温度上昇を表した比熱と熱容量の関係式よりタンク(x=0)の温度から危険輻射強度を算出する。</p> $T = T_0 + \frac{Et \left(\frac{\pi D_o^2 h}{2} + \frac{\pi D_i^2}{4} \right)}{\rho_w C_{pw} V + \rho_s C_{ps} \left[\frac{(D_o^2 - D_i^2) \pi h}{4} + 2\pi \frac{D_i^2}{4} \theta \right]} \quad (式1)$ <p>T_0:初期温度(50[℃])、E:放射強度[W/m²]、t:火災継続時間[s] D_o:タンク外径(20.012[m])、h:タンク円筒高さ(11.8[m]) D_i:タンク内径(2.00[m])、θ:タンク底板板厚(0.006[m]) ρ_w:水の密度(979.9 [kg/m³]) ※1、C_{pw}:水の比熱(4186 [J/kg/K]) ※1、V:水の体積[m³] ρ_s:タンク壁材の密度(7850[kg/m³]) ※2、C_{ps}:タンク壁材の比熱(473[J/kg/K]) ※2 ※1:伝熱工学資料第5版記載値(鉄水)を86℃となるように換算補間した値 ※2:伝熱工学資料第5版記載値(スチール鋼)</p> <p>第3.4-2表 対象施設の危険輻射強度</p> <table border="1" data-bbox="815 1118 1227 1278"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>発火点</th> <th>復水貯蔵タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">危険輻射強度 [kW/m²]</td> <td>1</td> <td>8.55</td> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td>184</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>45.6</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>90.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>復水貯蔵タンクはタンク側面に遮蔽壁及び側面から天井面に向かって鋼板が設置されており、直接輻射がタンクに到達する構造ではないが、評価にあたっては遮蔽壁及び鋼板がなく屋外にタンクが露出しているものとして評価を実施した。なお、復水貯蔵タンク温度評価にあたっては、タンク部材は熱伝導の良い鋼材であるが、内部に貯蔵する</p>	評価対象施設	離隔距離 [m]	復水貯蔵タンク	340	項目	発火点	復水貯蔵タンク	危険輻射強度 [kW/m ²]	1	8.55	2-1	184	2-2	45.6	3	90.9	<p>(2) 温度評価</p>	<p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる対象設備の相違(泊には屋外に同様の施設は無い)</p>
評価対象施設	離隔距離 [m]																		
復水貯蔵タンク	340																		
項目	発火点	復水貯蔵タンク																	
危険輻射強度 [kW/m ²]	1	8.55																	
	2-1	184																	
	2-2	45.6																	
	3	90.9																	

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
	<p>システムへの熱伝導による蓄熱を考慮するため、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。</p> <p>復水貯蔵タンクの評価概念図を第3.4-2図に示す。</p>  <p>第3.4-2図 復水貯蔵タンクの評価概念図</p> <p>式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。</p> $E = Rf \cdot \phi$ <p>E: 輻射強度[W/m²], Rf: 輻射発散度[W/m²], Φ: 形態係数[-] (式2)</p> <p>第3.4-3表 対象施設の形態係数</p> <table border="1" data-bbox="779 671 1220 963"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>発火点</th> <th>復水貯蔵タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">火災輻射発散度 [kW/m²]</td> <td>1</td> <td>477</td> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td>408</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>421</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">形態係数 [-]</td> <td>1</td> <td>4.95 × 10⁻²</td> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td>5.84 × 10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>1.89 × 10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3.26 × 10⁻¹</td> </tr> </tbody> </table> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right) \quad (式3)$ <p>ただし $m = \frac{H}{2} \Rightarrow n = \frac{L}{2}$ $A = (1+n)^2 + m^2$ $B = (1-n)^2 + m^2$ <small>H: 火炎長[m] R: 火炎半径[m] L: 危険距離[m]</small></p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、最も近い防火帯外縁から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。</p> <p>iii. 評価結果 危険輻射強度より復水貯蔵タンクの危険距離を算出した結果、復水貯蔵タンクまでの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。</p>	項目	発火点	復水貯蔵タンク	火災輻射発散度 [kW/m ²]	1	477	2-1	408	2-2	410	3	421	形態係数 [-]	1	4.95 × 10 ⁻²	2-1	5.84 × 10 ⁻¹	2-2	1.89 × 10 ⁻¹	3	3.26 × 10 ⁻¹		
項目	発火点	復水貯蔵タンク																						
火災輻射発散度 [kW/m ²]	1	477																						
	2-1	408																						
	2-2	410																						
	3	421																						
形態係数 [-]	1	4.95 × 10 ⁻²																						
	2-1	5.84 × 10 ⁻¹																						
	2-2	1.89 × 10 ⁻¹																						
	3	3.26 × 10 ⁻¹																						

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
	<p>評価結果を第3.4-4表に示す。</p> <p>第3.4-4表 復水貯蔵タンク温度影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="721 236 1223 384"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">復水貯蔵タンク</th> </tr> <tr> <th>発火点1</th> <th>発火点2-1</th> <th>発火点2-2</th> <th>発火点3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度 [°C]</td> <td>約51</td> <td>約51</td> <td>約51</td> <td>約51</td> </tr> <tr> <td>防火帯外縁からの最短距離 [m]</td> <td>340</td> <td>340</td> <td>340</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>危険距離 [m]</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 排気筒温度の算出 (a) 評価対象範囲 排気筒について、森林火災を想定して評価を実施した。</p> <p>(b) 評価対象施設の仕様 排気筒仕様を第3.4-5表に、排気筒外形図を第3.4-3図に示す。</p> <table border="1" data-bbox="721 762 999 943"> <caption>第3.4-5表 評価対象施設の仕様</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>鉄塔支持型</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主要寸法</td> <td>内径 3.7m 地表高さ 180m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材料</td> <td>筒身</td> <td>SM400&P</td> </tr> <tr> <td>鉄塔</td> <td>SS400, STE400</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第3.4-3図 評価対象施設の外形図</p> <p>(c) 評価対象施設までの離隔距離 評価対象施設から最も近い防火帯外縁までの離隔距離を第3.4-6表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="721 1134 1317 1297"> <caption>第3.4-6表 評価対象施設から最も近い防火帯外縁までの離隔距離</caption> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>離隔距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>339</td> </tr> </tbody> </table> <p>(d) 判断の考え方 i. 危険輻射強度 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、排気筒の鋼材の強度が維持される保守的な温度 325°Cを越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。</p>	項目	復水貯蔵タンク				発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3	温度 [°C]	約51	約51	約51	約51	防火帯外縁からの最短距離 [m]	340	340	340	340	危険距離 [m]	8	4	6	5	名称		排気筒	種類		鉄塔支持型	主要寸法		内径 3.7m 地表高さ 180m	材料	筒身	SM400&P	鉄塔	SS400, STE400	個数		1	評価対象施設	離隔距離 [m]	排気筒	339	<p>a. 排気筒温度の算出 (a) 評価対象範囲 排気筒について、森林火災を想定して評価を実施した。 なお、排気筒の評価に当たっては、原子炉建屋に設置されていることから離隔距離は原子炉建屋までの距離とした。</p> <p>(b) 評価対象施設の仕様 排気筒仕様を第2-33表に、排気筒外形図を第2-35図に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1352 762 1608 975"> <caption>第2-33表 排気筒の仕様</caption> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>丸形</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>外径 2,308mm 地表高さ 73.1m</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2-35図 排気筒の外形図</p> <p>(c) 評価対象施設までの離隔距離 評価対象施設から最も近い防火帯外縁までの離隔距離を第2-34表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1480 1193 1821 1294"> <caption>第2-34表 評価対象施設までの離隔距離</caption> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>離隔距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>(d) 判断の考え方 i. 危険輻射強度 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、排気筒の鋼材の強度が維持される保守的な温度 325°Cを越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。</p>	名称	排気筒	種類	丸形	主要寸法	外径 2,308mm 地表高さ 73.1m	材料	SUS304	個数	1	評価対象施設	離隔距離 [m]	排気筒	200	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計による排気筒の設置位置の相違（泊は排気筒が原子炉建屋に設置されている。）</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる排気筒仕様による相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる離隔距離の相違</p>
項目	復水貯蔵タンク																																																													
	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3																																																										
温度 [°C]	約51	約51	約51	約51																																																										
防火帯外縁からの最短距離 [m]	340	340	340	340																																																										
危険距離 [m]	8	4	6	5																																																										
名称		排気筒																																																												
種類		鉄塔支持型																																																												
主要寸法		内径 3.7m 地表高さ 180m																																																												
材料	筒身	SM400&P																																																												
	鉄塔	SS400, STE400																																																												
個数		1																																																												
評価対象施設	離隔距離 [m]																																																													
排気筒	339																																																													
名称	排気筒																																																													
種類	丸形																																																													
主要寸法	外径 2,308mm 地表高さ 73.1m																																																													
材料	SUS304																																																													
個数	1																																																													
評価対象施設	離隔距離 [m]																																																													
排気筒	200																																																													

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>ii. 評価方法</p> <p>排気筒は内部への伝熱はなく、熱伝導の良い表面の鋼材への伝熱のみを考慮するため、速やかに定常状態となることから、円筒外表面積の1/2に火災による放射が到達し、外表面全体から放熱するものとして、一定の放射強度で排気筒が昇温されるとき、放射による入熱量と対流による放熱量が釣り合うことを表した式1により排気筒鉄塔表面の温度から危険放射強度を算出する。</p> <p>なお、内表面は保守的に評価を実施するため断熱とした。</p> $T = T_0 + \frac{E}{2h} \quad (\text{式1})$ <p>E: 放射強度[W/m²] h: 熱伝達率(17[W/m²/K])※1 T₀: 初期温度(50[°C])</p> <p>※1: 空気調和・衛生工学便覧（外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ裏面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である17W/m²/Kを用いる。） (出典：建築火災の$Q = \sigma \cdot A$と火災安全設計、財団法人日本建築センター)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">第3.4-7表 対象施設の危険放射強度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>発火点</th> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">危険放射強度 [kW/m²]</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">9.35</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2-1</td> <td style="text-align: center;">9.35</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2-2</td> <td style="text-align: center;">9.35</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">9.35</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>式1で求めた危険放射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $E = R_f \cdot \phi \quad (\text{式2})$ $R_f = I_R \cdot \varepsilon$ <p>E: 放射強度(W/m²), R_f: 放射発散度(W/m²), Φ: 形態係数, I_R: 火災放射強度(W/m²), ε: 吸収率(0.9[-])※1 ※1: 伝熱工学資料第5版</p> </div>	項目	発火点	排気筒	危険放射強度 [kW/m ²]	1	9.35	2-1	9.35	2-2	9.35	3	9.35	<p>ii. 評価方法</p> <p>排気筒は内部への伝熱はなく、熱伝導の良い表面の鋼材への伝熱のみを考慮するため、速やかに定常状態となることから、円筒外表面積の1/2に火災による放射が到達し、外表面全体から放熱するものとして、一定の放射強度で排気筒が昇温されるとき、放射による入熱量と対流による放熱量が釣り合うことを表した式1により排気筒表面の温度から危険放射強度を算出する。</p> <p>なお、内表面は保守的に評価を実施するため断熱とした。</p> $T = T_0 + \frac{E}{2h} \quad (\text{式1})$ <p>ε: 吸収率(1.0[-]), E: 放射強度[W/m²], h: 熱伝達率(17[W/m²·K])※1, T₀: 初期温度(50[°C])</p> <p>※1: 空気調和・衛生工学便覧（外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ裏面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である17 W/m²/Kを用いる。）</p> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">第2-35表 対象施設の危険放射強度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>発火点</th> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">危険放射強度 [W/m²]</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">9,299</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">9,304</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>式1で求めた危険放射強度Eとなる形態係数Φを式2より算出する。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $E = R_f \times \phi \quad (\text{式2})$ <p>E: 放射強度[W/m²], R_f: 放射発散度[W/m²], Φ: 形態係数</p> </div>	項目	発火点	排気筒	危険放射強度 [W/m ²]	1	9,299	2	9,304	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる排気筒仕様相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は保守的に吸収率を1.0として評価</p>
項目	発火点	排気筒																					
危険放射強度 [kW/m ²]	1	9.35																					
	2-1	9.35																					
	2-2	9.35																					
	3	9.35																					
項目	発火点	排気筒																					
危険放射強度 [W/m ²]	1	9,299																					
	2	9,304																					

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

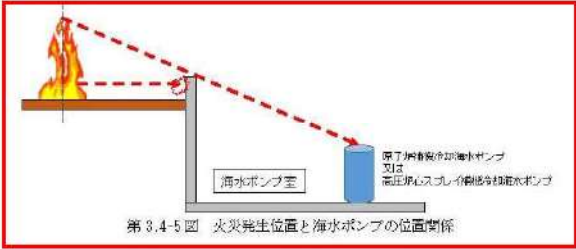

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>第3.4-3表 対象施設の火災放射熱散度及び形態係数</p> <table border="1" data-bbox="784 175 1254 454"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>発火点</th> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">火災放射熱散度 [kW/m²]</td> <td>1</td> <td>430</td> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td>337</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>372</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>373</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">形態係数 [-]</td> <td>1</td> <td>2.18×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td>2.56×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>2.52×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2.47×10⁻²</td> </tr> </tbody> </table> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right) \quad (式3)$ <p>ただし $m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$ <small>H: 火災長[m] R: 燃焼半径[m] L: 危険距離[m]</small></p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、最も近い防火帯外縁から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。</p> <p>なお、排気筒は支持鉄塔と筒身で構成されているが、筒身よりも支持鉄塔側が森林火災との距離が近いこと（第3.4-3図参照）、材質も支持鉄塔はSS400及びSTK400、筒身ではSMA400APであり、物性値が軟鋼で同一であることから、支持鉄塔の評価を実施することで筒身の評価は包絡される。 排気筒の評価概念図を第3.4-4図に示す。</p>  <p>第3.4-4図 伝熱の境界条件の模式図</p>	項目	発火点	排気筒	火災放射熱散度 [kW/m ²]	1	430	2-1	337	2-2	372	3	373	形態係数 [-]	1	2.18×10 ⁻²	2-1	2.56×10 ⁻²	2-2	2.52×10 ⁻²	3	2.47×10 ⁻²	<p>第2-36表 対象施設の放射熱散度及び形態係数</p> <table border="1" data-bbox="1411 175 1881 327"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>発火点</th> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射熱散度 [kW/m²]^{※1}</td> <td>1</td> <td>1,200(843)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1,200(377)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">形態係数 [-]</td> <td>1</td> <td rowspan="2">0.0078</td> </tr> <tr> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：FARSITE出力より算出された値（括弧内の数値）を安全側に切り上げた数値</p> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right) \quad (式3)$ <p>$m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$ <small>H: 火災長[m], R: 燃焼半径[m], L: 危険距離[m]</small></p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、最も近い防火帯外縁から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。</p> <p>排気筒の評価概念図を第2-36図に示す。</p>  <p>第2-36図 排気筒の評価概念図</p>	項目	発火点	排気筒	放射熱散度 [kW/m ²] ^{※1}	1	1,200(843)	2	1,200(377)	形態係数 [-]	1	0.0078	2	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は排気筒が筒身のみである。</p>
項目	発火点	排気筒																																		
火災放射熱散度 [kW/m ²]	1	430																																		
	2-1	337																																		
	2-2	372																																		
	3	373																																		
形態係数 [-]	1	2.18×10 ⁻²																																		
	2-1	2.56×10 ⁻²																																		
	2-2	2.52×10 ⁻²																																		
	3	2.47×10 ⁻²																																		
項目	発火点	排気筒																																		
放射熱散度 [kW/m ²] ^{※1}	1	1,200(843)																																		
	2	1,200(377)																																		
形態係数 [-]	1	0.0078																																		
	2																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
<p>(2) 海水ポンプ</p> <p>危険距離の算出の流れについては以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①最大の火炎放射発散度のメッシュの燃焼データを持った円筒モデルを火炎到達幅一列に並べる。 ②受熱面までの距離を任意に設定して形態係数Φを算出（火炎長、燃焼半径、離隔距離から算出）する。 ③$E=R_f \cdot \Phi$（E:受熱面放射強度、R_f:火炎放射発散度、Φ:形態係数）より、受熱面（海水ポンプモータのケーシング）の放射強度を算出する。 ④受熱面の放射強度からの伝熱により、冷却空気が\square℃を超えない距離（危険距離）を算出する。 <div data-bbox="73 954 694 1228" style="border: 1px solid black; height: 172px; width: 277px;"></div> <p style="text-align: center;">図 海水ポンプの熱影響評価</p>	<p>iii. 評価結果</p> <p>危険放射強度より排気筒鉄塔の危険距離を算出した結果、排気筒までの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を第3.4-9表に示す。</p> <div data-bbox="712 287 1303 513" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第3.4-9表 排気筒温度影響評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">排気筒</th> </tr> <tr> <th>発火点1</th> <th>発火点2-1</th> <th>発火点2-2</th> <th>発火点3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度 [°C]</td> <td>約51</td> <td>約51</td> <td>約51</td> <td>約51</td> </tr> <tr> <td>防火帯外縁からの最短距離 [m]</td> <td>330</td> <td>330</td> <td>330</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>危険距離 [m]</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>11</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>c. 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ温度の算出</p>	項目	排気筒				発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3	温度 [°C]	約51	約51	約51	約51	防火帯外縁からの最短距離 [m]	330	330	330	330	危険距離 [m]	8	18	11	15	<p>iii. 評価結果</p> <p>危険放射強度より排気筒の危険距離を算出した結果、排気筒までの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を第2-37表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第2-37表 排気筒に対する熱影響評価結果</p> <div data-bbox="1400 327 1899 502" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">排気筒</th> </tr> <tr> <th>発火点1</th> <th>発火点2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度 [°C]</td> <td>約60</td> <td>約71</td> </tr> <tr> <td>防火帯外縁からの離隔距離 [m]</td> <td colspan="2">200</td> </tr> <tr> <td>危険距離 [m]</td> <td>35.4</td> <td>54.0</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>3.5 原子炉補機冷却海水ポンプの影響評価</p> <p>(1) 評価手法の概要</p> <p>受熱面への放射強度は、円筒火炎モデルを火炎到達幅の長さ分並べ、各々の放射強度を積算し評価する。火炎放射強度は各々の位置で強度の違いがあるが、本評価では保守的に最大の火炎放射発散度の円筒火炎モデルが1様に存在するものとして評価する。受熱面への放射強度Eは、10mメッシュの中に円筒火炎モデルをF個並べて放射強度E_iを計算し、10mメッシュの放射強度E_iを火炎到達幅の長さになるよう積算したものである。</p> <p>円筒火炎モデルの燃焼時間は火炎継続時間とする。円筒火炎モデルの概念図を第2-37図に示す。</p> <div data-bbox="1388 901 1892 1252" style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">10mメッシュ内にはF個の最大火炎放射発散度の円筒火炎モデルが燃焼</p> <p style="text-align: center;">火炎到達幅WにはF個の最大火炎放射発散度の円筒火炎モデルを並べる</p> <p style="text-align: center;">受熱面 $E = E_0 + 2 \sum_{i=1}^n E_i$ [kW/m²] 受熱面への放射強度</p> </div> <p>※1 F個分の円筒火炎モデルから放射 ※2 F個分の円筒火炎モデルの2箇所から放射</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受熱面への放射強度Eは、受熱面に対して中心の火炎からの放射強度E_0と中心以外の火炎からの放射強度E_iを積算したものである。なお、中心以外の円筒火炎モデルは左右対称であることから、片側を2倍して算出している。 ・形態係数ϕ_iは、受熱面と火炎の距離に依存するため、円筒火炎モデルごとにそれぞれ算出する。 ・火炎放射発散度は、保守的に最大火炎放射発散度R_fを用いる。 <p style="text-align: center;">第2-37図 温度影響評価概念図</p>	項目	排気筒		発火点1	発火点2	温度 [°C]	約60	約71	防火帯外縁からの離隔距離 [m]	200		危険距離 [m]	35.4	54.0	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる排気筒仕様の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・女川はポンプが屋外設置であり直接熱影響を受けること、泊はポンプが屋内設置のため直接熱影響を受けないことが基本的な差異であり、このため、評価手法も異なっている、ただし、ポンプの許容温度（軸受温度）以下であることを評価していることに差異はない。また、泊に高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプはない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p>
項目	排気筒																																								
	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3																																					
温度 [°C]	約51	約51	約51	約51																																					
防火帯外縁からの最短距離 [m]	330	330	330	330																																					
危険距離 [m]	8	18	11	15																																					
項目	排気筒																																								
	発火点1	発火点2																																							
温度 [°C]	約60	約71																																							
防火帯外縁からの離隔距離 [m]	200																																								
危険距離 [m]	35.4	54.0																																							

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(a) 評価対象範囲</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプは、海水ポンプ高さより高い海水ポンプ室の壁で囲まれており、側面から直接火災の影響を受けることはないが、上面は熱影響を受ける可能性がある。評価においては、海水ポンプ室の壁による遮熱効果を考慮せず、側面から直接火災の影響を受けることを想定する。また、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプは、電動機本体を全閉構造とした全閉外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気の温度を評価対象とする。火災発生位置と海水ポンプの位置関係を第3.4-5図に示す。</p> <p>電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び軸受であり、そのうち許容温度が低い軸受温度の機能維持に必要な冷却空気の温度が、許容温度以下となることを確認する。</p>  <p>第3.4-5図 火災発生位置と海水ポンプの位置関係</p> <p>(b) 評価対象施設の仕様</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプの海水ポンプ室内の配置図を第3.4-6図、外形図を第3.4-7図に示す。仕様を第3.4-10表に示す。</p>  <p>第3.4-6図 海水ポンプの配置図</p>	<p>(2) 温度評価</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ温度の算出</p> <p>(a) 評価対象範囲</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、循環水ポンプ建屋内に収納されており、直接火災の影響を受けることはない。ただし、循環水ポンプ建屋内の上部外壁は鋼板であることから、火災の輻射熱が伝熱により建屋内雰囲気に移動し、建屋内雰囲気の温度が上昇する。また、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とし、空気冷却器を電動機の側面に設置して外気を直接電動機本体に取り込まない全閉外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気の温度を評価対象とする。</p> <p>電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び下部軸受であり、そのうち許容温度が低い下部軸受温度の機能維持に必要な冷却空気の温度が、許容温度以下となることを確認する。</p>	

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<div data-bbox="745 148 1288 767" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 3.4-7 図 海水ポンプの外形図</p> <p style="text-align: center;">第 3.4-10 表 評価対象施設の仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">原子炉補機冷却 海水ポンプ電動機</th> <th style="text-align: center;">高圧炉心スプレィ補機 冷却海水ポンプ電動機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">主要寸法</td> <td style="text-align: center;">全幅 約 2.5m 高さ 約 2.9m</td> <td style="text-align: center;">全幅 約 0.55m 高さ 約 1.00m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">材質</td> <td style="text-align: center;">SS400</td> <td style="text-align: center;">FC150</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個数</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(c) 火災源となる設備から評価対象施設までの離隔距離 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプを内包する海水ポンプ室から火災源までの離隔距離を第 3.4-11 表に示す。</p> <div data-bbox="763 938 1272 1086" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 3.4-11 表 海水ポンプ室から火災源までの離隔距離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">評価対象施設</th> <th style="text-align: center;">海水ポンプ室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">離隔距離 [m]</td> <td style="text-align: center;">302</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(d) 判断の考え方 i. 危険輻射強度 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプの冷却空気の許容温度は、上部及び下部軸受の上昇温度を考慮した温度とする。軸受の機能維持に必要な冷却空気の許容温度、通常運転時の上昇温度をそれぞれ第 3.4-12 表、第 3.4-13 表に示す。 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、軸受の機能が維持される冷却空気の許容温度を越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。</p>		原子炉補機冷却 海水ポンプ電動機	高圧炉心スプレィ補機 冷却海水ポンプ電動機	主要寸法	全幅 約 2.5m 高さ 約 2.9m	全幅 約 0.55m 高さ 約 1.00m	材質	SS400	FC150	個数	4	1	評価対象施設	海水ポンプ室	離隔距離 [m]	302	<p>(b) 評価対象施設までの離隔距離 原子炉補機冷却海水ポンプを内包する循環水ポンプ建屋から最も近い防火帯外縁までの離隔距離を第 2-38 表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 2-38 表 評価対象施設までの離隔距離</p> <div data-bbox="1435 962 1868 1062" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">評価対象施設</th> <th style="text-align: center;">離隔距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">循環水ポンプ建屋</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(c) 判断の考え方 i. 危険輻射強度 原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の冷却空気の許容温度は、電動機下部軸受を限界温度以下とするために必要な吸い込み外気許容温度を 80℃とする。 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、下部軸受の機能が維持される吸い込み外気の許容温度 80℃を越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。</p>	評価対象施設	離隔距離 [m]	循環水ポンプ建屋	300	
	原子炉補機冷却 海水ポンプ電動機	高圧炉心スプレィ補機 冷却海水ポンプ電動機																					
主要寸法	全幅 約 2.5m 高さ 約 2.9m	全幅 約 0.55m 高さ 約 1.00m																					
材質	SS400	FC150																					
個数	4	1																					
評価対象施設	海水ポンプ室																						
離隔距離 [m]	302																						
評価対象施設	離隔距離 [m]																						
循環水ポンプ建屋	300																						

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p>第3.4-12表 海水ポンプの機能維持に必要な冷却空気の許容温度</p> <table border="1" data-bbox="757 193 1249 363"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>上部軸受温度 [°C]</th> <th>下部軸受温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却 海水ポンプ</td> <td>40^{※1}</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレ イ補機冷却海水ポンプ</td> <td>55^{※2}</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格JEC-2137-2000「誘導機」で定める自由対流式軸受の表面で測定するときの温度限度80°Cから冷却空気の初期温度40°Cを差し引いた40°Cを冷却空気の許容温度に設定</p> <p>※2：軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格JEC-2137-2000「誘導機」で定める耐熱性の良好なグリースを使用する場合の温度限度95°Cから冷却空気の初期温度40°Cを差し引いた55°Cを冷却空気の許容温度に設定</p> <p>第3.4-13表 海水ポンプの通常運転時の上昇温度</p> <table border="1" data-bbox="757 643 1249 866"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>上部軸受温度 [°C]</th> <th>下部軸受温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却 海水ポンプ</td> <td>27</td> <td>18.7</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレ イ補機冷却海水ポンプ</td> <td>32</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>ii. 評価方法</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機の冷却空気が一定の輻射強度によって昇温されるものとして、比熱と熱容量の関係式より求める下式より冷却空気温度から危険輻射強度を算出する。</p> <p>評価に用いた諸元を第3.4-14表に示す。</p>	対象機器	上部軸受温度 [°C]	下部軸受温度 [°C]	原子炉補機冷却 海水ポンプ	40 ^{※1}	55	高圧炉心スプレ イ補機冷却海水ポンプ	55 ^{※2}	55	対象機器	上部軸受温度 [°C]	下部軸受温度 [°C]	原子炉補機冷却 海水ポンプ	27	18.7	高圧炉心スプレ イ補機冷却海水ポンプ	32	41	<p>第2-39表 原子炉補機冷却海水ポンプの機能維持に必要な冷却空気の許容温度</p> <table border="1" data-bbox="1350 212 1955 300"> <thead> <tr> <th>対象部位</th> <th>冷却空気の許容温度[°C]</th> <th>運転時の温度上昇[°C]</th> <th>限界温度[°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定子巻線</td> <td>99</td> <td>46</td> <td>145^{※1}</td> </tr> <tr> <td>下部軸受け</td> <td>80</td> <td>35</td> <td>115^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：耐熱クラス145(F)における固定子巻線の許容最高温度【JEC-2137】 ※2：軸受潤滑油の潤滑能力を維持できる限界温度</p> <p>ii. 評価方法</p> <p>循環水ポンプ建屋内には、各種機器（原子炉補機冷却海水ポンプ他）が収納されており、通常運転時にはこれらの機器からの発熱は、建屋の換気により外部へ放出される設計である。熱収支を解くにあたっては、この建屋内部に収められている機器の発熱量と外部火災からの時間変化する輻射熱をインプットとして、換気量を熱収支と連成させて以下に記す関係式により吸い込み外気温度から危険輻射強度を算出する。循環水ポンプ建屋空気温度評価モデルの概要を第2-38図に示す。</p>	対象部位	冷却空気の許容温度[°C]	運転時の温度上昇[°C]	限界温度[°C]	固定子巻線	99	46	145 ^{※1}	下部軸受け	80	35	115 ^{※2}	
対象機器	上部軸受温度 [°C]	下部軸受温度 [°C]																															
原子炉補機冷却 海水ポンプ	40 ^{※1}	55																															
高圧炉心スプレ イ補機冷却海水ポンプ	55 ^{※2}	55																															
対象機器	上部軸受温度 [°C]	下部軸受温度 [°C]																															
原子炉補機冷却 海水ポンプ	27	18.7																															
高圧炉心スプレ イ補機冷却海水ポンプ	32	41																															
対象部位	冷却空気の許容温度[°C]	運転時の温度上昇[°C]	限界温度[°C]																														
固定子巻線	99	46	145 ^{※1}																														
下部軸受け	80	35	115 ^{※2}																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

また、受熱面の輻射強度を用いた海水ポンプ冷却空気温度については、受熱面の輻射強度を q 、海水ポンプが輻射を受ける面積を A_T とすると、受熱面を介して外気への入熱は $q \times A_T$ となる。外気の熱容量は、外気の重量流量 G と比熱 C_p から $G \times C_p$ となるから、外気の温度上昇 ΔT は、入熱 $q \times A_T$ と熱容量 $G \times C_p$ から、以下の式で求められる。

$$\Delta T = \frac{E \times A_T}{G \times C_p}$$

E: 海水ポンプの受熱面輻射強度(W)
 G: 海水ポンプ冷却空気の重量流量(3.90kg/s)
 C_p : 空気の比熱(1007.00J/kgK)
 A_T : 海水ポンプの受熱面積(14.47m²)

冷却空気の温度 $T = T_0 + \Delta T$ より冷却空気の温度を算出する。

T_0 : 過去10年間の最高気温(38.1℃)

なお、海水ポンプモータの電気的絶縁について確認した結果を以下に示す。

海水ポンプモータにおいて絶縁破壊を起こす箇所は固定子巻線(F種絶縁)であり、JEC-37(電気学会電気規格調査会標準規格誘導機)より、F種絶縁の設計温度は140℃である。

運転時の固定子巻線温度は外気取入温度+℃であり、外部火災評価時の危険距離算出時の外気取入温度は℃であるため、固定子巻線温度=℃となり、上記の温度許容値140℃を満たす。

すなわち、外部火災評価における海水ポンプへの隔離距離(危険距離)が保たれていれば、海水ポンプモータの電気的絶縁は保たれる。

女川原子力発電所2号炉

$$T = T_0 + \frac{E \times A_T}{G \times C_p} \quad (式1)$$

T: 評価温度[℃], T_0 : 通常運転時の上昇温度[℃]
 E: 輻射強度[W/m²], A_T : 受熱面積[m²]
 G: 熱容量(=G× C_p), G: 重量流量[kg/s], C_p : 空気比熱[J/kg・K]

第3.4-14表 評価に用いた諸元

対象機器	受熱面積 [m ²]	重量流量 [kg/s]	空気比熱 [J/kg・K]
原子炉補機 冷却海水ポンプ	13.18	3.32	1,008
高圧炉心スプレー 補機冷却海水ポンプ	1.19	0.56	1,008

第3.4-15表 対象施設の危険輻射強度

項目	発火点	原子炉補機冷却 海水ポンプ	高圧炉心スプレー 補機冷却海水ポンプ
危険輻射強度 [kW/m ²]	1	3.31	6.54
	2-1	3.31	6.54
	2-2	3.31	6.54
	3	3.31	6.54

泊発電所3号炉

$$Q_{in} = G_{air}^0 \times C_{pin} \times (T_R^0 - T_{in}) \quad \dots\dots ①$$

$$\Delta P_H = \Delta P_{in} + \Delta P_{out}$$

$$\Rightarrow g \times (\rho_{in} - \rho_R^0) \times H = \zeta_{in} \times \frac{1}{2} \times \rho_{in} \times u_{in}^2 + \zeta_{out} \times \frac{1}{2} \times \rho_R^0 \times u_{out}^2 \quad \dots\dots ②^{*1}$$

$$\rho_R^0 = \frac{1}{0.004555 \times 0.622 \times T_R^0} \quad \dots\dots ③^{*2}$$

$$u_{in}^0 = \frac{G_{air}^0}{\rho_{in} \times A_{in}} \quad \dots\dots ④$$

$$u_{out}^0 = \frac{G_{air}^0}{\rho_R^0 \times A_{out}} \quad \dots\dots ⑤$$

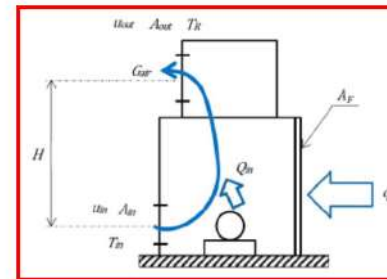
$$W_R^0 = V \times \rho_R^0 \quad \dots\dots ⑥$$

*1 出典：空調調和・衛生工学便覧第11版 空調調和・衛生工学会
 *2 出典：伝熱工学資料第5版 日本機械学会(湯気空気として算出)

各時間ステップの値を用いて、建屋内気温上昇と次のステップの建屋内気温を算出する。

$$T_R^{n+1} = T_R^n + \frac{(Q_{in} + q_R^n \times A_T) - (T_R^n - T_{in}) \times G_{air}^n \times C_{pin} \times \Delta t}{W_R^n \times C_{pr}} \quad (式1)$$

Q_{in} : 建屋内のポンプモータの放熱量[W], G_{air}^n : 換気風量[kg/s], C_{pin} : 空気比熱[J/kg・K],
 T_R : 建屋内気温[℃], T_{in} : 外気温[℃], g : 重力加速度[m/s²], ρ_{in} : 外気密度[kg/m³],
 ρ_R : 建屋内空気密度[kg/m³], H : 換気有効高さ[m], ζ_{in} : 給気口圧損係数[-],
 ζ_{out} : 排気口圧損係数[-], u_{in} : 給気口流速[m/s], u_{out} : 排気口流速[m/s],
 A_{in} : 給気口面積[m²], A_{out} : 排気口面積[m²], W_R^n : 建屋内空気重量[kg],
 V : 建屋内空気体積[m³], q_R : 外部火災からの輻射熱受熱熱流束[W/m²],
 A_T : 輻射受熱面積[m²], C_{pr} : 建屋内空気比熱[J/kg・K], Δt : 時間刻み[s]



第2-38図 循環水ポンプ建屋空気温度評価モデル

第2-40表 対象施設の危険輻射強度

項目	発火点	原子炉補機冷却海水ポンプ
危険輻射強度(最大) [W/m ²]	1	3,178
	2	4,847

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



式1で求めた危険放射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。

$$E = R_f \cdot \phi \quad (\text{式2})$$

E: 放射強度 [W/m²], R_f: 放射発散度 [W/m²], Φ: 形態係数 [-]

第3.4-16表 対象施設の火炎放射発散度及び形態係数

項目	発火点	原子炉補機冷却海水ポンプ	高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ
火炎放射発散度 [kW/m ²]	1	477	477
	2-1	403	408
	2-2	413	413
	3	421	421
形態係数 [-]	1	3.33 × 10 ⁻⁴	1.97 × 10 ⁻⁴
	2-1	3.54 × 10 ⁻⁴	7.00 × 10 ⁻⁴
	2-2	2.29 × 10 ⁻⁴	5.95 × 10 ⁻⁴
	3	3.01 × 10 ⁻⁴	4.54 × 10 ⁻⁴

式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。

$$\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\} \quad (\text{式3})$$

ただし $m = \frac{H}{R} \approx 3$, $n = \frac{L}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$

H: 火炎長[m], R: 燃焼半径[m], L: 危険距離[m]

上記のとおり危険距離を算出し、当該危険物貯蔵施設から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。

iii. 評価結果

危険放射強度より危険距離を算出した結果、評価対象施設までの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を第3.4-17表に示す。

式1より求めた危険放射強度Eとなる形態係数Φを式2より算出する。

$$E = R_f \times \phi \quad (\text{式2})$$

E: 放射強度 [W/m²], R_f: 放射発散度 [W/m²], Φ: 形態係数

第2-41表 対象施設の放射発散度及び形態係数

項目	発火点	原子炉補機冷却海水ポンプ
放射発散度 [kW/m ²] ^{*1}	1	1,200 (843)
	2	1,200 (977)
形態係数 (総和) [-]	1	0.026
	2	0.048

*1: FARSITE出力より算出された値 (括弧内の数値) を安全側に切り上げた数値

式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを式3より算出する。

$$\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\} \quad (\text{式3})$$

$m = \frac{H}{R} \approx 3$, $n = \frac{L}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$

H: 火炎長[m], R: 燃焼半径[m], L: 危険距離[m]

上記のとおり危険距離を算出し、防火帯外縁から最短距離にある評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。

(d) 評価結果

危険放射強度より危険距離を算出した結果、原子炉補機冷却海水ポンプまでの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を第2-42表に示す。

泊発電所3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
	<p style="text-align: center;">第3.4-17表 評価対象施設に対する熱影響評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">評価対象施設</th> <th style="text-align: center;">発火点1</th> <th style="text-align: center;">発火点2-1</th> <th style="text-align: center;">発火点2-2</th> <th style="text-align: center;">発火点3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">原子炉補機 冷却海水ポンプ</td> <td>上部軸受上昇温度 [°C]</td> <td>27.1</td> <td>27.2</td> <td>27.1</td> <td>27.2</td> </tr> <tr> <td>下部軸受上昇温度 [°C]</td> <td>18.8</td> <td>18.9</td> <td>18.8</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>上部軸受に対する 危険距離 [m]</td> <td>17.2</td> <td>30.6</td> <td>24.9</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>危険距離 [m]</td> <td>302</td> <td>302</td> <td>302</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">高圧炉心スプレイ 補機冷却海水ポンプ</td> <td>上部軸受上昇温度 [°C]</td> <td>32.1</td> <td>32.1</td> <td>32.1</td> <td>32.1</td> </tr> <tr> <td>下部軸受上昇温度 [°C]</td> <td>41.1</td> <td>41.1</td> <td>41.1</td> <td>41.1</td> </tr> <tr> <td>下部軸受に対する 危険距離 [m]</td> <td>10.0</td> <td>20.6</td> <td>15.8</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td>危険距離 [m]</td> <td>302</td> <td>302</td> <td>302</td> <td>302</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象施設	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3	原子炉補機 冷却海水ポンプ	上部軸受上昇温度 [°C]	27.1	27.2	27.1	27.2	下部軸受上昇温度 [°C]	18.8	18.9	18.8	18.9	上部軸受に対する 危険距離 [m]	17.2	30.6	24.9	29.0	危険距離 [m]	302	302	302	302	高圧炉心スプレイ 補機冷却海水ポンプ	上部軸受上昇温度 [°C]	32.1	32.1	32.1	32.1	下部軸受上昇温度 [°C]	41.1	41.1	41.1	41.1	下部軸受に対する 危険距離 [m]	10.0	20.6	15.8	19.4	危険距離 [m]	302	302	302	302	<p style="text-align: center;">第2-42表 原子炉補機冷却海水ポンプへの危険物貯蔵施設火災影響 評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">項目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">原子炉補機冷却海水ポンプ</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">発火点1</th> <th style="text-align: center;">発火点2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">温度 [°C]</td> <td style="text-align: center;">約 44</td> <td style="text-align: center;">約 46</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">防火帯外縁からの離隔距離 [m]</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">危険距離 [m]</td> <td style="text-align: center;">62.0</td> <td style="text-align: center;">75.3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	原子炉補機冷却海水ポンプ		発火点1	発火点2	温度 [°C]	約 44	約 46	防火帯外縁からの離隔距離 [m]	300		危険距離 [m]	62.0	75.3	
評価対象施設	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3																																																												
原子炉補機 冷却海水ポンプ	上部軸受上昇温度 [°C]	27.1	27.2	27.1	27.2																																																											
	下部軸受上昇温度 [°C]	18.8	18.9	18.8	18.9																																																											
	上部軸受に対する 危険距離 [m]	17.2	30.6	24.9	29.0																																																											
	危険距離 [m]	302	302	302	302																																																											
高圧炉心スプレイ 補機冷却海水ポンプ	上部軸受上昇温度 [°C]	32.1	32.1	32.1	32.1																																																											
	下部軸受上昇温度 [°C]	41.1	41.1	41.1	41.1																																																											
	下部軸受に対する 危険距離 [m]	10.0	20.6	15.8	19.4																																																											
	危険距離 [m]	302	302	302	302																																																											
項目	原子炉補機冷却海水ポンプ																																																															
	発火点1	発火点2																																																														
温度 [°C]	約 44	約 46																																																														
防火帯外縁からの離隔距離 [m]	300																																																															
危険距離 [m]	62.0	75.3																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p style="text-align: right;">別紙2-1</p> <p style="text-align: center;">防火帯の管理方針について</p> <p>1. はじめに 森林火災評価結果に基づき、森林火災による外部火災防護施設への延焼防止対策として、発電所構内道路及び地形等を考慮し、20m幅の防火帯を設定する。防火帯内に他の法令要求等により可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限の機器等とし、防火帯の延焼防止効果を損なわない設計とする必要があるため、防火帯の管理方法について以下に示す。</p> <p>2. 防火帯の管理方針 防火帯の設定にあたっては、草木を伐採する等、可燃物を排除し、モルタル吹付けを行う。また、防火帯は表示板等で明確に区分すると共に、構内道路の一部を防火帯として使用している箇所については、駐車禁止の措置等により、常時可燃物のない状態を維持する。 防火帯内には延焼防止効果に影響を与えるような可燃物を含む機器は、原則設置しない方針であるが、防火帯の位置設定においては発電所敷地内道路配置及び地形等を考慮して設定したことから、防火帯内の一部には他の法令要求等による少量の可燃物を含む機器等が存在する。このため、防火帯内に設置された機器等の延焼防止効果への影響の有無を評価し、必要な対策を講ずる設計とする。 第1表に防火帯に設置される機器等の管理方針について示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 防火帯内に設置される機器等の評価及び管理方針</p> <table border="1" data-bbox="719 882 1294 1158"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機器例</th> <th>評価及び管理方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不燃性の機器</td> <td>・送電線 ・フェンス</td> <td>火災により燃焼しない、防火帯延焼防止効果に影響を与えないことから、機器に対して対策は不要。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可燃物を含む機器</td> <td>局所的な設置機器</td> <td>局所的な火災となるため、防火帯延焼防止効果に影響を与えないことから、機器に対して対策は不要とする。</td> </tr> <tr> <td>防火帯を横断して設置</td> <td>防火帯の延焼防止効果に影響を及ぼすことが想定されるため、防火帯を横断して設置されるケーブルは以下の対策を講じる。 ・不燃性の電線管、トレイ内に敷設 ・埋設化、不燃材で養生</td> </tr> </tbody> </table>	分類	機器例	評価及び管理方針	不燃性の機器	・送電線 ・フェンス	火災により燃焼しない、防火帯延焼防止効果に影響を与えないことから、機器に対して対策は不要。	可燃物を含む機器	局所的な設置機器	局所的な火災となるため、防火帯延焼防止効果に影響を与えないことから、機器に対して対策は不要とする。	防火帯を横断して設置	防火帯の延焼防止効果に影響を及ぼすことが想定されるため、防火帯を横断して設置されるケーブルは以下の対策を講じる。 ・不燃性の電線管、トレイ内に敷設 ・埋設化、不燃材で養生	<p style="text-align: right;">別紙2-1</p> <p style="text-align: center;">防火帯の管理方針について</p> <p>1. はじめに 森林火災評価結果に基づき、森林火災による外部火災防護施設への延焼防止対策として、発電所構内道路、地形等を考慮し、地点ごとに20m（ただし、敷地東部の一部は自主的に25m）、46m幅の防火帯を設定する。防火帯内に他の法令要求等により可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限の機器等とし、防火帯の延焼防止効果を損なわない設計とする必要があるため、防火帯の管理方法について以下に示す。</p> <p>2. 防火帯の管理方針 防火帯の設定にあたっては、草木を伐採する等、可燃物を排除し、モルタル吹付けを行う。また、防火帯は表示板等で明確に区分すると共に、構内道路の一部を防火帯として使用している箇所については、駐車禁止の措置等により、常時可燃物のない状態を維持する。 防火帯内には延焼防止効果に影響を与えるような可燃物を含む機器は、原則設置しない方針であるが、防火帯の位置設定においては発電所敷地内道路配置、地形等を考慮して設定したことから、防火帯内の一部には他の法令要求等による少量の可燃物を含む機器等が存在する。このため、防火帯内に設置された機器等の延焼防止効果への影響の有無を評価し、必要な対策を講ずる設計とする。 第1表に防火帯に設置される機器等の管理方針について示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 防火帯内に設置される機器等の評価及び管理方針</p> <table border="1" data-bbox="1375 869 1921 1155"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機器例</th> <th>評価及び管理方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不燃性の機器</td> <td>・送電線 ・フェンス</td> <td>火災により燃焼しない、防火帯延焼防止効果に影響を与えないことから、機器に対して対策は不要。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可燃物を含む機器</td> <td>局所的な設置機器</td> <td>局所的な火災となるため、防火帯延焼防止効果に影響を与えないことから、機器に対して対策は不要とする。</td> </tr> <tr> <td>防火帯を横断して設置</td> <td>防火帯延焼防止効果に影響を及ぼすことが想定されるものについては、以下の対策を講じる。 ・ケーブル ・配管 ・不燃性の電線管、トレイ内に敷設 ・埋設化、不燃材で養生</td> </tr> </tbody> </table>	分類	機器例	評価及び管理方針	不燃性の機器	・送電線 ・フェンス	火災により燃焼しない、防火帯延焼防止効果に影響を与えないことから、機器に対して対策は不要。	可燃物を含む機器	局所的な設置機器	局所的な火災となるため、防火帯延焼防止効果に影響を与えないことから、機器に対して対策は不要とする。	防火帯を横断して設置	防火帯延焼防止効果に影響を及ぼすことが想定されるものについては、以下の対策を講じる。 ・ケーブル ・配管 ・不燃性の電線管、トレイ内に敷設 ・埋設化、不燃材で養生	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊は、最大火線強度から防火帯幅を一律で定めるのではなく、地形等を考慮して地点ごとの最大火線強度から防火帯幅を設定している。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>
分類	機器例	評価及び管理方針																							
不燃性の機器	・送電線 ・フェンス	火災により燃焼しない、防火帯延焼防止効果に影響を与えないことから、機器に対して対策は不要。																							
可燃物を含む機器	局所的な設置機器	局所的な火災となるため、防火帯延焼防止効果に影響を与えないことから、機器に対して対策は不要とする。																							
	防火帯を横断して設置	防火帯の延焼防止効果に影響を及ぼすことが想定されるため、防火帯を横断して設置されるケーブルは以下の対策を講じる。 ・不燃性の電線管、トレイ内に敷設 ・埋設化、不燃材で養生																							
分類	機器例	評価及び管理方針																							
不燃性の機器	・送電線 ・フェンス	火災により燃焼しない、防火帯延焼防止効果に影響を与えないことから、機器に対して対策は不要。																							
可燃物を含む機器	局所的な設置機器	局所的な火災となるため、防火帯延焼防止効果に影響を与えないことから、機器に対して対策は不要とする。																							
	防火帯を横断して設置	防火帯延焼防止効果に影響を及ぼすことが想定されるものについては、以下の対策を講じる。 ・ケーブル ・配管 ・不燃性の電線管、トレイ内に敷設 ・埋設化、不燃材で養生																							

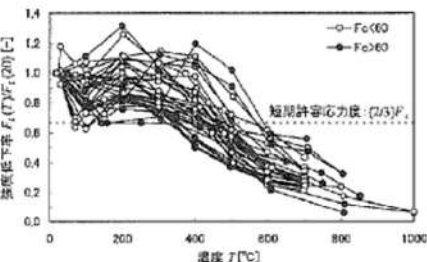
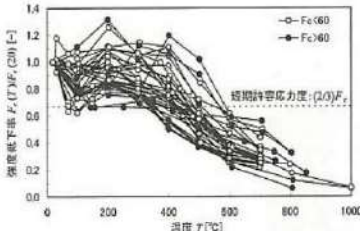
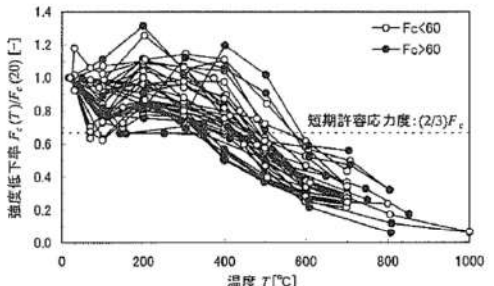
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

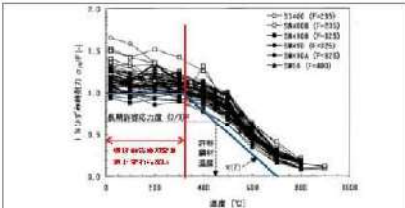
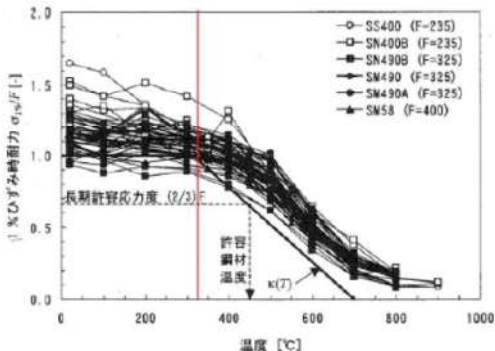
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 19</p> <p style="text-align: center;">コンクリート耐熱 200℃ の根拠について</p> <p>建屋の評価に使用しているコンクリートの許容温度 200℃について、その根拠を以下に示す。</p> <p>鉄筋コンクリート構造の火災時耐力については、コンクリートの高温時圧縮強度データ^{※1}を整理した結果として、高温時のコンクリートの圧縮強度低下率が示されている^{※2}。加熱温度を常温、100℃、200℃、300℃と100℃間隔で加熱した結果、圧縮強度は常温から100℃で低下し、その後200℃に向けて上昇しており、常温時の強度とほぼ同等の強度まで再上昇する。その後は温度の上昇とともに圧縮強度が低下していることから、コンクリート壁の表面温度200℃を許容温度と定めた。なお、実証試験の温度は緩やかに加熱しているため、コンクリート表面から内部までの温度を均一としており、コンクリート壁の表面温度を200℃に設定することは保守的な評価となる。</p> <p>※1：「高温における高強度コンクリートの力学的特性に関する基礎研究」日本建築学会構造系論文集 ※2：財団法人日本建築センター「建築火災のメカニズムと火災安全設計」</p>	<p style="text-align: right;">別紙 2-2</p> <p style="text-align: center;">コンクリートの許容限界温度 200℃の設定根拠について</p> <p>高温時のコンクリートの圧縮強度と温度の関係を第1図及び第2図に示す。</p> <p>圧縮強度は、100℃でやや低下しているものの、200℃程度までは常温と殆ど変わらないかむしろ上昇し、その後徐々に低下して、500℃で常温の2/3（短期許容応力度に相当）に低下している。</p> <p>100℃近傍の圧縮強度の低下については、コンクリートを構成する骨材が膨張すると同時にセメント水和物が100℃近傍から収縮し、その不均質さのため自己歪応力が発生する。この自己歪応力により、内部に微細亀裂が増加し、強度を低下させる要因と考えられている。</p> <p>また、加熱温度の上昇により、100℃～200℃においては、未水和セメント粒子の水和の促進などが100℃～200℃における複雑な強度特性に影響しているものと推測される。</p> <p>なお、圧縮強度が低下する100℃近傍の残存強度は、長期許容応力度（設計基準強度の1/3）を十分上回ることを確認している。</p> <p>以上のとおり、100℃近傍で圧縮強度が低下するものの200℃までは再度上昇し、その後温度上昇に伴い圧縮強度が低下することから、コンクリートの許容限界温度を200℃とした。</p> <p>なお、上記試験では、試験体内部温度を均一となるように実施しており、コンクリート壁の表面の温度を200℃と設定することは保守的な評価となる。</p> <div style="text-align: center;"> <p>第1図 圧縮強度と加熱温度の関係^{※1}</p> </div>	<p style="text-align: right;">別紙 2-2</p> <p style="text-align: center;">コンクリートの許容限界温度 200℃の設定根拠について</p> <p>高温時のコンクリートの圧縮強度と温度の関係を図に示す。</p> <p>圧縮強度は、100℃でやや低下しているものの、200℃程度までは常温と殆ど変わらないかむしろ上昇し、その後徐々に低下して、500℃で常温の2/3（短期許容応力度に相当）に低下している。</p> <p>100℃近傍の圧縮強度の低下については、コンクリートを構成する骨材が膨張すると同時にセメント水和物が100℃近傍から凝縮し、不均質さのため自己歪応力が発生する。この自己歪応力により、内部に微細亀裂が増加し、強度を低下させる要因と考えられている。</p> <p>また、加熱温度の上昇により、100℃～200℃においては、未水和セメント粒子の水和の促進などが100℃～200℃における複雑な強度特性に影響しているものと推測される。</p> <p>なお、圧縮強度が低下する100℃近傍の残存強度は、長期許容応力度（設計基準強度の1/3）を十分上回ることを確認している。</p> <p>以上のとおり、100℃近傍で圧縮強度が低下するものの200℃までは再度上昇し、その後温度上昇に伴い圧縮強度が低下することから、コンクリートの許容限界温度を200℃とした。</p> <p>なお、上記試験では、試験体内部温度を均一となるように実施しており、コンクリート壁の表面の温度を200℃と設定することは保守的な評価となる。</p> <div style="text-align: center;"> <p>第1図 圧縮強度と加熱温度の関係^{※1}</p> </div>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図1 コンクリートの高温時圧縮強度(常温強度に対する比)</p> <p>以上</p>	 <p>第2図 コンクリートの高温時圧縮強度(常温強度に対する比)^{※2}</p> <p>※1：「高温度における高強度コンクリートの力学的特性に関する基礎的研究」(日本建築学会構造系論文集第515号, 163-168, 1999年1月)</p> <p>※2：「建築火災のメカニズムと火災安全設計」(財団法人、日本建築センター、2007年)</p>	 <p>第2図 コンクリートの高温時圧縮強度(常温強度に対する比)^{※2}</p> <p>※1 高温度における高強度コンクリートの力学的特性に関する基礎研究(日本建築学会構造系論文集 第515号, 163-168, 1999年1月)</p> <p>※2 建築火災のメカニズムと火災安全設計, 財団法人 日本建築センター, 2007年</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)


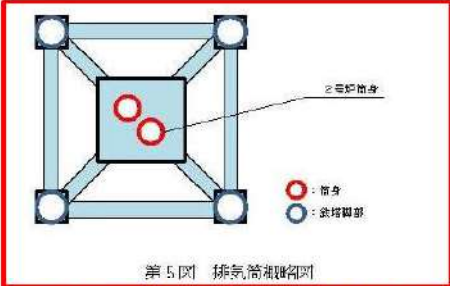
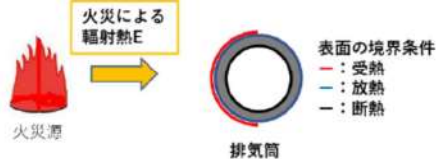
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙2-3</p> <p style="text-align: center;">排気筒の許容限界温度 325℃の設定根拠について</p> <p>一般的に、鋼材は温度上昇に伴い強度が低下するが、その高温強度に対する公的規格は存在していない。一方、発電用原子力設備規格設計・建設規格 (一般社団法人日本機械学会) では、鋼材の制限温度を 350℃としていること、また、文献^{※1}では、鋼材の温度上昇に伴う強度低下率 $\kappa(T)$ が示されており、一般的な鋼材において温度が 325℃以下であれば、その強度が常温時と変わらない ($\kappa(T)=1$)^{※2}としている (第1図)。</p> <p>よって本評価では、保守的に鋼材の強度が常温時と変わらないとされる 325℃を許容限界温度とし、評価を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 鋼材の温度上昇に伴う強度低下率^{※1} (一部加筆)</p> <p>※1 建築火災のメカニズムと火災安全設計, 財団法人 日本建築センター, 2007年 ※2 各温度における鋼材の1%ひずみ時耐力の測定値を常温の基準強度 (F) で割ったものが強度低下率 $\kappa(T)$ であり、鋼材の強度が常温時と変わらない場合は、$\kappa(T)=1$となる。</p>	<p style="text-align: right;">別紙2-3</p> <p style="text-align: center;">排気筒の許容限界温度 325℃の設定根拠について</p> <p>排気筒の材質はステンレス鋼(SUS304)であり、文献^{※1}よりステンレス鋼(SUS304)は、鋼材(SS400)と比較して優れた高温強度を有していることから、排気筒の許容限界温度は保守的に鋼材と同様の温度を設定する。</p> <p>一般的に、鋼材は温度上昇に伴い強度が低下するが、その高温強度に対する公的規格は存在していない。一方、発電用原子力設備規格設計・建設規格 (一般社団法人日本機械学会) では、鋼材の制限温度を 350℃としていること、また、文献^{※2}では、鋼材の温度上昇に伴う強度低下率 $\kappa(T)$ が示されており、一般的な鋼材において温度が 325℃以下であれば、その強度が常温時と変わらない ($\kappa(T)=1$)^{※3}としている (第1図)。</p> <p>よって本評価では、保守的に鋼材の強度が常温時と変わらないとされる 325℃を許容限界温度とし、評価を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 鋼材の温度上昇に伴う強度低下率^{※2} (一部加筆)</p> <p>※1 ステンレス建築構造物の耐火設計について、ステンレス建築 No. 10, 1998年 ※2 建築火災のメカニズムと火災安全設計, 財団法人 日本建築センター, 2007年 ※3 各温度における鋼材の1%ひずみ時耐力の測定値を常温の基準強度 (F) で割ったものが強度低下率 $\kappa(T)$ であり、鋼材の強度が常温時と変わらない場合は、$\kappa(T)=1$となる。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の排気筒材料は SS400 より高温強度を有している SUS304 であるが、許容温度は保守的に SS400 と同じ温度を設定する。(女川の復水貯蔵タンクも SUS304 であり、同様の考えにて許容限界温度を設定している)</p>

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉 別紙2-4	泊発電所3号炉 別紙2-4	相違理由
	<p>各施設等の温度評価体系</p> <p>1. 復水貯蔵タンクの温度評価体系</p> <p>復水貯蔵タンクは、原子炉停止後の除熱機能又は炉心冷却機能のうち、高圧炉心スプレー系及び原子炉隔離時冷却系の水源としての機能を要求される。文献*より、タンク本体の部材であるステンレス鋼（SUS304）は、鋼材（SS400）と比較して優れた高温強度を有していることから、部材の許容限界温度は保守的に鋼材と同様の325℃とできるが、温度評価にあたっては、復水貯蔵タンクの水源としての機能を確保するため、水源の系統最高使用温度である66℃を許容限界温度として設定する。</p> <p>復水貯蔵タンクはタンク側面に遮蔽壁及び側面から天井面に向かって鋼板がタンクを囲うように設置されており、火災源による輻射がタンク本体に直接到達する構造ではない。（第1図、第2図）本評価にあたっては、復水貯蔵タンク水源機能に対する影響を確認するため、遮蔽壁及び鋼板がなく屋外にタンクが露出し直接輻射熱により曝されると仮定した評価モデルである以下式により算出する。なお、遮蔽壁は壁の外側で非管理区域と同等の線量率を満足させることを目的に設置しているため、復水貯蔵タンクの水源機能に影響を及ぼすものではない。</p> <p>※：ステンレス建築 1998年3月[No.10] ステンレス建築建造物の耐火設計について</p>  <p>第1図 復水貯蔵タンク配置図</p>  <p>第2図 復水貯蔵タンク断面概略図</p>	<p>各施設等の温度評価体系</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 （泊には屋外に同様の施設は無い）</p>

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="772 167 1243 375" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="840 391 1153 414" data-label="Caption"> <p>第3図 復水貯蔵タンク温度評価体系図</p> </div> <div data-bbox="705 430 1332 574" data-label="Text"> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で復水貯蔵タンクが昇温されるものとして、表面での輻射による復水貯蔵タンクの温度上昇を表した比熱と熱容量の関係式より下式のように表せる。なお、復水貯蔵タンク温度評価にあたっては、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。</p> </div> <div data-bbox="952 622 1064 678" data-label="Equation-Block"> $Q = C \frac{dT}{dt}$ </div> <div data-bbox="728 678 1310 997" data-label="Text"> <p>Q: 熱量(= ES - hS(T - T₀))[W], E: 輻射強度[W/m²] S: タンク受熱面積(= $\frac{\pi D_o H}{2} + \frac{\pi D_o^2}{4}$)[m²], h: 熱伝達率[W/m²/K] t: 火災継続時間[s], D₀: タンク外径(20.012[m]), H: タンク円筒高さ(11.8[m]), C: 熱容量(= $\rho_w c_{pw} V + \rho_s c_{ps} \left\{ \frac{(D_o^2 - D_i^2) \pi H}{4} + 2\pi \frac{D_o^2}{4} e \right\}$)[J/K] D_i: タンク内径(20.0[m]), e: タンク最小板厚(0.005[m]) ρ_w: 水の密度(979.9 [kg/m³])^{※1}, c_{pw}: 水の比熱(4186 [J/kg/K])^{※1}, V: 水の体積[m³] ρ_s: タンク壁材の密度(7850[kg/m³])^{※2}, c_{ps}: タンク壁材の比熱(475[J/kg/K])^{※2} ΔT: 温度変化(= T - T₀)[°C], T₀: 初期温度(50[°C]) ※1: 伝熱工学資料第5版記載値(軽水)を66°Cとなるように線形補間した値 ※2: 伝熱工学資料第5版記載値(キルド鋼)</p> </div> <div data-bbox="705 1013 1332 1093" data-label="Text"> <p>上式を熱伝達を考慮しない(h=0)として、両辺整理し、積分することで得られる以下の温度評価式により、復水貯蔵タンクの温度評価を実施する。</p> </div> <div data-bbox="728 1117 1176 1220" data-label="Equation-Block"> $T = T_0 + \frac{Et \left(\frac{\pi D_o H}{2} + \frac{\pi D_o^2}{4} \right)}{\rho_w c_{pw} V + \rho_s c_{ps} \left\{ \frac{(D_o^2 - D_i^2) \pi H}{4} + 2\pi \frac{D_o^2}{4} e \right\}}$ </div> <div data-bbox="705 1268 1332 1444" data-label="Text"> <p>2. 排気筒の温度評価体系 円筒外表面積の1/2に火災による輻射が到達し、外表面全体から放熱するものとした。内表面は保守的に評価を実施するため断熱とした。温度評価にあたっては、鋼材の制限温度である325°Cを許容温度として設定する。排気筒円筒材の境界条件の模式図を第4図に示す。</p> </div>	<div data-bbox="1344 1268 1960 1420" data-label="Text"> <p>1. 排気筒の温度評価体系 円筒外表面積の1/2に火災による輻射が到達し、外表面全体から放熱するものとした。内表面は保守的に評価を実施するため断熱とした。温度評価にあたっては、鋼材の制限温度である325°Cを許容温度として設定する。排気筒の評価概念図を第1図に示す。</p> </div>	<div data-bbox="1982 1268 2161 1444" data-label="Text"> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映) 【女川】記載方針の相違・資料内での記載統一</p> </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、評価にあたって排気筒は支持鉄塔と筒身で構成されているが、筒身よりも支持鉄塔側が森林火災との距離が近いこと（第5図参照）、材質も支持鉄塔はSS400及びSTK400、筒身ではSMA400APであり、物性値が軟鋼で同一であることから、支持鉄塔の評価を実施することで筒身の評価は包絡される。</p>  <p>第4図 伝熱の境界条件の模式図</p>  <p>第5図 排気筒構造概図</p> <p>十分に厚い個体の表面が放射熱で加熱される場合の温度分布は、以下の一次元の熱伝導方程式により表すことができる。</p> $\rho c \frac{\partial T}{\partial t} = \frac{\partial}{\partial x} \left(\lambda \frac{\partial T}{\partial x} \right)$ <p>ρ:排気筒鋼材の密度 [kg/m³], c:排気筒鋼材の比熱 [J/kg/K] T:排気筒鋼材温度 [°C], x:排気筒鋼材の深さ [m], t:時間 [s] λ:排気筒鋼材の熱伝導率 [W/m/K]</p> <p>上式は外表面 ($x = 0$) において以下の境界条件</p> $eE = h(T(0, t) - T_0) - \lambda \frac{\partial T}{\partial x} \Big _{x=0}$ <p>e:排気筒鋼材の熱吸収率[-], E:放射強度 [W/m²], h:熱伝達率 [W/m²/K]</p> <p>の下で入射熱流束が時間的に一定であれば、表面温度 $T(t) = T(0, t)$ は次式のように表せる。</p> $T(t) = T_0 + \frac{eE}{h} \left\{ 1 - \exp\left(-\frac{h^2}{\lambda^2} at\right) \operatorname{erfc}\left(\frac{h}{\lambda} \sqrt{at}\right) \right\}$ <p>なお、$\alpha = \frac{\lambda}{\rho c}$ とし、$\operatorname{erfc}(z)$ は余誤差関数である。</p> <p>$eE/h(T - T_0) < 10$ の範囲において、上式は以下のように近似できる。</p>	 <p>第1図 排気筒の評価概念図</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる排気筒仕様の相違 (泊の排気筒は筒身のみである)</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、排気筒全面の温度勾配は、熱が速やかに伝わるため無いと見なすことができるため、無限時間後の熱収支のバランス式のみ記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料15</p> <p>海水ポンプ附属設備の温度影響評価について</p> <p>1. 海水ポンプの附属設備について 海水ポンプの附属設備としては以下の設備が挙げられる。 ① ケーブル ② 現地盤 ・海水ポンプ現場操作箱 ・計器収納箱（圧力計・差圧計収納箱）</p> <p>2. 熱影響評価 上記の設備に対して熱影響評価を実施した。結果を以下に示す。 ① ケーブル ケーブルについてはほとんどが地下に存在するため、火災による輻射の影響はほとんどないと考えられる。一部地上にあるケーブルについて熱影響を評価したところ、以下の通りだった。 なお、本評価は各火災～ケーブル間に遮へい物がないものとして評価を実施している。 ・森林火災（離隔距離：203m）：41℃ ・タンク火災（離隔距離：320m）：40℃ ・航空機火災（離隔距離：44m）：69℃</p>	$\frac{\epsilon E}{h(T - T_0)} = \frac{\lambda}{1.18h\sqrt{\alpha t}} + 1$ <p>上式を$T(t)$について整理して、</p> $T(t) = T_0 + \frac{1}{\left(\frac{\lambda}{1.18h\sqrt{\alpha t}} + 1\right) \frac{h}{\epsilon E}}$ <p>となり、表面温度は加熱初期には急激に上昇するが、時間の経過により温度上昇は緩慢となる。 したがって、十分に時間が経過した系における排気筒の温度上昇の最大値$T(t)=T(0, \infty)$は受熱面の輻射による入熱量と放熱面の熱伝達による放熱量の釣り合いを表す下式のように表せる。</p> $\frac{\epsilon E \pi D_0}{2} = h \pi D_0 (T - T_0)$ <p>ϵ: 吸収率(0.9[-]) E: 輻射強度[W/m²] D_0: 鉄塔外径[m] h: 熱伝達率(17[W/m²/K]) T_0: 初期温度(50[℃])</p> <p>上式を両辺整理して、以下の温度評価式により、排気筒の温度評価を実施した。</p> $T = T_0 + \frac{\epsilon E}{2h}$ <p>3. 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプの温度評価体系</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ電動機は、海水ポンプ電動機高さより高い海水ポンプ室の壁で囲まれており、側面から直接火災の影響を受けることはないが、上面は熱影響を受ける可能性がある。 評価においては、海水ポンプ室の壁による遮熱効果を考慮せず、側面から直接火災の影響を受けることを想定する。また、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とした全閉外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気の温度を評価対象とする。火災発生位置と海水ポンプの位置関係を第6図に示す。 電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び軸受であり、そのうち許容温度が低い軸受温度の機能維持に必要な冷却空気の温度が、許容温度以下となることを確認する。 原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ電動機の冷却空気の許容温度を第1表に示す。</p>	<p>熱伝導のよい鋼材によって、速やかに排気筒全面に熱が伝わるため、排気筒全面の温度勾配は無いと見なすことができる。 無限時間後の熱収支のバランス式より、入熱量＝放熱量とすると以下の式が成り立つ。</p> $\epsilon E \times \frac{(\pi D \times Z)}{2} = h(T_s - T_0) \times (\pi D \times Z)$ <p>T_0: 初期温度 [℃], T_s: 表面温度 [℃], E: 輻射強度 [W/m²] ϵ: 吸収率 [-], h: 熱伝達率 [W/m²・K] D: 排気筒の直径 [m], Z: 排気筒の高さ [m]</p> <p>上式を両辺整理して、以下の評価式により、排気筒の温度評価を実施する。</p> $T_s = T_0 + \frac{\epsilon E}{2h}$ <p>2. 原子炉補機冷却海水ポンプの温度評価体系</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ電動機は、循環水ポンプ建屋内に収納されており、直接火災の影響を受けることはない。ただし、循環水ポンプ建屋内の上部外壁は鋼板であることから、火災の輻射熱が伝熱により建屋内雰囲気へ移動し、建屋内雰囲気の温度が上昇する。また、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とし、空気冷却器を電動機の側面に設置して外気を直接電動機本体に取り込まない全閉外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気の温度を評価対象とする。</p> <p>電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び下部軸受であり、そのうち許容温度が低い下部軸受温度の機能維持に必要な冷却空気の温度が、許容温度以下となることを確認する。 原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の冷却空気の許容温度を第1表に示す。</p>	<p>【女川】記載方針の相違・泊は、排気筒全面の温度勾配は、熱が速やかに伝わるため無いと見なすことができるため、無限時間後の熱収支のバランス式のみ記載</p> <p>【女川】記載方針の相違・資料内での記載統一</p> <p>【女川】設計方針の相違・女川はポンプが屋外設置であり直接熱影響を受けること、泊はポンプが屋内設置のため直接熱影響を受けないことが基本的な差異であり、このため、評価手法も異なっている。ただし、ポンプの許容温度（軸受温度）以下であることを評価していることに差異はない。また、泊に高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプはない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p>

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

許容温度は90℃（ケーブル絶縁体の連続使用許容温度）であり、特に問題ない。

② 現地盤
 現地盤においては、外部火災による熱の影響を受け故障したとしても、海水ポンプの機能を喪失する事はない。（現場における操作・監視が不可能となるのみ）

3. 海水ポンプケーブルの熱影響評価の詳細
 一例として、タンク火災におけるケーブル温度の算出方法を以下に示す。

受熱面の輻射強度は時間によらず一定であるから、ケーブルシース材の温度上昇限界T_{max}は、受熱面輻射熱量と放熱量がバランスした場合であり、以下の式で算出する。



なお、シース材内側は断熱と仮定し、内側への熱伝導はないものとして、輻射熱が全てシース材の温度上昇に寄与するとして、保守側に評価している。

$$\underbrace{E \pi D_0 C_1}_{\text{輻射受熱}} = \underbrace{h \pi D_0 C_2}_{\text{放熱}} (T_{\max} - T_a)$$

$$\therefore T_{\max} = T_a + E (C_1 / C_2) / h$$

T_{max}: ケーブルシース材の最高温度(℃)
 T_a: 外気温度(38.1℃)
 E: 受熱面輻射強度(w/m²)
 D₀: ケーブルシース材の外形(0.09m)
 h: 放熱熱伝達率(17w/m²K 空調ハンドブック)
 C₁: ケーブル外周の火災輻射を受ける面積割合(0.5)
 C₂: ケーブル外周の放熱面積割合(300°/360°=0.833)

なお、竜巻防護対策等で、海水ポンプ廻りには防護壁が設置される予定であり、輻射熱の影響は更に軽減されるため、外部火災による輻射熱の影響はほとんど受けないと考えられる。

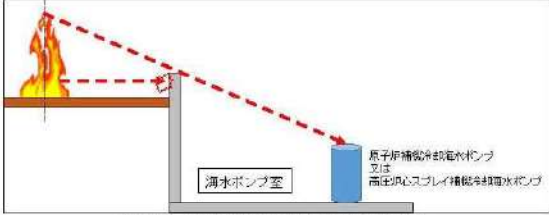
<竜巻防護対策前>  <竜巻防護対策後> 

女川原子力発電所2号炉

第1表 海水ポンプの機能維持に必要な冷却空気許容温度

対象機器	上部軸受温度 [°C]	下部軸受温度 [°C]
原子炉補機冷却海水ポンプ	40 ^{※1}	55 ^{※2}
高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	55 ^{※2}	55 ^{※2}

※1: 軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格 JEC-2137-2000「誘導機」で定める自由対流式軸受の表面で測定するときの温度限度 80℃から冷却空気の初期温度 40℃を差し引いた 40℃を冷却空気の許容温度に設定
 ※2: 軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格 JEC-2137-2000「誘導機」で定める耐熱性の良好なグリースを使用する場合の温度限度 95℃から冷却空気の初期温度 40℃を差し引いた 55℃を冷却空気の許容温度に設定



第6図 火災発生位置と海水ポンプの位置関係

火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機が受ける輻射熱によって上昇する冷却空気温度は比熱と熱容量の関係より下式のように表せる。評価に用いた諸元を第2表に示す。

$$Q = C \frac{dT}{dt}$$

Q: 熱量(= E × A_r [W]), E: 輻射強度[W/m²], A_r: 受熱面積[m²]
 C: 熱容量(= m × C_p [J/K]), m: 空気質量[kg], C_p: 空気比熱[J/kg/K]

上式を両辺整理して、積分することにより得られる以下の温度評価式により、海水ポンプ軸受に供給される冷却空気の温度評価を実施する。

$$T = T_0 + \frac{E \times A_r}{G \times C_p}$$

T₀: 通常運転時の上昇温度[°C], G: 重量流量(= m/t [kg/s])

泊発電所3号炉

第1表 原子炉補機冷却海水ポンプの機能維持に必要な冷却空気の許容温度

対象部位	冷却空気の許容温度[°C]	運転時の温度上昇[°C]	限界温度[°C]
固定子巻線	99	48	145 ^{※1}
下部軸受	80	35	115 ^{※2}

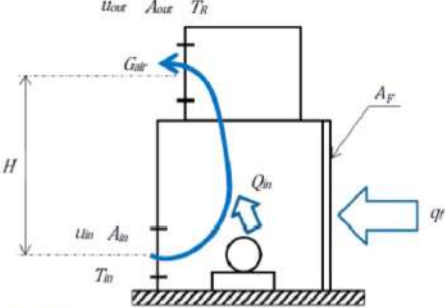
※1: 耐熱クラス 145(F)における固定子巻線の許容最高温度【JEC-2137】
 ※2: 軸受潤滑油の潤滑能力を維持できる限界温度

循環水ポンプ建屋内には、各種機器（原子炉補機冷却海水ポンプ他）が収納されており、通常運転時にはこれらの機器からの発熱は、建屋の換気により外部へ放出される設計である。熱収支を解くにあたっては、この建屋内部に収められている機器の発熱量と外部火災からの輻射熱をインプットとして、換気量を熱収支と連成させて以下に記す関係式により冷却空気温度を算出する。循環水ポンプ建屋空気温度評価モデルを第2図に示す。

熱収支: $Q_{in} + q_f \times A_f = G_{air} \times C_{pin} \times (T_R - T_{in}) \dots\dots ①$
 圧換バランス: $\Delta P_H = \Delta P_{in} + \Delta P_{out}$
 $\Rightarrow g \times (\rho_{in} - \rho_R) \times H = \zeta_{in} \times \frac{1}{2} \times \rho_{in} \times u_{in}^2 + \zeta_{out} \times \frac{1}{2} \times \rho_R \times u_{out}^2 \dots\dots ②$
 建屋内空気密度: $\rho_R = \frac{1}{0.004555 \times 0.622 \times T_R} \dots\dots ③$
 給気口流速: $u_{in} = \frac{G_{air}}{\rho_{in} \times A_{in}} \dots\dots ④$
 排気口流速: $u_{out} = \frac{G_{air}}{\rho_R \times A_{out}} \dots\dots ⑤$

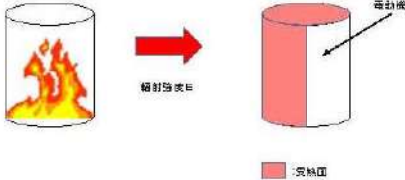
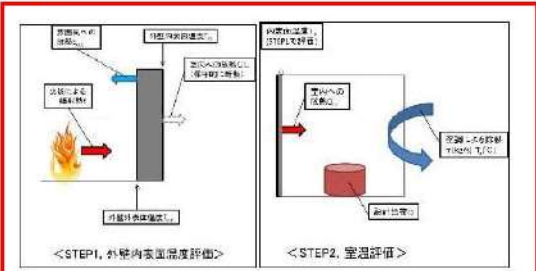
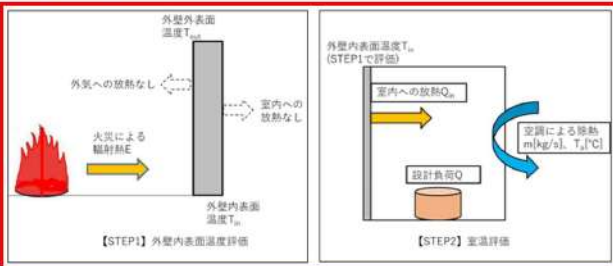
※1 出典: 空気調和・衛生工学便覧第11版 空気調和・衛生工学会
 ※2 出典: 伝熱工学資料第5版 日本機械学会 (湯き空気として算出)

Q_{in}: 建屋内のポンプモータの放熱量[W], q_f: 外部火災からの輻射熱受熱熱流束[W/m²],
 A_f: 輻射受熱面積[m²], G_{air}: 換気風量[kg/s], C_{pin}: 空気比熱[J/kg・K],
 T_R: 建屋内気温[°C], T_{in}: 外気温[°C], g: 重力加速度[m/s²], ρ_{in}: 外気密度[kg/m³],
 ρ_R: 建屋内空気密度[kg/m³], H: 換気有効高さ[m], ζ_{in}: 給気口圧損係数[-],
 ζ_{out}: 排気口圧損係数[-], u_{in}: 給気口流速[m/s], u_{out}: 排気口流速[m/s],
 A_{in}: 給気口面積[m²], A_{out}: 排気口面積[m²]



第2図 循環水ポンプ建屋空気温度評価モデル

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>第2表 評価に用いた諸元</p> <table border="1" data-bbox="741 177 1292 323"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>受熱面積 [㎡]</th> <th>重量流量 [kg/s]</th> <th>空気比熱 [J/kg/K]</th> </tr> <tr> <td></td> <td>δ_1</td> <td>G</td> <td>C_p</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補償 冷却機水ポンプ</td> <td>18.19</td> <td>3.82</td> <td>1008</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ 補機冷却機水ポンプ</td> <td>1.18</td> <td>0.55</td> <td>1008</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第7図 海水ポンプの評価概念図</p> <p>4. 建屋内気温度の温度評価体系</p> <p>室内で人員の活動が必要な、2号炉中央制御室並びに緊急対策室について、内部の温度影響評価を実施する。また、固体廃棄物貯蔵所内のドラム缶についても併せて温度影響評価を実施する。</p> <p>評価は以下の手順で実施する。第8図に評価概念図を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 外部火災による評価対象外壁内表面を評価する。(STEP1) (2) STEP1 で得られた外壁内表面温度を基に室温を評価する。(STEP2) <p>なお、固体廃棄物貯蔵所のように室温維持のための空調設備がない場合は保守的に外壁内表面温度で評価する。</p> <p>また、緊急対策室は外気取り入れ後に冷凍機にて冷却し、設定温度となるように制御しているため、許容熱負荷以下であることで評価する。</p>  <p>第8図 評価概念図</p>	対象機器	受熱面積 [㎡]	重量流量 [kg/s]	空気比熱 [J/kg/K]		δ_1	G	C_p	原子炉補償 冷却機水ポンプ	18.19	3.82	1008	高圧炉心スプレィ 補機冷却機水ポンプ	1.18	0.55	1008	<p>3. 建屋内気温度の温度評価体系</p> <p>室内で人員の活動が必要な、3号炉中央制御室並びに緊急時対策所について、内部の温度影響評価を実施する。</p> <p>評価は以下の手順で実施する。第3図に評価概念図を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 外部火災による評価対象外壁内表面を評価する。(STEP1) (2) STEP1 で得られた外壁内表面温度を基に室温を評価する。(STEP2) <p>また、緊急時対策所は外気取り入れ後に冷凍機にて冷却し、設定温度となるように制御しているため、許容熱負荷以下であることで評価する。</p>  <p>第3図 評価概念図</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊はクラス3設備である固体廃棄物貯蔵庫は評価対象施設としておらず、防火帯からの距離が長い温度影響評価は実施しない。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は建屋外壁の温度評価と同様に、保守的に外気への放熱は考慮しない。</p>
対象機器	受熱面積 [㎡]	重量流量 [kg/s]	空気比熱 [J/kg/K]																
	δ_1	G	C_p																
原子炉補償 冷却機水ポンプ	18.19	3.82	1008																
高圧炉心スプレィ 補機冷却機水ポンプ	1.18	0.55	1008																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料17 建屋外壁表面温度の評価式について</p> <p>火災源からの放射熱による外壁温度の評価にあたっては、一次元非定常熱伝導方程式の解である半無限固体での温度評価式を用いて、外壁温度の評価を実施している。以下に2つの観点から半無限固体での温度評価式を用いる事の妥当性を示す。</p> <p>a. 半無限固体と有限厚さの評価式の比較 半無限固体での温度評価式を用いた時間変化のグラフと有限厚さの温度評価式を用いたグラフとを比較したものを図に示す。 この図から、両グラフ間に差異は見られないため、半無限固体の評価式を用いたとしても特に問題ないと判断した。</p>	<p>a. STEP1の評価モデル式 外部火災による外壁内表面温度を算出する式は次式で示される。</p> $\rho C_p \frac{\partial T}{\partial t} = \frac{\partial}{\partial x} \left(\lambda \frac{\partial T}{\partial x} \right)$ <p>T: 建屋温度[℃], x: コンクリート深さ, t: 時間 λ: コンクリート熱伝導率(1.74 [W/m・K]) ρ: コンクリート比熱(963 [J/kg・K]), ρ: コンクリート密度(2400 [kg/m³]) (出典: 伝熱工学資料第5版)</p> <p>b. STEP2の評価モデル式 室内の内包機器熱負荷は強制換気による除熱される。ここでは第8図に示すように外部火災による外壁内表面温度の上昇により室温が加熱される影響をモデル化する。保守的に評価を実施するため、室内の熱容量等は考慮せず、熱バランスによる評価を実施する。外部火災による内壁温度上昇に伴う熱負荷は次式で示される。</p> $Q_{in} = h_{int} A (T_{in} - T_{room})$ <p>h_{int}: 室内壁表面熱伝達率 [W/m²/K] A: 室内壁表面積 [m²] T_{in}: 内壁最高温度 [℃] T_{room}: 室温 [℃]</p> <p>室内における熱バランスにより室温は次式で計算される。保守的に排気温度 T_{ext} を室温 T_{room} として評価する。</p> $T_{room} = T_{ext} + \frac{Q + Q_{in}}{m \rho C_p}$ <p>Q: 室内負荷 [W] m: 設計風量 [m³/s] C_p: 空気比熱 [J/kg・K] ρ: 空気密度 [kg/m³]</p> <p>5. 一定の放射熱を受ける壁面（コンクリート）の温度評価体系 建屋外壁コンクリートの温度評価は、建屋コンクリートの構造的な形状の担保を目的としていることから、非定常状態におけるコンクリートの表面温度について評価する。 十分に厚い固体の表面が放射熱で加熱される場合の温度分布は、以下の一次元の熱伝導方程式により表すことができる。</p> $\rho C_p \frac{\partial T}{\partial t} = \frac{\partial}{\partial x} \left(\lambda \frac{\partial T}{\partial x} \right)$ <p>T: 建屋温度[℃], x: コンクリート深さ, t: 時間 λ: コンクリート熱伝導率(1.74 [W/m・K]) (出典: 伝熱工学資料第5版)</p>	<p>a. STEP1の評価モデル式 外部火災による外壁内表面温度を算出する式は次式で示される。</p> $\rho C_p \frac{\partial T}{\partial t} = \frac{\partial}{\partial x} \left(\lambda \frac{\partial T}{\partial x} \right)$ <p>T: 建屋温度[℃], x: コンクリート深さ [m], t: 燃焼継続時間 [s] ρ: コンクリート密度(2,400 [kg/m³]), C_p: コンクリート比熱(963 [J/kg・K]) λ: コンクリート熱伝導率(1.74 [W/m・K])</p> <p>b. STEP2の評価モデル式 室内の内包機器熱負荷は強制換気による除熱される。ここでは第3図に示すように外部火災による外壁内表面温度の上昇により室温が加熱される影響をモデル化する。保守的に評価を実施するため、室内の熱容量等は考慮せず、熱バランスによる評価を実施する。外部火災による内壁温度上昇に伴う熱負荷は次式で示される。</p> $Q_{in} = h_{in} A (T_{in} - T_{room}) \quad (1)$ <p>Q_{in}: 室内熱負荷 [W], h_{in}: 室内壁表面熱伝達率 [W/m²・K] A: 室内壁表面積 [m²], T_{in}: 内壁最高温度 [℃] T_{room}: 室温 [℃]</p> <p>室内における熱バランスにより室温は次式で計算される。保守的に排気温度 T_{ext} を室温 T_{room} として評価する。</p> $T_{room} = T_{ext} + \frac{Q + Q_{in}}{m \rho C_p} + T_a \quad (2)$ <p>Q: 室内負荷 [W], m: 風量 [m³/s] C_p: 空気比熱 [J/kg・K], ρ: 空気密度 [kg/m³]</p> <p>4. 一定の放射強度を受ける壁面（コンクリート）の温度評価体系 建屋外壁コンクリートの温度評価は、建屋コンクリートの構造的な形状の担保を目的としていることから、非定常状態におけるコンクリートの表面温度について評価する。 十分に厚い固体の表面が放射熱で加熱される場合の温度分布は、以下の一次元の熱伝導方程式により表すことができる。</p> $\rho C_p \frac{\partial T}{\partial t} = \frac{\partial}{\partial x} \left(\lambda \frac{\partial T}{\partial x} \right)$ <p>T: 建屋温度[℃], x: コンクリート深さ [m], t: 燃焼継続時間 [s] ρ: コンクリート密度(2,400 [kg/m³]), C_p: コンクリート比熱(963 [J/kg・K]) λ: コンクリート熱伝導率(1.74 [W/m・K])</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>△と□のプロットが解析解（半無限固体の理論式） 実線が差分の式の解（有限厚さ）</p> <p>なお、コンクリート厚さは1m（実際の壁厚さ）とした。また、コンクリート内面においては断熱条件（室内への放熱は考慮しない）とし、保守的な設定とした。b. 温度浸透厚さについて温度の主たる変化は表面に近い一定の領域に限定されており、温度が表面温度上昇分の1%となる深さ（温度浸透厚さ）が、評価対象の壁厚さを下回れば本温度評価式を適用することができ、温度浸透厚さは、$\chi = 3.6 \times (\alpha \tau)^{0.5}$ で表すことができる。</p> <p>$\chi = 3.6 \times (7.86 \times 10^{-7} \times 37256)^{0.5} = 0.617$</p> <p>$\alpha$: コンクリート温度伝導率 (7.86×10^{-7} [m²/s]) $\alpha = \lambda / (\rho \times C_p)$ C_p : コンクリート比熱 (0.963 [kJ/kgK]) ρ : コンクリート密度 (2300 [kg/m³]) λ : コンクリート熱伝導率 (1.74 [W/mK]) τ : 燃焼継続時間 (37,256 [sec]) $\tau = 500 / (383.45 \times 3.50 \times 10^{-3})$</p> <p>補助ボイラ燃料タンクの火災による影響評価における条件で温度浸透厚さを計算すると、約0.62[m]の厚さとなり、建屋外壁厚さを下回るため、本温度評価式を適用できると判断した。</p> <p>外壁温度上昇評価モデル</p> <p>以上</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>上式はコンクリート表面 (x=0) において、以下の境界条件を満たす。</p> $h(T - T_0) - \lambda \frac{\partial T}{\partial x} = E \quad (x = 0)$ $\frac{\partial T}{\partial x} = 0 \quad (x = L)$ <p>E: 輻射強度 [W/m²], h: 熱伝達率 [W/m²/K], L: コンクリート厚さ [m]</p> <p>ここで、保守的に対流による熱伝達を考慮しない (h=0) ため、境界条件は以下のように表せる。</p> $-\lambda \frac{\partial T}{\partial x} = E \quad (x = 0)$ <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして、一般解の式より得られる以下の温度評価式により、外壁表面温度の評価を実施する。</p> $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{\alpha t}}{\lambda} \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4\alpha t}\right) - \frac{x}{2\sqrt{\alpha t}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{\alpha t}}\right) \right]$ <p>α: コンクリート温度拡散率 $\left[\alpha = \frac{\lambda}{\rho C_p} \right]$ (7.53×10^{-7} [m²/s]) C_p: コンクリート比熱 (963 [J/kgK]) ρ: コンクリート密度 (2400 [kg/m³]) E: 輻射強度 [W/m²] τ: 火災継続時間 [s] T_0: 初期温度 (50 [°C])</p> <p>第9図 一次元非定常熱伝導方程式による温度算出概念図</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>上式はコンクリート表面 (x=0) において、以下の境界条件を満たす。</p> $h(T - T_0) - \lambda \frac{\partial T}{\partial x} = E \quad (x = 0)$ $\frac{\partial T}{\partial x} = 0 \quad (x = L)$ <p>E: 輻射強度 [W/m²], h: 熱伝達率 [W/m²/K], L: コンクリート厚さ [m]</p> <p>ここで、保守的に対流による熱伝達を考慮しない (h=0) ため、境界条件は以下のように表せる。</p> $-\lambda \frac{\partial T}{\partial x} = E \quad (x = 0)$ <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして、一般解の式より得られる以下の温度評価式により、外壁表面温度の評価を実施する。</p> $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{\alpha t}}{\lambda} \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4\alpha t}\right) - \frac{x}{2\sqrt{\alpha t}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{\alpha t}}\right) \right]$ <p>T_0: 初期温度 (50 [°C]), E: 輻射強度 [W/m²], τ: 燃焼継続時間 [s] α: コンクリート温度拡散率 ($=\lambda/\rho C_p$) (7.53×10^{-7} [m²/s]) ρ: コンクリート密度 (2,400 [kg/m³]), C_p: コンクリート比熱 (963 [J/kg·K]) λ: コンクリート熱伝導率 (1.74 [W/m·K])</p> <p>第4図 一次元非定常熱伝導方程式による温度算出概念図</p> <p>※1: 天井スラブは外壁よりも火災源からの距離が近いことから、外壁の評価に包摂される。 ※2: コンクリート表面温度評価に当たっては、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。</p> <p>第5図 建屋外壁の熱伝導と温度分布の概念図</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 18</p> <p style="text-align: center;">建屋外壁表面温度初期値の考え方について</p> <p>火災源からの輻射熱による建屋外壁の表面温度の評価において、その外壁表面温度の初期値については、主蒸気管室の室内温度 (50℃) がコンクリート壁内に均一に分布したと仮定して、建屋外壁の表面温度を50℃としている。</p> <p>一方、外気温や日照の影響を考慮して初期値を設定した場合、1日における建屋外壁表面の最高温度は約49℃となることから、初期温度50℃の設定は妥当なものと考えている。</p> <div data-bbox="159 869 582 1117"> </div> <p style="text-align: center;">図1 評価モデル</p> <p>1) 夏期の垂直面が受ける1時間毎の日射量とした。(空気調和衛生工学便覧 第14版) 2) 小浜観測所の過去10年間における8月の1時間毎の平均気温の最高気温とした。(気象庁ホームページより)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: right;">別紙2-5</p> <p style="text-align: center;">初期温度の考え方</p> <p>1. 外壁 (コンクリート) 面の初期温度</p> <p>空気調和・衛生工学便覧をもとに、日射の影響を考慮した相当外気温を求め、その値を切り上げた値を外気温及び評価対象施設の初期温度として設定した。なお、受熱面は各壁面の方向 (東西南北) とした。</p> <p>石巻・江ノ島の過去10年間の最高気温35.6℃に対して、外壁面の相当外気温の最大値は44.0℃となる。44.0℃を切り上げ、50℃を外気温及び初期温度として設定する。</p> <p>なお、原子炉建屋内で最も室温が高いのは、MSトンネル室 (設計温度: 55℃) であり、外壁面の初期温度50℃より高いものの、その外壁は原子炉建屋とタービン建屋の間に位置しており、外部火災による輻射の影響を受けない。</p> <p>次いで室温が高いのは、RHR熱交換器室及びCUW非再生熱交換器室又はCUW再生熱交換器室 (設計室温: 50℃) となるが、外壁面の初期温度50℃と同じであることから、初期温度の設定は妥当なものとする。</p> <p>火災源からの輻射熱による建屋外壁の表面温度の評価において、その外壁表面温度の初期値50℃については、室内温度40℃に日射による実効温度差4℃を加えて求めた相当外気温44℃より設定している。外気温は室温よりも低いことから、外気温の変動を考慮しても保守的である。</p> <div data-bbox="761 949 1232 1069"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 建屋外壁表面温度評価モデル</p> <p>*1: 石巻・江ノ島の過去10年間の最高気温の最高値 (気象庁ホームページより) *2: 実効温度差は、「空気調和衛生工学便覧第13版」東京における実効温度差におけるタイプIVの最大値を使用。なお、室内温度は40℃とする。</p> <div data-bbox="862 1228 1187 1396"> </div> <p style="text-align: center;">第2図 MSトンネル室の位置</p>	<p style="text-align: right;">別紙2-5</p> <p style="text-align: center;">初期温度の考え方</p> <p>1. 外壁 (コンクリート) 面の初期温度</p> <p>火災源からの輻射熱による建屋外壁の表面温度の評価において、その外壁表面温度の初期値については、主蒸気管室の室内温度 (50℃) がコンクリート壁内に均一に分布したと仮定して、建屋外壁の表面温度を50℃としている。</p> <p>一方、外気温や日射の影響を考慮して初期値を設定した場合、1日における建屋外壁表面の最高温度は約45℃となることから、初期温度50℃の設定は妥当なものとする。</p> <div data-bbox="1489 933 1814 1093"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 建屋外壁表面温度評価モデル</p> <p>*1: 夏季の垂直面が受ける1時間ごとの日射量 (空気調和衛生工学便覧 第14版) *2: 泊発電所の過去10年間(2003年~2012年)における8月の1時間ごとの平均気温の最高気温</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・女川は空調調和・衛生工学便覧を基に外壁面の相当外気温を求め、初期温度を設定しているが、泊は建屋内の最高設計温度を保守的に外壁面の初期温度としている。ただし、泊も外気温や日射の影響を考慮した際の温度を算出し、設定した初期温度(50℃)が妥当であることは確認している。</p> <p>また、泊の海水ポンプについては、屋内設置ではあるものの、外気をそのまま取り入れる設計となっていることから、海水ポンプの初期温度については、過去10年間の気象実績より30℃としている。</p> <p>女川の復水貯蔵タンクについては、泊には屋外に同様の設備はないため記載していない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

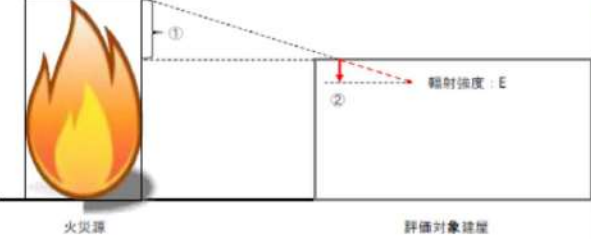
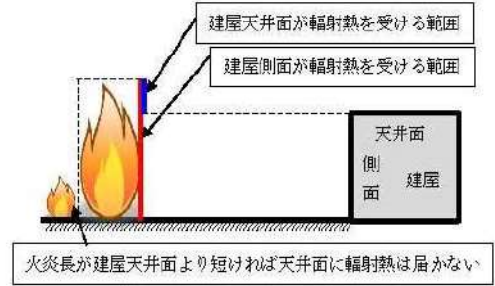
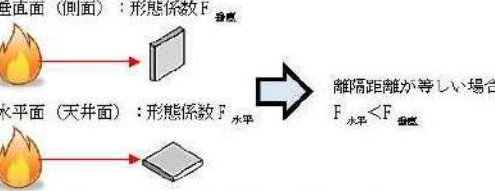
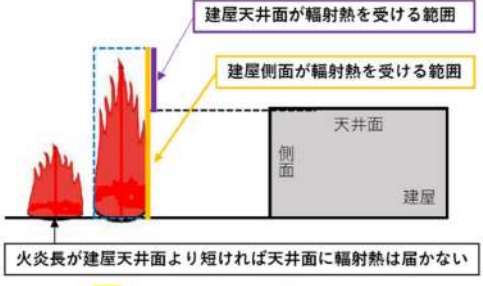
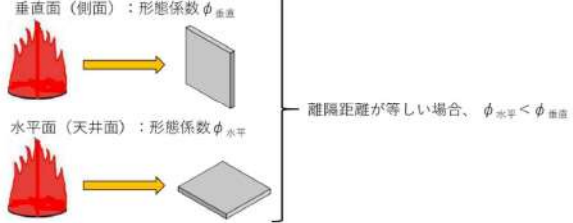
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 復水貯蔵タンクの初期温度 復水貯蔵タンクの初期温度は石巻・江ノ島の過去10年間の最高気温35.6℃に対して、保守的に切り上げ、外壁（コンクリート）面の初期温度と同様に50℃を外気温及び初期温度として設定する。</p> <p>3. 排気筒の初期温度 排気筒の初期温度は石巻・江ノ島の過去10年間の最高気温35.6℃に対して、保守的に切り上げ、外壁（コンクリート）面の初期温度と同様に50℃を外気温及び初期温度として設定する。</p>	<p>2. 排気筒の初期温度 排気筒の初期温度は外気温や日射の影響を考慮し保守的に切り上げ、外壁（コンクリート）面の初期温度と同様に50.0℃を初期温度として設定する。</p> <p>3. 原子炉補機冷却海水ポンプの初期温度 原子炉補機冷却海水ポンプの初期温度は泊発電所の過去10年間（2003年～2012年）の気温の99%を包含する30.0℃を外気温及び初期温度として設定する。</p>	

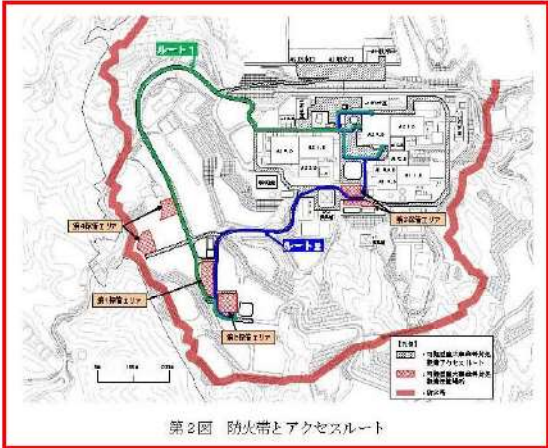
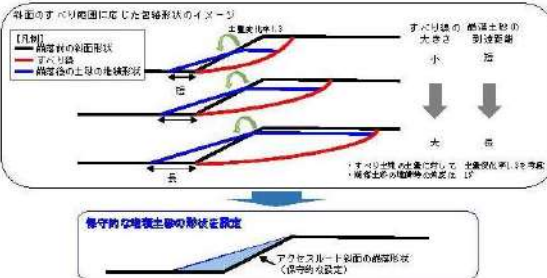
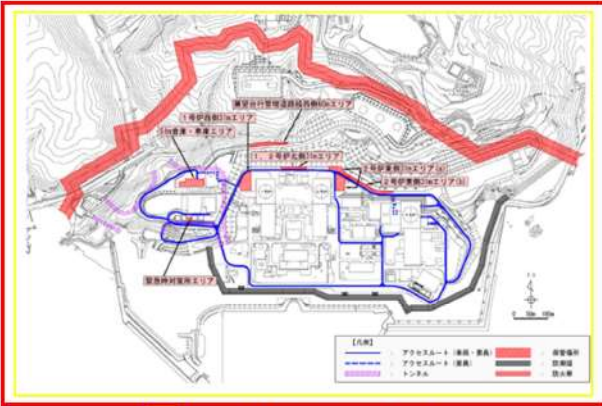
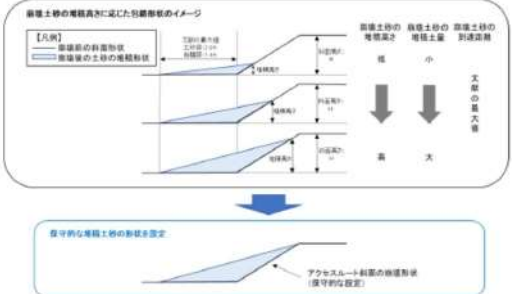
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉 添付資料5	女川原子力発電所2号炉 別紙2-6	泊発電所3号炉 別紙2-6	相違理由
<p style="text-align: center;">森林火災における温度影響評価について</p> <p>4. 屋根スラブの評価について</p> <p>屋根スラブの評価については、以下の2点から垂直外壁面より温度が高くなることはなく、垂直外壁面が受ける高さ分の輻射熱の影響を受けないことから、垂直外壁面の評価に包含される。火災源と屋根スラブの位置関係を下図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 屋根面に作用する円筒火炎は、建屋高さを引いた分の火炎高さであること。 ② 屋根面への輻射の入射角が浅く、温度上昇にあまり寄与しないこと。  <p style="text-align: center;">図 火災源と屋根スラブの位置関係図</p>	<p style="text-align: center;">建屋天井面への熱影響評価</p> <p>建屋側面への熱影響を実施したが、天井面についての熱影響を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火炎長が建屋天井面より短い場合は天井面に輻射熱は届かないことから熱影響はない。(第1図) ・火炎長が建屋天井面より長くなる場合は輻射熱が天井面に届くが、その輻射熱は側面の輻射熱より小さい。(第1図) ・火炎からの離隔距離が等しい場合、垂直面(側面)と水平面(天井面)の形態係数は、垂直面の方が大きいことから、天井面の熱影響は側面に比べて小さい。(第2図) ・コンクリートの厚さは側面より天井面の方が薄いことから、天井面の方が建屋内側の熱伝達による放熱の効果が大きくなるため熱影響は小さい。 <p>以上より、側面の熱影響を実施することで天井面の熱影響は包絡されることを確認した。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 天井面への輻射熱の影響</p>  <p style="text-align: center;">第2図 垂直面と水平面の形態係数の大きさ</p>	<p style="text-align: center;">建屋天井面への熱影響評価</p> <p>建屋側面への熱影響を実施したが、天井面についての熱影響を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火炎長が建屋天井面より短い場合は天井面に輻射熱は届かないことから熱影響はない。(第1図) ・火炎長が建屋天井面より長くなる場合は輻射熱が天井面に届くが、その輻射熱は側面の輻射熱より小さい。(第1図) ・火炎からの離隔距離が等しい場合、垂直面(側面)と水平面(天井面)の形態係数は、垂直面の方が大きいことから、天井面の熱影響は側面に比べて小さい。(第2図) ・コンクリートの厚さは側面より天井面の方が薄いことから、天井面の方が建屋内側の熱伝達による放熱の効果が大きくなるため熱影響は小さい。 <p>以上より、側面の熱影響を実施することで天井面の熱影響は包絡されることを確認した。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 天井面への輻射熱の影響</p>  <p style="text-align: center;">第2図 垂直面と水平面の形態係数の大きさ</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p>

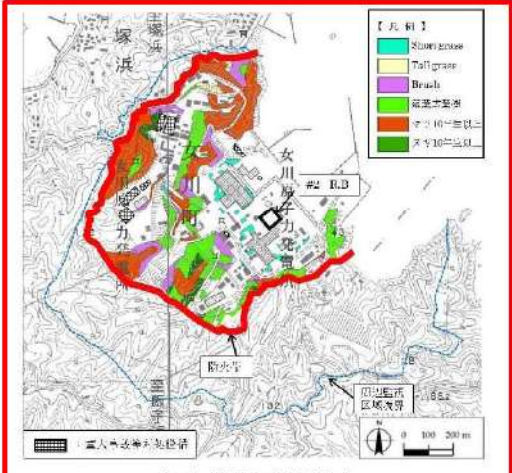

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙2-7</p> <p style="text-align: center;">斜面に設定している防火帯の地盤安定性の観点からの考え方について</p> <p>1. 防火帯の概要 防火帯は、第1図に示すとおり発電所設備の配置状況等を考慮し、干渉しないように設定している。 設定に当たっては、草木を伐採する等、可燃物を排除し、その後、モルタル吹付けを行い、草木の育成を抑制し、可燃物がない状態を維持する。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 防火帯位置</p> <p>2. 地震時の斜面崩壊による防火帯への影響評価 (1) 評価方針について 地震が起因となり、発電所敷地外にて森林火災が発生することは否定できないことから、安全上の配慮として、仮に地震と森林火災が重畳した場合を想定し、地震時の斜面崩壊による防火帯への影響評価を行う。</p> <p>(2) 森林火災が防火帯を突破する可能性について 森林火災（単独事象）の影響評価では、下記に示す保守的な前提条件としている。</p> <p>① 気象条件（湿度、気温、風速）は、過去10年間における森林火災発生件数の多い3～5月のうち、最も厳しい条件の組み合わせとしている。</p> <p>② 植生は、現地調査等で特定した樹種ごとに、より厳しい評価となるような林齢及び下草を設定している。</p> <p>③ 日照時間の影響を考慮し、防火帯近傍における火線強度が最大となるように森林火災の発火時刻を設定している。</p> <p>(3) 地震と森林火災重畳時の重大事故等への対応について 第2図に防火帯とアクセスルートを示す。</p>	<p style="text-align: right;">別紙2-7</p> <p style="text-align: center;">斜面に設定している防火帯の地盤安定性の観点からの考え方について</p> <p>1. 防火帯の概要 防火帯は、第1図に示すとおり発電所設備の配置状況等を考慮し、干渉しないように設定している。 設定に当たっては、草木を伐採する等、可燃物を排除し、その後、モルタル吹付けを行い、草木の育成を抑制し、可燃物がない状態を維持する。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 防火帯位置</p> <p>2. 地震時の斜面崩壊による防火帯への影響評価 (1) 評価方針について 地震が起因となり、発電所敷地外にて森林火災が発生することは否定できないことから、安全上の配慮として、仮に地震と森林火災が重畳した場合を想定し、地震時の斜面崩壊による防火帯への影響評価を行う。</p> <p>(2) 森林火災が防火帯を突破する可能性について 森林火災（単独事象）の影響評価では、下記に示す保守的な前提条件としている。</p> <p>① 気象条件（湿度、気温、風速）は、過去10年間における森林火災発生件数の多い4～6月のうち、最も厳しい条件の組み合わせとしている。</p> <p>② 植生は、現地調査等で特定した樹種ごとに、より厳しい評価となるような林齢及び下草を設定している。</p> <p>③ 日照時間の影響を考慮し、防火帯近傍における火線強度が最大となるように森林火災の発火時刻を設定している。</p> <p>(3) 地震と森林火災重畳時の重大事故等への対応について 第2図に防火帯とアクセスルートを示す。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による設定 防火帯の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>防火帯については、アクセスルートの周辺斜面の崩壊と同様の考えに基づき (第3図)、斜面崩壊に伴い防火帯に可燃物が流入し、延焼防止機能に影響がある場合は、機能の低下を想定する。</p> <p>防火帯の機能が低下した場合、防火帯の内側への森林火災の延焼が想定されるものの、発電所敷地内には道路 (幅 10m 程度) や非植生のエリアが多くあることから、更なる延焼の可能性は低いと考えられる (「別紙 2-8 防火帯内植生による火災について」参照)。</p> <p>よって、防火帯については斜面崩落を考慮しても防火帯の機能を維持されることから、アクセスルートは通行可能であり重大事故等に対処できる。</p>  <p>第2図 防火帯とアクセスルート</p>  <p>第3図 斜面崩壊時の堆積土砂の形状</p>	<p>防火帯については、アクセスルートの周辺斜面の崩壊と同様の考えに基づき (第3図)、斜面崩壊に伴い防火帯に可燃物が流入し、延焼防止機能に影響がある場合は、機能の低下を想定する。</p> <p>防火帯の機能が低下した場合、防火帯の内側への森林火災の延焼が想定されるものの、発電所敷地内には道路 (幅 10m 程度) や非植生のエリアが多くあることから、更なる延焼の可能性は低いと考えられる (「別紙 2-8 防火帯内植生による火災について」参照)。</p> <p>よって、防火帯については斜面崩落を考慮しても防火帯の機能を維持されることから、アクセスルートは通行可能であり重大事故等に対処できる。</p>  <p>第2図 防火帯とアクセスルート</p>  <p>第3図 斜面崩壊時の堆積土砂の形状</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによるアクセスルートの相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙2-8</p> <p>防火帯内植生による火災について</p> <p>第1図に防火帯内の現状の植生調査結果（平成26年8月～9月）を示す。原子炉施設及び重大事故等対処設備の周囲の植生はShortgrass, Brush, マツ10年生以上で火線強度が低くなる植生であり、防火帯内の植生による原子炉施設及び重大事故等対処設備に対する影響はない。</p> <p>なお、重大事故等対処設備からの出火を想定した場合、炎感知器や熱感知カメラにて火災の早期検知が可能であること、周囲の植生に延焼した場合を想定したとしても女川原子力発電所の防火帯内には道路（幅10m程度）や非植生のエリアが多くあることから、更なる延焼の可能性は低い。</p>  <p>第1図 防火帯内の植生調査結果</p>	<p>別紙2-8</p> <p>防火帯内植生による火災について</p> <p>第1図に防火帯付近の現状の植生調査結果（平成30年8月）を示す。発電用原子炉施設及び重大事故等対処設備の周囲の植生は一部が落葉広葉樹であるものの大半が短い草で火線強度が低くなる植生であり、防火帯内の植生による発電用原子炉施設及び重大事故等対処設備に対する影響はない。</p> <p>なお、重大事故等対処設備からの出火を想定した場合、炎検出設備や熱感知カメラにて火災の早期検知が可能であること、周囲の植生に延焼した場合を想定したとしても泊発電所の防火帯内には道路（幅10m程度）や非植生のエリアが多くあることから、更なる延焼の可能性は低い。</p>  <p>第1図 防火帯付近の植生調査結果</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違・地域特性による相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・地域特性による植生の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙2-9</p> <p>予防散水開始までの想定時間算出について</p> <p>防火帯付近の予防散水エリアへの予防散水開始時間について、過去の実績等からの想定する時間について以下に示す。</p> <p>1. 過去の実績 モニタリングポストへの予防散水訓練実績(平成26年3月～7月)から算定する。</p> <p>2. 化学消防自動車出動までの時間 モニタリングポストへの予防散水訓練実績は、初期消火要員の待機場所及び化学消防自動車の保管場所の配置が異なることから訓練実績ではなく、徒歩による移動実績より、想定時間を約15分とする。</p> <p>3. 化学消防自動車到着までの時間 移動速度が遅いモニタリングポスト4への予防散水訓練実績より、移動速度を12km/hにて算定する。</p> <p>4. 消火ホース敷設時間 敷設速度が遅いモニタリングポスト4への予防散水訓練実績より、消火ホース敷設速度を1.6本/分で算定する。なお、予防散水エリアの消火ホース敷設より条件が厳しいモニタリングポスト1を対象外として算定した。</p> <p>5. 放水開始までの時間 放水速度が遅いモニタリングポスト5への予防散水訓練実績より、4.5本/分で算定する。</p> <p>6. 想定時間の算定 各予防散水エリアに対して上記より算定を行う。算定した時間は項目毎に1分単位に切り上げる。</p>	<p style="text-align: right;">別紙2-9</p> <p>予防散水開始までの想定時間算出について</p> <p>防火帯付近の予防散水エリア及びモニタリングポスト・ステーションへの予防散水開始時間について、過去の実績等からの想定する時間について以下に示す。</p> <p>1. 過去の実績 防火帯付近の予防散水エリア及びモニタリングポスト・ステーションへの予防散水訓練実績(平成25年9月)から算定する。</p> <p>2. 消防自動車到着までの時間 移動速度が遅い防火帯付近の予防散水エリアへの予防散水訓練実績より、移動速度を10km/hにて算定する。</p> <p>3. 消火ホース敷設時間 同一作業であるモニタリングポスト No. 5への予防散水訓練実績より、2分とする。</p> <p>4. 放水開始までの時間 同一作業であるモニタリングポスト No. 5への予防散水訓練実績より、1分とする。</p> <p>5. 想定時間の算定 防火帯付近の予防散水エリア及びモニタリングポスト・ステーションに対して上記より算定を行う。算定した時間は項目ごとに1分単位に切り上げる。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる設備構成の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・訓練実績の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は防火帯付近の予防散水エリアとモニタリングポスト・ステーションへの予防散水活動は同一運用にて実施のため</p> <p>【女川】設計方針の相違・対象車両の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・訓練実績の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は訓練実績のあるモニタリングポストNo. 5と同一作業のため、本実績時間を見積もる</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は訓練実績のあるモニタリングポストNo. 5と同一作業のため、本実績時間を見積もる</p> <p>【女川】設計方針の相違・訓練実績の相違</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
		<p style="text-align: right;">別紙 2-10</p> <p style="text-align: center;">森林火災影響評価に関するデータの最新データについて</p> <p>1. はじめに 発電所敷地外で発生する森林による火災影響については、設置許可申請当時 (平成 25 年 9 月) の気象データ等を入力データとして、熱影響評価を行っている。 しかしながら、安全審査が長期化し、その間に、気象データ等が更新されていることから、その影響について確認することとする。</p> <p>2. 森林火災影響評価入力データの更新による影響 第1表に示す項目についてデータが更新されているが、気温・湿度・風速データが緩和されており、FARSITE による再解析の必要はない。</p> <p style="text-align: center;">第1表 森林火災影響評価入力データの更新</p> <table border="1" data-bbox="1352 616 1924 1034"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>2013年評価</th> <th>最新データ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ</td> <td>2009年</td> <td>2018</td> <td>2018年10月1日にデータ更新があったが、発電所周辺で大規模な土地変化がないことを確認済み</td> </tr> <tr> <td>北海道における 森林火災多い月</td> <td>4月から6月 (1989~2012年)</td> <td>4月から6月 (2012~2021年)</td> <td>下表参照</td> </tr> <tr> <td>気温</td> <td>30.0℃ 2012年6月30日 (2003~2012年)</td> <td>29.6℃ 2014年8月5日 (2013~2021年)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湿度</td> <td>13% 2009年4月22日 (2009~2012年)</td> <td>14% 2018年5月15日 2019年4月1日 (2013~2021年)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>29.7m/s 2010年4月14日 (2003~2012年)</td> <td>25.5m/s 2020年4月21日 (2018~2021年)</td> <td>FARSITEには上限値である27.8m/sを入力</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">月別出火件数 (「令和3年 林野火災被害統計書」北海道水産林務部より)</p> <table border="1" data-bbox="1352 1086 1951 1134"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>71</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	項目	2013年評価	最新データ	備考	基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ	2009年	2018	2018年10月1日にデータ更新があったが、発電所周辺で大規模な土地変化がないことを確認済み	北海道における 森林火災多い月	4月から6月 (1989~2012年)	4月から6月 (2012~2021年)	下表参照	気温	30.0℃ 2012年6月30日 (2003~2012年)	29.6℃ 2014年8月5日 (2013~2021年)		湿度	13% 2009年4月22日 (2009~2012年)	14% 2018年5月15日 2019年4月1日 (2013~2021年)		風速	29.7m/s 2010年4月14日 (2003~2012年)	25.5m/s 2020年4月21日 (2018~2021年)	FARSITEには上限値である27.8m/sを入力	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	件数	0	3	5	11	71	21	18	8	8	2	0	2	<p>【女川・大飯】 記載方針の相違 ・泊は過去に実施した森林火災影響評価に使用しているパラメータについて、至近実績との比較を行い、過去の評価結果に包絡されていることを確認している。</p>
項目	2013年評価	最新データ	備考																																																		
基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ	2009年	2018	2018年10月1日にデータ更新があったが、発電所周辺で大規模な土地変化がないことを確認済み																																																		
北海道における 森林火災多い月	4月から6月 (1989~2012年)	4月から6月 (2012~2021年)	下表参照																																																		
気温	30.0℃ 2012年6月30日 (2003~2012年)	29.6℃ 2014年8月5日 (2013~2021年)																																																			
湿度	13% 2009年4月22日 (2009~2012年)	14% 2018年5月15日 2019年4月1日 (2013~2021年)																																																			
風速	29.7m/s 2010年4月14日 (2003~2012年)	25.5m/s 2020年4月21日 (2018~2021年)	FARSITEには上限値である27.8m/sを入力																																																		
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																									
件数	0	3	5	11	71	21	18	8	8	2	0	2																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">別紙2-11</p> <p style="text-align: center;">FARSITE 入力条件の適切性について</p> <p>1. 気象条件の適切性について 森林火災の評価に用いた気象データについては以下のとおりである。FARSITE の入力条件については、2003年から2012年の10年間の気象データのうち、森林火災の発生件数の多い4月から6月までの厳しい条件を選定した。</p> <p>(1) 風向 発火点1の評価には正時前10分値である1時間値の最多風向を採用した。最多風向は東であった。 なお、10分値は6秒(Z点については5秒)周期収集風向の10分間の最多風向である。</p> <p>(2) 風速 評価には、正時前10分値である1時間値の最大風速を採用した。最大風速29.7m/sは2010年4月14日に出現している。FARSITE の風速パラメータに入力できる最大値は100km/h(27.8m/s)であるためFARSITE には100km/hを入力している。 なお、10分値は6秒(Z点については5秒)周期収集風速の10分平均値である。</p> <p>(3) 気温 評価には、6秒周期収集の最高気温を採用した。最高気温30.0℃は2012年6月30日に出現している。</p> <p>(4) 湿度 評価には、6秒周期収集の最小湿度を採用した。最小湿度13%は2003年4月22日に出現している。</p> <p>採用した最高気温等が出現した日について、気象観測指針に基づき1時間値のデータを添付1に示す。添付1より、瞬時値を採用した評価の方が厳しくなる。なお、1時間値は正時前10分値、10分値は6秒周期収集の10分平均値である。 よって、最大風速は、FARSITE の入力上限値を上回っているが、気温及び湿度に関しては瞬時値を使用し保守性があることから解析全体としての保守性は保たれている。</p> <p>2. 解析の開始時間について 添付2「解析開始時間について」のとおり、火線強度が最大となるよう、解析の開始時間に係わる感度解析を実施し、開始時間を適切に設定している。</p>	<p>【女川・大飯】 記載方針の相違 ・泊はFARSITE へ入力しているパラメータについて、気象条件及び解析開始時間の設定の妥当性を説明している。(解析開始時間の設定について、大飯は後段の添付資料3にて記載。女川は本文中に記載している。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3. 植生の適切性について 発電所周辺の植生に応じて適切に FARSITE 入力条件を設定している。</p> <p>(1) 森林簿データを使用した設定 針葉樹については林齢で10年ごとにグルーピングし、森林簿データを使用し可燃物量を設定している。落葉広葉樹は一般に高齢で下草の状況は林齢によってほとんど変わらないこと、林床のササの繁茂は考慮せず、高木に加え草や灌木が存在する状況を想定して、可燃物量が多いデータを設定している。</p> <p>(2) 泊発電所周辺の植生データ 泊発電所周辺の植生データは林齢情報が得られてないため、針葉樹については火線強度がもっとも大きくなる独自設定した「トドマツ+その他針葉樹（林齢10年生未満）」を適用する。落葉広葉樹については森林簿データと同じデータを適用する。その他の植生については FARSITE のデフォルトパラメータの中から適切な可燃物パラメータを選択している。</p> <p>(3) 土地利用データを使用した設定 泊発電所周辺の植生データは林齢情報が得られてないため、森林については火線強度がもっとも大きくなる独自設定した「トドマツ+その他針葉樹（林齢10年生未満）」を適用する。また、田及びその他の農用地は Tall grass、荒地は Brush とした。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																													
		<p style="text-align: right;">添付1</p> <p style="text-align: center;">最高気温等が出現した前後のデータ</p> <p>2012年6月30日 気温30.0℃記録日 気象データ (1時間値)</p> <table border="1" data-bbox="1350 295 1944 944"> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th>Z点風速[m/s]</th> <th>A点風速[m/s]</th> <th>気温[℃]</th> <th>湿度[%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1時</td><td>7.6</td><td>7.6</td><td>16.4</td><td>74</td></tr> <tr><td>2時</td><td>1.9</td><td>1.9</td><td>15.7</td><td>76</td></tr> <tr><td>3時</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>15.0</td><td>82</td></tr> <tr><td>4時</td><td>5.6</td><td>5.8</td><td>14.1</td><td>80</td></tr> <tr><td>5時</td><td>5.9</td><td>5.9</td><td>13.8</td><td>83</td></tr> <tr><td>6時</td><td>4.7</td><td>4.7</td><td>15.3</td><td>77</td></tr> <tr><td>7時</td><td>4.0</td><td>4.0</td><td>17.7</td><td>68</td></tr> <tr><td>8時</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>20.9</td><td>59</td></tr> <tr><td>9時</td><td>0.9</td><td>0.9</td><td>19.7</td><td>67</td></tr> <tr><td>10時</td><td>2.5</td><td>2.5</td><td>24.5</td><td>55</td></tr> <tr><td>11時</td><td>2.7</td><td>2.7</td><td>26.7</td><td>49</td></tr> <tr><td>12時</td><td>4.0</td><td>4.0</td><td>28.6</td><td>38</td></tr> <tr><td>13時</td><td>2.1</td><td>2.1</td><td>27.4</td><td>43</td></tr> <tr><td>14時</td><td>2.5</td><td>2.5</td><td>28.9</td><td>38</td></tr> <tr><td>15時</td><td>3.8</td><td>3.8</td><td>27.7</td><td>38</td></tr> <tr><td>16時</td><td>2.2</td><td>2.2</td><td>25.2</td><td>49</td></tr> <tr><td>17時</td><td>4.7</td><td>4.7</td><td>25.7</td><td>45</td></tr> <tr><td>18時</td><td>2.3</td><td>2.3</td><td>24.6</td><td>45</td></tr> <tr><td>19時</td><td>8.3</td><td>8.3</td><td>23.8</td><td>49</td></tr> <tr><td>20時</td><td>11.0</td><td>11.0</td><td>22.3</td><td>58</td></tr> <tr><td>21時</td><td>9.4</td><td>9.4</td><td>21.5</td><td>55</td></tr> <tr><td>22時</td><td>9.6</td><td>9.6</td><td>21.0</td><td>54</td></tr> <tr><td>23時</td><td>11.9</td><td>11.9</td><td>20.9</td><td>52</td></tr> <tr><td>24時</td><td>9.4</td><td>9.4</td><td>20.4</td><td>54</td></tr> </tbody> </table>	時刻	Z点風速[m/s]	A点風速[m/s]	気温[℃]	湿度[%]	1時	7.6	7.6	16.4	74	2時	1.9	1.9	15.7	76	3時	2.0	2.0	15.0	82	4時	5.6	5.8	14.1	80	5時	5.9	5.9	13.8	83	6時	4.7	4.7	15.3	77	7時	4.0	4.0	17.7	68	8時	4.3	4.3	20.9	59	9時	0.9	0.9	19.7	67	10時	2.5	2.5	24.5	55	11時	2.7	2.7	26.7	49	12時	4.0	4.0	28.6	38	13時	2.1	2.1	27.4	43	14時	2.5	2.5	28.9	38	15時	3.8	3.8	27.7	38	16時	2.2	2.2	25.2	49	17時	4.7	4.7	25.7	45	18時	2.3	2.3	24.6	45	19時	8.3	8.3	23.8	49	20時	11.0	11.0	22.3	58	21時	9.4	9.4	21.5	55	22時	9.6	9.6	21.0	54	23時	11.9	11.9	20.9	52	24時	9.4	9.4	20.4	54	
時刻	Z点風速[m/s]	A点風速[m/s]	気温[℃]	湿度[%]																																																																																																																												
1時	7.6	7.6	16.4	74																																																																																																																												
2時	1.9	1.9	15.7	76																																																																																																																												
3時	2.0	2.0	15.0	82																																																																																																																												
4時	5.6	5.8	14.1	80																																																																																																																												
5時	5.9	5.9	13.8	83																																																																																																																												
6時	4.7	4.7	15.3	77																																																																																																																												
7時	4.0	4.0	17.7	68																																																																																																																												
8時	4.3	4.3	20.9	59																																																																																																																												
9時	0.9	0.9	19.7	67																																																																																																																												
10時	2.5	2.5	24.5	55																																																																																																																												
11時	2.7	2.7	26.7	49																																																																																																																												
12時	4.0	4.0	28.6	38																																																																																																																												
13時	2.1	2.1	27.4	43																																																																																																																												
14時	2.5	2.5	28.9	38																																																																																																																												
15時	3.8	3.8	27.7	38																																																																																																																												
16時	2.2	2.2	25.2	49																																																																																																																												
17時	4.7	4.7	25.7	45																																																																																																																												
18時	2.3	2.3	24.6	45																																																																																																																												
19時	8.3	8.3	23.8	49																																																																																																																												
20時	11.0	11.0	22.3	58																																																																																																																												
21時	9.4	9.4	21.5	55																																																																																																																												
22時	9.6	9.6	21.0	54																																																																																																																												
23時	11.9	11.9	20.9	52																																																																																																																												
24時	9.4	9.4	20.4	54																																																																																																																												